

第V章 考 察

1 木 簡

A 長屋王邸の住人と家政運営

i はじめに

ここでは、主に八坪東南の南北溝SD4750から出土した「長屋王家木簡」を用いて、平城京左京三条二坊一・二・七・八坪に居住・勤務した人々とその家政運営について考える。また、その他の出土文字資料から、左京三条二坊の地の奈良時代を通じての変遷にも触れる。なお、木簡の引用は、巻末の「出土木簡釈文(抄)」に掲げたものはNoで表わし、それ以外については出典を示す。『平城宮発掘調査出土木簡概報』は、号数と頁数を「城21-6」のように略記する。

「長屋王家木簡」は、古代貴族の日常生活を知る上で、この前後の時代を見渡しても、比類のない史料群である。家政機関の存在、家政運営のための様々な部署や職名、そこに働く人々の動向、領地や封戸の所在地とその経営、それらの地からの日々の物資搬入状況や邸内外への支給など、貴族の家政運営を具体的に明らかにすることのできる材料、しかもそれが木簡という第一次史料の形で呈された。また、木簡群の年紀は和銅3年(710)～靈龜3年(717)と、従来史料の少ない奈良時代初期のものであり、¹⁾ 編纂史料や律令の規定とは別の角度から8世紀前半の歴史を検討することも可能になろう。これら以外にも、様々な方面で奥深い研究の展開・展望を期待させる史料群であるが、以下、上記の課題に限定して、考察を試みる。

ii 邸宅の住人

今、「長屋王家木簡」という言葉を用いてきたが、木簡出土当初から、左京三条二坊一・二・七・八坪の邸宅の主は誰か、また木簡を残した家政機関は誰のものであったかが大きな問題点とされてきた。

まず、木簡にみえる固有名詞を冠する「宮」「御所」などを整理すると、Tab.50のようにな「宮」「御所」
る。このうち、邸内に存したものがどれであることを確認しよう。Tab.50のうち、Aは長屋王の父高市皇子を指すが、習書風の木簡なので、一応考察対象から除く。Eもわずか1点で、荷札木簡にみえるものであるが、氷高内親王(靈龜元年9月に元正天皇として即位)がこの邸宅に幸じた際のもの、あるいは氷高内親王のもとから送られてきたものなど、いくつかの可能性で説明でき、やはり対象外となる。その他、地名を冠するI・Jは邸外に存した可能性が高い。個人名を冠するF～Hに関しては、例えば「山形皇(王)子宮」には帳内・御湯曳人・□(女

1) 「長屋王家木簡」の概要は、奈文研『平城京長屋王邸宅と木簡』1991(以下、『長屋王概報』と称する)、本書第IV章1Bを参照。

か) 豎 (No.46)、「竹野王子宮」(e「竹野王子御所」も同じ)には女医や奴婢、また「竹野王子山寺」(No.47)などもみえており、独立した資産や家政運営の存在も想定されるが、彼らは米支給の伝票木簡に支給対象としてしばしば現われており、所在地は邸内・外双方の可能性はある。独立した資産や機構の存在を考慮して、ここでは邸外でもごく近接した場所に居住していたとみておく。

とすると、残るのはB～Dとa～dであり、これらが邸内に存したものである可能性が高いと考える。人名を冠するB・c・dは問題ないとして、これ以外のものについて説明しておこう。D西宮については、まず次の点が指摘できる。B・Cが荷札や付札に記され、邸外にも通用した名称であるのに対して、Dは米飯支給木簡のみにみえ、いわば邸内の通称ではなかったかということである。西宮の名称は、平城宮木簡にもあり、宮内の一地域を指す言葉として用いられている。宮内の場合は色々と解釈があり、定説はないが、東宮に対して、その西にあたる内裏地区を西宮と呼んだとする説(『平城宮木簡一』解説)、東区の内裏や大極殿・朝堂院地域に対して、その西にあたる中央区の旧大極殿地域を西宮と称したとみる説(『平城宮報告XIV』p.157)などが呈されており、いずれにせよ西宮は相対的な位置を示す用語であった。一方、諸橋轍次『大漢和辞典』によれば、滕妾、妃嬪など、特定の人物の居住地域を指す用法もあり、この可能性も考慮して、本項のVにおいて後述することにした。a「御所」は、特に固有名詞や冠称をつけない点や、b「内親王御所」との表現があることからみて、この邸宅の主人の居所とbその妻たる内親王の居所を指した表現と推定される。以上の検討からは、邸外にも通用するB長屋王関係の名称とその妻吉備内親王や、C北宮が、この邸宅の主人について考える基礎材料となる。

長屋王の変との関係

『続日本紀』(以下、『続紀』と略す)によると、神亀6年(729)2月、長屋王の変に際して、「長屋王宅」で自尽したのは、長屋王、吉備内親王と諸王子たちであった。これらを試みに「長屋王家木簡」に現われる人物(Fig.76)と比較すると、(イ)藤原不比等の女とその所生子は木簡にまったくみえない、(ロ)長屋王の変で自尽した人々は木簡に出てくる人物とつながりを持っていることがわかる。つまり、不比等の女は「長屋王宅」に居住しておらず、長屋王、妻吉備内親王や不比等の女以外の妻妾とそれらの所生子が「長屋王宅」に住んでいたことが推

1) 竹野王子は系譜不明の人物である。奈良県高市郡明日香村稲淵龍福寺所在の竹野王塔銘には「天平勝宝三年歳次辛卯四月廿四日庚子従二位竹野王」とあり、この塔銘には「朝風南」との所在地名がみえ、『万葉集』巻1-75の長屋王の歌にみえる「朝風」、木簡にみえる「旦風」(No.12)と同様の地を指すものと考えられ、この竹野王子との関係を想定させる。『続紀』には天平11年正月丙午条(正四位下→従三位)、天平勝宝元年4月丁未条(→正三位)、同3年正月己酉条(→従二位)に竹野女王への叙位記事があり、これらはいずれも同一人物と思われる。この竹野女王に関しては、『公卿補任』天平16年条尻付に天智10年生とあるが、その比定について二つの説が呈されている。一つは位階の昇進が山形女王(木簡にみえる山形王子)より若干遅れるので、『公卿補任』の生年を天武10

年の誤りとみて、長屋王・山形女王の妹とみる立場(大山誠一「所謂『長屋王家木簡』の再検討」『木簡研究』11, 1989, 同『長屋王家木簡と奈良朝政治史』1993)、もう一つは天智10年生という点から、草壁皇子の夫人の1人の可能性や、龍福寺は義淵が建立し、義淵は『元亨釈書』・『扶桑略記』に天智天皇により「皇子と同じく岡本宮において鞠育せらる」とあることから、天智天皇との関係を考えるべしとする立場である(鬼頭清明「長屋王家木簡二題」『白山史学』26, 1990)。今、俄かに両説の当否を決めることはできないが、仮に天智10年生で、天平勝宝3年まで生存したとすると、80才近くまでの長命であったことになり、世代的にはやはり長屋王と同じかそれより上とするのがよいと思われる。木簡を残した家政機関との関係については今後の課題としたい。

「宮」		点数	「御所」		点数
A	後皇子命宮	1	a	御所	多数
B	長屋親王、長屋皇宮 長屋皇（王）子宮	17	b	内親王御所、 内御所、内	多数
C	北宮	16	c	安倍大刀自御所	1*
D	西宮	多数	d	石川夫人所	1*
E	氷高親王宮	1	e	竹野王子御所	5*
F	山形皇（王）子宮	4*			
G	竹野王子宮	6*			
H	門部王宮	1			
I	春日宮	3			
J	都祁宮	1			

*某宮、某御所と記されるのはその点数だけであるが、人名としては木簡に見える例が他にもあることを示す。

Tab.50 木簡に見える「宮」「御所」

定できるのである。

以上のような視点および「長屋親王宮」「長屋皇（子）宮」「吉備内親王」(後掲)などの個人名の表記からは、邸宅の主人を確定することは一見簡単であるように思われるが、木簡には少なくとも2系統の家令職員が存在する。この二つの家政機関の主人の比定とその関係の理解が問題解明の大きな鍵となる。二つの家政機関とはそれぞれ、I家令と(大・少)書吏、II家令、扶、従、大・少書吏という職員構成をもつ機関である。

二つの家政機関

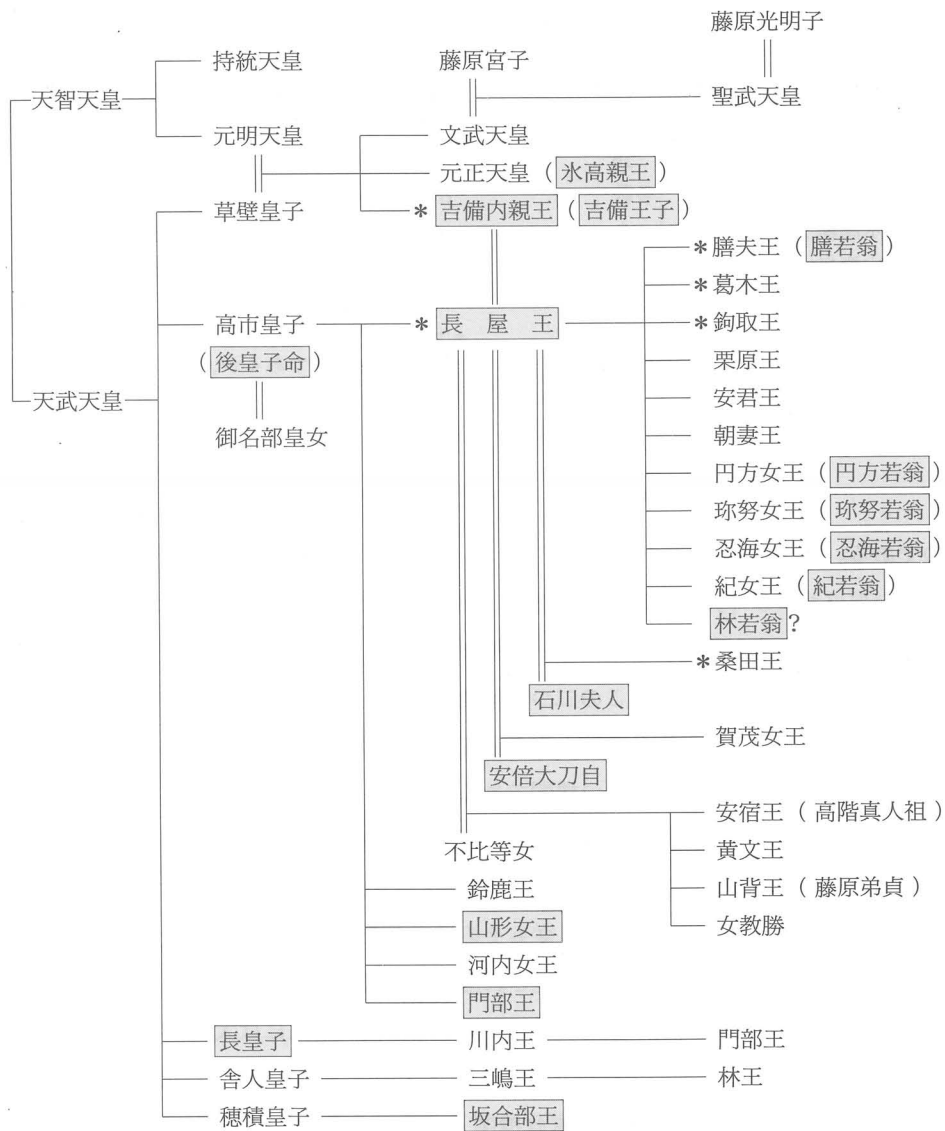
ここでI系統とII系統の家政機関をめぐる学説と問題点を簡単に整理しておきたい。まず、I系統の家令職員の構成に関しては説が分かれ、①基本的には家令、書吏と理解する、②米支給の伝票木簡に散見する大・少書吏や家扶・従もその構成員とみなす、の二つに大別できる。¹⁾①であれば、当時三位の長屋王の可能性が想定され得るが、②の大・少書吏などを含む家令職員構成では、和銅3年～霊龜3年に三位の長屋王、三品の吉備内親王には大・少書吏は存在しない筈 (Tab.51) であるから、別の可能性を考えねばならなくなる。次にIIは、家令職員の構成 (Tab.51) からみて、二品相当の者の家政機関となる。ここでも同様に、長屋王と吉備内親王の位階は、この家政機関の構成と合致しないという問題が生じることになる。

研究史の整理

この点の解明へのアプローチとしては、大別して二つの立場が存する。²⁾あくまで律令の規定を楯に、大・少書吏を有する家政機関の本主に二品相当の人物を比定しようとする立場と、木簡の内容に即し、少々律令の規定にはずれる場合もあるという立場であり、これらは本来親王の子で王である長屋王に対して「長屋親王宮」と記す例があること、「夫人」「侍従」など天皇関係と目される語が存するなど、木簡に現われる用語の理解の仕方にも関わる見解である。前者では、I系統の家令職員を家令と大・少書吏と解した場合、I系統も含めて、長屋王の可能性は排除されることになるが、木簡に散見される前掲の長屋王関係の固有名詞をもつものに対する納得のいく説明が必要となる。一方、後者の立場では、なぜ律令の規定にはずれるのか

1) ①は渡辺晃宏「長屋王家木簡と二つの家政機関」『奈良古代史論集』2, 1991, 八木充「長屋王家木簡」と皇親家令所」『日本史研究』353, 1992, 森公章「長屋王家木簡再考」『弘前大学国史研究』96, 1994, 平石充「長屋王家木簡」に見える家政

機関」『史学研究集録』17, 1992など。②はp.364 註1) 大山前掲書, 森田悌「北宮と長屋王」『東アジアの古代文化』73, 1992, 同「長屋王の謎」1994 2) 研究史は註1) 八木・平石前掲論文を参照



■ は木簡にみえる人物

* は長屋王の変で自尽した人物

(桑田王、賀茂女王の母については『本朝皇胤紹運録』『万葉集』を参照した)

系譜不明で木簡にみえる人物は以下の通り

(※は『日本古代人名辞典』で比定できそうな人物)

竹野皇(王)子※ 矢鉤王※ 田持王 額田部王 粟田王子※ 石川王※

太若翁 馬甘若翁 小治田若翁※

Fig. 76 長屋王の家族関係

	家令	扶	従		書吏	
			大	小	大	小
親王一品	1 従五下	1 従六上	1 従七上	1 従七下	1 従八下	1 大初上
二品	1 正六上	1 正七上		1 従七下	1 大初上	1 大初下
三品	1 従六上	1 従七上		1 正八下		1 少初上
四品	1 正七上	1 従七下		1 従八上		1 少初上
職事一位	1 従五下	1 従六上	1 従七上	1 従七下	1 従八下	1 大初上
二位	1 従六上	—		1 正八下	1 少初上	1 少初上
正三位	1 従七上	—		—		2 少初下
従三位	1 従七下	—		—		1 少初下

Tab.51 家令の人数と相当位

という説明を要する。そこで第3の立場として、両者を総合し、律令の規定にも合致し、また木簡の内容にも即した理解の方法が模索される訳である。特にII系統の家令職員をめぐる諸問題の解明は、I系統の主人比定や北宮の理解にも関係し、木簡群の内容理解に大きな齟齬を来す面があるだけに、その検討が重要になる。II系統の家政機関に関する学説は次のようである¹⁾。

A 吉備内親王説 先に公刊した『長屋王概報』で呈した立場である。吉備内親王は長屋王の妻で、元明天皇の子にあたる。『統紀』天平元年(729)2月甲戌条にはその家令や帳内が、また平城宮跡第222次調査出土の木簡には「故二品吉備内親王宮」(城26-10)とみえ、その家政機関が存したのはまちがいない。木簡には「吉備内親王大命以符」ではじまり、II系統の家令職員の署名を持つ文書木簡(No.3)があり、これを大きな論拠として、この説を呈した。ただし、吉備内親王が二品になるのは神亀元年(724)2月のことであり、木簡の時期には三品であって、IIの家令職員の構成とは合致しない。管見の限りでは、他に本主の位階と家政機関の構成が律令の規定に矛盾する例はない。また、先の木簡についても、命令を下す人物名が自己の家政機関の奉じる文書に固有名詞で現われるのはおかしいとみて、他の「大命」木簡とは異なり、特別に吉備内親王の命令を奉じたので、「吉備内親王」という限定詞が付いたのだとする意見も出されてお²⁾り、再考を要する。そこで以下のような説が呈された。

1) A…寺崎保広「長屋王家の文書木簡」『日本歴史』500, 1990, 森公章「長屋王邸宅の住人と家政機関」『長屋王概報』1991, p.365註1) 渡辺・平石前掲論文 B…p.364註1) 大山前掲論文・書, 永井路子「長屋王邸はほんとうに『長屋王邸』か」『異議あり日本史』1992, 森田悌「北宮木簡」『東アジアの古代文化』63, 1990, p.365註1) 森田前掲論文 C…p.365註1) 八木前掲論文, 八木充「長屋王と万葉歌」『上代文学』69, 1993 D…

東野治之「古文書・古写経・木簡」『水荃』7, 1989, 同「古代人の日常文」『週刊朝日百科日本の歴史別冊』4, 1990, 福原栄太郎「長屋王家形成についての基礎的考察」『続日本紀研究』277, 1991, p.365註1) 森前掲論文
2) 東野治之「長屋王家木簡の文書と家政機関」『大阪大学教養部研究集録』40, 1992, p.365註1) 八木前掲論文, p.364註1) 大山前掲書

B 氷高内親王（元正天皇）説 Bは「氷高親王宮」宛の荷札木簡があること（No105）、氷高は『統紀』和銅7年正月己卯条に二品とみえ、IIの家政機関の本主の位階と合致することが主な根拠である。

氷高内親王は吉備内親王の姉妹で、長屋王とのつながりもなくはないが、彼女が「大命」の主体であるならば、独身の彼女がなぜ長屋王の姉妹山形女王や、弥努若翁や林若翁などの長屋王の子女に関して細々と物品支給の指示をする（No1）のか、また氷高内親王は靈龜元年正月癸巳条で一品になっているのに、IIの家令職員の構成はその後に変化していないという点、同年9月には元正天皇として即位しているのに、なぜ即位後も家政機関が維持されたのかなどの疑問がある。先の荷札木簡の理解については、先述のように様々な可能性が考えられるので、決め手にはならない。B説の論者には、即位前の氷高内親王が左京三条二坊一・二・七・八坪の南の六坪の地（特別史跡 平城京左京三条二坊宮跡庭園）に「南宮」を構えて居住したとする意見もあるが、長屋王の時期の六坪は出土する瓦からみると一・二・七・八坪との共通性は小さく、むしろ藤原氏との関連が想起される（第V章1B, p. 449～450参照）。即位前の氷高内親王の生活ぶりは如何であったか、独自の宮を営んだのか否か、母元明天皇と同居していたのではないかなどを、さらに検討する必要があるだろう。

C 御名部内親王説 御名部内親王は元明天皇の姉妹で、長屋王の母にあたる。この説では「北宮」を、高市皇子の香具山之宮＝南宮に対して、その妻御名部が平城京で営んだ宮とする。御名部内親王は、『万葉集』巻1-76・77では和銅元年（708）の元明即位時での生存が確認できるが、『統紀』では慶雲元年（704）正月壬寅条の封戸100戸加増以外には動向が不明である。神龜5年（728）長屋王願経（『大日本古文書』以下、大日古と略す）24-5～6）に「奉資登仙二尊（長屋王の父・母）神靈」とあり、この時点での死没は知られるが、「長屋王家木簡」の時期の存否は不詳とせねばならない。また、C説では、木簡中の固有名詞の付かない「内親王」「御所」を御名部内親王にあてては、その比定の是非は決め手がなく、なによりも御名部内親王の名前や関連を窺わせる材料が木簡に全く現われないという点は問題であろう。さらに、御名部が二品であったという明証はないし、妻が夫の宮を継承する例、Iを長屋王の家政機関とみた場合、母と成人男子が同居する例の是非の検討も必要となる。また、御名部の父天智天皇が建立した志賀山寺（崇福寺／No1に「志我山寺」がみえる）との関係という指摘は、例えば『万葉集』巻2-115「穂積皇子に勅して近江の志賀山寺に遣はす」とあり、天武系皇族も志賀山寺との関係を有しており、御名部内親王以外の人物でも充分関連を説明できるのではなかろうか。志賀山寺との関係をC説の傍証とするのは困難であろう。

D 高市皇子の家政機関継承説 長屋王の父高市皇子の家政機関を継承したとする説で、高市皇子は『日本書紀』（以下、『書紀』と略す）持統10年（696）7月庚戌条で浄広壺・太政大臣で薨じており、「後皇子尊」と称されていた。先には一応考察対象外としたが、木簡にも「後皇子後皇子命宮」（No127）と記した習書風のものが¹⁾あり、浄広壺を二品相当とみるところからD説

1) 庄司浩「天武十四年皇親冠位制について」『立正史学』34, 1970。なお、倉本一宏「皇親冠位の変遷について」『続日本紀研究』249, 1987は一品にあてての見解を呈しており、定説はないようである。しかし、持統9年（695）正月に浄広式を授けら

れた舎人親王、文武4年（700）正月に浄広式を授けられた新田部親王は、大宝令施行後の慶雲元年（704）正月にはそれぞれ二品、三品とみえており、舎人親王の官位上昇を想定して、浄広壺を二品相当とする見方を支持しておきたい。

が呈されている。また、木簡に窺われるこの邸宅の財産形成（耳梨・木上などの領地、高市皇子の母の実家にあたる筑前国宗像郡司家とのつながり〈No.113〉など）や、家令としてみえる赤染豊嶋（No.85・143）の人的系譜（壬申の乱で高市皇子に供奉した従者に赤染造徳足がみえる『書紀』天武元年6月甲申条）などに高市皇子の影が色濃くみえるのも重要な指摘である。ただ、この観点は古代における家の継承の問題にも大きく関わる。高市皇子に贈官・贈位が行われ、死後も家政機関を維持することが許されたのか否か、またIを長屋王の家政機関とみた場合、それとは別にIIが存在する理由とは何か、など解明すべき点が多い。なお、Bには氷高と吉備あるいは氷高・吉備・長屋王の3者の家政機関を考える説があるが、Iを長屋王の家政機関とすれば、以上のC・Dでは木簡から吉備内親王の家政機関が抽出できなくなり、この点を如何に考えるかも問題である。

以上、各説の紹介と問題点を掲げた。その当否については適宜後に触れるとして、ここでは 考察の前提 以下の考察の前提として、次のような指摘・視点に留意しておきたい。

まず「長屋王家木簡」の内容分類を行うと、Fig.77のように、大きく α 物品の進上、 β 物品支給、 γ 物品請求の3つのタイプに分かれる。 α は邸外の機関や国郡からの進上状ないし荷札の形で邸内に物資が搬入されるもの、 β は「長屋王家木簡」の中で最も点数の多い米支給の伝票木簡を中心に、物品の支給の際に用いられる木簡、 γ は人・物の請求を行ったり、人や物の配分や支給についての指示を行う文書木簡などである。これらのうち、 β ・ γ については、概ねI— β 、II— γ の対応をみせる¹⁾。これはIとIIの家政機関の役割の相違を示唆するものである。

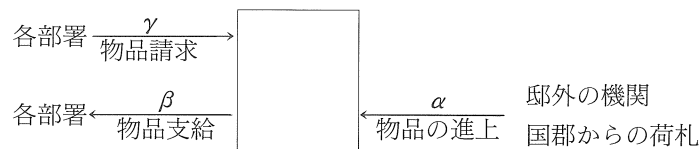


Fig.77 物品の動きと木簡

次に「長屋王家木簡」の年代である。木簡群の年紀は先に触れた通りであるが、 β のタイプの米支給の伝票木簡の分析から、大部分のものは靈龜2年のものではないかという見解が呈されており、年紀がないものでも、II系統の家令職員の署名を持つ文書木簡には靈龜2年のものが多いと考えられる（本書第IV章1B）。II系統の家令職員の署名がみえる木簡は、和銅5年7月15日のものを初見とし、年紀のないものを靈龜2年とみなせば、靈龜2年9月21日のものまでが存する。とすると、靈龜2年まで家令職員の構成は変わらなかった、つまり本主の位階に変化がなかったとみなければならない。また、II系統の家政機関はI系統と並存していたこともまちがいない。

そして、「奈良務所（処）」²⁾「奈良宮」という表記をもつ木簡や、時刻を記した木簡の存在に関する視点も重要である。「長屋王家木簡」の中には、「奈良務所（処）」宛に様々な指示や命

1) p.367註1) 寺崎・森前掲論文

究』18, 1991, p.367註2) 東野前掲論文, p.365

2) 東野治之「長屋王家木簡の文体と用語」『万葉集研

註1) 渡辺前掲論文

令を伝達する木簡がみられる (Tab.52)。これらは、主に γ のタイプの木簡に現われ、IIの家政機関が様々な要求を伝える宛先であった。「務所(処)」「司所」などは、木簡が出土しその多くを占める伝票木簡に署名するIの家政機関が所在した左京三条二坊の地の家政の実務を執行する中枢部を示す表現と考えられる(本書第IV章1B)ので、それに「奈良」が冠せられるのは、正倉院文書中の石山、『万葉集』の恭仁京からの「奈良」の呼称の用法を考慮すると、「奈良」(=平城京)以外の地からの呼称ではないか。したがって、II系統の家政機関の所在地は、木簡群が廃棄された左京三条二坊の地以外の場所に求めなければならないのではないかとということになる。「巳時」など文書の末尾に発信時刻を記した木簡の存在(No.4など)も、同一邸内ならいくら広くても不要であって、I系統とII系統の家令職員が互いに離れた場所に存した可能性を裏付けるものである。

このように、I系統とII系統の家令職員は本来別の場所にいたようであるが、一方で、これらが全く別個の家政機関であるなら、「家令」などの職名表記だけで、姓名を記さないで済むというのはおかしく、平行関係を示す文書形式である移と下達文書の形式である符の使い分けが不明瞭である点、また β の伝票木簡中には、置始佐官=II系統の家政機関の第四等官である少書吏置始国足が給米に与る例(城21-18)や日下に大・少書吏、さらに家扶・従までもが署名する例(城21-18、城27-8・12など)があり、彼らが「奈良務所」の地にいたと考えられる例が存する点など、家令職員の勤務地が截然と分かれていた訳ではなく、二つの家政機関が融合していた可能性が高いという見解にも注目したい¹⁾。

以上の4点を以下での考察の前提とし、二つの家政機関の存在、所在形態の問題や「北宮」の意味と内容の解明などを試み、左京三条二坊の地の邸宅の本主や住人と家政の運営のあり方などに検討を加えることにしたい。

iii 二つの家政機関

長屋王の 家政機関

まず、I系統の家政機関については、伝票木簡の作成は基本的にはI系統の家政機関の事務であり、伝票木簡中の日下に署名する大・少書吏や家扶・従をI系統の家令職員に含めて考える理解には従い難い。これらはII系統の家令職員と識別すべきである。したがって、I系統の家令職員は、やはり基本的に家令と書吏からなる構成をとると理解される。そうすると、「従七位上行家令赤染豊嶋」という記載(No.85)が注目される。これは相当位(Tab.51)と行守の規定からみて、従三位の者の家令であることを示し、「長屋王家令所」宛の雅楽寮移の存在(No.9)を考慮すると、I系統の家政機関を当時従三位(靈龜2年正月に正三位)であった長屋王の家令職員にあてるのが妥当である²⁾。その家令職員は、

家令…従七位上赤染豊嶋

書吏…詩月(城27-16)、鞠□(城28-19)

1) p.367註2) 東野前掲論文, p.365註1) 渡辺前掲論文。符と移の使い分けが曖昧な点は、館野和己「文書木簡の研究課題」『考古学ジャーナル』339, 1991でも指摘されている

2) p.365註1) 渡辺前掲論文。赤染豊嶋については、

p.364註1) 鬼頭前掲論文を参照。ただし、p.365註1) 森田前掲論文は、これらを長屋王の家令が何らかの用務で臨時に左京三条二坊の邸宅にいた時のものとして、長屋王の家政機関は木簡からは抽出できないとするが、従い難い。

と復原され、家令と書吏2人という三位の長屋王の家政機関として相応しい。

I系統を長屋王以外に比定する考え方のひとつの視点として、木簡には「帳内」の表記が大多数を占め、長屋王ならば当然登場すべき「資人」はほとんどみえないという問題がある。ただし、「長屋王家木簡」中で最も話題を集めた「長屋親王宮鮑大贄十編」という木簡 (No.115) の「親王」「大贄」などの用語については、「大命」「幸行」「侍従」「夫人」といった用語とともに、すべてを文字通りにとって、長屋王は親王であったとか、天皇に関わるものであると理解したり、あるいはそのような用語を用いていることを理由に、長屋王の可能性を排除するといった立場をとる必要はない。長屋王に関する表記としては、木簡には長屋皇宮、長屋皇子、長屋王子、長屋王などの表現が現われ、いずれも「ミコ」の文字表記であり、「親王」もそのヴァリエーションの一つとみるべきである。木簡の中で唯一公的な文書とみられる「雅楽寮移長屋王家令所」木簡 (No.9) では、明確に「長屋王」と記されており、「王」が正式な表記であった。「幸行」については、「馬甘若翁幸行」(No.50) とあり、これらの用語が木簡の中での用法であることを裏付ける。「帳内」についても、木簡には「舎人」(No.7)、「資人」(No.159) などの表記も現われ、いずれも「トネリ」を表わすものである、という立場を支持したい¹⁾。あえて「帳内」の表記を用いた理由については後述するが、このように考えれば、Iを長屋王以外に想定する必要はなく、I系統の家政機関は長屋王のものと確定したい。これが左京三条二坊の地に存した家政機関である。

次に、II系統の家政機関に検討を加える。まず、木簡から判明するその構成員を掲げる。

II系統の
家政機関

家令

家扶……稲栗＝正七位上秦連稲栗

家従……広足＝従七位下石城村主広足

大書吏

少書吏…置始国足

その他…白鳥鎌足、田辺黒万呂、山田得足／〔物部□嶋、大伴蓑麻呂、大神□志、

秦道万呂〕／牟射、黄文万呂、(田辺カ) 黒万呂

家扶稲栗を「正七位上秦連稲栗」(城27-16)、家従広足を「従七位下石城村主広足」(城25-25) に比定すれば、正七位上と従七位下は各々二品家の家扶・従の相当位 (Tab.51) であり、II系統が二品相当の者の家政機関であることが確認される。こうした家令職員以外にも文書木簡の日下に家令職員とともに署名する者、また「以大命符○○」のように「大命」を受ける対象として木簡にみえる者にも、家従広足や少書吏国足かと思われる者とともに現われる例 (Tab.52) があり、雑任者として家令職員の下で実務を担う存在であったと推定されるので、「その他」として掲げた。

このII系統の家政機関については、既に次のような特色が指摘されている²⁾。

①II系統の家政機関が発給する文書木簡の内容 (Tab.52) をみると、菌や鑑の所有権、物品・人の使用や差配の権限は持っているが、菌の経営、倉蔵や物・人そのものを直接管理するの

1) p.369註2) 東野前掲論文

2) p.365註1) 森前掲論文

日付	書式	充所	署名	出典	内容
和銅5・7・15	大命宣	大書吏	家扶、従広足	城25-4	薦等の進上を請求
和銅5・7・20	移		扶、大書吏	城21-7 城25-25	山背菌への食料給付を指示
2・20	移	務所	家令	城21-7	立薦、旦風悔過布施文、大炊司女1人を請求
2・22巳時	以大命符		稲栗	城21-5	吉備内親王の元に縫幡様を進上するように指示
2・25	符	少書吏		城23-7	丹機、畳、席、丹杯の進上を請求
3・5巳時4点	御命宣		広足	城23-5	筥6張を請求
5・1			少書吏、白鳥鎌足	城23-6	椽、茶、鯛鮓を進上(?)
5・2	大命以符	牟射	家令、少書吏国足	城21-5	洗退給米を請求or給付を指示
5・7	符	奈良務処	家令	城21-5	大御食春分、塩を請求
	移	奈良務所	家令、家扶、少書吏	城25-5	皇子大物(干鯛など3種)の進上を請求
5・8	吉備内親王大命以符		家令、家扶少書吏国足	城21-5	婢宮入女の進上を請求
5・9	符召		家令、家扶	城21-6	医許母を召す
	移	奈良務所	家令、家扶少書吏国足	城21-6	専大物・皇子の二処の月料及び王子等の公料米を請求
	符	奈良務所	家扶、少書吏	城21-6	氈1床を請求
5・12	召		家扶、鎌足	城21-8	採松者3人の進上、油持の参向を請求
5・17	以大命符	牟射 広足	家令、家扶	城21-5	純、山方王の白褥、弥努若翁の下裳、片純(林若翁の帳内物万呂に煮遣す)、御禪代帛純、大御物・王子御物の御食土器などの進上を請求、太御巫を召す、鏡鈴の直の下行、志我山寺の都保菜の栽培について指示
5・21辰時	返報	黒万呂	家扶、少書吏	城21-8	米12斛進上について返報
6・20			家扶	城27-5	伊勢純を用始、?1斛の進上を請求
6・29	移	務所		城21-7	薬10連を請求
7・2	移	務所		城21-7	紀若翁乳母、山田先生、佐官大夫への物品支給を請求
7・4			従広足、黒万呂	城21-8	僧分の薬、交易布を請求
7・7	移	務所	扶、従	城21-7	物部麻蘇売の7月分の常食を檀宮で支給するように指示
			従広足	城21-7	男造菌40枚の進上を請求
	移	務所	従	城23-5	余慶造始人の功銭を請求、下総税司が進上した常布の分配を指示
			扶、従	城25-5	2人を7月8日より?するように指示、春日住処への別菜草送付を指示

Tab. 52 II系統の家政機関が発給する文書木簡

日付	書式	充所	署 名	出典	内 容
7・13			扶	城23-6	□日滓大御滓1を乳戸が進上するように指示
7・14			扶	城27-5	?等裳分の橡、布8尋の進上を請求?
7・20	召		家扶、大書吏	城25-4	女2人を召す
7・26			家従広足 少書吏置始国足	城21-8	炭・小刀・針の進上を請求 または受納した旨を伝達?
7・?			扶、従	城27-5	□□安・万呂の2人を?
8・17巳時			家扶	城23-6	?・匏20口を請求
9・5	移	政所	椋石角	城21-6	各兄麻呂の厭用の糸・布の捻出方法を指示、倉の鑑を送る
9・19	召		従七下 石城村主広足	城25-25	「長屋皇宮侍」若麻統□麻呂を召す
9・21			家令、家従 山田得足	城21-8	9月繫行米・8月送(米ヵ)を送る
?・15	移	司所	家令、家扶	城21-7	米・滑海藻の進上を請求
?・16	符	少書吏	家扶稻栗 家従広足	城25-4	布・折櫃負筒の進上を請求、鑑を送る
?・21	符	豊嶋	家令	城21-6	長親王に40足を進上するように指示、飛鳥戸若万呂・大炊司の人を召す
3日	移	務所	家扶	城27-4	主殿寮之大御物行月料之炭松8俵を?
?	以大命宣	黄文万呂 国足		城21-5	朱砂・采色の進上を請求
		家従 少書吏		城21-6	米・塩の進上を請求
	移	務所	扶、従広足	城21-7	山背御田芸人の功を請求
	移	務所		城21-7	経師分由加6口を請求ヵ
	移	奈良宮 務処	物部□嶋	城25-25	宇太御□の仕丁の食?を請求ヵ
未時			従	城23-6	□子二坐月々省給常食を請求
	符	広足	大神□志	城25-4	布□(五ヵ)端の進上を請求
	移	黒万呂			御服布の進上を請求
	符	田辺黒□		城25-4	?・苫の進上を請求
	大命□符	田辺黒万呂		城25-4	沽椋1間の直・買田の?を計算して報告するように指示
	移	務所		城25-5	清味□を?、「婢之中在者削去」
	符	政人等	家扶稻栗 飛鳥戸甥万呂	城27-4	秋大御服綿100斤の進上を請求

ではなく、「奈良務所」「奈良宮」と称される平城京左京三条二坊の地に存した I 系統の家政機関＝長屋王の家政機関に管理や運営を行わせている。

②主人は吉備内親王に近い存在で、かつ長屋王の子女、また長屋王の兄弟姉妹への物品支給などを差配や指示しており、長屋王あるいは長屋王の父高市皇子にまで遡って理解できる役割を果たしている。

③ I 系統の家政機関とは家令職員クラス、雑任者クラス、雑仕者と様々なレベルで融合していた。ただし、その融合形態は、雑務に従事する女性などでは双方の交通があったが、家令職員クラスでは、II 系統の家政機関の者が左京三条二坊の地に行き、I 系統の家政機関の米支給などの事務に携わったり、II 系統の家政機関からの指示・命令を受け取ったりすることはあるものの、逆に I 系統の家令職員が II 系統の家政機関の所在地に行ったり、その事務を執務したりするといったことは窺えないという関係であった。

④所在地は平城京外であり、ある程度距離をおいたところと考えられ、飛鳥・藤原地域であった可能性が高い。

文書木簡の内容

ここでは基本的にこの見解を支持し、若干の補説を行う。まず①に関しては、文書木簡の内容を整理 (Tab.52) すると、(イ)「奈良務所」「奈良宮」に人の派遣や様々な物品の進上また物品支給の指示など諸要求を行う、(ロ) 山背菌の経営について指示を与える、(ハ)「奈良務所」に物品受納の返抄を呈する、(ニ) 鑑の管理に関わる事項、となる。このうち、(ロ) は、その経営については II 系統の家政機関が様々な指示を与えながら、一方で作物が進上されたのは木簡が出土した平城京左京三条二坊の地であることから、所有権や経営権は II 系統の家政機関にあるが、実際の運営や集荷は I 系統の家政機関が行っており、全体として財産の管理や運営が行われている例として『長屋王概報』でも指摘した。同様に、(ニ) 鑑そのものは II 系統の家政機関が管理しているが、倉蔵の開封は鑑を遣して指示しており、やはり「奈良務所」が実際の運営に携わっている。したがって、II 系統の家政機関は、①のような特色を持つものであることが支持され、I 系統の家政機関＝長屋王の家政機関と財政の共有が可能な程、密接な人物のものであることが推定できる。

II 系統の家政機関の奉仕対象者

次に Tab.52 で、II 系統の家政機関の奉仕対象者として登場する人物を検討し、②の補論としたい。奉仕対象者は次の通りであり、若干叙述が長くなるが、Fig.76 の長屋王の家族関係と合わせて説明を加える。

「大御物」「大御食」と称される物品を消費する主人

吉備内親王

山方王、門部王

玆努若翁、林若翁、紀若翁の乳母

長親王

「大御物 (食)」は、「大御物・王子御物」「専大物・皇子右二処月料物及王子等公料米」(No.10) などのように、皇子や王子の物とは区別されたものであり、主人のものとする。そして、II 系統の家政機関が発給する文書には、「大命」による符・宣・召などの形式のものが多く、これ

は「大命」という形で家令その他に命令を下し、また家令職員が命令を奉じる文書を出すという、家政機関の主人の存在を示すものである。中にはNo.4のように、家扶稲栗の署名により、「大命」によって吉備内親王への縫幡の様(ためし)支給を命じたものもあり¹⁾、吉備内親王への物品支給を指示する主人の有様が知られる。先述のように、「吉備内親王大命以符」木簡(No.3)を、吉備内親王はII系統の家政機関の主人ではなく、主人と近い位置にいたので、この家政機関が吉備内親王の命令を奉じたもの、つまり吉備内親王がII系統の家令職員の所在地にいることもあったとみれば、「大命」を発する主人と吉備内親王との関係は上掲の木簡の解釈と矛盾しない。II系統の家政機関の主人と吉備内親王は明確に識別される存在であったのである。

次に「王子御物」に関連して、王子クラスの者で物品支給に与る人々を概観する。長屋王の家族関係はFig.76のようである。これらのうち、玆努女王、忍海(部)女王、紀女王は長屋王の女とする説が有力であり、各々木簡にみえる玆努若翁、忍海(部)若翁、紀若翁に比定される²⁾。

『万葉集』巻20-4477には「智努女王の卒せにし後、円方女王の悲傷して作る歌」があり、長屋王の女円方女王(『統紀』宝亀5年12月丁亥条)と玆努女王との緊密な関係が窺われる。玆努女王(智奴女王)は『統紀』神亀元年2月丙申条で吉備内親王や藤原長娥子(藤原不比等の女で長屋王の妻という説がある³⁾)とともに従四位下から従三位に叙せられており、あるいは長屋王の長女ではなかったかと言われる(初叙は養老7年正月丙子条)。紀女王・忍海部女王は天平9年10月庚申条で安宿王、黄文王(ともに藤原不比等女所生の長屋王の子)、円方女王とともに叙位されているが、後者の3人はいずれも長屋王の子女であったという共通性が看取される。とすると、彼女たちも同様ではなかったと推定されるのである。また、木簡には某王一人、某若翁一長屋王の子女で未成年者という用法があったとする指摘⁴⁾もあり、それに従うならば、林若翁も長屋王の子女に比定する方がよく、某若翁全体を長屋王の子女とみる可能性は高いと思う(ただし、円方については円方王子と円方若翁の両方の表記がみられ、中間の年齢に属したとも憶測される)。

若翁の訓みと意味については、『隋書』倭国伝の太子を「和歌弥多弗利」と称するというワカミタフリをあてる説⁵⁾があり、これは『宇津保物語』や『源氏物語』など平安時代の史料にみえる「わかんとほり」との間をつなぐものとして注目される。ただし、その論拠となった『字鏡抄』の「翁」の訓「タフレヌ」は、別の文字に対する訓を誤って記したものである可能性があるとの批判もあり、また木簡に「智 玆努若翁…智努若王」(城23-16)との習書がみえるので、「若翁」は「若王」と同じであるとする説も呈⁷⁾されている。しかし、『音訓立篇』天下第29羽篇にも「翁」訓の一つに「タフレヌ」があり、また「王」をことさらに画数の多い「翁」と書く理由は不明であるので、やはり「ワカミタフリ」説は捨て難いと思われる。いずれにしてもここでは「若翁」が未成年の王族を示す表現であることが確認できればよい。

次に木簡では王と王子の表記に男女の区別はなく、山方王は長屋王の姉妹山形女王で問題な

1) この木簡の読み方については、p.369註2) 東野前掲論文p.313を参照。

2) p.364註1) 大山前掲論文・書、p.365註1) p.367註1) 八木前掲論文、寺崎保広『若翁』木簡小考『奈良古代史論集』2、1991など。

3) 角田文衛「不比等の娘たち」『平安人物誌』上、1984

4) 註2) 寺崎前掲論文

5) 東野治之「『統日本紀』と木簡」『新日本古典文学大系月報』3、1989

6) p.365註1) 森田前掲論文

7) p.365註1) 八木前掲論文

い。門部王については、『長屋王概報』の段階では長親王の孫で、川内王の子の門部王に比定したが、「長屋王家木簡」の年代とはやや世代が合わず、疑問を残していた。しかし、「薬師寺縁起」所引天武系皇親系図の検討から、長屋王の弟ではないかという有力な見解が呈され¹⁾、この見解を支持したい。とすると、山形女王と合せて、長屋王の兄弟姉妹のうち2人が木簡に登場することになり、鈴鹿王や河内女王が全く姿をみせないのは異母兄弟であったためではないかとの見方も呈されており²⁾、従来の文献では知ることのできない長屋王の家族関係が色々と推測される。なお、その他、田持王・粟田王(『万葉集』巻18-4059の河内女王の次に4060として粟田女王の歌がある)・坂合部(女)王を長屋王の姉妹に比定する考え方も呈されている³⁾が、その当否は決め手がなく、今は不明としておきたい。

長親王は天武天皇の皇子で、長屋王の父高市皇子の異母兄弟である。この長親王を例外とすれば、以上のII系統の家政機関が対象とする人物の範囲は、長屋王の妻妾や子女と長屋王の(同母か)兄弟姉妹に収まる。つまり、長屋王あるいはその父高市皇子まで遡って理解できる範囲の人物である。特に長屋王の兄弟姉妹を含むことは、高市皇子にまで遡って考える必要性を窺わせ、天武系皇族長親王も高市皇子との関係で説明できるかもしれない。以上の②の検討からは、高市皇子の姿が改めて注目されることになる。

③ I系統の家政機関=長屋王の家政機関とII系統の家政機関との関係は、その融合形態に関して、家令職員クラスまで融合していたとみる説⁴⁾と、家令職員は厳然と区別されており、その下の少子などの雑任者クラスでの融合であったとする見方とが呈されている⁵⁾。融合形態を解明するには、召文などによってII系統の家政機関に呼び寄せられる者、逆にII系統の家政機関から「奈良務所」「奈良宮」に行き、執務する者のあり方、これらが鍵になると思われる。

I → II

雑仕者…婢宮入女、根麻呂・益女・衣縫安麻呂、飛鳥戸若麻呂、
若麻統□麻呂、大炊司の人(女)

技能者…医許母、太御巫

II → I

雑仕者…物部麻蘇売

家令職員…家扶、従、大書吏、少書吏

雑任者…田辺黒万呂、牟射、黄文万呂

以上の整理のうち、I → IIの婢宮入女は前掲の「吉備内親王大命以符」木簡(No.3)などによって召されており、一方、I系統の家政機関が携わるβ物品支給の伝票木簡で、「内親王御許」宛の米を受納(城21-14)しているので、左京三条二坊の地でも勤務していたのは確実である。大炊司もTab.55で触れるように、左京三条二坊の地に存した家政機関の部署である

1) 澤田浩「『薬師寺縁起』所引天武系皇親系図について」『国史学』142, 1990

2) p.365註1) 森前掲論文

3) p.367註1) 八木前掲論文。ただし、田持王を『万葉集』巻3-417~419「河内王を豊前国の鏡山に

葬る時に手持女王の作る歌三首」の手持女王に比定するのは、時代が相違し、支持し得ない。

4) p.364註1) 大山前掲書, p.365註1) 森前掲論文

5) p.365註1) 八木前掲論文

と考える。II→Iの中では、まず物部麻蘇売はNo.13にみえ、これはII系統の家令職員が(奈良)務所に対して、物部麻蘇売の7月分の常食を榑(奈良)宮で支給するようにと伝達したもの、逆に言えば、彼女は本来II系統の家政機関の地に勤務する筈であったが、左京三条二坊で勤務(城21-26の「受麻蘇女」)していたので、そちらで常食を支給するように伝えたものと理解され、II→Iの例となる。家令職員については、先述のように、伝票木簡中に給米に与る例、日下に署名する例が存し、これらはII系統の家令職員が米支給の伝票木簡作成に従事し、また自らも米支給に与る、つまりI系統の家令職員が掌る左京三条二坊の地の中枢部の事務に携わることもあるとみなさざるを得ない。

また符木簡などで、II系統の家政機関が様々な命令を伝える方法にも注目される。それらの木簡では命令を受ける対象が「符 少書吏」(城25-4)や「以大命符 牟射・廣足等」(No.1)のように、II系統の家政機関の役職名やその人物と推定される人である場合と、「移 奈良務所」(No.10)や「移 務所」(No.12・13)などのように機関名の場合とがある。しかし、内容的に両者の間に相違は見出せない。また前者の場合、符形式をとるのに対し、後者では移形式のものが多く、符の場合もある。符・移の使い分けが厳密でないことは、先に触れたところである。そうであるならば両者の間に根本的な違いはないことになる。そしてII系統の家令職員が左京三条二坊の地、すなわち「奈良務所」の地で勤務していたことを考え合わせると、前者は実際にはその時に「奈良務所」で勤務していたII系統の家令職員に命令を伝達し、その実行を期待したものではあるまいか。同じ家政機関の同僚でもあり、直接指示し易いという事情も考慮される。上掲の雑任者3名は符木簡の受け手として現われる人物であり、田辺黒万呂は伝票木簡の日下署名にも登場しているので、家令職員の下の雑任者クラスでもII→Iの例があることが確認できる。ただ、符の中には、伝票木簡に給米に与ったことが頻出し、I系統の家政機関に属したと思われる「政人」宛の例(城27-4)や家令赤染豊嶋宛かと推定される例(No.5)もあり、I系統の家政機関に宛てた場合も勿論あった。

以上により、③のような二つの家政機関の融合形態が確認される。ただし、II系統の家政機関の者がI系統の家政機関の事務に携わっていたことが確定できるのは、伝票木簡発給だけであり、その他、II系統の家政機関からの指示などをI系統の家政機関に伝達するという点がわかるのみである。また、家令職員やその下の雑任者クラスの者にI→IIの例がないのは、「長屋王家木簡」がIの家政機関の中枢部に残されたものであるという性格を考慮すると、当然の現象とも言えるが、二つの家政機関の現状の関係を窺わせるものとして留意したい。なお、家令赤染豊嶋宛の「符豊嶋…」木簡(No.5)については、文書形式上はII系統の家令の方が格上となるが、先述のように、符・移の使い分けは曖昧で、文書の形式だけで上下関係を決定するのは難しい。

ちなみに、家政機関の融合形態の事例として、次の2例が参照される。まず、藤原仲麻呂家(恵美太家)の場合である。仲麻呂の職分資人高来造広人が仲麻呂の子真先の知宅事、大從猪名部造常人が訓儒麻呂の写経所別当を兼帯する例(天平宝字7年12月30日大宰帥宅牒〔大日古5-464〕、同8年8月29日京職宅写経所牒〔16-558〕)があり、父子間で家政を共有していたことが知られ、兼帯という形ではあるが、家令職員クラスにおいて家政機関の融合が行われていた。

1) 渡辺直彦「藤原仲麻呂をめぐる」『歴史教育』15-4, 1967

次に「二条大路木簡」には、藤原麻呂と中宮藤原宮子との間で、麻呂家の資人と中宮職舎人とを融通していた例 (No.293) が指摘される¹⁾。これらは「長屋王家木簡」にみえる例とは若干度合いが異なるが、家政の融合という形態が他にも存した証左となる。特に仲麻呂・訓儒麻呂父子の例は、木簡に窺われる高市皇子と長屋王という父子間の家政機関関係を考える際に参考となろう。

II 系統の家政機関の所在地

最後に、④II系統の家政機関の所在地については、平城京内でもI系統の家政機関の所在地を「奈良」と呼び得るとする説²⁾、平城京と隣接する佐保の地 (神亀年間には長屋王の佐保宅が存した) をII系統の家政機関の所在地とする説³⁾などが呈されているが、先述の「奈良」の用例からは、これらの見解は支持し難い。④の論拠として、No.12の木簡が目される。II系統の家政機関が発給する文書の中で、地名が現われるものに着目すると、邸外の機関 (Tab.56) や志我山寺などを除けば、且風悔過や齋会の用途をII系統の家政機関が要求しているのは興味深い。この且風は、木簡中に「且風来人米一升」(No.75) の例があり、奈良県高市郡明日香村稲淵の龍福寺に所在する竹野王塔銘の「朝風南」、『万葉集』巻1-75の長屋王の歌「宇治間山朝風寒し旅にして衣貸すべき妹もあらなくに」の「朝風」と同じ地を指すものと考えられ、飛鳥地域に存在した。また、木簡中の「竹野王子山寺」(No.47) を朝 (且) 風に存したものとみて、この「山寺」こそ悔過や齋会の舞台となった場所ではないかとする見解も呈されている⁴⁾。この飛鳥の朝 (且) 風の地での悔過や齋会の用途を要求しているということは、その運営に携わったのはII系統の家政機関であり、平城京左京三条二坊に存したI系統の家政機関よりは身近な距離にいたこと、すなわち、II系統の家政機関の所在地が飛鳥・藤原地域であったことを示すと考える。「長屋王家木簡」の削屑中には「飛鳥」と記したもの (No.160)、散田に関わる木簡の削屑と思われるものに「古京拾町」(No.161) などの記載がみえていることも参考となる。

なお、時刻を記した木簡の存在にも注意したい。先述のように、これは発信時刻を明記せねばならない程離れた地に存することを窺わせるものである。ただし、その要求は「急々」「今日」など限られた時間内に実現すべきものであり、あまり長大な距離ではないとも言える。飛鳥・藤原地域は平城京からは20km程の距離で、少なくともその日のうちに要求が実現する距離にあったのではないかと推定される。また、この地域は奈良貴族も「ふるさと」と慣れ親しんだ地であり、『万葉集』には大伴氏の竹田庄 (橿原市東竹田町付近)、跡見庄 (桜井市外山付近) の存在が知られ、これらは大伴家の重要な経済基盤であった。両庄の所有者大伴坂上郎女は収穫が近づく時期にはこれらの田庄に滞在しており、飛鳥・藤原地域に所領など関係の深い土地が存したこと、またその地に滞在することもあった点など、特に注意を喚起しておきたい。その他、『日本霊異記』中巻第14話には、「故京」に居住した乳母が、平城京に住む主人を経済的

1) 渡辺晃宏「二条大路木簡の内容」『長屋王概報』1991, p.365註1) 森前掲論文。なお、『統紀』天平9年12月丙寅条によると、「皇太夫人 (宮子)、幽憂に沈み、久しく人事を廢するがため、天皇 (聖武=大宝元年生) を誕ぜしより未だ曾て相見え」とあり、宮子は体調を崩しており、あるいは中宮職にいても任務がないので、麻呂邸で勤務していたとも推測される。

2) p.365註1) 八木前掲論文

3) p.365註1) 渡辺前掲論文

4) 館野和己「長屋王家木簡の舞台」『日本史における国家と社会』1992は、龍福寺の西、飛鳥川の対岸の丘陵部の頂辺に大字平田小字浅カジ、大字栗田小字浅鍛冶の字名が存し、古来朝風千軒と伝えられ、殷賑をきわめたことが窺われること、また竹野王塔銘もかつてはこの付近にあったことなどから、この地を朝 (且) 風に比定する。

に援助する話もみえる¹⁾。このような経済や経営の面だけでなく、飛鳥・藤原地域に存した寺社と奈良貴族の関わりの例も指摘されており²⁾、この地域が奈良貴族と深いつながりを保っていた地であることがわかる。したがって、II系統の家政機関が飛鳥・藤原地域に所在した可能性は高く、ここでも高市皇子との関係が想定されるのである。

以上①～④の特色を勘案すると、II系統の家政機関については高市皇子の存在がクローズアップされ、D高市皇子の家政機関継承説の成否が注目される。高市皇子宮の継承の問題については、次項の北宮に関する考察に譲るとして、本主死後の家政機関の存続や維持が長屋王家だけの特例ではなく、他にも例があることを紹介し、論点の補説とする。

本主死後の家政機関の存続形態については、「長屋王家木簡」の理解とも関わって、活発な論争が展開されている³⁾。存続が確認される例としては、藤原不比等没（養老4年）後の太政大臣家、藤原房前没（天平9年）後の北家が紹介されている。このうち太政大臣家については、神亀3年山背国愛宕郡雲下里計帳に「太政大臣家位分資人」出雲臣山村（大日古1-359）、『続紀』神亀4年10月甲戌条に「太政大臣家資人」への賜禄、同11月辛亥条に「太政大臣第」での皇太子への拜謁などの史料が存し、『万葉集』巻3-378には「山部宿祢赤人、故太政大臣藤原家の山池を詠む歌」がみえる。北家については、天平勝宝4年6月26日の文書（鳥毛立女屏風下貼文書）に「正六位上行家令大田臣広人」がみえ、官位相当からいって二位以下の者の家令であること、大田広人は天平勝宝8歳5月4日北家牒に家令として現われる（大日古4-104）ことなどから、『続紀』天平9年10月丁未条で左大臣（二位相当）、封戸2000戸賜与（年限20年）に与った房前の左大臣家が存続していたと考えられている⁴⁾。その他、天平10年周防国正税帳に「故左大臣藤原家封」（大日古2-143）、同11年正月23日国造豊足解に「左大臣家税」（同7-223）などの史料もみえる⁵⁾。

本主死後の
家政機関の
存 続

このように以上の2例については、没後もその家政機関が存続したのは確実である。問題はそれが特殊事例なのか否かである。確かに不比等については「食封・資人並びに全生の如し」（『尊卑分脈』所引藤氏大祖伝の中の不比等伝）、橘三千代にも「食封・資人を取むる莫れ」（『続紀』天平5年12月辛酉条）との詔勅が下されたとみえる。しかし、房前についてはそのような措置は不明であり、存続指示の記録の有無とは別に、本主の死後も家の形態・機能や家政機関・組織が維持されるとする視角は大いに考慮されてよいと考える。また、以上の例では本主死後も、長期間に亘って家政機関が存続しており、このことは持統10年死去の高市皇子と「長屋王家木簡」の年代の懸隔を問題にする必要がないことを示すものであり、II系統の家政機関の本主に高市皇子を推す立場に不都合はない。

1) p. 365註1) 森前掲論文、福原栄太郎「長屋王家木簡にみえる乳母について」『神戸山手女子短期大学紀要』36, 1993

2) p. 365註1) 森前掲論文

3) 東野治之「北家と北宮」『日本歴史』512, 1991, 同「長屋王家と大伴家」『続日本紀研究』283, 1992, 森田悌「北家牒にみえる家令」『日本歴史』505, 1990, 同「北家・北宮と家政機関」『日本歴史』520, 1991, 同「貴族家の考察」『金沢大学教育学部教科教育研究』28, 1992, p. 364註1) 大山前掲書, p. 365

註1) 森前掲論文など

4) 東野治之「鳥毛立女屏風下貼文書の研究」『正倉院文書と木簡の研究』塙書房, 1977

5) 中西康裕「藤原北家と『左大臣家』」『続日本紀研究』281, 1992では、天平9年7月丁酉条で正一位・左大臣を贈られた右大臣藤原武智麻呂に注目し、これらの「左大臣家」を南家とみる。とすると、武智麻呂も家政組織存続の例に加えることができる。

iv 北宮

「長屋王家木簡」の中には「北宮」という語が散見する。北宮は諸国からの荷札木簡の進上先であり、おそらく木簡が出土した平城京左京三条二坊の地は対外的にも北宮と認識される地ではなかったかと考える。では、この北宮と「長屋王家木簡」との関係、I系統の長屋王のもののみた家政機関、木簡に散見する「長屋皇宮」「長屋親王宮」「長屋皇(王)子宮」との関係、またII系統の家政機関との関係は如何であったか。この北宮の解明は、II系統の家政機関の本主は誰かという問題解決の大きな鍵となる。

北宮の語義

「北宮」とは、辞書類には皇后の居所あるいは皇后の異称と説明(諸橋轍次『大漢和辞典』、『日本国語大辞典』)され、その他、北の方、北政所など、貴族の妻の敬称として「北」が付く語が存するのは周知の通りである。しかし、日本での事例はいずれも10世紀以降の用例であり、10世紀以前に知られる「北宮」の史料は、いずれも長屋王関係のものに限定されるという点が気になる。また、正倉院文書などを中心に、奈良時代の宮名を整理すると、個人名+宮(市原宮、安宿宮、水主〔親王〕宮など)、官職名+宮(長官宮、玄蕃宮、備中宮など)、地名+宮(佐保宮、嶋宮など)となり、奈良時代の宮名の類型からみても、北宮は例外的存在である。神亀3年山背国愛宕郡計帳では、「太政大臣家位分資人」(大日古1-359)、「従五位下大生部直美保万呂資人」(362)、「北宮帳内」(364)、「左大臣資人」(367)、「阿部旦臣筑紫資人」(374)といった表記がなされ、北宮は個人名に収束されない宮であり、固有名詞として用いられている。このように、北宮にはその語義の問題も存する。

北宮の史料

そこで、まず北宮の史料と学説史を整理する。北宮の関係史料は次の通りである。

a 和銅5年長屋王願経(大日古24-2・3)

藤原宮御寓 天皇、以慶雲四年六月十五日登遐、三光惨然、四海遏密、長屋殿下地極天倫、情深福報、乃為／天皇、敬写大般若経六百卷、用尽酸割之誠焉／和銅五年歲次壬子十一月十五日庚辰竟／用紙十六張 北宮

b 神亀3年山背国愛宕郡雲下里計帳(同1-364) 戸主出雲臣筆の戸口

男大初位下出雲臣安麻呂 年肆拾貳歲 正丁 眉黒子 北宮帳内

c 平城京左京三条二坊六坪(宮跡庭園)出土木簡

・鴨郡下□

・北宮俵 (86)・19・4 039 (『平城京木簡一』15号)

・阿須波里^{白カ}□□

・北宮御物俵□□ (87)・23・4 039 (『平城京木簡一』14号)

d 「長屋王家木簡」…No.100・104・109・124など

aは願文の末尾に「用紙十六張 北宮」とあり、写経が北宮で行われたことを推測させるもの、bは「左大臣(長屋王)資人」出雲臣忍人とともに「北宮帳内」出雲臣安麻呂がみえるものである。cは北の左京三条二坊一・二・七・八坪の邸宅から続く旧流路SD1525より出土したもので、共伴の木簡には「長屋王家木簡」と共通する米支給の伝票木簡などもあり、dとの

関係を推定させる。内容は某国鴨郡、某国某郡阿須波里（越前国足羽郡の可能性が高い）から北宮に宛てた荷札木簡であり、この点でもdと相似する。dは北宮宛の荷札木簡や封緘木簡が主で、越前、播磨、讃岐などの諸国や（撰）津税使からのものである。中には讃岐国のように、同国内に北宮と長屋皇子宮の関係する土地があったことがわかり、大いに注目されるものもある。以上の4種類の史料はいずれも長屋王関係のものともみることができ、北宮は長屋王またはその周辺と密接に関連すると言えよう。bの北宮帳内出雲臣安麻呂はdの「長屋王家木簡」(No. 82)にも現われ、これらにみえる北宮が同一の実態を持つものであることを示す。

研究史を繙くと、北宮についてはそれが具体的に指す内容と宮名の由来の点から、大別して 研究史 次の二つの立場がある。¹⁾

A 北宮＝吉備内親王説 当初、c宮跡庭園における木簡の出土に際して示された説である。aの写経は文武天皇追善のためのものであり、長屋王よりは、その妻で、文武の妹吉備内親王が行ったとする方が相応しい、またbでは「左大臣資人」と「北宮帳内」が対置され、吉備内親王ならば、「帳内」と称しても構わない、の2点が論拠となる。その後、d「長屋王家木簡」出土により、次の諸説が呈された。(イ)左京三条二坊一・二・七・八坪の南に氷高内親王の「南宮」があり、北宮はこの「南宮」に対する名称で、平城京に始まるとする立場。この説は、II系統の家政機関の本主を氷高内親王とみなし、「長屋王家木簡」を氷高・吉備姉妹の家政に関わるものとする視点が基調にある。(ロ)元来はこの姉妹の母阿閉皇女（草壁皇子の妃、のちの元明天皇）を指すものであったが、即位後、女の吉備内親王に継承された。(ハ)醍醐天皇の皇女康子内親王が北宮と呼ばれた例から、「同腹の兄弟は東宮から天皇となり、母は中宮である特定の内親王の宮号」と理解し、吉備内親王に充てる考え方。

B 北宮を吉備内親王以外に比定する説 現在呈されているのは、いずれも高市皇子の香具山之宮(『万葉集』巻2-199)を起点とする説で、(ニ)平城京左京三条二坊の地と平城宮の関係が、香具山の西北麓²⁾に存した香具山之宮と藤原宮との関係に相似するという指摘、(ホ)II系統の家政機関の本主を御名部皇女とみる説との関わりで、香具山之宮＝「南宮」に対して、その妻御名部皇女（長屋王の母）が平城京で営んだ宮とする意見、(ヘ)伝飛鳥板蓋宮跡の上層遺構に推定される浄御原宮³⁾の北に存する高市皇子の香具山之宮＝北宮の名称と(ニ)の立地関係を継承するものとみる説、などが示されている。

以上の諸説は、北宮の語義という点から分けると、漢語の「北宮」と同じく、皇妃の居住場所の尊称に由来するとみる立場(ロ・ハ)と、所在位置によるものとみる立場(イ・ニ・ホ・

1) Aは岸俊男『『嶋』雑考』『日本古代文物の研究』1988、奈文研『平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告』1986によって、「長屋王家木簡」出土以前に定立された。(イ)p.364註1)大山前掲論文・書 (ロ)p.364註1)鬼頭前掲論文 (ハ)勝浦令子「木簡からみた北宮写経」『史論』44, 1991。なお、同じ康子内親王の例によりながら、山崎正伸『北宮』語義考』『文学・語学』129, 1991は、天皇の正室の一の皇女を指すとす
る見解を呈している。Bは(ニ)p.367註1)福原前掲論文 (ホ)p.365註1)八木前掲論文。

(ヘ)p.365註1)森前掲論文

2)木下正史『飛鳥・藤原の都を掘る』吉川弘文館, 1993, P100。『万葉集』巻2-201高市皇子死去の際の挽歌に「埴安の池の堤の隠り沼の行へを知らに舎人は惑ふ」と「埴安の池」が詠われており、香具山西北麓に比定される。なお、仁藤敦史「倭京から藤原京へ」『国立歴史民俗博物館研究報告』45, 1992は、橿原市戒外町の香具山東南麓の興善寺遺跡を香具山之宮の候補地に推す。
3)小沢毅「伝飛鳥板蓋宮跡の発掘と飛鳥諸宮」『橿原考古学研究所論集』9, 吉川弘文館, 1988

へ)の二つになる。

吉備説の
問題点

さて、A北宮=吉備内親王説については、先述のように、北宮を一般名詞とはとり難いこと、仮に一般名詞であるとしても、何故もっと他に例がないのか、という根本的な疑問が存する。そもそもAの論拠として指摘されるaは、「長屋殿下」の表現は北宮の機構が願主たる長屋王を尊称したものと考えられ、北宮にとって長屋王は主人クラスの存在であったことを示すだけである。文武天皇追善に関しては、和銅5年頃には朝廷にもその風潮はみられず、何故吉備内親王が追善を行わねばならないのか不明である。文面上追善の主体はあくまで長屋王であり、当時従三位式部卿であった長屋王が追善を行う状況はないかなど、さらに史料の増加を俟って検討を深める方向を考慮してもよいのではないかと思う。また、bでは何故「吉備内親王帳内」と記されないのかという疑問もある。つまり、北宮の史料が増加した現在では、北宮=吉備内親王とするのは、やや早計と考える。なお、(ロ)阿閑皇女からの伝領という見方に関しては、彼女に置かれていた皇太妃宮職¹⁾との関係は如何であったかという疑問も挙げられる。

一方、B説には、高市皇子宮のあり方の検討という課題が残るが、前節で保留したII系統の家政機関を高市皇子の家政機関継承とみる説との関係で注目される立場であり、以下、この点の考究を試みる。

北宮の特色

まず、北宮の特色として、次の点が指摘できる。²⁾①a・b・dによれば、北宮は「長屋殿下」「左大臣資人」や「長屋皇子宮」とは区別された存在であるが、一方で長屋王の写経事業を執り行い、北宮帳内出雲臣安麻呂は長屋王家に勤務し、また北宮宛の荷札木簡が「長屋王家木簡」の中に存するなど、長屋王とは不可分の存在であった。②dには「交易」「津税使」の語がみえ、北宮は独自の経営・運営基盤を持っていたようであるが、その荷物は長屋王家に集積されている。讃岐国では阿野郡には北宮、多度郡には長屋皇宮の関係する土地があったことが知られ、北宮と長屋王の関係の深さを所領の上からも示唆するものであり、財政的な相関関係を窺わせる。つまり、北宮は長屋王と区別された存在でありながら、なお人・物や財政面などで長屋王と不可分の関係にあるという特色をもつものであるとまとめることができ、これは「長屋王家木簡」におけるI系統の家政機関=長屋王の家政機関とII系統の家政機関との関係に相似している。なお、北宮は、和銅3年から神亀3年までの史料に確認でき、おそらく長屋王の変の神亀6年までは存続していたと考えられる。

高市皇子宮

次に高市皇子宮のあり方は、以下のように復原される。³⁾

①高市皇子宮には、トネリなどの奉仕者(『万葉集』巻2-201)、また高市皇子の家族以外に、異母妹但馬皇女が居住していた(同114・116)。

②財政規模は、仮に高市皇子に対する公的給付を、その死去の際の位階である浄広を二品として養老令の規定に換算すると、Tab.53ようになる。その経営については不明であるが、『類聚三代格』巻1元慶5年10月16日官符、寛平5年10月29日官符によると、高市皇子が大和国城上郡登美山(桜井市外山付近)の宗像神社を勧請したとあり、母尼子娘の実家である筑前国宗像郡の郡領氏族宗像氏とは密接な関係を保っており、寛平5年官符には筑前国宗像郡金崎に高市皇子家の「氏賤」が存したとある。

1) 春名宏昭「皇太妃阿閑皇女について」『日本歴史』514, 1991

2) p.365註1) 森前掲論文

3) p.365註1) 森前掲論文

③高市皇子宮の占地は、『書紀』持統5年12月乙巳条「詔して曰く、右大臣に宅地四町を賜ふ。直広式以上に二町、大参以下に一町。勤以下無位に至るまでには、その戸口に随ひて、その上戸に一町、中戸に半町、下戸は四分の一。王等もまたこれに准へよ。」の藤原京における宅地班給基準が参照される。この規定には親王クラスの占地は不明であり、また右大臣丹比真人嶋の上位にいた太政大臣（持統4年7月庚辰条任命）高市皇子の班給額も記されていない。しかし、草壁皇子の嶋宮（『万葉集』巻2-167~193）や大津皇子宮（同129）、忍壁皇子宮（『書紀』朱鳥元年7月戊申条）の存在から、この3人より年長の高市皇子の香具山之宮も既に飛鳥浄御原宮の時代から存したと推定¹⁾でき、親王クラスの者は既に宮を営んでおり、それを追認したので、特に規定がないと解釈できる。とすると、右大臣が4町であるから、太政大臣高市皇子は少なくともそれと同等以上の占地をとっていたものと推定される。

高市皇子	
地位	太政大臣・浄広丞（二品相当か）
家令	5人(家令、扶、従、大・少書吏)+文学
帳内 資人	帳内140人 職分資人300人
封戸	*5000戸
位田	60町
職田	40町

*封戸は『日本書紀』朱鳥元年8月辛巳条に封400戸増、太政大臣就任後の持統5年正月乙酉条で200戸を加増し、計3000戸（禄令食封条の太政大臣の職封に等しい）としたとあり、さらに同6年正月庚午条で2000戸を増封したとあるので、計5000戸となる

Tab. 53 高市皇子に対する公的給付

④高市皇子宮はその死後も存続していた可能性がある。『統紀』和銅6年5月甲戌条に讃岐国寒川郡で「皇子命宮」の使者が物部乱らを飼丁に徴発したという記事がみえ、この「皇子命宮」については、「皇子尊」草壁皇子説と「後皇子尊」高市皇子説との両説（新日本古典文学大系『続日本紀』一 p.200脚注）とがあるが、草壁皇子の嶋宮は奈良時代には国家的管理下（天平勝宝2年2月24日官奴司解〔大日古3-359~366〕に、「嶋宮奴婢」が官奴司の管理下にあったことが知られる。『書紀』持統4年3月丙申条も参照）にあり、また草壁皇子の子孫は天皇になっているので、独自の家産組織の存続は不要であったと思われる点などから、高市皇子宮を指すと理解するのがよい。そして、飼丁の徴集は和銅6年に近い頃に行われた点が重要であろう。つまり、その頃まで高市皇子宮が存続していたことを窺わせるからである。ちなみに和銅7年が造籍年であるから、乱らはそれに先立って飼丁身分変更の訴えを起こしたものとみなされる。

以上の整理に基づき、高市皇子宮と「長屋王家木簡」との関係を検討する。まず①については、トネリの姓名がわかる例はないが、壬申の乱の際、高市皇子に従った従者民直大火、赤染造徳足、大蔵直広隅、坂上直国麻呂、古市黒麻呂、竹田大徳、膽香瓦臣安倍（『書紀』天武元年6月甲申条）など同姓の者が木簡（「舎人」竹田臣□養（No.7）、矢口司の管理者伊香三狩（No.15）など）にみえることが注目される。また先述のように、I系統の家政機関の家令赤染豊嶋は赤染造徳足の近親者で、赤染氏は父高市皇子の代から関係を持っていたとする指摘があるが、削屑には「□位上行家令赤染豊嶋 年六十」（No.143）とあり、赤染豊嶋は「長屋王家木簡」の年代に60才であったことが知られ、彼自身が高市皇子の代から仕えていた可能性もある。これらの例は人的系譜の上から高市皇子宮と「長屋王家木簡」が密接な関係を持っていたことを示す。次に異母妹但馬皇女（『統紀』和銅元年6月丙戌条で三品で薨去）については、高市皇子の死後、

木簡と高市皇子の関係

1) 荒木敏夫『日本古代の皇太子』吉川弘文館、1985、pp.77~81

大宝令制下の史料であるが、「多治麻内親王宮政人正八位下陽胡甥」と記された木簡(『藤原宮』75号)があり、独立した「宮」を営んでいたようである。これは「長屋王家木簡」では長屋王の兄弟姉妹への物品支給がみえ、彼らは「宮」を営んでいたが、邸内あるいは近接地に居住し、II系統の家政機関の指示の下に、I系統の家政機関＝長屋王の家政機関から物品給付に与っていたという関係に類似し、II系統の家政機関と高市皇子宮の機能の相似が注目される。

次に②では、先述のように、「長屋王家木簡」にも「宗形郡大領」からの荷札木簡が存し、長屋王の代になってもこうした関係が維持されていたことがわかる。また、③については、飛鳥浄御原宮の時代から存した香具山西北麓の香具山之宮に居を構えていたとすると、藤原宮との位置関係や4町(以上)の占地が平城京における左京三条二坊一・二・七・八坪の邸宅の位置づけと類似するという指摘とともに、伝飛鳥板蓋宮跡の上層遺構をあてる説が有力である浄御原宮との位置関係から言うと、香具山之宮は北約2kmにあり、北宮と呼ばれてもおかしくない。他に根拠がある訳ではないが、高市皇子宮(香具山之宮)＝北宮説に立つ時、その起点は浄御原宮であり、浄御原宮時代の諸皇子の宮の名称の一つとして北宮の称が生まれたと説明できる。

④に関しては、「長屋王家木簡」には讃岐国に關係する土地があったことが知られ、北宮宛の荷札木簡を出す阿野郡、長屋皇子宮宛の荷札木簡を出す多度郡、その他鶴足郡からの荷札などがある。また長屋王家には馬司(馬寮)と呼ばれる部署があり、馬曳・馬甘、つまり飼丁的存在の人々がいた(Tab.55)。とすると、『続紀』に窺われる和銅6年頃における高市皇子宮の存続の可能性、讃岐国との関係や飼丁の徴発などは、長屋王家が讃岐国と関係を持ち、阿野郡の北宮關係の土地から物品納入に携わっていたこと、また馬司を有し、飼丁を必要としたことなどとよく符合しており、存続していた高市皇子宮とは「長屋王家木簡」が描くところのものではなかったかと推定される。ちなみに、木簡には「□戸口逃戊子年」(No.162)という記述がみえ、戊子年は持統2年であるから、あるいはこれも高市皇子以来の家政を継承していることを窺わせるものかもしれない。

北宮＝高市
皇子宮説

以上のように、北宮とII系統の家政機関、高市皇子宮とII系統の家政機関は相似する特色を持ち、高市皇子宮が北宮と呼ばれた可能性を支持すると、II系統の家政機関＝北宮の機構＝高市皇子宮の存続という見解が有力視される。所在位置による宮の命名は、『書紀』推古元年4月己卯条「父の天皇これを楽し、宮の南の上殿に居せしむ。故にその名を称して上宮の厩戸の豊聡耳の太子と謂ふ」とある、聖徳太子の「上宮」の例が存する。「上宮」の名称は、太子の死後も存続し、皇極元年是歳条「上宮大娘姫王」、同2年10月戊午条「上宮王等」と、太子の一族を「上宮」とする観念が存した。この上宮王家は、太子の死後も山背大兄王が引き継いだ斑鳩宮を中核とし、中宮(太子の母穴穂部間人皇女や推古天皇の孫橘大郎女など、王族出身者が居住か)や岡本宮(山背大兄王の母蘇我刀自古郎女が居住か)、その他山背大兄王の異母弟泊瀬王(母は膳菩岐々美郎女)の飽波葦垣宮(泊瀬王宮)などの諸宮を融合し、経済基盤を共有する形態をとっていたことが指摘されており、次世代への宮、経済基盤の継承の例に加えることができ

1) 本項では二つの家政機関を含め、長屋王とその一族を支えた経営体の総体を長屋王家と称する。

2) 仁藤敦史『斑鳩宮について』『日本歴史』451,

1985, 同『斑鳩宮』の経済的基盤』『ヒストリア』115, 1987, 同『斑鳩宮』の経営について』『国史学』140, 1990など。

る。なお、聖徳太子は摂政・皇太子として推古天皇を補佐しながらも、即位できなかった点、太政大臣・皇太子的地位（後皇子尊の称）にあった高市皇子の状況とよく似ており、上宮王家と後述の長屋王家の政治的位置も類似している。

以上、iiiおよびivで、II系統の家政機関や北宮の問題に考察を加えた。結論として、II系統の家政機関＝北宮の機構＝高市皇子宮の存続とするのが最も整合的である。II系統の家政機関は飛鳥・藤原地域に存したようであり、香具山之宮の機構が残存しているものと考えられる。その組織は長子長屋王に引き継がれながらも、長屋皇子宮、山形皇子宮、門部王宮など高市皇子の子孫が一体となって存続するためには、父高市皇子以来の北宮の機構が必要であり、上宮王家が聖徳太子の死後も存続したように、「北宮王家」とでも称すべき緩やかな関係が続いたのである。II系統の家政機関はその結節の中核となるものであったが、家政の大勢と北宮の称は平城京に移った左京三条二坊の地に引き継がれ、II系統の家令などがI系統の長屋王の家政機関で勤務することもあった。しかし、山背菌（あるいは飛鳥・藤原地域に存した所領もか-Tab.56）などの所有権、且風悔過などの行事執行、諸王子への物品支給の指示や差配等、II系統の家政機関に固有の任務も存した。すなわち、II系統の家政機関の本主は高市皇子であり、現在は長屋王が主人になっているものとみる。長屋王はI系統の家政機関により長屋皇子宮の経営を行うとともに、II系統の家政機関の当主として「北宮王家」の統括も行うという二重構造の上に位置していたので、二つの家政機関の融合という現象が木簡に現われているのである。木簡に散見する「大命」は長屋王の命令とみることができ、長屋王こそ主人として仰がれる存在であった。また、長屋王が北宮を継承していたとすると、木簡にトネリを「帳内」と記すことの説明も可能である。なお、II系統の家政機関の発給する文書の日付に5月や7月が多いこと（Tab.52）については、その頃に主人たる長屋王が飛鳥・藤原の地に滞在していたためと考えられ、平城遷都後間もない時期の平城京と旧京との関係の調整、II系統の家政機関に固有の用務のチェックなど、二つの家政機関の主人として果すべき役割が存したのではないかと推定される。

以上、ii～ivまで、左京三条二坊一・二・七・八坪の邸宅の家政機関やその主人のあり方について考察し、長屋王の存在を強調する立場を示した。ただし、そうすると、北宮はおそらく神亀6年の長屋王の変まで存続しており、その時点まで二重構造が続いていたのか、それとも二重構造は平城遷都直後の「長屋王家木簡」の時代に限られるのか、二重構造が続いたとすると、それはいつ、どのように解消されるものであったか、あるいは解消されないのか、北宮の名称のみが残っているのか、等々多くの問題点が残されている。これらはいずれも奈良時代の貴族の家政や相続、さらに遡って大化前代以来の宮のあり方とも関わる問題であるが、現存の史料では考察材料が不十分で後考に俟ちたい。また先に触れたように、神亀6年の時点では明確に存在していた吉備内親王宮、その家政機関の存在は如何であったかという疑問も呈される。その他、左京三条二坊の地と長屋王の佐保宅との関係如何の問題もある。これらに関しては以下に改めて考察を加えることとする。

小 結

北宮王家

1) p.367註2) 東野前掲論文。なお、命令主体が長屋王であることを明示する「□□〔長屋カ〕親

王御命符」(No129) という表現もみられる。

v 吉備内親王の位置

吉備内親王は草壁皇子と天智天皇の女王明天皇（母は蘇我倉山田石川麻呂の女姪娘）の間に生まれた皇女で、兄弟には文武天皇や元正天皇（氷高内親王）がいた。彼女は父草壁皇子の死後「後皇子尊」と称された高市皇子と叔母御名部皇女（元明天皇の姉）との間に生まれた長屋王と結婚し、第一等級の血筋を持つ家族関係を形成した（Fig.76）。

ところで、iiで紹介したように、神亀6年の長屋王の変の時点で、彼女の家政機関が存したのはまちがいなく、『長屋王概報』では吉備内親王の存在を考慮に入れた説を呈した。ところが、iii・ivの考察では、「長屋王家木簡」の中にその家政機関を抽出することができなかった。試みに木簡の時代の長屋王や吉備内親王に対する公的給付を示せば、Tab.54のようになり、当時三品であった吉備内親王は長屋王に匹敵する給付を受けており、その家政機関が存し

てもおかしくはない。『続紀』靈龜元年2月丁丑条には吉備内親王所生の男女を皇孫とするとあり、彼女の扱いは高く、長屋王の変はむしろ吉備内親王と皇位継承の対象となるその所生子の排除を狙ったもの¹⁾とする意見もある程である。

吉備の居所 そこで、木簡における吉備内親王の位置づけを検討し、この時期の彼女の動向を考える。まずTab.50の説明で触れたように、左京三条二坊の邸宅に吉備内親王が居住したのはまちがいない。長屋王関係で「内親王御所」に該当するのは彼女しか想定できない。その居住場所としては西宮を推したい。先に触れたように、西宮は邸内での通称であり、相対的な位置を示すとともに、妻妾などの居住地域を指す用法があった。西宮に関してはNo.42の木簡が目される。

Tab.50のように「内」を内親王御所などの略称と考えると、吉備内親王の居所と西宮は別物ということになるが、どうであろうか。西宮に仕えていた雑任者である西宮少子宛の米飯支

和銅3年(710)～靈龜3年(717)

	長屋王	吉備内親王
地位	従三位(正三位)・式部卿	三品
家令	2人 (家令、書吏1人：従三位) 3人 (家令、書吏2人：正三位)	4人(家令、扶、従、書吏)
帳内 資人	位分資人60人	帳内60人
封戸	位封200戸(従三位) 位封250戸(正三位) 別勅封100戸	200戸
位田	34町(従三位) 40町(正三位)	34町
職田	—	—

神龜年間(724～29)

	長屋王	吉備内親王
地位	正二位・左大臣	二品
家令	4人(家令、従、大少書吏)	5人(家令、扶、従、大少書吏)
帳内 資人	位分資人80人 職分資人200人 帯刀資人10人	帳内70人
封戸	位封350戸 別勅封100戸 職封2000戸	300戸
位田	60町	40町
職田	30町	—

- * 地位の()は靈龜2年正月昇叙
- ** 位封は禄令10食封条集解古記所引慶雲3年2月16日格により計算
- *** 位禄・季禄は省略した

Tab.54 長屋王家に対する公的給付

1) p.367註1) 永井前掲論文

給木簡の「受」の箇所望万呂という人物が散見する（城21-17など）。米飯支給木簡の中で、少子宛のものは「受」の人物が少子の一員であることがわかる例（城20-10）があり、宛先部署との一致が推定でき、望万呂も西宮少子であった可能性が高い（城23-9）。彼は養老元年（717）に若翁帳内の一員としてみえる秦望万呂（No165）に比定できるから、西宮少子の実態は帳内（トネリ）であったと推定でき、それが長屋王の子女たる若翁に配されているから、西宮には長屋王の子女やその母たる長屋王の妻が居住したと考えられる。No42の木簡は内と西宮を区別したのではなく、内=吉備内親王と、西宮人=西宮の雑務に従事する人とを区別したものであるといえる。すなわち、西宮とは内親王御所や長屋王の子女たちの居所をも含む広い概念で、あるいはc 安倍大刀自御所、d 石川夫人所なども包摂していたのではないかと考えられ、長屋王の妻妾とその所生子の居住地域で、邸内の西方に位置した一画と推定される。

この西宮に居住した吉備内親王の生活は如何であったか。木簡によると、内親王御所にも頻繁に米が支給されており、その生活は長屋王の家政機関によって支えられるものであった。No 17・18のような木簡にみえる「吉備王子」も吉備内親王に対する物品支給を示すものであり、「大許」という敬語（若翁に対しても「大許」を用いており、吉備内親王に限られるものではない）が用いられているが、長屋王の家政機関が物品を支給する一対象であるという点では、他の人々や部署などと変わるところはない。

長屋王による
資 養

ただし、吉備内親王は長屋王の配偶者として、家政機関にとっては主人クラスの人物であり、その命令は「吉備内親王大命以符」と取り次がれている。また、No.4の縫幡の様（ためし）を吉備内親王のもとに送るようにとの長屋王の指示は、あるいは吉備内親王を中心とした妻妾やそれにつき従う女性も居住したであろう西宮で、大量の縫幡が作製されることを期待したものであろうか。いわば後宮の統括者としての吉備内親王の姿が窺われる。ちなみに、唐僧鑑真の伝記『唐大和上東征伝』には、鑑真が日本行きを決心した理由の一つとして、長屋王が崇仏の心篤く、1000枚の袈裟を中国の僧侶に贈ったという故事がみえており、遣唐使に託して贈ったとすると、靈龜2年8月任命、養老元年渡海の遣唐使の時とするのが最も相応しく、木簡に現れる縫殿（Tab.55）が袈裟の縫製に関与したと考えられる。そこで働くのは縫殿女と呼ばれる女性であり、あるいはここにも吉備内親王の統括が及んでいたのかもしれない。

以上、吉備内親王は長屋王の配偶者として、長屋王家の家政機関から尊重される存在ではあったが、その生活を長屋王の家政機関によって支えられる者の1人として、西宮に居住したと考えた。その役割は長屋王の後宮ともいべき西宮の統括を行った可能性が推測される。しかし、三品とはいえ、公務をもたない吉備内親王に独自の家政機関が必要であったか否か確証をもてない。あるいは三品相当の家政機関をもっていたが、実際には顕現せず、わずかの従者（例えば婢宮入女は彼女のお気に入りの1人であったかもしれない）を除いては、長屋王家の家政機関の中に取り込まれていたとも考えられる。吉備内親王の位置づけは、女性史の視点からも大いに注目されるが、少なくとも以上の木簡の分析からは、吉備内親王の家政機関の存在やその形態は抽出できないと言わざるを得ない。ちなみに、橘三千代は「太政大臣藤原家（不比等）の県犬養命婦」（『万葉集』巻19-4235）と認識されており、大納言大伴安麻呂の妻で、坂上郎女の母石川内命婦も、夫の死後、「大家」と称せられてはいたが、安麻呂以来の佐保宅に居住（同3-460・461）しており、夫の家政機構に庇護される存在であった。

機 関 名	役 職・職 人 名	備 考
長屋王家令所 奈良(櫛)宮・ 奈良宮務処・奈 良務所・務所・ 司所・政所	家令・書吏 御所人・侍従・政人・司人・帳内 少子(36人)／鎰取少子・司少子	中枢機関
帳内司	帳内／若翁・鑄物所・綿作所・□作処・鏤盤所・工司 沓敷藁刺・帙作・書法所・文校・画師・仏造・ 馬司、丹波杣・都祁遣 資人	帳内の管理
主殿寮・主殿司 机立司	仕丁、採松、油持 (司掃守、掃守・雇人) 《設宮関係?》 《設宮関係?》	衣食住関係
大炊寮・大炊司	女	
膳司	膳部、荷持	
菜司		
酒司・御酒醸所	仕丁	
主水司・水取司	仕丁・廝	
氷司		
縫殿	縫殿女(縫殿神祭)	
染司	染女	
綿作所*		
	牛乳持参人・煎人	
工司*	工、散位寮、仕丁	
御鞍所・御鞍作 所・御鞍具作司	背替縫・褥縫・羈縫・御鞍具人	
鑄物所(処)*	鑄物師・長・雇人	
鏤盤所*	長・銅造・雇人	
銅造所	銅造手人	
?所*	須保弓・沓縫・薦縫・革油高家・沓敷藁刺帳内	
□作処*		
	輓轆(露)師・輓轆木切使雇人、気作、鍛冶、土塗・ 廝椅作工、木履作人、琴作工、金漆人、銀銅打、要帶 師(造)奈閉作、土師(作)女・雇人、物作人、御弓 造兵舎人、矢作、大刀造、箆作衛士、(司皮作) 百枝亭葺造、白志丁造	
	御垣塞廝	

Tab.55 長屋王家の家政機関

機 関 名	役 職・職 人 名	備 考
嶋造司		庭園関係
書法所*	経師、紙師、秩(帙)師・帙作帳内・造生・雇人 装潢、書法模人・書写人、文校帳内・校帳内 (司紙借用人)	写経・絵画 関係
	画部・画師・画写人、障子作画師・障子作人、	
仏造司* 齋会司	仏造帳内、廝 (旦風悔過文・齋会)、供養始人	宗教関係
	僧・舎弥・尼・乞者 宮内神祭、柱立所祭、縫殿神祭、大窪神、打蒔・打散 巫、伊豆国造・従(卜部)	
薬師処	医、女医	医薬関係
	博士	学問
馬司・馬寮*	馬作医、馬甘、馬曳(5人)(御馬屋犬) 馬甘仕丁、雇人、草運雇人(馬藪)／馬	動物の管理
犬司	少子／犬(6頭)・子生犬(1頭)・越犬	
鶴司	少子／鶴	
	牛	
税司	津税使、伊勢税司、武蔵税司、下総税司、出雲国税使	財政関係?
	(衛士・仕丁など) 散位寮、御弓造兵舎人、衛士・廝、箆作衛士 仕丁・廝、立丁、輿箆持廝(8人) (雇人) 右京職雇民(持草)、河内絹持雇人、□司雇人 下総役人、土師(作)女雇人、須理作雇人、屏風持雇人 米運雇人・俵運雇人、贅持、薪取・薪運廝・薪取使雇人 柏取雇人、津縄持、梶取遣雇人、葛取雇人・葛取持丁 □張真編雇人・店□□雇工 (雑) 舎人、女堅、大宮殿守 司々充仕丁、車借人、草運人、□調持役丁、桁作 狛人、新羅人、百濟人、隼人 奴(87人)・婢(111人)、隠伎奴婢	
西宮	内親王御所・吉備内親王宮 安倍大刀自御所 石川夫人御所	西宮少子 馬甘若翁御湯曳人、忍海部若翁乳母(2人)・女堅 紀若翁乳母、林若翁帳内、太若翁犬 若翁少子・帳内・博士・犬 桑乳母・中臣乳母
門部王宮		
竹野王子宮(御所)		女医、奴婢、山寺(雇人を派遣)
山形皇(王)子宮		帳内、女堅、御湯曳人

*は帳内が配備されていた部署()の数字は木簡に見える最大数

vi 家政機関の部署

vでは吉備内親王や妻妾及び所生子が居住した西宮のあり方に触れたが、ここで「長屋王家木簡」にみえる家政機関の部署とその執務の様子について述べる。木簡にみえる家政機関の部署の名称や役職名などを整理すると、Tab.55・56のようになる。この中では山背御田・御菌は元来II系統の家政機関の所有に属したものと考えられるが、その経営や収穫物の搬入先はI系統の家政機関=左京三条二坊に存した長屋王の家政機関に委ねられており、二つの家政機関は主人長屋王の下に融合し、吉備内親王も含めてむしろ長屋王家全体として資産を管理・運用する体制であって、各部署も全体のためのものとみるのがよい。

邸内の部署 まず邸内の部署 (Tab.55) をみると、主殿、大炊、膳、酒、主水など、律令官司の中では内廷的といわれる宮内省被管官司と類似の名称をもつ部署の存在が目につき、衣食住など生活の基本に関わる部署が充実していたことがわかる。大蔵省被管にも似た手工業関係の部署や職人、その他の写経、絵画、宗教、医薬や動物の管理などの部署も、様々な生活の局面に対応した構成であった。いわゆる政務に携わるのは中枢機関とした政所くらいで、あくまで家政の運営や維持を基本とする個人の家政機関の特徴を示す構成であると言える。内廷的官司といわれるものがそもそも天皇の日常生活に関わるものであり、木簡に窺われる家政機関の構成は、大化前代以来の王族の「宮」の形態や貴族の家政運営のあり方を如実に反映するものとみることができる。断片的ではあるが、「二条大路木簡」にみえる藤原麻呂の家政機関中の「膳所」(城24-11)、平城宮跡第222次調査で出土した考課木簡の削屑中の「□〔新カ〕田部親王宮蔵司主典」(城26-10)などの例もあり、他の王・貴族の家政機関にも同様の部署が存したものと推定される。「長屋王家木簡」ほど、具体的に家政機関の部署が判明する例はほとんどないが、『宇津保物語』吹上巻上に描かれた紀伊国牟婁郡の長者神南備種松の家の様子は参照できる。家政の中心となる政所の他は、御厩、大炊殿、御厨子所、酒殿、贄殿、作物所、鋳物師所、鍛冶屋、織物所、染殿、掃所、張物所、縫物所、糸所など、いずれも日常生活の様々な局面に対応する部署で構成されており、「長屋王家木簡」と共通する様相を呈している。

種松の家の各部署には「所々の別当」が置かれていたが、長屋王家の各部署にも各々責任者がいた。邸外の機関であるが、片岡司の道守真人、木上司の秦廣嶋、忍海安麻呂、新田部形見らとその例 (Tab.56) であり、彼らは各々の司から邸内に搬入される物品の進上状の日下に署名を加えている。そして、彼らは勤務日数により勤務評定を受けていたらしく、No81のような上日数を報告した木簡が存する。また、II系統の家政機関の少書吏置始国足は、山背菌からの野菜進上状の日下署名にも現われており、もと山背菌の管理者であったと推定され、人事異動や昇格の可能性も存した。またそうでなくても、二つの家政機関の間を往来して雑務に従事する婢筥入女や物部麻蘇売、またII系統の家政機関の家令職員がI系統の家政機関で執務する例など、長屋王家全体の家政の中では頻繁な交流があった。

伝票木簡の
作成

では、各部署の家政への関わり方はどうであっただろうか。ここでは「長屋王家木簡」の中で最も点数の多い米飯支給の伝票木簡の分析を中心に、中枢部での政務のあり方を考え、随時他の部署についても触れる。伝票木簡の基本型は次のようである。

1) p.365註1) 森前掲論文

機関名	木簡にみえる関係者・施設など	推定所在地
宇太御□	仕丁・厮	奈良県宇陀郡／ 大阪府泉南市兎田
片岡司	道守真人・白田古人・倭万呂 御藪(将)作人、持人；都夫良女・宿奈女、持丁； 木部足人・桧前連寸嶋・守部麻呂・稲万呂・大万 呂・□万呂	奈良県北葛城郡王寺町・ 香芝市
木上司 (城上) 木上御馬司	忍海安麻呂・新田部形見・秦廣嶋・甥万呂・豊嶋 持人？；各田部逆・稲末呂 石女・稲津女・曾女・都夫良女・把女・身豆女・ □都女	奈良県北葛城郡広陵町 ／同橿原市
佐保	額田部児君	奈良県奈良市
都祁司 都祁宮 都祁氷室	火三田次、帳内 進上？；安倍色麻呂・伊宜臣足嶋・他田臣万呂・ 借馬連万呂・狛多須万呂・□田主寸麻呂 雇人	奈良県天理市・山辺郡都 祁村
廣瀬		奈良県北葛城郡広陵町
耳梨御田司 (无)	太津嶋 進上；婢間佐女	奈良県橿原市
矢口司	太津嶋・伊香三狩 進上；私部亥万呂 酒虫女・多々女・殿女 桑乳母・中臣乳母	奈良県橿原市(香久山南 辺；天武元年7月癸巳条の 八口)／同大和郡山市
大庭御藪		大阪府守口市大庭町 ／同堺市大庭寺
渋川御田	奴末麻呂	大阪府八尾市渋川町
高安御田司		大阪府八尾市高安
山背御藪司	(置始) 国足・輕部朝臣三狩・山辺大人 持人？；諸月・奴稻(否)万呂・奴布伎・少子部 安末呂 婢女子米万呂 雇人、御田芸人(御田10町)	京都府／大阪府南河内郡 河南町山城
狛御田司		京都府相楽郡山城町
山口御田司	山口御田；作人	？
丹波杣	帳内	京都府中部・兵庫県北部
山処	塩殿、雇人	？
炭焼処		？

——は進上状の署名者

Tab. 56 長屋王邸外の機関

宛先+物品名・数量+「受」(=授) 某十月日+人名 (出納責任者か)

この種の木簡の宛先は様々であり、複数の宛先を記したものもあるから、これらは米飯支給などの際に、控えとして作成されたものであることがわかる。また、これらの木簡には文字を記した後に上または下、あるいは上下両方に孔が穿たれており、おそらく支給伝票としていくつかの木簡を束ねた上で、毎月朔日に前月の事務を報告する告朔の際に¹⁾、1ヶ月分など、一定期間のものを整理して報告したのであろう。先掲の木上司の上日数報告の木簡は、朔日に間に合うように前月の勤務日数を送ってきたものと理解でき、長屋王家における告朔の儀の存在を裏付けるとともに、各部署でも同様の事務処理が行われたことを推定させる。伝票木簡などは1ヶ月毎の支出状況を紙の文書にまとめて提出したものであると思われる。なお、木簡の中には木目方向に長い材を横向きにして、木目に直角の方向に文字を記す帳簿様の横材木簡やその削屑(城28-39~42)があり、個人別(宛先別)の支給帳簿の可能性もある。先に指摘したように、伝票木簡には複数の宛先を持つものもあるから、日毎の支給額とともに宛先毎の支給額との帳尻合せも必要であり、正倉院文書の写経所関係の帳簿にみるような、複雑な帳簿作成と高度な事務処理が長屋王家でも行われていたのである。

伝票木簡が中枢部の政務のあり方と関わるとみるのは、出納責任者として時に家令等の署名もみえるからである。長屋王家の中枢部は対外的には「長屋王家令所」(No.9)と称するが、その実態は政所(Ⅱ系統の家政機関からは務所・司所とも称される)に他ならない(本書第Ⅳ章1B)。そして、家令等とともに日下に署名する人々は、少子や政人と称される者たちではなかったか。先述のように「受」や出納責任者としてみえる人物が少子であることを確認できる例はいくつかあり、彼らは家令職員の下で様々な事務を担っていた。また、西宮少子望万呂に関する先の推測が正しいとすると、この少子は帳内(資人)であった可能性が高い。少子は政所だけでなく、犬司や鶴司などにもみえており、各部署に配置されていた帳内の存在と合せて、彼らこそ各部署の実務を担う人々であったといえる。ちなみに、伝票木簡の日下に署名する出納責任者を整理すると、家令・書吏・石角の3人はほぼ通年的に散見するのに対して、甥万呂は7月下旬~8月中旬、11月以降に集中し、大嶋は8月下旬~11月、廣嶋は10月中旬など、少子クラスの雑任者は時期的に偏った登場の仕方をする点が指摘されている。これは交替で食料支給の事務管理などに従事するという、仕事のローテーションの存在を窺わせるものとして注目される²⁾。

政所の役割

以上のような日々の支給と月別の整理などにより円滑な家政運営が図られたのであるが、木上司からの上日数が報告されているように、中枢部の政務は伝票木簡の作成と整理のみに留まらない(本書第Ⅳ章1B)。No.82の出雲臣安麻呂の木簡は考課木簡であり、上日数に基づく勤務評定も中枢部の重要な仕事である。その他、銭の残高と使途を記した木簡(No.80)も散見し、そうした計算も執務に含まれていた。また「縫殿神祭」(No.74)、「柱立所祭」(No.73)や毎月晦日の祓などが邸内で実施されていたことが窺われ³⁾、王・貴族の家での祭礼や年中行事などの運営も中枢部の政務に関わってくる。『宇津保物語』の例では、政所では農業や養蚕の計画立案(木

1) 告朔については、古瀬奈津子「告朔についての一試論」『東洋文化』60, 1980を参照。

2) p.365註1) 渡辺前掲論文

3) 森公章「卜部寸考—長屋王家木簡の中の一点から—」『日本歴史』539, 1993

簡にも散田に関わるものがある)、炭・薪や日次の贅の受領、北方のための料理の調理などが行われており、いわゆる政務全般を掌る部署として、家政の要となる様々な事柄が政所で執り行われたのである。

以上は政所を中心に、主に家政機関の下級役人のあり方に触れた。Tab.55にはそれ以外にも多種多様な職人がいたことが知られる。鋳物師、轆露師、要（腰）帯師など専門的な技術者も含まれており、注目される。当時の手工業者がどこに所属し、製品をどこに供給していたかという問題は、これまで不明の点が多かったが、木簡によって一貴族たる長屋王家と密接な関わりがあったことが判明したのは、新たな成果である。¹⁾ 縫殿と縫殿女については先に触れたが、書法模人や経師、校正を行う文校、装丁に従事する装黄（潢）や経帙などを作製する帙師や帙作などの存在も興味深い。長屋王は和銅5年（712）、神亀5年（728）の2度にわたり写経（大日古24-2~6）を行ったことが知られており、和銅経は「長屋王家木簡」の年代に含まれ、彼らこそ長屋王の写経事業を支えた人々であった。²⁾

その他、仕丁は封戸から出仕した人々（賦役令封戸条集解）であろうが、衛士なども役使されていることも興味深い。本来朝廷に奉仕する卜部が長屋王家で晦日の祓に携わっていたことが指摘されており、³⁾ 衛士や兵舎人の役使も、王・貴族と朝廷の関係を窺わせる事例となる。ただし、それが朝廷からの派遣なのか、あるいは長屋王家の権力を背景とする強役なのか、等々によりその評価は変わってくるが、その具体像については保留しておきたい（『続紀』養老3年10月辛丑条には舎人・新田部両親王に内舎人、大舎人、衛士を賜与した例がある）。

以上のように、左京三条二坊の地には多くの人々が居住・勤務し、長屋王家の生活を支えていたのである。なお、付言しておけば、「～司」「～所」とあるからといって、それぞれに定まった区画があり、恒常的に稼働していたかという点、必ずしも自明の事柄ではなく、むしろ人を中心とした作業場のようなものであった場合もあるのではないと思われる。木簡が出土した八坪に家令所が存した可能性は想定できると思うが、邸内の区画のうち、ここはこの部署というように、固定的な場所を定めることは困難であるとしておきたい。

vii 御田・御藪

次に邸外の機関や部署として、御田・御藪など、長屋王家の畿内近郊の領地について触れておきたい。その名称、管理機構や木簡に見える関係者（管理者、労働力、奴婢など）およびその比定地は、Tab.56に整理した通りである。これらのうち、『長屋王概報』の見解と異なる比定がなされたものについて、その意見を紹介しておく。

まず、大庭は『行基年譜』天平十三年記の「大庭堀川」によって、河内国茨田郡大庭里に比定される。そして、山背については山代忌寸真作墓誌や正倉院文書中の丹裏古文書（大日古25-64~65・145）により、河内国石川郡山代郷とする見解が呈されたのは興味深い。⁴⁾ 木簡には渋川御田（No.90、河内国渋川郡）、高安御田（No.25、河内国高安郡）がみえ、大庭や山背と合せて計

1) 『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』22で報告されている飛鳥池遺跡の官工房跡では、「石川宮」、「大日皇子宮」と記した木簡が出土しており、製品の供給先あるいは素材の提供者などではないかと言われる。とすると、官工房からの供給というルートも存したことが窺われる。

2) 写経体制については、p.381註1) 勝浦前掲論文を参照

3) p.392註3) 森前掲論文

4) p.378註3) 館野前掲論文

4ヶ所の河内国関係の領地が存在したことがわかる。これは片岡、耳梨、矢口、佐保、木上などの大和国関係の所領と匹敵する規模と広がりである。「山背」を山背国という広大な地域名とせず、他の御田・御園名から、狭小な地域を指すとみて、河内国石川郡山代郷を推したのは鋭い視点である。なお、大庭については、同じく『行基年譜』によりながら、和泉国大鳥郡上神郷大庭村所在の「大庭院」付近に比定する見方があり、「宇太御□」も和泉国和泉郡内に比定しようとする意見がある。比定地に関しては様々な見解があり、確説がないものもあるが、山背については『長屋王概報』の見解を訂正したい。ヤマト王権の豪族が大和と河内（分立前の和泉・摂津地域も含む）の双方に基盤を持つ例（大伴氏、物部氏、蘇我氏など）は珍しくなく、長屋王家についてもそうした豪族と同様な財産形成の系譜を引いていたものと考えられる。ここではこの点を特に強調しておきたい。

経営方式 では、こうした御田や御園などの経営は如何であったか。また、その由来はどのようなものであろうか。これらの地からは毎日のように蔬菜などの作物が搬入され、長屋王家の経済、日常生活を支える一つの柱であった。木簡には、御田・御園への雇人の派遣や功食の支給を物語るもの、あるいは御田からの業務に関わる要請（No.32・33、城21-7~10）などが含まれており、その経営は左京三条二坊に存したⅠ系統の家政機関＝長屋王の家政機関が運営全般を掌る直接経営であり、雇人に対する給与（功）や食料を支給する代わりに、収穫物は全て徴収する方式であった。先述のように、Ⅱ系統の家政機関は経営についての指示や要求を行うだけである。

氷室 今、都祁氷室を例に、その経営の様子をみる。『書紀』仁徳62年（是歳）には朝廷の鬮鶏氷室に関する起源説話があり、地面を1丈余掘り、その上を草で蓋い、茅荻を敷く、季冬に氷を貯蔵し、春分から使用する、熱月に水や酒に漬けて用いると、氷室の設営、氷の進上時期と用途などが記されている。「長屋王家木簡」にはNo.29・30・31・54・55など都祁に関する木簡があり、その規模や構造、氷の進上の様子がわかる。他にも都祁の地には「都祁宮」(No.133)、「都祁司」(城28-27)と呼ばれる長屋王家の部署があり、帳内も配されている。都祁からの報告・進上状の日下に署名する火三田次がその管理者である。なお、管理者は、耳梨、矢口の管理者太津嶋のように、近接した複数の部署を兼任する場合もあった²⁾（城21-9）。都祁には氷室が2ヶ所あり、功食支給による雇用によって仁徳紀と同様の氷室設営が行われている。またNo.29によると、この氷室には扉があり、「かすがひ」(鏝)がつけられていた。そして、「都祁氷進始日…」という長大な木簡（城21-12）やNo.30に窺えるように、暑月には一定の間隔で平城京左京三条二坊の邸宅に氷の荷駄が搬入されている。その他、No.31では柑を出荷しており、氷以外の物資も取り扱っていた。このように直接経営によって氷を自家生産していたことは特筆すべきである。正倉院文書には氷を購入した事例（大日古14-348・25-154）もあるが、仁徳紀の説話にあるように、氷室は元来朝廷の所有すべきものであった³⁾。喪葬令暑月薨者給氷条には「親王及び三位以上、暑月に薨しなば、氷を給へ」とあり、親王クラスでさえも容易に入手できるものではなかったようである。このような氷室を所有していることは、長屋王家の権力を示す

1) p.364註1) 大山前掲書 pp.93~94

2) 岩本次郎「木上と片岡」『木簡研究』14, 1992

3) 氷については、関根真隆『奈良朝食生活の研究』吉川弘文館, 1969, pp.273~274, 井上薫「都祁

の氷池と氷室」『ヒストリア』85, 1979, 高橋和宏「古代日本の氷室制度について」『山形大学史学論集』12, 1992などを参照。

とともに、その由来も考慮しておかねばならない。

以上のような畿内近郊の所領の由来は如何であったか。山背御田は10町（No.32）であったことがわかっており、これは『延喜式』巻22民部上の位田は畿内・畿外に半分ずつ給付し、1ヶ所の限度額を10町以下とするという規定（ただし、法源は不明。『統紀』天平元年11月癸巳条には職田について畿内、外に半分ずつ給付すると規定している）の限度内であるが、その他、散田に関わる木簡の削屑にみえる田数には「□□□造御田五十六町八段」(No.154)、「□〔司カ〕造六十五町」(No.155)などとあり、長屋王と吉備内親王さらに高市皇子の位田・職田等(Tab53・54)を加えても、納まりきらない可能性があり、また、御田・御園に固有名詞を冠することなどと合せて、位田・職田などの可能性は薄いと考える¹⁾。また、畿内には封戸はなかつたとする意見²⁾があり、封戸の可能性も薄く、律令的給付の中で考えることは難しい。

その由来については、やはり長屋王の父高市皇子との関係が有力視される³⁾。耳梨や矢口は高市皇子の香具山之宮のすぐ近くである。木上も『万葉集』巻2-199の柿本人麻呂の高市皇子死去の際の挽歌に殯宮が城上（木上）で営まれたあるので、やはり高市皇子と関連の深い土地であった。木簡の中にはNo.22のようなものがあり、高市皇子の死去した持統10年7月10日と近い日付であるので、その追善供養のため米を木上から進上してきたものとするれば、木上と高市皇子の関係も補強される。また、片岡司の持丁木部足人、木部百嶋の木部を木上とみれば⁴⁾、木上と近接する片岡も、高市皇子以来の関係が推定され、大和の南部に存した所領はいずれも高市皇子以来、長屋王家と関連を持つものであったと考えることができる。その他、先に触れた高市皇子の母の実家である筑前国宗像郡司家からの物品送付もあり、長屋王家の財産形成に高市皇子が大きな関わりを持っていたことはまちがいない。

なお、左京三条二坊の発掘で出土した瓦の中に、長屋王邸所用瓦といわれる「藤原宮式軒瓦」の範疇に入る軒丸瓦6272型式一軒平瓦6644型式という組合せの瓦がある。この瓦は今のところ特定の遺跡でしか出土しておらず、平城京右京九条一坊十二坪＝木簡にもみえる観世音寺（No.19）の所在地、奈良県香芝市尼寺の片岡廃寺跡＝同上の片岡司の所在地、桜井市橋本の山中に存し、「延喜六年造檀越高階茂生」の陽刻を持つ軒瓦が出土した地として著名な青木千坊（橋本廃寺）など、いずれも長屋王家と関係の深い土地である（本書第V章2A）。高階真人氏は長屋王の子孫であり、青木千坊の北東方の桜井市外山には先に触れたように、高市皇子が分社した宗像神社が存し、高階真人氏が神主を出している⁵⁾ので、青木千坊にも奈良時代初期（以前）に遡る寺院があった可能性が考えられ、高市皇子との関連が推定される⁶⁾。こうした考古遺物の面からも長屋王家の広がり⁶⁾と由来を考える補強材料を得ることができるのは貴重である。

以上、御田・御園については、長屋王家の直接経営であり、各々に管理者や雑務に従事する人々、雇人や奴婢がいたこと、その由来は位田・職田、封戸などの律令的給付とは異なるものであった可能性が高く、父高市皇子以来の関連を有した土地ではないかと考えられることを強調しておく。貴族の所領経営といえ、従来は『万葉集』にみえる大伴氏の跡見庄・竹田庄がほ

御田・御園
の由来

瓦の分布

1) 寺崎保広「2万9千点長屋王家木簡の削り屑」『朝日新聞』1994年3月5日夕刊
2) 鬼頭清明「万葉人の生活」『和歌文学講座』2, 1992
3) p.367註1) 福原前掲論文、p.394註2) 岩本前掲論文

4) p.394註2) 岩本前掲論文

5) 田辺征夫「水木家所蔵の古瓦」『年報』1972

6) p.378註1) 館野前掲論文、大脇潔「忘れられた寺－青木廃寺と高市皇子－」『翔古論聚』1993

とんど唯一の例であったが、木簡によって、より具体的にその経営形態や伝来を明らかにすることができたのは大きな前進であり、「長屋王家木簡」の史料価値を示すものといえる¹⁾。

viii 畿外の土地との関係

長屋王家の家政運営として、最後に畿外の土地との関係を考える。荷札木簡などによって、長屋王家との関係が知られる国郡里は、Tab.57の通りである。長屋王の変直後の『続紀』天平元年2月丙子条では、国司に対して賊徒の取り締まりを命じており、長屋王の与党が地方にもいたことが窺われる。これら畿外の土地との関係は如何なるものであったろうか。

荷札の書式 「長屋王家木簡」の荷札木簡の特色は、次のようである²⁾。貢進国は30余国に及ぶが、中でも近江、越前、周防、讃岐の4国で過半数を占める。その書式は多くはNo.96(近江)のように、国名(あるいは郡名も)や税目、年月日を省略し、さらに貢進者名や物品名、数量を欠くものもあり、No.106(周防)のような場合でも、年月日がない例が多い。このような簡略な書式は、貢進国の偏りと合せて、貢進先が定まっているため、つまり長屋王家の封戸の存在と関わるのではないかといわれる所以である。ただし、国名、税目、年月日、数量などを欠く書式は、藤原宮跡出土の評制下の木簡には多くみられ、荷札木簡の書式が整ってくるのは、租税制度の整備・確立が進む和銅～養老初年以降かとの見解もある³⁾ので、和銅3年～靈龜3年という「長屋王家木簡」の年代も考慮に入れておかねばならない。

とすると、畿外の土地が封戸などの律令的給与によって長屋王家と関係をもった土地なのか、あるいは畿内近郊の所領のように、所領と称してもよいような由来をもつ土地なのかは、容易に定め難い点がある。北宮宛の荷札のある越前国足羽郡、播磨国美囊郡、讃岐国阿野郡、長屋皇子宫宛の荷札の存する讃岐国多度郡でさえ、封戸か否かの決め手は充分でない。律令的給付から長屋王家が得る収入には、Tab.53・54のようなものがあり、それらとの整合性の有無が封戸等かどうかの判断基準となる。まず、封戸が封主に出す負担として、賦役令封戸条では調庸は全給、田租は半分を入官・半分を封主にとあるが、長屋王は『続紀』和銅7年正月壬戌条で長・舎人・新田部・志貴各親王などととも封租全給を許されているので、封租も全給となる。また、仕丁徴発も可能(賦役令封戸条集解)であり、事実邸内には仕丁が役使されていた。そして、『延喜式』卷22民部上によると、位田の半分は畿外に置かれた可能性があり、位田は輸租田(田令田長条集解令引民部例、位田条集解古記)であるが、輸租分を除いた穫稲からの収入があった筈である。したがって、封租、調庸、仕丁や位田からの穫稲などが畿外から長屋王家に齎される主な収入となる。これらのうち、田租は軽貨交易か春米運京という形で封主に送付(賦役令封戸条集解古記、弘仁主税式、延喜主税式上)されており、実際に天平7年相模国封戸租交易帳のような公文書が存する。ただ、すべてが京送された訳ではなく、国造豊足解(大日古7-223)や天平4年以前播磨国正税帳の「中宮職美作国主稻」(同2-150)、天平9年但馬国正税帳の

1) 長屋王の子安宿王は天平勝宝4年正月14日に摂津国西生郡美怒郷に存した庄地3町6段249歩を価銭100貫文で東大寺に売却しており、家地の他に、双甲倉、「未立倉」などが存したようである(大日古4-448~449、451~452)。「長屋王家木簡」には摂津国住吉郡からの贅木簡や「津税使」の封

緘木簡などがあり、あるいは父長屋王の代から関係を有した土地があったのかもしれない。とすれば、これも畿内近郊の所領の例に追加できる。

2) 渡辺晃宏「長屋王家の経済基盤」『長屋王概報』1991
3) 森公章「荷札木簡の研究課題」『考古学ジャーナル』339, 1991

「中宮職捉稻使」(同2-60~61)の活動に窺われるように、地方での出挙も重要な経済基盤であった。

では、これらの収入は荷札木簡の中にどのように反映されているだろうか。荷札木簡に現われる税目不明の米のうち、6斗、5斗8升と記される米は庸米と見てよく、また5斗のものも庸米である場合があると言われる¹⁾。とすると、Tab.53の6斗米は封戸の庸米を出している可能性が高く、5斗米もその蓋然性が存する。米に関しては1石俵の存在が最も問題である。1石俵は管見の限りでは「長屋王家木簡」および八坪の井戸SE4770から出土した「・長屋皇宮俵一石春人夫／・羽咋直嶋」(No.172~174)と、いずれも長屋王関係のものしか事例がなく、貢進国は大和、山背、摂津、伊勢、越前で、畿内とその近国であって、伊勢・越前は『延喜式』卷23民部下では年料春米を出す国となっている。その性格に関しては、位田、職田の地子稲を春成したもの、あるいは封戸租を春成したものなどの可能性があり、一つには特定し難いとされる²⁾。木簡の中には5斗+5斗で1石とした例(城21-31)があり、本来は5斗が基準で、それを合成したものであろうか。あるいは伊勢国川曲郡安麻手里からの「春米一斛」(No.91)の例からすると、春米運京国の封戸租を春運したものであろうか。位田・職田経営の実態はあまり明確ではなく、それらの地子稲とする説も魅力がある。1石米の性格は不明な点が多いが、律令的給付のいずれかに関わるものと考えておきたい。なお、『延喜式』卷22民部上には、伊賀、伊勢、参河、近江、美濃、越中、石見、備前、周防、長門、紀伊、阿波などの封戸の禁国がみえているが、「二条大路木簡」に窺われる近江国坂田郡上坂郷における藤原麻呂の封戸の所在などから考えて、禁国は奈良時代末以降に定まったものと思われ、これらの国にも長屋王家の封戸があった可能性はある。その他、塩2斗については、藤原宮木簡に調塩2斗の例(奈文研『藤原宮木簡一』1978, 147号)があるので、やはり調とみてよいであろう。

以上のようにみえてくると、荷札木簡の多くは封戸など律令的給付に関わるものと考えてよいと思われ、畿外の土地は封戸の所在と関係するものとして話を進める。これらを封戸とすると、まずその規模が問題となる。封戸からは田租、調庸、仕丁など、課役に関わる税收すべてが封主に納められるのであるから、里単位など、ある程度のまとまりをもって設定した方が都合がよい。天平7年相模国封戸租交易帳にみえる事例によっても、1里50戸とか、それに満たない場合でも同里内に40戸、30戸というふうに、里単位でまとまるように設定されている。Tab.57に見える畿外の里名は約90であり、里単位のまとまった数での支給を与えると、その総計は長屋王の封戸350戸に吉備内親王の200戸を加えても、到底納まらない数字であることが予測される。木簡の中の削屑には「下総国□□…□税一万四千四百六十四束」(No.148)という記載があり、これを封戸租とみて、仮に『続紀』天平19年5月戊申条の封戸の均一化規定による田租1戸40束で計算すると、約360戸分となり、長屋王夫妻の封戸合計の過半数を越える。「税」の語から出挙関係とみるにしても、その数字が膨大なものであることに変わりない。下総国の調庸は布製品が主体なので、荷札木簡はあまりないが、下総国にも長屋王家の封戸があったと考えられる。木簡の中には下総税司が布500常を進めたという記載(No.34)もあり、『続

封戸との
関係

1) 狩野久「庸米付札について」『日本古代の国家と都

城』東京大学出版会, 1990

2) p.395註2) 鬼頭前掲論文

3) p.396註3) 森前掲論文

4) 高橋崇『律令官人給与制の研究』吉川弘文館, 1970, p.421

紀』慶雲3年2月庚寅条で正丁の庸布2丈6尺が半減されているので、常布(1常=1丈3尺)¹⁾ =庸布とみれば、布500常は正丁500人分、先の封戸均一化規定による1戸正丁5~6人で計算すると、封戸100戸分程になる。下総国だけでもこのような数字の封戸の存在が想定できるとすれば、全体では膨大な数字になることが予想され、畿内の御田・御園などの領地が高市皇子に由来する可能性があることやII系統の家政機関=高市皇子の家政機関継承説と合わせて、ここでも高市皇子の封戸5000戸との関連が注目されてくる。「長屋王家木簡」が示唆する封戸の規模からは、この点の読み取りを強調したい。

封戸の経営 次これら封戸等の経営方法は如何であろうか。封戸の経営については直接経営か、間接経営かの問題がある²⁾。先に触れた但馬国正税帳に見える中宮職捉稲使は、中宮舎人が派遣されたもので、2月1日~6月9日が出挙、9月1日~12月9日が収納と、計245日も官費で滞在して経営にあたっている。また、天平11年正月23日目代国造豊足解の国造豊足も、左大臣家の隷属官的存在として、現地に出挙や交易に従事していたとされる³⁾。これらは間接経営論者も直接経営の事例として認めているものである。天平7年相模国封戸租交易帳の存在や天平19年の封戸均一化規定などからみると、間接経営が進んだとする意見もあろうが、天平10年頃にも封主が出挙・交易に直接関与していた事例があることを考慮すると、「長屋王家木簡」の時代にも同様の方式があってもおかしくはない。9世紀後半に問題化する王臣家の徴物使の存在なども参考にされる。

税使(司) そのような立場に立つ時、注目されるのが木簡に現われる税使(司)の存在である。関係木簡を番号で示すと、No34・39・40・124・142・150・151・152などである。税使(司)については、『統紀』大宝2年2月乙丑条「諸国司等、始めて鑑を給はりて罷る(これより先、別に税司ありて、鑑を主る。ここに至りて始めて国司に給ふ⁴⁾)」にみえる「税司」の存在を考慮して、国司の属僚として大税の運用や封戸の経営に従事したものと⁵⁾説と、長屋王家から派遣され、封戸の税物=封戸租を取り扱ったものと⁶⁾する立場とが呈されている。今、税使(司)の特色を整理すると、次のようになる。国名を冠し、いずれも長屋王家と関係のある国におかれている。下総については先に触れた通りで、武蔵は「武蔵国庸布」(No147)、その他、摂津、伊勢、出雲にも関連を窺わせる荷札木簡がある(Tab.57)。また「二国税司」(No151)という言い方からすると、「武蔵税司」(No150)などと「出雲国税使」(No142)とは差異はなさそうである。税使(司)への就任者に関しては、その氏姓からみて、出雲国の神戸(門)臣のような在地豪族の⁷⁾例もあるが、下総国の田辺史のように中央系の姓を持つ者もあり、各国の事情によって様々であったと考えられる。そして、その役割については、交易や布(庸布か)の進上など、現地での活動に基づき、長屋王家に様々な物資を送ることであったとすることができる。「津税使」(No124)に関しては、難波津で諸国の封戸から運ばれてきた物資を取り扱ったとする意見もあるが、⁸⁾

1) 吉川真司「常布と調庸制」『史林』67-4, 1984

2) 直木孝次郎「主稲考」『奈良時代史の諸問題』塙書房, 1968, 利光三津夫「初期食封制の研究」『律令及び令制の研究』明治書院, 1959など。

3) 加藤友康「律令制収奪と封戸」『史学論叢』7, 1977

4) 読み方は、笹川進二郎「律令国司制成立の史的前提」『日本史研究』220, 1980による。

5) 角林文雄「長屋王家政経済関係木簡考証」『続日本

紀研究』277, 1991, p.396註2) 渡辺前掲論文

6) 松原弘宣「津税使」について『続日本紀研究』261, 1989

7) 『書紀』推古25年6月条「出雲国言す、神戸郡に瓜あり、大きき缶の如し」とあり、神戸郡=神門郡であるから、この神戸臣も神門郡の郡領氏族神門臣の一員であると考えられる。

8) 註6) 松原前掲論文

国名	郡名	里名	税目・品目・数量など	国名	郡名	里名	税目・品目・数量など
大和	葛上	賀茂 大坂 柞原	米1石(6)、粟1斗 米1石 米1石	若狭	三方	美々 竹田部	塩2斗 塩2斗
	山辺	梓津	糯米	越前	敦賀	江祥	調3斗
山背	葛野	椋原 ?	俵1石 白米1石 俵1石	丹生	鴨	米1斗 1石(2) ?	米1斗 1石(2) ?
	紀伊	岡田 大里 紀伊 鳥羽 石原	俵1石 俵1斛 俵1石 俵1斛 俵1石 俵1斛		岡本 徒者 朝津	白米1石(2)、俵1石、呉桃子1斗 米1石(2) 白米1石(3)、赤米1石 粟1斗	白米1石(2)、俵1石、呉桃子1斗 米1石(2) 白米1石(3)、赤米1石 粟1斗
	相楽	石原 狛	俵1石 俵1斛	足羽	草原 井手 生江	1石 ? 俵1石 北宮1石 1石	1石 ? 俵1石 北宮1石 1石
河内	古市	古市	?				
摂津	住吉	大羅	俵1石、? 交易費塩染阿遅、費?		坂井 江沼	石木部 郡 矢田 潮津駅 大野	1石 1石(5斗+5斗) 俵1石 1石 ?
伊勢	桑名	桑名	俵				
	朝明	禰多	?				
	河曲	安麻手	春米1斛(2)				
	安濃	建部	?	越中	砺波	大野	年魚9989隻
志摩	志摩	答志 道後	?(2) 海松20斤	越後	桑田	山国	6斗(2人で合成)
		船越	調海松6斤、牟津荒腊	丹波	水上	水上	俵、6斗
		中寸	?		味田	何鹿	曼椒油3斗 交易費1斗5升 胡麻油2斗 小堅魚
尾張	愛知	荒大 余戸	米6斗 ?6斗 油				
	知多	大御野 口	御調塩3斗	丹後	但馬	阿相 美含	刀我 大費1斗5升 海藻費40斤
参河	鮑海	大壁	調?	因幡	高草	大原	大費膳1斗5升、? 軍布6斤
遠江	石田		5斗(宮14号)	出雲	大原	海部	螺6斤
伊豆	賀茂	賀茂	調荒堅魚(城20-12)	隠岐	周吉	山部	御取4斤 調膳
相模	高座	美濃	?1升□夕、? 菱子(城20-12)			村	軍布6斤
武蔵	策覃	宅口駅	庸布			川合	?
			?			修布	?
上総	阿幡	高舎	荏油4升8合	播磨	美囊	吉川	北宮交易榭1俵
	武昌		?		美多	大野	鉄1連
下総	印波		?		大庭	河内	?
	相馬	古渠	?		真島	栗原	?
近江	蒲生	西	俵(8)				?
		佐々支部	俵				?
		安支	3斗				?
		南原	米5斗				?
		薩口	1俵(城20-13)	備前	津高	健部	米5斗
			御費	備中	小田		鱒5斗
	依知	田何	6斗	備後	葦田	葦田	水高親王宮春税5斗、俵1斗
	犬上	甲良	米6斗(5)	周防	大島	務理	御調塩3斗(6)
		瓦	米5斗(城20-12)、米6斗(3)			屋代	御調塩3斗(13)
	坂田	且女	?			神前	塩3斗
		上入	5斗	紀伊	吉敷	名草	?
		穴	俵		安諦	无漏	調塩
			春米50石;上入里18石・下入里? ・□□里4石5斗・□□里2石6 斗5升・□□5斗2升4合・□□ 里?・□□5合・細江里?	阿波	波羅	和社	大海細螺8升、鯛費1籠〔員5〕 酢年魚4斗 黒米5斗 黒米3斗、白米5斗
	浅井	川道	庸米6斗		那賀	波羅	和社
	高島	水尾	俵石			那賀	和社
		高島	?(2)				?
		桑原	稻俵(1)、?(1)	讃岐	山田	羽床	費;切海藻、鹿□□、猪薦纏 費阿遅4斗 阿遅4斗 白米5斗(2) 白米5斗 北宮塩3斗(4) 米1斛 長屋皇子宫塩(2)、多比9烈7隻 大費雜膳 調塩3斗、?(2) 俵、?(2) 郡司大領からの荷札;鮎鮓・鯛醬 ・?
		足積	?		阿野	氏部	
		川口	?			林田	
		大処	?1斗				
美濃	厚見	片泉	穴1斗 干穴1斗				
			煮塩年魚3斗・2斗・?(2)	伊予	越智	□戸	
			御調塩3斗(宮13号)		和氣	海部	
若狭	遠敷	野	御調塩3斗		温泉	味酒	
		安遠	調塩3斗	筑前	宗像		

*「税目・品目・数量など」の項の()内は複数事例がある場合の事例数。
 ** (城20-12)などは、SD4750出土以外のものの出典。「宮」は平城京
 左京三条二坊宮跡庭園(六坪)出土木簡。

Tab. 57 荷札木簡にみえる国郡里名と税目・品目

税使(司)が各国におり、現地で各々活動していた状況が木簡から窺えるので、やはり「津税使」は摂津国に限定される役割のものと理解する方がよい(勿論、難波津での活動も含まれる)。No40にみえるような国名を冠さず有位者のみえる税司を、邸内にあつて各国の税使(司)の活動を統括する部署に比定するのも一案であろう。

税使(司)は物品を長屋王家に納めているとはいえ、彼らが長屋王家の専属なのか否か、つまり長屋王家が派遣・任命したものなのか、あるいは国司の下僚などで、他の王臣家にも物品を納めていたのかは確定できない。しかし、邸内における税司の存在の可能性を考慮すると、前者の蓋然性、すなわち中宮捉稻使や国造豊足の例があるように、長屋王家が派遣・任命した税使(司)であり、封戸物の交易・進上や現地での出挙経営などにも従事したとみるのがよい。したがって、長屋王家の封戸の経営は、いわゆる直接経営であり、田庄・氷室などによる自給自足経済や各種の部署を有する家政組織などとともに、長屋王家の存立を維持する一つの柱であった。

小 結 以上、vi～viiiでは長屋王家の家政運営・経営について述べた。その結論として、様々な部署を持つ家政組織、畿内近郊の田庄(御田・御園)の直接経営、律令的封戸などの畿外の土地に対しても税使(司)による直接経営を行うという自給自足、自立的な経営を行っていたことが看取され、それが長屋王家の権力・権威の源泉であったとまとめることができる。そして、II系統の家政機関が本来高市皇子の家政機関に由来するものであるとしたように、畿内近郊の田庄の由来、畿外の封戸等の規模などにも高市皇子の姿を窺うことができ、経済基盤、家産組織の面からも、ii・iiiの推定を支持することができると思われる。

以上で「長屋王家木簡」が呈する邸宅の主人・住人や家政運営についての検討を終え、最後に「長屋王家木簡」以外の史料から知られる長屋王家の動向、神亀6年の長屋王の変に至る過程を整理しておく。

ix 長屋王家の興亡

高市皇子 長屋王の家族関係はFig.76に示した通りである。父は天武天皇の長子高市皇子。高市皇子は壬申の乱(672年)の際に父天武天皇を助けて活躍(『書紀』天武元年条、『万葉集』巻2-199)したが、母が筑前国宗像郡の地方豪族の女であったためか、皇太子にはなれなかった。しかし、皇太子草壁皇子(母は持統天皇)の死後は、太政大臣として持統女帝の政治を輔け、「後皇子尊」と称せられ、皇太子に准じる地位にあった。高市皇子の政治的地位を物語るものとして、『懐風藻』の葛野王伝の一節は著名である。高市皇子の死後、持統天皇が王・公卿を召し、「日嗣」を決めようとしたが、「群臣、各々私の好みを挟み、衆議紛紜す」という事態になった。この時、葛野王の日本では神代以来直系相続であったという強引な論理(実際は兄弟相続が主流)によって、弓削皇子らの発言(同母兄の長皇子などを推挙しようとしたか)を封殺して、漸く文武の立太子・即位が実現したとある。『書紀』では、持統10年7月庚戌条に「後皇子尊」の薨去(『扶桑略記』によると、43歳であった)、同11年8月乙丑朔条に文武への皇位禅譲と、あまり問題なく、譲位が実現したように記されているが、『懐風藻』の記述を参考にすると、高市皇子が極めて皇位に近い位置にいたことが窺われ、文武即位は必ずしも既定路線ではなかったことが知られる。

長屋王の母は持統天皇・元明天皇の姉妹で、天智天皇の女御名部皇女である¹⁾。先述のように、彼女の動向はほとんど不明であり、没年もわからないが、元明天皇即位の際には、「ますらをの軛の音すなりものふのふの大臣楯立らしも」という天皇の歌に対して、「我が大君ものな思ほし皇神の継ぎて賜へる我がなけなくに」(『万葉集』巻1-76・77)と天皇を鼓舞しており、同母姉妹(母は蘇我倉山田石川麻呂の女姪娘)として、精神的支柱ともなっていたことが窺われる。長屋王の妻には草壁皇子と元明天皇の間に生まれた吉備内親王(兄弟には文武天皇、元正天皇がいた)や藤原不比等の女、また阿倍氏や石川氏など有力豪族の女がおり、王はまず当代一流の出自・家族関係を有していた。父、母、妻吉備内親王や当代の実力者藤原不比等との関係と、長屋王家は皇位に極めて近い位置にあったとって過言ではない。

母と妻

長屋王の年齢については2説が存する²⁾(Tab.58)。A『尊卑分脈』により、天武13年(684)生まれ、46歳で死去、B『懷風藻』により、天武5年(676)生まれ、54歳で死去。Aは『統紀』慶雲元年正月癸巳条の無位から正四位上への叙位を蔭位制適用とみて、この時を21歳と見る立場に立っており、一方Bは大宝令による蔭叙が初めて行われたのがこの時であり、それ以前は特に年齢にはこだわらなかったため、初叙年齢が29歳とやや遅れることになったと解釈する。長屋王の年齢は政治的ライバルとなる藤原四子との年齢関係や政治的関係の理解とも関わる問題であると言われる³⁾。両説ともに決め手はないが、長屋王を高市皇子の長子とすると、皇子が31歳の時の子供とするよりは、23歳の時の子供とする方が整合的で、また史料の信頼度の点でも『懷風藻』の方が優っているように思われ、Bの方にやや分があると考えたい。とすると、長屋王は天武9年(680)生まれの武智麻呂を始めとする藤原四子よりはやや年長者ということになる。

長屋王の年齢

長屋王の官位・官職の略歴はTab.58の通りであるが、その政治的動向などが注目されるの

年 次	年 齢		事 項
	A	B	
676 (天武5)	—	1	(誕生)
684 (天武13)	1	—	(誕生)
704 (慶雲元)	21	29	無位→正四位上
?			正四位上→従三位
709 (和銅2)	26	34	宮内卿
710 (和銅3)	27	35	式部卿
712 (和銅5)	29	37	(和銅経)
716 (霊亀2)	33	41	従三位→正三位
718 (養老2)	35	43	大納言
721 (養老5)	38	43	正三位→従二位、右大臣
724 (神亀元)	41	49	従二位→正二位、左大臣
728 (神亀5)	45	53	(神亀経)
729 (神亀6)	46	54	長屋王の変

※年齢Aは『尊卑分脈』、年齢Bは『懷風藻』による。

Tab.58 長屋王略年譜

1) 『尊卑分脈』、『本朝皇胤紹運録』は母を御名部皇女の女とするが、元明天皇との関係や世代関係から考えて、『公卿補任』に従っておく。
2) 研究史は本本好信「長屋王の年齢」『史聚』24, 1989

を参照。
3) 大山誠一「長屋王の生涯」『駿台フォーラム』7・8, 1989・1990

は、やはり養老4年の藤原不比等の死後、右大臣や左大臣として国務を担う時期になってからである。それ以前の動静としては、まず『統紀』和銅7年正月壬子条で父高市皇子の兄弟で天武系の有力な親王である長・舎人・新田部親王、天智天皇の子志貴親王らとともに封戸増封・封租全給に与っていることが注目される。皇親の中に占める長屋王の高い位置を窺わせるものである。また妻吉備内親王も、元正即位を控えた靈龜元年2月丁丑条にその所生の男女を皇孫とするとあり、高い処遇を受けている。木簡中に「忍海部若翁 乳母二人」(No49)とあるのは、後宮職員令親王及子乳母条の皇孫は乳母2人という規定に合致しており、本来は内親王が諸王に嫁して生んだ子には乳母は給付されない(同条集解)ので、この乳母が公的なものであったとすれば、皇孫待遇と関連した措置であった可能性がある。大臣就任以前の長屋王家の動向としては、この二つが主なものであり、皇親中で重要な位置を占め、高い待遇を受けていたことが注意される。その他、先に触れた鑑真来日の契機となった中国の僧侶への1000枚の袈裟贈呈や和銅5年願経の存在は、木簡中の縫殿や写経関係者の活動として注目されるとともに、この時期の長屋王の崇仏家ぶりを示す事柄である。

佐保宅 長屋王の動向が史料を増すのは、大臣に就任した養老年間後半および神龜年間である。まず文化的な面では、佐保宅(作宝楼)での文人や来日した新羅使などを迎えての詩宴が挙げられる。佐保宅の所在地については、左京三条二坊の邸宅を佐保とする意見もある¹⁾が、木簡には「・佐保解 進生薑貳拾根／・額田児君 和銅八年八月十一日付川瀬造麻呂」(No20)という佐保からの進上状があり、左京三条二坊の地と佐保とは明らかに別とすべきである。『懐風藻』では深山幽谷の風景が詠みこまれている。实景を詠み込んだものではない可能性も考慮されようが、今回発掘の邸宅とはイメージが異なる。佐保宅の比定地としては、左京一条三坊十五・十六坪で発掘された庭園を伴う2町占地の邸宅などが候補地として挙げられており、やはり聖武天皇や光明皇后の佐保山陵が存するこの地域に求めるのが相応しい。ただ、和銅8年(=靈龜元年[715])の段階で、既に長屋王家が佐保の地と関係を有していたのは注目される。おそらく、その関係は平城遷都時には形成されていたものと思われる、先掲の木簡で生薑を付された川瀬造麻呂は、「觀世音寺藏唯那等申 給遣三種物…」(No19)という木簡でも「付帳内川瀬造」とみえており、長屋王家の帳内(トネリ)として様々な土地に遣されていた者のようであり、佐保の地と長屋王家の関係を裏付ける。

では、佐保に邸宅が築かれるのはいつか。先掲の和銅8年の木簡では、菌地などが存したことは知られるが、邸宅の有無は不明である。『懐風藻』によると、新年や初春、晩秋などの季節の折節や新羅使を迎えての宴が「(左僕射)長宅」で催されたことが知られ、長屋王自身の詩文では「宝宅」「作宝楼」での宴と表現されているので、これらが佐保宅で行われたものであることがわかる(Tab.59)。それらのうち、年次が判明するのは、新羅使を迎えての宴であり、それは「秋日」と「初秋」により、養老7年と神龜3年の2回のものではないかといわれる³⁾。とすると、養老7年頃には佐保宅が存在していたのは確実であり、あるいは養老4年の右大臣藤原不比等の死後、長屋王が右大臣となり、執政の上首となった養老5年、またはさらに遡っ

1) 金子裕之「長屋王は左道を学んだか」『歴史読本』1988年12月臨時増刊号、1988

3) 鈴木靖民「養老期の対新羅関係」『古代対外関係史の研究』吉川弘文館、1985

2) 奈文研『平城宮報告VI』1975

官職等	姓名	万	場所	備考
従四上治部卿	境部王	○	長王宅	新年
従五下大学頭	山田三方		長王宅	新羅客の宴 (723年)
従五下大学助	背奈行文	○	長王宅	新羅客の宴 (723年)
正六上	刀利宣令	○	長王宅	新羅客の宴 (723年)
従五下大学助教	下毛野虫麻呂		長王宅	新羅客の宴 (723年)
従三位中納言兼 催造宮長官	安倍広庭	○	長王宅	新羅客の宴 (723年)
正六上但馬守	百濟和麻呂		左僕射 長王宅	初春 新羅客の宴 (723年)
正五下図書頭	吉田宜	○	長王宅	新羅客の宴 (723年)
贈正一位左大臣	藤原総前	○	長王宅	新羅客の宴 (723年)
外従五下大学頭	箭集虫麻呂		左僕射 長王宅	新羅客の宴 (723年)
正二位左大臣	長屋王	○	宝宅 作宝楼	新羅客の宴 初春
正六上皇太子学士	調古麻呂		長王宅	新羅客の宴 (726年)
僧侶	道慈		長王宅	初春 (辞退)
従五下陰陽頭兼 皇后宮亮	大津首		左僕射 長王宅	春の日
外従五下大学頭	塩屋古麻呂		左僕射 長王宅	春の日
正三位式部卿	藤原宇合	○	左僕射 長王宅	秋の日
従五下備前守	田中浄足		長王宅	晩秋 (以上『懐風藻』)
	山上憶良	○	左大臣宅	七夕(724年) (『万葉集』)

※「万」は『万葉集』にも歌を残す文人であることを示す

Tab. 59 長屋王のサロン

て、大納言となり、政務の中枢に加わった養老2年頃から佐保宅の建造が行われたものと推定される¹⁾。外交権は天皇大権の一つであるが、蘇我蝦夷が百濟の翹岐を敵傍家に喚んで対語した例(『書紀』皇極元年4月乙未条)、右大臣藤原不比等が弁官庁内で新羅使金信福と対語した例(『統紀』和銅2年5月壬午条)などがあり、長屋王以後でも、藤原仲麻呂が渤海使を宴し(天平宝字7年2月丁丑条)、右大臣大中臣清麻呂が唐使を饗する(宝龜10年5月庚申条)などの事例が存しており、佐保宅での新羅使に対する宴会は執政の大臣としての長屋王の権威を示すものであった。その宴には当代一流の文人が集まり、多士済々の参加者であり、『家伝』下武智麻呂伝に描かれた藤原武智麻呂の習宜の別業での宴会や、『万葉集』にみえる橘諸兄宅での宴会など、その時々での権力者の宴会と匹敵する盛況を呈したと思われる。なお、『万葉集』巻8-1637・1638には「左大臣長屋王佐保宅」に御して肆宴した際の御製として、元正太上天皇・聖武天皇の歌がみえる。

はだすすき尾花逆葺き黒木もち造る室は万代までに (1637)

あをによし奈良の山なる黒木もち造れる室は座せど飽かぬかも (1638)

1) 『長屋王概報』では「長屋王家木簡」廃棄の契機として、養老初年における左京三条二坊の邸宅の

改作が想定されている。あるいはその頃に佐保宅も建造・整備された可能性もある。

いずれも内容は新室の壽ぎ的なものになっており、聖武即位の神亀元年以降、天皇の行幸に備えて新築を行ったのかもしれない。

ちなみに、神亀5年長屋王願経（大日古24-5~6）には「作宝宮判官従六位上勲十二等次田赤染造石金」がみえ、佐保宅には四等官制をとる管理機構が存したことがわかる。また、佐保宅が長屋王の写経事業に協力していることも注意される。この次田赤染造石金は「長屋王家木簡」に見える家令赤染豊嶋の一族と推定され、赤染氏が長屋王家の家政に深く関わっていたことが確認できる。従六位上は当時正二位であった長屋王の家令の相当位に相当する位階であり、第三等官の帯位としてはかなり高い。神亀5年当時の左京三条二坊の地の様子は不明であり、また佐保宅との関係などはわからないが、佐保宅の管理機構の格式が高かったことが窺われる。

長屋王の政

以上では佐保宅のあり方、文人との交流、写経といった長屋王の文化的側面に触れた。次に政治的な面では如何であろうか。長屋王の性格を示す逸話として、次の二つの史料には注目される。a『統紀』神亀元年3月辛巳条藤原宮子の大夫人号問題、b『日本靈異記』中巻第1話。aは聖武天皇即位直後の出来事であり、天皇が母藤原宮子に大夫人の称号を与えようとしたところ、公式令の規定を楯に長屋王が異議を唱えたというもので、bの法会の際に順序を守らず供養の飯を受けようとした僧の頭を打った話と合わせて、原則や秩序を重んじる人物という長屋王の姿が窺われる。その長屋王の政策については、長屋王首班時代に係る養老6年の良田百万町歩開墾計画、同7年の三世一身の法などが著名であるが、いずれも太政官の発議によるものであって、長屋王固有の政策か否か判然としない。長屋王の固有名詞が出て来るのは、a以外では『統紀』神亀4年2月甲子条の巡察使派遣の際の宣勅くらいしかなく、そこでは天人相関の讖緯思想が一般的に表明されているにすぎない。同様の思想は天平期の詔勅にもしばしばみえ、長屋王独自のものとは言えない。したがって、長屋王の政治姿勢は材料不足で不明とするほかない。ただ、例えば元明太上天皇崩御の際には、右大臣長屋王、参議藤原房前が遺勅を奉じており（『統紀』養老5年10月丁亥条）、太政官の上首として、当時の政治を領導したであろうとは考えられる。

長屋王の変

このように栄耀栄華をきわめた長屋王であるが、突如として彼に悲劇が降りかかる。神亀6年（729）2月の長屋王の変である。2月10日に左大臣長屋王が「私に左道を学び、国家を傾けんとす」との密告があり、その夜、衛府の兵士が「長屋王宅」を包囲した。翌11日、使者が派遣され、尋問が行われ、12日には長屋王は自尽し、妻吉備内親王、男膳夫王、桑田王、葛木王、鈎取王なども自経するという形で事件は終結する。この事件では、家内にいたその他の人々、家令職員や帳内などはその後放免され、長屋王の兄弟姉妹である鈴鹿王ら、あるいは長屋王の妻の1人である藤原不比等の女とその所生子は処罰を受けず、わずかに上毛野朝臣宿奈麻呂ら7人が連坐しているだけであり、執政の大臣の謀反、六衛府の兵士を大々的に動員した割には、関係者が極めて少ないのが特徴である（『統紀』天平元年2月条、天平宝字7年10月丙戌条）。この長屋王の変から10年後、一つの事件が起きる（天平10年7月丙子条）。左兵庫寮に勤務していた大伴宿祢子虫が囲碁の最中に話が長屋王におよんだ時、突然怒りはじめ、右兵庫寮の中臣宮処連東人を斬り殺した。子虫はもと長屋王に仕えた人で、東人は長屋王を「誣告」した人物

1) この事件に関する諸説は、p. 364註1) 大山前掲書 pp. 144~148参照

であったという。

ここに『統紀』が「誣告」と記すように、長屋王の変は、王の存在を煙たく思った藤原氏の陰謀であるとするのが通説である¹⁾。神亀6年8月には天平改元が行われ、藤原光明子が聖武天皇の皇后になった。この前年の神亀5年9月には聖武天皇と光明子の間に生まれた皇太子某王が薨じ、一方、それと前後する時期に他氏の夫人が安積親王を生んでいるので、藤原氏が権勢を保持するには皇太子と比肩し得る執政権を有する皇后の地位に光明子をつける必要があり、それに異議を唱えるであろう長屋王を除いておかねばならなかったのである。長屋王の性格はa・bでみた通りであり、その彼が臣下出身の皇后（6～7世紀の皇后は皇族出身が原則）を認めるべくもなかった。そうした空気は長屋王以外にも多分にもっていたものとみえ、光明立後の詔では5世紀の磐之媛の事例（臣下である葛城氏出身で仁徳天皇の皇后になった）を持ち出して、弁解がましく述べたものとなっている（天平元年8月壬午条）。

ところで、「長屋王家木簡」の中には、「長屋親王」と記した木簡（No.115, 129など）がいくつもあり、これを文字通り長屋王は親王であったととり、bの「長屋親王」の表記、長屋王の変を「国位を奪わんとす」（『日本霊異記』）、つまり皇位をめぐる争いとする見解などを加味して、長屋王が皇位を狙い得る位置にあり、その排除にこそ長屋王の変の目的があったとする意見が呈されている²⁾。先述のように、木簡の用語については、「ミコ」の文字表記のヴァリエーションの一つで、長屋王はあくまで「王」であったとみるが、長屋王が皇位と極めて近い位置におり、高い待遇を得ていたことは認めてよく、皇太子某王死後、有力な男子の皇太子候補者を持たない藤原氏としては、光明立后への異議が予想（あくまでも予想である）されるというだけでなく、皇位継承資格という点やその背景をなす木簡に窺われる長屋王家の膨大な財力も考慮して、長屋王の排除に出た可能性は勘案しておかねばならない。『統紀』神亀4年11月辛亥条「太政大臣第」での誕生後間もない皇太子某王との拝謁の際、百官を率いたのは大納言多治比池守であり、一連の皇太子誕生の慶賀に左大臣長屋王の姿はみえない。あるいは皇太子某王と距離をおいていたとも憶測され、これも長屋王の変の一因をなす態度ではなかったかと考える材料となる。

以上、長屋王の変をめぐる事情に触れた。ともかくも、この事件により長屋王家は滅亡に到るのである。その後、藤原不比等の女所生の安宿王は摂津国の庄所を有しており（大日古4-448・451）、あるいは長屋王の財産の一部を受け継いだのかもしれない。しかし、天平宝字元年（757）の橘奈良麻呂の乱の際には、山背王の密告によって兄安宿王・黄文王は処罰され、黄文王は杖死し、山背王は藤原弟貞と改名して藤原氏の一員（『統紀』天平宝字7年10月丙戌条）となり、男子としてはわずかに安宿王だけが佐渡配流を経た後も、『統紀』宝亀4年10月戊申条で高階真人賜姓に与っており、奈良時代を生き抜くことができたようである。この高階真人は高市皇子が大和国城上郡登美山に勧請した宗像神社を守り、「北宮王家」の血筋を伝えることができたのであった³⁾。

その後の
長屋王家

1) 岸俊男「光明立後の史的意義」『日本古代政治史研究』塙書房、1966

2) p.402註1)金子前掲論文、志田諄一「『長屋親王』の木簡をめぐる」『常総の歴史』3、1989、p.367
註1)永井前掲論文は吉備内親王とその所生子の

排除を目的としたものとする。

3) 高階氏のその後については、『日本古代氏族人名辞典』吉川弘文館、1990、『国史大辞典』9 吉川弘文館、1988などの当該項目を参照。

ちなみに、『統紀』和銅4年7月甲戌朔条、同5年5月乙酉条などには、律令制定以来、年月が経過したが、「わずかに一・二を行ひ、悉く行ふること能はず」、「律令に熟せず」とあり、「長屋王家木簡」の時代には律令の浸透の不充分さが当局には認識されていた。この後、税制面では和銅～養老初年に制度的整備が進み、天平年間には班田図の全国的規模での完成、天平6年の郡稻の正税混合や同7年郡司の選任方法の変更、また発掘事例による国庁の確立などから地方支配が進化したことが知られ、中央においても品部・雑戸の解体による部民制的要素の消滅、官司組織における官僚的要素の強化や、知太政官事の終焉による皇親勢力から独立した国家の公的機関としての太政官の確立などが見られ、律令国家の定着が図られるという¹⁾。こうした動向の中で、長屋王家のように自給自足的な家産組織を有し、国家から自立的に存在可能な形態を保持するのは時代の流れに合わず、このような点からも長屋王家の解体が必要と目されたのではないか。この意味でも長屋王家の権力・権威は前代の「宮」の形態を引き継ぐものであったと言える。

x 長屋王没後の様相

最後に長屋王没後の左京三条二坊一・二・七・八坪の様相に触れる。長屋王没後から恭仁遷都までの様相については、「二条大路木簡」特に旧長屋王邸北門の東から東方に延びる濠状遺構SD5100出土の木簡の理解とも関わってくるので、そちらの考察に譲る。ここでは七・八坪の東側の東二坊々間路西側溝SD4699出土の木簡や墨書土器から、長屋王の変直後の様相、一坪の井戸出土の木簡や墨書土器から、奈良時代後半の一坪の様相を描いてみたい。

衛府の警備 まず長屋王の変に際しては、六衛府の軍隊が長屋王邸を包囲したとある(『統紀』天平元年2月辛未条)。それに符合するかのよう、東二坊々間路西側溝SD4699からは「左兵衛府」、「中衛府」などと記された墨書土器が出土しており、衛府の軍隊がこの地の警備にあっていたことを窺わせる。木簡の中にも、Na184にみえるように、「薬分」と称して酒(?)を請求した中衛将曹からの文書木簡があるのは、勤務の疲労や憂さをはらすために酒などを求めたのであろうか。このSD4699出土の木簡の年紀は天平元年前後に集中し、これらの史料は長屋王の変直後の左京三条二坊の地が、それ以前とは様相を異にするに至ったことを窺わせる材料であり、同所が変の舞台であったことを裏付けるものとみなしてよい。なお、「二条大路木簡」が出土したSD5100・5300・5310からも「中衛府」「中衛府厨」「右兵衛」「左兵衛府」「右兵衛」などの衛府関係の墨書土器がいくつか出土している。あるいは長屋王の変後、長屋王邸は没官地となり、引き続いて衛府の警護が必要な天皇・皇后関係の施設が存したためではあるまいか²⁾(本書第V章1B「二条大路木簡と皇后宮」参照)。

太政官厨家 次に、奈良時代後半に一坪には、太政官の財政を担当した太政官厨家が存したと推定される。太政官厨家は、元来は太政官に付属する厨房であるが、太政官に送納される諸国公田の地子を掌握し、官中の雑事その他の費用を弁備する機能を有する太政官の重要な機関となった。その職員については、『延喜式』によれば、少納言・弁・外記・史から各1人が兼務する別当4人、太政官や左右弁官の史生各1人が兼務する預3人があり、後には公文勾勘のための案主も置か

1) 吉田孝「律令国家の諸段階」『律令国家と古代の社会』岩波書店、1983
2) p.378註1) 渡辺前掲論文、森公章「平城宮跡の墨書土器」『月刊文化財』362, 1993

れた。施設としては、館舎の他、数字の倉庫や雑舎があったとされる¹⁾。太政官厨家の所在地は、平安京では左京一条二坊五町、長岡京では左京三条二坊八町(旧条坊呼称では左京二条二坊六町)であった²⁾。平城京の太政官厨家は次の史料から左京三条二坊一坪と、長岡京とほぼ等しい位置に存したと考えられる。一坪の奈良時代後半の井戸SE4885から「厚狭郡地子米五斗」(No.179)という地子米の木簡、SE5140からは「・阿波国阿波郡小麦／・宝亀七年」(No.181)という宝亀7年(776)の紀年銘木簡とともに「官厨」の墨書土器が出土しており、その他包含層からも「官厨」「官」の墨書土器が出土しているので、一坪には奈良時代後半に太政官厨家が存したと考える(本書第IV章1A)。長岡京・平安京と同様、平城京においても太政官厨家が宮外官衙として存在したことが知られ、また左京三条二坊一坪の性格の変遷を考える上でも貴重な考察材料と言える³⁾。

以上、長屋王の変の直後と奈良時代後半の左京三条二坊一・二・七・八坪の様子を出土木簡を中心に述べた。平城遷都後の奈良時代中頃の様相に関わる材料は、八坪の井戸SE4760から出土した檜扇の「天平勝宝七年乙未十月□」という墨書(No.178)くらいしかないが、衛府による守衛を必要とする施設、太政官厨家の存在など、長屋王没後、平城宮に近接する左京三条二坊の地は公的な色彩が濃い利用がなされたことが窺われる。太政官厨家などの宮外官衙の所在は、平城宮のあり方とも密接に関わるものであり、平城宮の研究に資するところも大きい。

xi むすび

本項では、左京三条二坊一・二・七・八坪の邸宅の主人・住人や家政運営のあり方について、「長屋王家木簡」を中心に検討を試みた。平城遷都後、この地には高市皇子以来の勢威を有する長屋王家が居し、天皇に極めて近い位置にあって、朝廷でも高い扱いを受けていた。この長屋王家は高市皇子の北宮の機構をも受け継ぐもので、「北宮王家」と称すべき実態を有しており、4町の占地も北宮との関係で説明できる。「長屋王家木簡」はこのような「宮」の機構、家政運営を解明する上で大きな効力をもつ史料群であると評価できる。さらに他の貴族の家政機関や家政運営との比較により、貴族の家政を理解する史料としても一般化が可能であり、家政の運営、家族のあり方、相続・家の継承といった事柄を考察する際の重要な材料が呈されたとまとめることができよう。

また長屋王家滅亡後については、平城宮に近接するこの地の利用法に断片的ながら言及することができた。詳しくは「二条大路木簡」に関する考察に譲らねばならないが、恭仁遷都までは衛府の警備が必要な公的施設が存したらしい。奈良時代後半には一坪に太政官厨家の存在が確認される。これらはいずれも平城宮のあり方に関わる問題であり、今後平城宮の研究の深化とともに考察されるべき資料となる。

1) 橋本義彦「太政官厨家について」『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、1976

2) 長岡京の太政官厨家については、『長岡京木簡』1・2、向日市教育委員会、1984・1993を参照。条坊呼称に関しては、山中章「長岡京の条坊呼称」

『木簡研究』14、1992が簡便な解説を行っている。

3) 宮外官衙については、北村優季「平城宮の『外司』」『山形大学史学論集』8、1988、渡辺晃宏「史料からみた平城京の宮外官衙」『平城京左京三条一坊七坪発掘調査報告』奈文研、1993を参照。

B 二条大路木簡と皇后宮—二つの木簡群をめぐって—

i はしがき

二
木
つ
簡
の
群

当研究所が1991年に刊行した『長屋王概報』では、当時、整理・解説の途上にあった二条大路木簡の内容について大略次のように概括した。すなわち、二条大路木簡は大きく二つの木簡群から構成されている。一つは、当時の兵部卿藤原麻呂の家政機関に関わる木簡群で、北側の左京二条二坊五坪から廃棄された。もう一つは、聖武天皇や光明皇后に関わりの深い木簡群で、南側の左京三条二坊の長屋王邸の跡地利用とも密接な関わりが考えられる。そして、二条大路木簡の全体像の解明には、第二の木簡群の分析が不可欠であるとの見通しを述べたが、第二の木簡群の性格や両木簡群の関係については、後の考察に委ねたのであった。

二条大路木簡が出土したSD5100・5300・5310の堆積土は、遺物整理用コンテナで一万箱以上に達する膨大なもので、出土から5年余りを経た1993年夏に至って漸く遺物の洗い出しが完了し、木簡群の全貌が見えはじめてきた。その結果、第IV章1Cで述べたように、聖武天皇や光明皇后に関わると漠然と捉えていた木簡群は、基本的には天皇や皇后クラスの人物に関わる施設を警備する衛府の木簡群であることが明らかになってきた。しかし、その天皇や皇后クラスの人物に関わる施設とは何なのか、また藤原麻呂の家政機関に関わるもう一つの木簡群はこれとどういう関係を有するのか、さらにこれらの膨大な数の木簡はいったいどこから廃棄されたのか、などの重要な課題が残されたままである。これらの点については、二条大路木簡の整理に見通しがついた今日でも、木簡の内容そのものから直接的な解答を見出すことは残念ながらできなかった。しかし、二条大路木簡の内容を細かく検討していくと、非常に断片的にはあるが、多数のヒントが隠されていることに気付く。そこで本項では、二つの木簡群のそれぞれについての理解を深めつつ、上記の課題に対する解答を試みてみたいと思う。

なお、二条大路木簡が出土した遺構はSD5100・5300・5310の三つの遺構にわたるが、出土した木簡は一連のものと判断されるので、一括して扱うこととする。木簡は原則として本書所掲の「出土木簡積文(抄)」のNo.によって示し、非掲載分については『平城宮木簡概報』の号数と頁数を、「城24-20」のごとく記載する。また、読み切っていない文字も〔 〕の表示は省略し、そのまま掲げた。『大日本古文書』編年文書はその巻数と頁数を「大日古1-234」のごとく示す。その他の史料は特に断らない限り『続日本紀』による。

ii 衛府の木簡をめぐって

S K 820 出
土木簡との
類 似

二条大路木簡に衛府に関わる木簡が含まれることについては、『長屋王概報』と前後して発表された鬼頭清明の論考¹⁾の中で、1963年に平城宮内裏北外郭東端の官衙ブロックの北西隅にある土坑SK820から出土した木簡の内容との対比から既に指摘があり、『長屋王概報』において

1) 鬼頭清明「平城京の保存と長屋王木簡—東院南方遺跡の保存を訴える」(歴史学研究会編『遺跡が消える—研究と保存運動の現場から』歴研アカデミ—7) 青木書店, 1991

2) 奈文研『平城宮木簡—(『平城宮報告V』)1969に報告がある。遺構については、『平城宮報告VII』1976を参照。

も兵衛か中衛のものと考えられる勤務評定木簡の削屑が確認されはじめていることに言及した。その後、第IV章1Cで述べたように、整理・解説の進展により、衛府の木簡が二条大路木簡のうちの多数を占めていることが明らかになってきた。鬼頭清明の見通しは基本的に正しかったといえよう。以下、衛府の木簡をめぐるいくつかの論点を整理しておくこととする。

衛府の官人 はじめに、二条大路木簡にみられる衛府の官人に関わる木簡を整理しておく。

まず、兵衛府について概観する。大宝令制では兵衛府の四等官は、率、翼、直、志と表記され、他の衛府との区別が可能である。定員は左・右兵衛府それぞれ率、翼、大直、少直、大志、少志各1人である。

兵衛府の
官人

率については「卒所」と記された木簡 (No.320) がある。「翼所」「大志所」「府厨」「宿所」などとともにみえるので、「率所」の謂であろう。

翼については「翼所」として人名を列記した木簡 (No.319など) がある。門の警備の木簡同様、翼の曹司に勤務した兵衛の食料支給に関わる木簡と判断される。他に「翼正六位上□」と記す署名風の削屑 (No.357) や、「□少直判翼□」のような決済に関わる削屑 (No.361) も出土している。これは後述のように、衛府内の銭の出挙に関わる可能性がある。

大直には個人名の一部の判明する者があり、高椅某 (No.223、城30-6)、紀某 (No.358)、日下部某 (No.359) が確認できる。「大直正七位上」(No.360) あるいは「□行大直□」(城30-15) のように官位を伴った署名風の削屑もある。少直については、前述の「□少直判翼□」と記すもの (No.361) の他、少直が責任者となって進上した銭の付札 (城29-14) がある。他に、直 (大少不明) 従七位下置始連首麻呂 (No.218) がみえる。彼は養老5年正月、武芸の師範として褒賞を受けており、その技芸を生かすべく衛府の官人に任じられたのであろう。

大志としては、前大志山代内都通岐の名がみえる削屑 (No.362。銭の出挙に関わるか) の他、後述の銭の支払い記録の帳簿様木簡 (No.323) に「大志曹司」がみえ、「大志」と記された横材木簡の削屑 (城30-41) もある。少志としては、山田史白金¹⁾ (No.363)、大倭忌寸東人 (No.364。天平宝字元年5月丁卯<20日>条に、従五位下から従五位上に叙されたことがみえる) が知られ、他に「□借少志□」と記された銭の出挙に関わるとみられる木簡の削屑 (城30-15) がある。また、大少の区別が不明ながら、志従七位下小長谷連糠麻呂 (No.218)、志従七位下安曇某 (No.218)、志三宅某 (城30-8) も確認される。なお、二条大路木簡およびこれと同じ遺構から出土した墨書土器には、左右両兵衛府がともにみえるので、以上の官人たちが左右いずれの兵衛府に所属するかは不明である。

1) 山田史白金は、天平宝字2年7月正六位上から外従五位下に昇り、同3年12月連の姓を賜り、同5年10月には明法博士で主計助を兼任し、同7年4月には河内介に任じられている。一般に、山田史白金は、天平宝字元年12月から同2年7月までの間に百濟人成が改姓改名した者とされている(新日本古典文学大系『続日本紀』二, 岩波書店, 1990, 補注9-3)。しかし、No.363の発見により、両者は別人の可能性が高くなった。二条大路木簡の年代は天平7、8年を中心としているから、従来いわれている改姓改名の時期とそぐわないことが問題となる他、百濟人成は養老6年に養老律令撰定

の功績により功田を賜った時既に正八位下に昇っており、天平7、8年頃に従八位下相当の兵衛府の少志であったというのも不自然である。また、従来知られる史料の中でも、山田史白金の初見(新令講書の博士として天平宝字元年9月)と百濟人成の終見(下功田の認定を受けた天平宝字元年12月)には、若干のダブリがある。従って、両者は別人であり、天長3年10月5日太政官符(令義解附録)に引く額田今足解文が、養老年中の博士として百濟人成ではなく山田連白金を掲げるのは、山田史白金が新令講書の博士として名高かったことによる錯誤と考えるべきではなかろうか。

次に中衛府について述べる。神龜5年8月に設置された中衛府¹⁾の四等官は、大将1人、少将1人、将監4人、将曹4人で構成されていた。まず、大将(当時の中衛大将は藤原房前)については「大将□」とある削屑(No367)があるのみである。少将は木簡にみえない。

一方、将監については「将監佐□」と書かれた削屑(No369)がある。「佐□」は姓であろう。天平3年6月庚寅<13日>条に中衛少将佐味足人の補任記事があるのが想起される。また、「将監従六位上」と記す削屑(No368)があり、これは将監の相当位と合致しているが、「守将監」の記述(城30-16)もみられるので、これより低い官位を帯する将監もいたようである。

将曹では従八位下田辺史男□(No371)が知られる。将曹の相当位従七位上よりは官位が低い、「従八位下守将曹田辺史男□」(No370)と同一人と思われ、語順から考えてNo371は「守」を脱したのでであろう。権将曹もみえ、「権将曹従八位上」の語順で記す削屑(No264)があるから、従八位上が相当位とみてよい。文官の史生に相当する府生(No372など)もみえ、秦某の存在が確認できる(城30-16)。

このように、兵衛府についても中衛府についても第三・四等官名を記した削屑がかなりみられる。残り方は断片的であるが、官職位階姓名を記すのを基本としているようであり、しかも中衛府の例では日下の署名であることが明瞭な削屑(No370・371など)もあり、これらの多くは文書木簡の日下の署名部分の削屑と考えられる。後述の勤務評定木簡とともに、衛府の木簡には官司内における木簡を用いた日常業務を想起させるものが多いという特徴がある。

門号の木簡 衛府の木簡は、後述の藤原麻呂の家政機関の木簡と異なり、木簡中に所見する人物からこれを判断するということが難しく、木簡の内容から判断する方法に拠らざるを得ない。そうした条件のもとで、まず確実に衛府に関わると判断できるものとしては、門号を記す木簡がある。西宮兵衛²⁾の木簡と類似する、某施設の諸門などを守るトネリの食料支給に関わる伝票木簡(門の警備の木簡)、および門籍に関わる木簡で、これらは同一施設の門とみてよい。

はじめに、門の警備の木簡に警備担当者としてみえる人々とその担当場所、およびその出現頻度を整理すると、Tab. 60のようになる。ほとんどが姓のみしか記されていないので、同姓=同一人との明証はなく、また兵衛のみであるのか中衛をも含むのかも明示がない。しかし、勤務場所には翼所(No319など)や大直所(No322)のような兵衛府の官人の曹司が含まれ、しかもこれらと警備担当者が重複しているから、基本的には兵衛と考えてよいと思う。

さて、計112名を数える担当者の氏姓については、森公章の詳しい分析に譲ることとし、ここでは門籍に関わる木簡も含めて門号木簡にみえる門の配置について検討しておく。門号には①方位や位置で示すもの、②数字で示すもの、③方位と数字の組み合わせで示すもの、④固有名詞で示すものの4種類がある。①には北門(No314など)、南門(No315など)、外南門(No316など)、②には一門(城24-12など)、二門(No313など)、三門(No314など)、③には東(方)一門(No

1) 中衛府については、笹山晴生「中衛府の研究」『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会、1985を参照。初出は『古代学』3-4、1961。

2) 二条大路木簡にみられる門号木簡については、既に、鬼頭清明「二条大路木簡に見える門号木簡について」(虎尾俊哉編『律令国家の政務と儀礼』)吉川弘文館、1995、森公章「二条大路木簡と門の警

備」(奈文研『文化財論叢II』奈良国立文化財研究所創立40周年記念論集)同朋舎出版、1995が詳細な検討を行っている。以下、両氏の門の警備の木簡についての見解は、すべてこれらの論文に拠る。

3) 西宮兵衛の木簡については、前掲『平城宮木簡一』解説、1969を参照。

警備場所 警担当者	警備場所計 (のべ数)													不明		
	皇后宮	北門	三門	二門	一門	南門	外南門	御井上門	鷹所	翼所	大直所	北府	宿所		明記なし	
英多								1								
下	1			10												
下乙兄				2												
下野	2		3													1
借馬番長	1															
白石															1	
白髪部				2		1										
白鳥				4												1
勝										1						
周防						1				3						
藪部										1						1
高田										2						
高屋				1		2										1
財										2						
宅良										1						
蝮						2										
達沙			1													
田辺					1											
多米			1													
寺										2						
十市			1		2											
鳥取				3						1				1		
檜					1											
新家														1	4	1
額田		1	10													1
額田部			6													
能歌		13														
間人				8	1	1										
土師部	1															
丈部	1		1		1					4						
長谷部			4													
秦			4				1	1						1		2
幡結					1											
播磨		1				1										
日置																1
檜前		1								3						
日奉														1		
葛井						1										
品治																1
參河	1															
三嶋										9						
壬生	1		2													
生部			1	1	1											
三宅			5		1					2					1	1
三宅加佐万呂														1		
六人部		2														
物部			3													
守部					1											
笑原										2	2					
山口				1	1											
山代			1	2	3											
大倭乙						2					3					
大倭上											2					
雪	1		3							1						
依網津	1		2							1						
丸部		2														1
丸部嶋守										1						

Tab.60 木簡にみえる門などの警備担当者と担当場所および出現頻度

375など)、南方二門 (No219)、④には御井上門 (No220・317・409など) がある。なお、北門と一門は御門と表記する場合 (城22-13、城29-14) がある。

このうち、二門には皇后宮の警備担当者が合わせて記される場合 (No313など) がある。警備担当者の人数を整理すると、Tab. 61のようになり、二門が最大14人で最も多く、ついで皇后宮に10人の例があり、南門の8人、北門の7人と続く。これに比べると、一門と三門はやや少ない。配置された人員はそのままその施設の規模や重要度を表わすとみてよく、所見する門では二門が最も重要な門であり、皇后宮も二門と密接に関わる施設と考えられよう。

二門と皇后宮

二門と皇后宮の関係については、二門の警備担当者と皇后宮の警備担当者を一括して「宮」に報告している事例 (No313) があるので、二門は皇后宮と別個の施設の門とは考えられず、皇后宮そのものの門である可能性が高い。二門とともにみえる皇后宮は、皇后宮内にある皇后の居住空間を中心とする内郭施設と考えるべきであろう。二門の警備担当者は、重要施設でありながら人数に極端なばらつきがあり、皇后宮とともに記される場合には2人という場合 (No313) さえある。これも、二門の警備が実質的には皇后宮 (内郭) そのものの警備であったからと考えれば、容易に理解できる。

三門と北門

一方、三門と北門は同一木簡にペアでみえる例も多く、近接した位置関係にあることが窺える。その際には表裏に分けて記すことが多いが、三門から書き始め、余白に北門の記述を続ける場合 (城29-14) があるから、三門の方が主体であると考えられる。平城宮の西宮兵衛の木簡との類似を重視するならば、三門は某施設の東面または西面に三カ所開く門のうち一番北の門の可能性もある。その場合、二門と一門は、三門と同一面でその南側に開く二つの門ということになる。ただし、これらが東西いずれの面の門であるのかを断定するに足る史料はない。

平城宮東院の門説

ところで、門号木簡にみえる諸門がいずれの施設の門であるかについては、既に鬼頭清明と森公章の見解がある。まず、鬼頭清明の説は、これらの諸門を平城宮東院の門と考えるもので、前述の二門と皇后宮の関係について、皇后宮をこれらの門で囲まれた施設とは別の独立した空間と考える見方と不可分に結びつく形で提唱されている。鬼頭清明説では、一～三門は平城宮東院の東面の門ということになる。しかし、この説によると、最重要の門と考えられる二門の位置が平城宮東張り出し部南半に所在する東院の東面中央にくることになり、東張出部全体の中央ならばともかく、ここにそのような規模の大きい門を想定するのは位置的にみて疑問であるし、阿倍内親王の立太子は天平10年であり、天平前半期の東院に二条大路木簡から窺われるような大々的な警備を行う対象となる人物が居住していたとは考えにくい。また、いかに独立性が高いとはいえ、東院は平城宮内の施設であるからその周囲の門は宮城門であり、これを兵衛や中衛が守ったとするのは問題がある。以上のような理由および前述のような二門と皇后宮との関係の理解からみて、二条大路木簡にみえる門を平城宮東院のものとする説は成立しがたいと考える。

皇后宮 (現法華寺) の門説

一方、森公章の説は、二条大路木簡にみえる門を、現在の法華寺の地に想定されている皇后宮の門に充てるもので、一～三門を平城宮と向かい合う皇后宮西面の門と考えている。警備対象となっている門を有する施設そのものを皇后宮と考える点は、本項の見方と同じであるが、皇后宮の位置を法華寺の地とする通説を前提にして議論を進める点は、再考の余地がある。皇后宮の所在地をどこに求めるかについては、後に改めて論ずることとし、木簡出土地点から距

警備場所	配置員数と出現頻度 (括弧内)													
皇后宮	4(1) 5(1) 10(1)													
北門	1(5)	2(1) 2(1)	3(3)	4(1)	5(3)	6(1)	7(1)							
三門	1(4)	2(1)	3(3) 3(1)	4(4) 4(1)	5(1)	6(1)								
二門	2(3) 2(3)		3(2)	4(1)	5(1)	6(3)	7(1)	8(1) 8(1)	9(3)	10(1)	11(1)	13(2)	14(1)	
一門	2(3)				5(1) 5(1)	6(1)								
南門				4(2) 4(2)	5(2)	8(1)								
外南門	2(2)		3(1)											
御井上門	1(1)	2(1)	3(1)	4(2)	5(4) 5(1)									
鷹所	1(1)		3(1)		5(1)	7(2)	8(1)							
翼所					4(1)	6(1)	7(1)							
北府	2(2)													
宿所	3(1)													
明記なし	2(1) 2(1)		3(2)											

各項下段のゴチックの数字は欠損により員数を確定できないもの(例えば3:3人以上)を示す
Tab.61 門などの警備担当者の配置員数と出現頻度

離を置いた場所に警備対象地を求める点では、森公章説も鬼頭清明説と軌を一にしているので、ここでは二条大路木簡の出土地から離れた場所に警備対象の施設の所在地を求めることの是非についてのみ触れておきたい。すなわち、二条大路木簡として大量の木簡を廃棄した兵衛府あるいは中衛府が、南側の左京三条二坊一・二・七・八坪の長屋王邸の跡地に設けられた施設と強い関連を有することは、同地東側の東二坊々間路西側溝からも兵衛府や中衛府関連の墨書土器が出土していることなどからほぼ確実な事実である(後述)。したがって、出土地と最も関係の深い長屋王邸跡地との関係をこそまず議論すべきであって、それを捨象して単に位置関係などの状況証拠だけをもって、ここに遠隔の施設に関わる木簡が廃棄されたと論じるのは、本末転倒の議論というべきである。遠方からの廃棄を論じるのであれば、まずもってその理由を明らかにする必要があるだろう。

このように鬼頭・森両説はともに難点があると考えるのであるが、これは一～三門を同一面の門と考えるところに原因があると思われる。その意味でここで特に注目したいのは、東(方)一門、南方二門という記載である。東(方)一門と記す木簡は6点(城29-16に4点、城30-11、No.375)、また南方二門と記す木簡は1点(No.219)確認されており、東=一門、南=二門という組み合わせ以外はない。これらがいずれも前述の警備対象の門と同一の施設の門であり、しかも二条大路木簡にみえる門がこの施設の門を網羅しているならば、鬼頭氏は否定されたけれどもこれらの門を某施設の四周の門とみて、一門=東門、二門=南門の可能性が考えられないであろうか。東(方)一門と南方二門は方位と番号を重ねた呼称とみるのである。すなわち、この施設には東西南北各面の一つずつの門が開き、これらは番号で呼称されることもあった、と考えられるのではなからうか。この仮説が認められるならば、三門=西門ということになり、

皇后宮
四周の門

また外南門の存在からみてこの施設の南面には少なくとも二重の閉塞施設があったことは確かなので、南門（＝二門）は皇后宮内郭の南門となり（おそらくは内郭の正門）、二門の警備が実質的に皇后宮（内郭）の警備であったことをさらに明瞭に説明できる。皇后宮の敷地の南部にその中心施設の存在が想定できるのである。

門の配置を考える際には、それぞれの門の警備担当者の顔ぶれも参考になる。Tab. 60によると、特定の門にのみみえる者と、複数の門にみえる者とがいる。換言すれば、警備場所によって特定の人物が集中する場所と、そうでない場所とがあるということである。このことを利用すれば、相互に近接した位置関係にあったことの推定も可能なのではなかろうか。

特定の人物が集中する場所としては、まず御井上門と翼所が挙げられる。このうち御井上門については、それぞれ一人ずつではあるが、一門以外の門及び皇后宮の警備にも携わっている者がいるので、皇后宮と全く別の施設の門である可能性は低そうである。しかし、その位置を考えるてがかりは木簡には残されていない。一方、翼所は他の警備場所と担当者の重複がほとんどなく、皇后宮の外に置かれた施設と判断できる。しかし、同じ兵衛府の官人の曹司を示すと考えられる大直所が、鷹所と同一の木簡（No.322）に警備対象としてみえる例があり、また「大直所器」という墨書土器もSD5100から出土している。したがって、これらの兵衛府の官人の曹司は、宮内のそれではなく、皇后宮の警備のために特に皇后宮に隣接した場所に置かれたものである可能性がある¹⁾。

衛府官人の
曹 司

他の警備場所と重複して所見する者が最も多いのは二門である。これは二門が最重要の門であり、配置人員が多かったことにもよろう。二門の警備担当者で最も重複の多いのは、皇后宮および南門との重複である。皇后宮を担当した計15人のうち半数以上の8人が二門の警備も担当している。南門は計21人中8人が二門と重複している。絶対数ではこれより少ないが、一門も計12人中6人で50%、鷹所も計12人中5人が二門と重複している。一方、北門は計15人中2人、三門は20人中5人と重複の割合が少ない。この結果からみると、二門と皇后宮、二門と一門、二門と鷹所とが比較的近接した位置関係にあったことが想定できる。ただし、この結果のみからでは二門＝南門とは断定はできない。これに対して、三門と北門はこれらとは比較的独立しており、三門と北門とを同一の木簡で処理することも多いが、反面三門と北門はともにどちらかといえば特定の人物の集中する傾向がある。三門と北門とで重複する者は3人のみであり、北門の担当者計15人、三門の担当者計20人の中では重複の割合はむしろ低いという結果が得られる。このような比較的独立した門どうしが同じ木簡で処理される理由は定かではない。

以上のように、二条大路木簡にみえる門は、その配置については未確定要素があるものの、皇后宮の門である点はほぼ動かしがたいであろう。二条大路木簡には、この他に「東（殿）門 鎰」（城24-23）、「南門匙」（城24-37）、「西門鎰」（No.411）のような墨書をもつ、キーホルダーの機能を果たしたと考えられる木簡もあり、『長屋王概報』ではその出土地区からこれらを藤原麻呂の邸宅の門と考えたが、以上の考察によって衛府が警備したのと同じ皇后宮の門である可

キーホルダー
木 簡

1) 平城宮木簡第3526号に「将監紀朝臣曹司」がみえる（奈文研『平城宮木簡三』1981）。その解説に指摘があるように、これは近衛将監紀船守と考えられ、神護景雲3年3月から宝亀6年9月の年代が与えられる。出土したのは平城宮東面の東一坊大

路西側溝SD3410と二条大路北側溝SD1250の合流点付近で、宮内から出土した木簡の可能性が高いが、衛府の官人が曹司を構えたことの類例の一つとして注目できよう。

能性が強くなった。このように二条大路木簡に皇后宮の門に関わる木簡が含まれる点が明らかになったことは、衛府の木簡を考えるためのみでなく、二条大路木簡全体の性格を考える上でも大きな意味をもつ。二条大路木簡そのものが皇后宮に関わる遺物である可能性を強く示唆するからである。すなわち、鷹の餌と考えられる鼠などが、左右京職から「進」の書式をとる木簡で送付されてきていること（No204・206・296・297など）からみて、鷹所は衛府そのものの機構ではなく、衛府が警備する某施設の機構と考えられるのであるが、衛府の警備対象が皇后宮であることが明らかになったことによって、二条大路木簡にみられる多数の宛先不明の進上木簡（No203～217・295～303）も、衛府によって警備されている施設、すなわち皇后宮に進上された物品の送り状である可能性が生まれるのである。

二条大路木簡は皇后宮の関連遺物

勤務評定木簡の削屑 ここで勤務評定木簡と称するのは、役人の上日管理と毎年の勤務評定およびそれに基づく昇叙などに関わる木簡のことで、一般にはこれを広く考課木簡と呼んでいる。二条大路木簡には削屑を主体とする多数の勤務評定木簡が含まれているが、削屑が多く完形品はほとんどない。同じく勤務評定木簡を含むとはいっても、側面に孔を穿つ015型式の典型的なタイプの勤務評定木簡（No81～84など）を多く含む長屋王家木簡とは対照的である。

勤務評定木簡特有の側面に孔を穿った木簡（015型式）としては、次の4点が確認される。
①・大初・五年上（城29-26）、②天平二年成選上□（城29-26）、③二 阿刀友足 上日百五十四（城24-19）、④二 百濟（城24-19）。完形の木簡は③のみである。④は③のようなタイプの木簡の断片と思われ、また同種の木簡のものと覚しき「二 丈部」という削屑（城30-14）も出土しているが、このタイプの木簡の具体的な用途は不明である。この他、人名の下に干支を順に書き連ねていく木簡（城22-42）があり、「巳午未申 日廿」（城30-14）という削屑があることからみて、これは上日管理に関わる広い意味での勤務評定木簡の可能性がある。干支の文字ごとに「夕」の付記をもつものがあること（城30-14）よりすれば、干支は出勤した日を意味すると考えられる。

015 型式の木簡

さて、二条大路木簡中の勤務評定木簡には、三等評価のものが多数存すること（No274～276・384など）、考課令兵衛条の兵衛の評定文言がみえること（No279・280・385～387など）、「考選所兵衛」（No365）の削屑が存在することなどから、兵衛の勤務評定に関わる削屑を含むことは確実である。中衛の勤務評定木簡を含む確証はないが、これを積極的に排除する根拠はない。

兵衛の勤務評定木簡

No384は最も整った書式をとる勤務評定木簡の一つである。しかし、このように「上日」と「夜」とを二行割書で記すのは、むしろ特殊な事例であるようで、基本パターンはNo274のように「某年上（ないし中）等上日……夜……」（……はいずれも大字の数字）のように、年毎の上日を一行に記すものであったらしい。天平2・3・6・7年の事例があるが、2年以上続けて記す例（No384）があるから、1年分のみで完結するのではなく、数年分を連続して記したようである（改行の有無は不明）。また、同様の書式で数年分の上日と評定を集計したとみられるもの（No276～278）もあり、「考選上等□」と記された削屑（城30-8）も含まれている。さらに、二条大路木簡の削屑には、「恭勤謹慎、宿衛如法、便習弓馬」（兵衛の上等）や「番上不違、職掌无失、雖解弓馬、非是灼然」（兵衛の中等）など、考課令兵衛条にみえる兵衛の評定文言の一部が記されたものが含まれている。これは、造東大寺司の選文の実例に、史生の事例ではあるが「天平勝宝元年上等上日參伯參拾伍／小心謹卓執当幹了」（大日古25-68～69）のように、

考課令分番条にみえる分番の評定文言がみえることを想起させる。これは、年毎に次行に続けて記す点で今回のものとは書式が若干異なるが、二条大路木簡の削屑と記載内容がよく一致する。以上からみて、二条大路木簡の衛府の勤務評定木簡は、官位姓名+年齢+本貫地+年毎の上日数と評定+上日数と評定の集計という構成をもったと考えられ、6年分の勤務評定に基づく選文作成に関わる木簡の削屑であると考えられる。No.384はこれを清書したものであろうか。ただし、評定文言がどこに書かれていたのかは明確でない。なお、毎年の考課に結びつくような木簡の削屑は見出せない。

トネリの勤務評定木簡

なお、勤務評定木簡にはこの他、九等評価のもの(城30-12)や上日を「日、夕」で記載する一群(城30-12~14)がある。したがって、二条大路木簡にみえる勤務評定木簡は、一概に兵衛府や中衛府に関わるものとのみは断言できない。ここでこれらについても言及しておくこととしたい。

まず、これらの勤務評定木簡はいかなる官人に関するものと考えられようか。個人名の判明するものとしては周防凡杵夫・大伴沙弥(いずれも城30-12)など数人の事例があるが、従来の史料にも、また二条大路木簡中にも他に所見がなく、史料的にはその身分の特定ができない。九等評価の勤務評定が行われるのは、内長上すなわち官位令に官位相当規定のある四等官や、内舎人、才伎長上などに限られるが、上に述べた人々は二条大路木簡に所見のある衛府の四等官とは姓も一致しない。この中で唯一考えられるのは内舎人の可能性であり、SD5300東端からは「宿内舎人」(No.378)の削屑も出土しているから、可能性は充分ある。

ここでさらに注意すべきは、大宝令制においては分番官である舎人についても最の規定が¹⁾あって(恭慎無僿、容止合礼最)、また造東大寺司に勤務する分番の官人に実際に九等評価を受けている事例(大日古25-68・88・101・102・115・116)があることである。すなわち、大宝令制下では、舎人は分番官でありながら特殊例外的に九等評価を受けたのであり、SD5300東端の勤務評定木簡にみえる九等評価の対象者が舎人であった可能性は高いと思う。その場合、東宮舎人、中宮舎人、皇后宮舎人のいずれであるのか、また内舎人の可能性も含めて論じていく必要がある。このうち中宮舎人は藤原麻呂の家政機関に出向するという形で二条大路木簡にもみえるが、勤務評定は本司中宮職で行われるはずであり、ここでは対象として考えにくい。また、東宮舎人は、皇后宮職管下の写経所などでは皇后宮舎人と一体となって活動していたという事例がある²⁾が、二条大路木簡には所見がなく、また勤務評定も春宮坊において行われたはずである。したがって、皇后宮舎人か内舎人の可能性が高いといえようが、その存在形態はまた別に議論の必要があり、ここでは可能性を指摘するにとどめておく。

皇后宮舎人か内舎人

銭の出納に関わる木簡 二条大路木簡には銭に関する記載をもつ木簡が多数含まれているが、その中に衛府の木簡であることが明瞭なものがある。まず、銭の支払いを記録した帳簿様の木簡(No.323、城29-44。これらは同一木簡の断片であろう)がある。支払額、日付、受取者を書き継いでいくもので、受取者に大志曹司(No.323)がみえるので、兵衛府に関わる木簡であると推定されるが、同時にみえる大夫がいずれの職の長官かは明確にしがたい。受取人としては他に、榎井書寮、高田広国、客足国、草原人行、薦集馬甘、何万呂らがみえる。このうち草原姓と薦集姓は翼所の木簡(No.319・320、城29-18)にもみえ、また客姓は門の警備担当者(城29-

1) この点については、日本思想大系『律令』岩波書 2) 渡辺晃宏「造東大寺司の誕生—その前身機構の考察を中心に」『続日本紀研究』248, 1987を参照。

14. 同一頁にみえる客人も同一人か) としてもみえ、それぞれ同一人と考えられる。この木簡にみえる銭の支払いが具体的に何を意味するのかは明確ではないが、あるいは次に述べる官人に対する銭の出挙の官司側の台帳であろうか。

官司内の銭の出挙の実態を示すと考えられる木簡としては、「出挙銭数」として人名と額を書き連ねた木簡(城24-21)があるが、衛府に関わる木簡にも人名に「借」の文字を付す木簡がある。借受人には前大志(No362)、少志(城30-15)などの衛府の四等官もみえる。「借阿貴王 判大」(城30-20)と記された削屑があり、「判大」は「判大直」ないし「判大志」の一部とみられるから、「□少直判翼□」(No361)も、翼がその貸与の責任者、少直が借受人の意味と思われる。これらは兵衛府内における銭の出挙に関する記録の断片であろう。「見借中衛」と記す削屑(城30-16)もあるので、このような銭の出挙は中衛府でも行われていたらしい。

官司内の
銭の出挙

初夜・後夜の木簡 ここで便宜的に初夜・後夜の木簡と称するのは、初夜(または後夜)と記し人名を書き上げた木簡(城24-14)のことで、これも衛府の木簡と考えられる。初夜・後夜は、夜を三分(初夜・中夜・後夜)した仏教用語に由来し、衛府による夜間の警備の分担を記したものと考えられる。ただ、門の警備の木簡とは異なり、姓名をフルネームで記しており、また門の警備の木簡にみえる人々と同じ姓をもつ者は少ないので、仏名会など夜間の仏事(初夜・半夜・後夜)の警備の担当者を示す可能性もある。

初夜・後夜の木簡にみえる私部大万呂(城24-14)と、列(衛府における5人単位の組織)ごとの米の運搬に関する木簡にみえる雀部男虎(城29-29)とが同一の木簡に名を連ねる例がある(城29-43。衛府の宿直木簡か。後述の藤原麻呂の家政機関に関わる宿直木簡とは異質)ので、これらの人々は列を構成する組織の一員である可能性が高い。また、初夜・後夜の木簡にみえる刑部千鳥の名とともに中衛という文言のみえる木簡(城30-6)があるので、門の警備の木簡が兵衛の木簡であるのに対して、これらは中衛に関わる木簡の可能性もある。

中衛・兵衛の個人名を記す木簡 このようにして、中衛である可能性がある人物としては、禾凡龍万呂、占部真勝、大伴五百山、刑部国足、刑部白万呂、刑部千足、刑部千鳥、私部大万呂、坂合部東人、雀部男虎、佐味伊与万呂、玉作金弓虫万呂、土師荒嶋、丈部内万呂、丈部国万呂、丈部田万呂、丈部鳥万呂、長谷部益足、長谷部百足、秦近万呂、神人荒当、物部荒嶋、物部牛万呂、物部君、若麻績三方、□豊国、□部真々万呂、東人、国勝、古志などが挙げられる。これらの人々のうち、佐味伊与麻呂は、天平宝字6年8月に中衛府と併存する第二次授刀舎人寮の大尉として勅旨を宣しており、同8年正月には豊前守に任じられている。なお、中衛と明記される者に巨勢古麻呂(城30-6)、他戸某(城29-25)、刑部某(城30-16)、某豊足(城30-16)などがいる。このうち、豊足は東二坊々間路東側溝SD4701出土の墨書土器「豊足研」の豊足と同一人と思われる。

中 衛

なお、中衛と対照的に兵衛で個人名を特定できる者は少なく、間人石勝、大生野上、尾張大倉、桑原某、出雲佐為万呂、出雲浄万呂、江野万呂ら数人に過ぎない。門の警備の木簡は姓のみしか記さないのが原則であり、兵衛某という木簡もほとんどみられないからである。ただ、ここで忘れてならないのは大量に確認される人名の削屑である。二条大路木簡には元の木簡の内容・性格が不詳の人名の削屑が大量に含まれている(城30-20~32)。長屋王家木簡の場合は人名の削屑の多くは伝票木簡に由来することが明らかであるが、二条大路木簡の場合は不明の

兵 衛

点が多い。そこには当然中衛や後述の藤原麻呂の家政機関に関わる者も含まれていようが、その人名と門の警備の木簡の姓とを照合すると、同一姓が数多く見出される。したがって、二条大路木簡の削屑に含まれる多数の人名の多くは、兵衛の可能性があろう。

兵衛や中衛の個人名を記す削屑がどのような木簡に由来するかについては、「南方二門籍」(No.219)、「東方一門籍」(No.375)、「二門籍」(No.376)、「門籍」(城30-11)など、門籍に関わる木簡や削屑があるのが注目される。宮衛令宮閣門条の規定によると、宿衛人についても毎月1日と16日に担当者名を記す門籍を更新することになっていた。兵衛は毎月二交替制で、その都度奏聞することになっていた(宮衛令集解兵衛衛士条古記)から、門籍の更新は兵衛の番替えの実施によると思われる。二条大路木簡に残された兵衛・中衛のものと思われる大量の人名の削屑は、そのような番替えに伴う門籍の更新によって、門籍から削り取られたものではなかろうか。「八月上番」として人名を書き上げた木簡(城29-24)があるのは、そのことの傍証となる。この木簡はあるいは門籍そのものである可能性もあろう。なお、「上番」「下番」は、九月の上番から下番に充てた文書木簡(城22-13)があることなどからみると、ここでは当番・非番の意味ではなく、月の上半期の当番、下半期の当番の意であらう。

門籍の削屑

小結 以上の考察は衛府の木簡の一端を論じたに過ぎないが、衛府に関わる木簡の具体的な点数こそ示しがたいものの、二条大路木簡における衛府の木簡の占める位置付けの大きさは明らかであらう。第IV章1Cでも述べたように、木簡の出土点数が特に多い地区(SD5100東端とSD5300東端など)は、勤務評定木簡の削屑によって点数が増加しているとみられることは重要である。しかし、勤務評定木簡には衛府のみでなく、内舎人あるいは皇后宮舎人のものと考えられるものが含まれているから、これまで衛府の木簡と称してきたものは、衛府が守る某施設に関わる木簡としてより広く捉え直す必要がある。某施設の運営に関わって、それを守る衛府の木簡、そこに勤務するトネリの木簡、また芳野行幸など聖武や光明子に直接関連する木簡が、二条大路木簡として残されたのである。その某施設の実態については、二条大路木簡にみえる門の警備が皇后宮の門を対象とするものであることが判明したことにより、光明皇后の皇后宮であると考えに至った。二条大路木簡は複雑多彩な内容をもつが、皇后宮をキーワードにしてはじめて読み解くことが可能になろう。ここでは言及しなかったが、二条大路木簡に大量に含まれる調や贄の木簡も、SK820出土木簡と照らし合わせると、衛府が警備する施設に関わる木簡とみて間違いのないであらう。従来わずか1点だけSK820出土木簡に実例のあった蘇の荷札木簡が、二条大路木簡に4点も含まれている(No.240・245・247・249)のは、二条大路木簡の性格を象徴して余りある。

4点の蘇の荷札木簡

一方、二条大路木簡にはSK820にはみられないタイプの木簡が多数含まれている。個人の家政機関に関わる木簡群がそれである。なぜそのような一見異質と思われるタイプの木簡群が一括して含まれているのであろうか。この点は、衛府によって警備され大量の調や贄を消費する某施設がいかなる施設であり、またどのように運営されていたのか、ということと不即不離の関係にあり、個人の家政機関の木簡の究明が二条大路木簡の全体像の解明に不可欠であると考ええる。そこで二条大路木簡が皇后宮と深く関わる木簡であることについて議論を深める前に、個人の家政機関の木簡、具体的にいえば藤原麻呂の家政機関に関わる木簡について、次に論じていくこととしたい。

iii 藤原麻呂の家政機関の木簡をめぐる

藤原麻呂の家政機関の木簡 二条大路木簡に個人の家政機関に関わる木簡が含まれ、それが藤原麻呂の家政機関であることは、中宮職から兵部省卿宅政所に充てた木簡 (No293) によって判明する。この木簡にみえる19人の中宮舎人は、当時藤原麻呂の家政機関に資人として出向していたが、第IV章1Cで述べたように、このうち5人が宿直木簡や米支給の木簡にもみえ、その具体的な活動を追うことができる。宿直木簡や米支給木簡には彼らとともに活動する多数の人々がみえ、その人名を木簡の中にたどることによって、藤原麻呂の家政機関の活動の実態をある程度窺うことができる。

藤原麻呂の家政機関とともに活動する人々 このような手続きによって、藤原麻呂の家政機関に関わって活動していたことが確認できる人々を整理すると、Tab. 62, 63に一覧したように100人余りを数えることができる。

既知の史料にみえる者が多数含まれているが、このうち二条大路木簡とほぼ同時代史料にみえる者は、馬国人や大鳥豊嶋などわずか数名（このうち馬国人の事例は二条大路木簡の性格を考える上で大変に貴重な史料となるが、これについては後述する。p.435）で、大多数はかなりのちの史料で確認される。藤原麻呂の家政機関に関わった人々には、トネリ身分の者が多く、彼らの20年後、30年後の状況を知り得ることは、彼ら下級官人たちがどのような経歴を辿って昇進していくのかを考える貴重な素材となる¹⁾。

ところで、既知の文献史料にみえる人物が木簡で確認される事例は、通常けっして多くはない。ことに下級官人の場合はなおさらである。したがって、藤原麻呂の家政機関に関わる資人クラスの人物が、これほど多数既往の文献史料でその消息をつかめるといえるのは、かなり異例のことに属するといつてよい。これはなぜであろうか。これらは正倉院文書に登場する人物ばかりであり、おそらく正倉院文書の性格にこの点を考えるカギが隠されているのではないか。すなわち、正倉院文書は基本的には皇后宮職系統の写経所の帳簿であり、そこに登場する人物の多くは皇后宮職と何らかのつながりをもっている。二条大路木簡によってその前半生を窺えるようになった人々のうち、阿刀酒主、凡判麻呂、大鳥豊嶋、大原東麻呂、河内古、日下部広道、桑原安麻呂、丈部子虫、秦浄足、勝広前の実に10人が、皇后宮職系統の写経所との関係によって正倉院文書に現われたことが明瞭である。従来から指摘されているように、皇后宮職系統の写経所自体が、能筆の下級官人を広く諸官司から集めて運営されていたが、藤原麻呂の家政機関に関わりをもった人物だけで10人もいるというのはいかにも多過ぎる。やはり藤原麻呂の家政機関がそれだけの数の人々の供給元となり得た事情を考えるべきであり、その意味では彼が天平9年に没している事実注目したい。藤原麻呂には規定上は三位の位分資人60人が与えられており、彼の没後にはその新たな行き先が問題となったはずである。しかも、同じ天平9年には麻呂の兄、武智麻呂、房前、宇合の3人も没しており、この3人の分の資人は少なく

麻呂の資人が正倉院文書にみえる理由

1) この点については、鈴木景二の研究に詳しい（鈴木景二「下級国司の任用と交通」『木簡研究』14, 1992）。なお、No293の中宮舎人の一人が村国虫麻呂と釈読できた（他田神護とともに『平城宮木

簡概報』30において訂正した）ことによって、中宮舎人→播磨介・越前介という事例を加えることができるようになった。彼は恵美押勝家の知家事も勤めていた（大日古16-374）。

とも計400人を数える。勿論、本主が没した場合、その資人は式部省に送られることになっていた(選叙令17本主亡条)が、藤原麻呂の資人を11年勤めた他田神護が中宮舎人に転任後も麻呂の家政機関に出向している事実からも窺えるように、資人と本主との人格的なつながりには強固なものがあった。藤原麻呂の家政機関に関わる人物が、後にこれほど多数正倉院文書の皇后宮職系統の写経所に関わるようになった事実は、彼らの家政機関と皇后宮職の運営の密接な関係を物語るものといえ、またこれを背景として皇后宮職が病没した藤原4兄弟の資人たちの受け皿として機能したことを示しているとみてよいのではなかろうか。

藤原四兄弟
没後の資人
の行き先

藤原麻呂の家政機関 さて、次に藤原麻呂の家政機関の実態について整理しておくことにする。家政機関が当時の藤原麻呂の官位である従三位に準じたものであったとすると、家令1人、書吏1人、資人60人によって構成されていたと考えられるが、木簡から知られる活動の実態はどうであろうか。

書吏
六人部諸人

まず書吏については、木簡に頻出する六人部諸人を、No311にみえる「書吏六人部連」と同一人とみて同定することができよう。六人部諸人は正八位上の官位を帯し (No268)、三位の書吏の相当位少初位下よりかなり高い点にやや疑問は残るが、他に六人部姓のものは見当たらないこと、また木簡から知られる六人部諸人の活動は、宿直担当者 (No326など) や米の被支給者 (城24-15) となるだけでなく、酒(城24-7¹⁾)、行幸用の器 (No305)、食料品(城22-8、9) の請求や受け取りなど多方面にわたることからみて、他の多くの資人たちとは別格であり、書吏としてふさわしい。

二条大路木簡には他に、①書吏足嶋 (No202)、②書吏河内画師屋麻呂 (No310)、③書吏倉人 (城29-25)、④書吏田部宿祢 (城30-6) がみえ、③の「倉人」を姓・名いずれとみるにせよ、六人部諸人の他に少なくとも3人の書吏が確認できることになる。①の書吏足嶋は大友史生宛の牒 (No202) の発給者として日下にみえている。大友史生は後述のように藤原麻呂の家政機関と一体となって活動していることが明らかなので、その大友史生宛に文書木簡を発給している書吏足嶋は、藤原麻呂の家政機関とは別の家政機関の書吏と考えることができよう。しかしながら、宛先を大友史生と書くことといい、差し出しを書吏足嶋と書くことといい、姓名を記さなくてもお互いに気心の通じる関係であったことは間違いなく、足嶋の所属する家政機関と藤原麻呂の家政機関とが密接な関係を保ちつつ活動している状況を読みとることができると考える。②は一面に家令の名を、他面に書吏の名を記した用途不明の木簡であり、出土した地点は、藤原麻呂の家政機関の木簡がまとまって出土した地区と同じJD29であるが、藤原麻呂の家政

1) この木簡の請求主体となっている岡本宅は、この他に瓜や栗子の進上主体としてみえ (No215・302など)、岡本宅に宛てて瓜の進上を求めたものと思われる藤原麻呂の家政機関の政所の牒 (城24-6) もある。また「岡本宅神祭料」と記された木簡 (城30-6) がある。岡本宅は従来皇后宮職と經典の貸借を行った文書 (大日古7-51~53) によりその存在が知られており、岡本家とも呼ばれている。その所在地については、瓜や栗子の進上により御園としての性格を重視すれば、飛鳥の岡本や斑鳩の岡本 (法起寺付近) が候補となろう。

しかし、書吏六人部諸人が岡本宅の側から酒を請求している事例は、六人部諸人が御園に出向していると解さなければならずやや不自然の感もあり、また「宅」の表記からすれば個人の家政機関にふさわしく、正倉院文書から知られる經典の保管場所としての性格との懸隔もある。さらに、兵衛府の官人を列記した木簡 (城30-6) に別筆ではあるが「岡本」の文字がみえるのは、衛府と藤原麻呂の家政機関の関係を考える上でも問題が大きい。岡本宅の性格と位置付けについては、なお一考を要しよう。

大鳥高国	神護景雲4.4	摂津大属 (大日古 5 - 702・704)
*日下部乙万呂	天平勝宝9.8	隠岐目として故京職宅返抄に署す (大日古 5 - 497)
村国虫万呂	天平宝字7.4	播磨介、惠美家知家事 (大日古16-374)
	天平宝字8.1	越前介 (続日本紀)
馬国人	天平10カ	皇后宮職東史生 (大日古24-85)
	天平勝宝8	散位 (万葉集4458)
他田神護	養老2~神亀5	藤原麻呂位分資人、天平 1~20: 中宮舍人 (大日古 3 - 150)
史生大友真君		山背国史生、従 8 下 (大日古 3 - 113)
阿刀酒主		春宮舍人 (大日古 9 - 514)、造東大寺司史生 (同 3 - 213など) ・主典 (同 3 - 527など)
凡判万呂		算師、造東大寺司史生 (大日古 5 - 616など)
*大鳥豊嶋	天平11.2	写経司校生 (大日古 7 - 225)
*大原東万呂	天平18	金光明寺写経所経師 (大日古 8 - 181、9 - 72など)
忍海乙万呂	天平20.4	大倭国宇陀郡笠間郷戸主 (大日古 3 - 79、10 - 265)
河内古		画師カ (大日古 4 - 227)
日下部広道	天平勝宝4. 閏3	画師 (大日古12-246)
桑原安万呂		造東大寺司写経所経師、散位大初下 (大日古19-136)
勝広前	天平8.7	金光明寺写経所経師 (大日古 9 - 247など)
土師嶋村	天平宝字8.3	糺政台少疏、正 8 上 (続日本紀)
丈部子虫	天平10~	金光明寺写経所・造東大寺司写経所経師 (大日古 7 - 567など) 右大舍人 (同14-393)
秦浄足	天平19	皇后宮舍人 (大日古 8 - 152)、法花寺政所別当 (同 9 - 328など)

破線より上はNo293にみえる中宮舍人 *は資人であることが確認される者

Tab.62 藤原麻呂の家政機関とともに活動する人々 1 - 既往の文献史料にみえる者

池辺波利	*荒田部君麻呂	上虎万呂	*田部諸公	文斐太万呂
太宿奈万呂	*宇治凡麻呂	苅田孔足	垂水三田万呂	星川他□
*杖部広国	内蔵人	日下部海師	常牛養	六人部諸人
秦金積	内御倉	*百濟身万呂	豊国広虫	物部牛養
川内馬飼夷万呂	大石伊波太支	子大嶋	額田根万呂	*屋形諸魚
太東人	*大石毛野	*狛安德	*伯耆大魚	山代子虫
八多徳足	大友春山	狛清成	土師石前	若倭部馬甘
東代東人	大原古	三枝部黒万呂	丈部大足	丸部田主
山村大立	大原吉足	佐伯石見	*丈部田主	丸部武蔵
史戸広山	*太乙万呂	*佐伯古万呂	丈部人根	□美豊嶋
大荒木事判	*岡屋臣足	*佐伯益	秦赤人	稲万呂
太屋主	*忍坂乙万呂	佐多乙万呂	秦忍羽	他田阿古女
陽候吉足	*忍海乙万呂	*佐本乙万呂	秦少足	伊良女
狭井石楯	忍海忍国	*佐味梶取	秦子君	尾張女
家令	小槻非太万呂	志貴老	*秦鷹取	酒刀自女
家令坂本石	*尾張佐美	*志貴子老	*秦真葛	山女
史生	*春日佐美	宍人五百枝	秦真虫	奴東人
高椅大直	春日法万呂	勝広成	尋津福万呂	奴小君万呂
赤染秋足	葛木乙万呂	*宗宣部弓	船浄津	奴名理万呂
阿刀飯主	*葛野広成	田辺僧万呂	史戸乙万呂	婢有々女
*阿刀真公	掃守乙万呂	田辺豊万呂	文大宅	婢居屋女

破線より上はNo293にみえる中宮舍人 *は資人であることが確認される者

Tab.63 藤原麻呂の家政機関とともに活動する人々2

機関に関わると考える積極的な根拠はない。③の書吏倉人は、倭胡粉などの物品の直の請求ないし受け取りの文書にみえるが、いかなる立場にあるのかは明確ではない。④は断片であるが、SD5100出土の文書箱（SD5100-297）の身の習書に「政所」「資人」などとともみえる「田部宿祢」も同一人の可能性が高く、藤原麻呂の書吏である可能性も否定できない。藤原麻呂が従三位に昇進し初めて家政機関を得たのは天平元年のことであるから、二条大路木簡の主たる年代である天平7、8年までの間に書吏が何度も交替するというのは考えにくい。少なくとも②③は①と同様藤原麻呂の家政機関とは別個の家政機関の職員とみておきたい。

家 令
坂 本 石

次に家令については①家令坂本石¹⁾（城24-12）、②家令下村主広麻呂²⁾（No.310）、③家令椋部造伊藝美（城24-6）の3人を数える。このうち②の下村主広麻呂は、藤原麻呂とは別の家政機関の書吏とみた河内画師屋麻呂の名と表裏に記されているので、藤原麻呂の家政機関の家令ではないと考えられる。①と③では、①の「坂本石」なる人物が藤原麻呂の家政機関の家令として最有力候補であろう。この木簡は藤原麻呂の家政機関に関わる木簡である宿直木簡や米支給の木簡とは異なりやや内容が不明確であり、しかも宿直木簡や米支給の木簡に全くみえない人物を含んでいるが、藤原麻呂の家政機関において活動していたことが確実な人物（大荒木事判など）と同一の木簡にみえるという点を重視したい。③の椋部造伊藝美は鮭、脯、腊の支給責任者としての記載と考えられる。このような木簡は一般的には支給先で廃棄されると考えられるので、宿直木簡や米支給木簡を残す活動を行った機構とは別個の機構の職員と考えられる。ただし、宛先や誰の家令であるかも記さないなど、両機構は密接な関わりを持っていたと考えざるを得ない。書吏の同定を行った際に得られたのと同様の結論に達するのである。

複 数 の
家 政 機 関

それでは、藤原麻呂以外の家政機関とは、いかなる人物を本主とするものであろうか。第一に考えられるのは、二条大路木簡に1点だけ荷札の宛先としてみえる「右大殿」（城24-29）、すなわち当時の右大臣藤原武智麻呂である。ただ、武智麻呂は天平6年に従二位に昇進しているので、天平7、8年当時の家政機関の構成は、家令・大書吏・少書吏で、書吏に大少の区別があるが、少書吏の事例は1点しかない（未公表。Tab.69参照）。麻呂に関わりの深い当時三位の人物としては、彼の兄の房前や宇合がおり、彼らの家政機関の可能性もある。

以上のように、藤原麻呂の家政機関の職員は家令坂本石、書吏六人部諸人とで構成されていたと推定したが、二条大路木簡には他に数名の家令や書吏を確認できることを述べた。彼らの一人ひとりが誰の家政機関の職員であったか特定することはできなかったが、彼らの所属する家政機関が、藤原麻呂の家政機関と一体となって活動していた状況が臆気ながら浮かび上がってきた。二条大路木簡にみられる藤原麻呂の家政機関は、単独で活動しているのではなく、複数にわたる人物の家政機関の構成員が出入りしつつ機能していると推測されるのである。

史 大 友 真 君

さらに注目すべきは、個人の家政機関のみならず某官司の構成員までもが活動をともにしているという事実である。すなわち、大友真君という人物は、荒炭を借用したい旨を伝える文書木簡（No.306）の日下にみえる他、藁を請求する木簡（城24-6）も発給し、また日下に署す木簡の断片もある（城29-27）が、種薑を請求する木簡（No.202）の宛先としてみえる大友史

1) 『平城宮木簡概報』24, 1991, では、「坂口石」としたが、「坂本石」と判読できるので、ここで釈文を訂正する。

2) 下広麻呂は、養老4年6月に下村主の姓を賜り雑戸の号を免ぜられた、河内国若江郡の人正八位上河内手人刀子作広麻呂の可能性もある。

生と同一人と考えられる。これは二つの意味で重要である。一つは、大友真君は木簡の発給者と宛先の両方の立場で二条大路木簡にみえるのであり、二条大路木簡を廃棄した機構とともに活動していた事実が判明することである。したがって、No.202において彼宛の木簡を発給している書吏足嶋が、藤原麻呂の家政機関の書吏とは考えにくいことについては前述した。また、藁の請求木簡（城24-6）の宛先としてみえる東宅司も、藤原麻呂の家政機関とは別の部署ということになり、この木簡や荒炭の請求木簡（No.306）は、東宅に送付された後、借用品とともに大友真君のもとに回送されて廃棄されたことになる。二つには、その大友真君が史生という職にあったことである。個人の家政機関には史生は置かれていないから、彼はいずれかの官司の官人と考えざるを得ず、藤原麻呂の家政機関は、他家の家政機関の職員のみならず某官司の職員ともその活動をともにしていたことがわかる。衛府には史生の代わりに府生が置かれていたから、衛府が警備した某施設を支える機構の史生の可能性があろう。

資人については、資人と明記のある者29人（Tab. 62・63において*を付した者）の他、広い意味でのトネリとして中宮舎人19人が確認できる（No.293）。これらの中宮舎人19人が中宮職から藤原麻呂宅へいわば出向してきていたと考えられることについては前述した。資人と明記のあるものは29人だけであるが、その他身分不明の者も基本的には資人と考えられる。米支給の木簡は、個人名を明記して支給量を記すのを原則としているが、個人名と並んで資人の人数と支給量を記すもの（城24-14など）がある。しかし、8合を基準とする支給量に差はなく、身分に違いがあるとも考えられず、個人名で記された者が資人でないことを示すのではない。「資人」として一括されず個人名で記された者の中にも、岡屋臣足のように別の史料で資人であることが確認できる者がいる¹⁾からである。したがって、個人名と別に資人に対する支給をまとめて記した理由は定かではないけれども、米の被支給者は明記のない者も含めて資人と考えてよかろう。ただ、中宮舎人や家令・書吏、あるいは女性や奴婢などを差し引いても資人と考えられる者は約80人おり、藤原麻呂の資人は規定上は三位の資人60人であるから、藤原麻呂の資人のみとしては多過ぎる。資人としてではなく、個人的なつながりのみによる奉仕を強調する考え²⁾もあるが、その主たる論拠は米支給木簡に資人の記載が個人名と別にあることであり、前述のように個人名で記されている者の中にも資人が確認できるのであるから、この考え方は成り立ちにくい。二条大路木簡には複数の家令、書吏が確認できることからすると、No.293から知られる中宮職からの出向と同様に、藤原麻呂宅以外の家政機関から出向してきている資人も含まれているのではなかろうか。彼らも藤原麻呂の資人たちとともに広い意味でのトネリの一員として、同等の勤務を行っていたと考えられるのである³⁾。

複数の本主
の 資 人

1) 岡屋臣足が資人であることは、膳所の宿直木簡（城24-11）などからわかるが、天平8年7月22日付の米支給の木簡（城24-14）では資人とともに名を連ねている。資人とともにみえる例はないが、米支給木簡に個人名で多数みえる大原東万呂も資人であることが確実である（城24-10など）。
2) 春名宏昭「官人家の家政機関」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上巻) 吉川弘文館、1993

3) 資人、帳内、舎人は、その本主ないし所属により表記を使い分けているのであり、基本的にはトネリとして同等の身分と見てよい。この点については、長屋王家木簡における用例（東野治之「長屋王家木簡の文体と用語」『万葉集研究』18、塙書房、1991を参照）とともに、二条大路木簡においても中宮職から藤原麻呂宅に出向してきている中宮舎人日下部乙麻呂（城22-12）や杖部広国（城24-11）を資人と呼ぶ例があるのが参照される。

米支給の木簡 さて、次に藤原麻呂の家政機関の木簡の主体をなす木簡のうち、はじめに米支給の木簡について検討したい。米支給の木簡とはNo327のような木簡を指す。No223はその断片であり、No267はその削屑である。表面に某日と書き出して総計を記し、続いてその被支給者と支給量を記し、裏面に支給年月日と署名及びこれとは別筆で支給責任者と覚しき署名が記されるのを基本的な様式とする。表面の日付と裏面の支給年月日とは、原則として一致する。支給物には「料飯」「間食米」の他、「不食米」があり、件数的にはこれが最も多い。不食米は意味不詳ながら、同時期の類例からみて、何らかの事情から支給しなかった米の意に解さざるを得ないであろう。その根拠となるのは例えば次の史料である。これは皇后宮職の管下にあった写経司の天平十一年の「受月食案文」の一部で、同年8月分の食料支給の決算報告書の案である。

写経司解 申月料米用事

合受米廿一石一斗七升 計欠米一斗一升七合
 定米廿一石五升三合
 用米十七石七斗二升二合
 遺米三石三斗三升一合
 惣单食^{一百}一千卅一人 見食口八百六十五人 六百六十七人二升二合口 二百卅二人一升四合
 不食口一百八十四人 一百六十六人二升口 一百六十六人八合口
 見食口九百四十七人 別二升二合
 経師四百九十一人 装潢六十七人 以上五百五十八人
 校生一百五十七人 別一升四合 舍人八十七人 女豎廿九人
 以上百十六人別八合 別二升
 火頭一百十六人
 不食口一百八十四人
 経師八十九人 装潢廿人 校生七十五人
 残醬一斗三升六合五勺 酢四升四合五勺
 海藻十八連四把 塩一斗一升四勺

以前所請米并用遺物等具状如前以解

天平十一年九月二日高屋「赤麻呂」

小野朝臣「国堅」

(正倉院文書続々修第17帙2巻。大日古7-290~291¹⁾)

6行目の「惣单食」の下に記されているのが、当初8月分として写経司が申請し支給を受けた米の内訳である。その詳細については、7月30日付の8月分の食料申請文書がこの文書の前(左

- 1) 釈文は、マイクロフィルム焼付けによって訂正した箇所がある。またここには表記できなかったが、この文書には次のような修正がみられる。
- 1.4 「七斗」は「六」に重ね書き、「二升」は「三」を一部擦り消して重ね書き。
- 1.5 「三斗」は「四」を擦り消して重ね書き、「三升」は「二」に重ね書き。
- 1.6 「一千一百卅一人」は、「卅」に「卅」を、「九」に「一」を重ね書き、「一百」は傍書。
 上行の「見食口八百」は重ね書きか。上行の「六百六十七人」は「七」に重ね書き。
- 1.7 「見食口九百四十七人」は行間に補筆。「八」に「九」を、「六十五」に「四十七」を重ね書き。
- 1.9 「校生一百五十七人」は「七十五人」を擦り消して重ね書きか。
 このうち人数の修正は、見食口のうち校生の人数の不食口との取り違えを直すためのもので、これに伴い、当初1.6に割書で書かれていた「見食口」「不食口」の内訳は、線で囲んで抹消され(合点ではない)、後ろに新たに項目として立てられることになった。つまり、「不食口一百八十四人」以下は、少なくともこれらの修正後に書かれたことがわかる。

側)に貼り継がれており、職掌別に一人当たりの支給量と単功とから必要量を割り出して予算を立てている状況が如実にわかる。

さて、前掲の文書では、こうして立てられた予算に従って写経司が分配を受けた食料(「受米」が帳簿上支給された数量。これを実際に計量した結果が「定米」)が実際にどれだけ支給されたか、つまり予算の執行状況を職掌別に克明に記録している。ここで「見食口」の分の合計は「用米」の数量に等しく、「不食口」の合計は「受米」と「用米」の差に合致しており、「用米」と「遺米」の総計が「定米」に相当する。したがって、「不食口」とは、本来食料の支給を受けるべき人数に含まれていながら、実際には支給を受けなかった者の謂であることがわかる。不食口が生じると、分配を受けた月料を消化できず、その分の食料が未支給となって写経司に残ることになる。前掲決算報告は集計だけあるが、実際に支給した分だけでなく、支給しなかった分についても被支給者と予算上の支給量の記録が行われていたと考えられる。これを日毎に集計して書き継いでいけば、いわば不食口案ができるわけである。通常の食口案と不食口案が別々に作成されたか否かは定かではないが、最終的にはこれらに基づいて前掲決算報告のような月料の給付状況を月単位で集計し、所管官司に報告していたのであろう。

このような皇后宮職被管の写経司の「受月食案文」の事例は、二条大路木簡の不食米木簡を考える恰好の材料となる。すなわち、二条大路木簡にみえる不食米とは、不食口が本来支給を受けるはずであった米のことと考えられよう。これは単に年代が近いという理由以上に、より本質的な要因に基づく月料管理方法の一致と考えるのであるが、この点については後述する。

不食米に比べると、実際に支給した食米の記録の木簡は多くない。食米支給状況を記す木簡には完形のもの少なく、また食米と明記のある事例もない。しかし、米支給の木簡の断片には、被支給者・支給量の後に「充某」記載のある一群(No223など)があり、これこそが食米支給木簡の断片であろう。「充某」の記載は特殊な様式ではなく、その有無こそが食米木簡と不食米木簡の違いなのであり、両者を区別するメルクマールといってよい。このように考えてよければ、本人が直接支給を受けている事例がほとんどなく、中には数人分を一人で受け取っている場合(No223など)さえあるという事実が目につく。食料の支給場所と被支給者の勤務場所とに、ある程度の距離を想定する必要があるかも知れない。

米支給木簡
の二様式

なお、米支給木簡における一人あたりの支給量が8升を基本としていることは、造石山寺所などにみられる「半食残米」を想起させる¹⁾。しかし、半食残米の場合には、支給定量(2升)を、実際に共同炊事用の食料として支給する分と、半食残米として現物支給する分に分けるのであり、食口自体を見食口と不食口とに分ける写経司の事例とは状況が異なり、また「充某」の記載のある米支給木簡の場合にも支給量は8升を基本としているから、上のように解すべきであろう。

米支給木簡で最も注目すべきは被支給者である。被支給者は前述のように、基本的には藤原麻呂の家政機関とともに活動する資人を中心とする広義のトネリと考えられる。麻呂の資人を主体とするが、別の家政機関の資人や中宮職から出向してきている中宮舎人、さらには大舎人も含まれていた(城24-15)。これらが区別されることなく一様にトネリとして勤務していたと

1) 弥永貞三「仕丁の研究」四(ホ)給糧『日本古代社会経済史研究』岩波書店、1980を参照。初出は『史学雑誌』60-4, 1951。

衛府の大直
に米を支給

みてよいであろう。被支給者はこれのみにはとどまらない。例えば、大舎人のみえるこの木簡（米支給木簡としては長大で、書式も異なる）には、個人の家政機関の構成員とは考えにくい史生がみえている。前述のように、藤原麻呂の家政機関の活動に史生大友真君が関わっていたことが想起される。しかし、ここで何よりも注目すべきは、兵衛府の第三等官である大直高椅某が被支給者として登場し、トネリたちと同様に米の支給を受けている事例があることである（No.223、城30-6）。大直の曹司に勤務する人名を書き上げた木簡（No.322）もあるから、藤原麻呂の家政機関内の活動に大直が参加したとは考えにくい。藤原麻呂の家政機関が主体となって行った、邸宅外における活動に兵衛府の官人が参加したとみるべきであろう。すなわち、木簡にみえる米の支給は、藤原麻呂の家政機関内部における支給ではなく、しかも藤原麻呂の家政機関と前述の兵衛府・中衛府とが何らかの結節点を持ちつつ時には両者一体となって動いている、かかる活動に対する支給なのではなかろうか。

吉野物運
役人

芳野行幸 被支給者としてもう一点注目すべきものに、「吉野物運役人」がある（城24-17）。この木簡は断片であるが、表に「廿六日間米四斗二升」とあり、米支給の木簡の一部であることは疑いない。ここで想起すべきは天平8年6月27日から翌7月13日にかけての、聖武天皇の芳野行幸（史料上は「幸行」の記されることが多い。これで「みゆき」と読んだか）である。二条大路木簡には他にもこの芳野行幸に関わる木簡（Tab.64）が多数含まれており、二条大路木簡が天平7、8年を中心とするものであることを考えると、「吉野物」とは、天平8年6月～7月にかけての芳野行幸に関わる調度を指し、それを運ぶ（芳野へ運ぶのではなく、その準備のための調達であろう）役夫（丁）に対する支給とみることができる。したがって、「廿六日」は天平8年6月26日、すなわち芳野行幸出立の前日の可能性が高い。26日に行う行幸用の調度の運搬に3人の丁の確保を要求する内膳司からの木簡（No.198）があり、おそらく内膳司に収納し

日付	内容	出典	出土遺構・地区
(天平8年6月ヵ)26日	吉野行幸用の物品の運搬にあたる役夫の食料と吉野に持参する食料(いずれも米ヵ)を支給	城24-17	SD5300 JD29
天平8年6月27日	行幸用の野菜の進上(日下に葛木乙万呂)	城24-10	SD5300 JD24
(天平8年6月ヵ)	内膳司解。26日の行幸用荷物の運搬にあたる丁を請求	No.198	SD5100 UOZ
天平8年7月2日	行幸料として器の請求(日下に六人部諸人)	No.305	SD5300 JD29
天平8年7月15日	芳野行幸に用いた貫簀の付札	城22-13	SD5100 UO27
天平8年7月15日	芳野行幸に用いなかった貫簀の付札	No.227	SD5100 UO31
(天平8年7月ヵ)	芳野行幸の帰途に皇后宮に立ち寄った際の油の使用控えヵ	No.332	SD5300 JE28
(天平8年ヵ)5日	芳野行幸料としての衣服・食器・食料関係の帳簿	城24-17	SD5300 JD29
(不明)	行幸用の食料と食器の請求	城24-5	SD5300 JD17

Tab.64 二条大路木簡にみえる芳野行幸関係木簡一覧

である調度が彼らによって行幸用に運び出されたのであろう。No.198の「今月廿六日」も天平8年6月26日であることはほぼ間違いなからう。前述の「吉野物運役人」は12人、内膳司から調度品を運搬したのは3人であるから、内膳司以外の官司からも同様に調度品の調達が実施されたのであろう。

ところで、ここで調度品を運搬した役夫に対する食料が、藤原麻呂の家政機関から支給されていることの意味は重要である。内膳司からの依頼に応じて荷物運搬の役夫を確保していることからみて、藤原麻呂の家政機関が芳野行幸の調度の差配に関与したことは間違いない。しかも、麻呂の家政機関側でこれに食料を支給していることから考えると、内膳司などから運び出された行幸用の調度品は、麻呂の家政機関の活動の場に集積された可能性がある。つまり、藤原麻呂の家政機関の活動は、芳野行幸の調度品調達のいわばセンターとしての状況を呈しているのである。このことは麻呂の家政機関の書吏である六人部諸人が、「幸行御菓備納料」の器として壺と瓶を請求した木簡（No.305）からも窺える。また、行幸調度の貫簀に付けられた付札が既使用品のもとの未使用品の物と2点ペアで出土している（No.227、城22-13）ことも、藤原麻呂の家政機関が主体となった行幸調度の差配の痕跡とってよからう。「内匠寮牒」（No.201）も行幸調度の差配に関わるものであろうか。

行幸調度の
差配

藤原麻呂の家政機関の芳野行幸への関与は、調度品のみでなく食料の調達にも及んでいる。内膳司との関わりからして既に食料調達に対する関与が想定されるのであるが、行幸出立の当日である天平8年6月27日には、麻呂の資人(?)の葛木乙麻呂が行幸用の食料を進上してきている（城24-10）。また、「吉野物運役人」と同じ木簡には「吉野持往」すなわち、芳野行幸に携行する米の支給も記されている。さらに、「五日」として「芳野幸行料」の物品を列記する木簡（城24-17）には、前裙、塙、成匏と並んで、伊支須や堅魚が挙げられている。これは天平8年7月5日であろうか。これらの料はけっして多くはないが、行幸に関わる食料の調達にも関与していることを知るのである。「大膳職解」（No.197）や「大炊寮解」（城24-5）の存在もこのような食料品の調達に関連付けての理解が可能であろう。天平8年7月16日付けて残銭を集計し、以後の出納状況を記した木簡（No.226）には、大夫や大膳職膳部として知られる（大日古25-132）宍人国足がみえ、大膳職の木簡と考えられているが、その日付からみると芳野行幸における残銭の管理帳簿の可能性があり、この木簡も芳野行幸の残務整理の趣が濃い。

行幸食料の
調 達

このように藤原麻呂の家政機関は芳野行幸の準備全般にわたる調達に関わっていた可能性が高いのであるが、行幸に対する関与は単にそれのみに止まるものではなかった。注目すべきは確認できる米支給の木簡の日付である。日付の確認できるものは10点余りで、天平8年5月から9月までにまとまっているのに、同年6月および7月前半の日付をもつ米支給の木簡は1点も確認されないのである。この事実は米支給の木簡のみに限らず、藤原麻呂の家政機関に関わる木簡全般についてあてはまり、芳野行幸の期間を含む天平8年6月と7月の年紀をもつ木簡には、麻呂の家政機関に関わるものが確実なものは、前述の葛木乙麻呂が芳野行幸の食料を進上する木簡1点しかない。すなわち、この芳野行幸の前後の期間、藤原麻呂の家政期間の活動

行 幸 へ の
随 行

1) この木簡に書き加えられた習書にみえる田口朝臣家主は、天平2年度大倭国大税帳に（天平元年）6月7日省符により添上郡の稲穀100斛の支給を

受けたことがみえる従五位上田口朝臣家主と同一人物であろう。彼はSD5300出土の削屑にもみえる（城30-24）。

が二条大路木簡からほとんど窺えないのである。このことは、SD5100とSD5300のいずれについても、天平8年6月と7月に月毎の木簡点数の分布のピークがあること（Tab.24～26参照）から考えて、かなり不自然な傾向といえよう。このような状況から判断すると、藤原麻呂の家政機関が、単に行幸の準備のみでなく、行幸そのものの運営に深く関わっていた可能性が考えられよう。麻呂のトネリたちが行幸そのものに随行した可能性である。当時麻呂は、行幸にも深く関わる京職の長官、しかも左右両京職の長官を兼ねる左右京大夫であった。

左右京大夫
として行幸
に 関 与

さらに、行幸の期間のみに限って言えば、芳野行幸期間中の木簡の少なさは、二条大路木簡全体についても該当する。行幸の期間中の木簡としては、越田瓦屋の借子の進上木簡（天平8年7月6日、城24-9）と性格不明の木簡3点（天平8年7月9日、城24-19。天平8年6月28日、城29-26。天平8年6月29日、城29-27）などわずか数点を数えるのみである。その行幸の前後に期間を広げても、意保御田の瓜の進上木簡（天平8年7月15日、城22-11）などがあるに過ぎない。行幸期間はわずか17日間であるから、その間の木簡の少なさに有意性を認めうるか否かという問題はあるが、紀年木簡のピークにおけるこの状況は、やはり重視すべきものとする。すなわち、麻呂の家政機関だけでなく、二条大路木簡全体、換言すればこれを廃棄した機構全体（それが単数か複数かは今は問わない）が、芳野行幸そのものに深く関与している事実を読みとることができる。

某施設の運
営に関わる
米 支 給

以上のような検討結果を踏まえると、二条大路木簡にみえる米の支給は、藤原麻呂の家政機関内部のみの給付ではなく、芳野行幸に深く関わるような聖武ないしそれに近い人物に関わる某施設の運営に関わっての給付を含むと考えらるべきではなかろうか。麻呂の家政機関は、ひとり麻呂の家政のみでなく、それを越えた別の某施設の運営の一環の中で機能しているのであり、これを二条大路木簡における特殊な一群として特別視することは、実態にそぐわないであろう。**宿直木簡** 藤原麻呂に関わるもう一つの重要な一群に宿直の木簡がある。No.221・222・325・326のような木簡で、No.266・377～379はその削屑と考えられる。宿は夜の勤務、直は昼の勤務を指す。藤原麻呂の家政機関で働く人々の勤務状況を報告する木簡である。

宿直木簡の
書 式

宿ないし直した場所を特定する記載をもつものもあるが、記載のないもの、すなわち「宿（ないし直、または宿直）資人」として人名を列記するものが最も多く、17点確認される。記載方法に2種類あり、①表裏に「宿」と「直」を分けて書くタイプと、②表裏に「宿直」と「直」を分けて書くタイプとがある。「宿」を担当した者は「直」を担当した者と重複するから、②の様式の方がより勤務実態にあった記載といえるが、「宿直」担当者の名を「宿」の項と「直」の項のそれぞれ記載する必要のある①の様式もみられる。日付のあるものとしては、天平8年4月29日（城30-5）、同年5月9日（城29-18）、同年6月3日（No.325）、天平9年5月20日（未公表。ただし「宿人」）の他、年不明の3月27日（城29-19）、5月25日（城24-11）、6月3日（城24-10）、6月8日（城24-11）のものがあるが、時期による記載様式の違いは認められず、両様式は時期的に混在しており、記載様式の変化としては捉えられない。担当者の人数は直のみが1～3人、宿直両方の者が2～3人というのを基本としている。すなわち、昼夜兼務の者2～3名に昼間のみ勤務する者若干名を加えた勤務体制がとられていたことになる。昼間のみ勤務する者が8人もいるNo.325のような例は、かなり特殊といってよかろう。これが何に由来するのかは定かではない。

勤務場所を明記するものとしては、膳所、御厩、西坊および「内」の宿直木簡があり、これに準じるものとして、東宅と大殿における勤務を示す木簡がある。

膳所の宿直木簡は6点確認される。宿直に1～2人、これに直のみの1人が加わることがあった。天平8年6月21日の日付をもつもの(城24-11)の他、6月18日(城24-37)、9月7日(城29-19)のものがある。資人だけでなく、奴婢が担当する場合もみられる(城24-11など)が、膳所における勤務が確認できる資人が岡屋臣足に限られる点が注目される。

御厩の宿直木簡は1点のみであるが、膳所と同様奴も資人と同等の勤務を行っている。日付は天平8年6月22日(城24-11)である。藤原麻呂の家政機関に関わる木簡には、直接厩の存在を示す木簡は見当たらないが、二条大路木簡全体を通覧すると、「東御厩」(城24-18)がみえ、「御馬所」に勤務した奴の歴名を送った木簡(城24-18)もある。また、「参向 内御厩」(城30-10)と記す削屑もある。削屑には他に「毛馬麻毛馬」(城30-36)のように馬の種類を示すもの、「請 御馬繩□」(城30-10)や「御馬籠頭籠□」(城30-36)のように馬具の名がみえるものもある。

次に西坊は2点にみえる。「西坊宿直資人」と記す2点(城30-43、No266)の他、「宿西瓦蓋坊」と記すもの(城22-12)があり、西坊は西瓦蓋坊の略称と考えられる。7月24日に玉箒を充てられた西坊(城24-6)、建物を列記した木簡(城22-16)にみえる(南)西瓦蓋殿も同一の施設であろう。「西瓦蓋殿」と記す木簡は他に2点(城24-37、城30-17)出土しており、「西瓦殿」も1点(城24-36)ある。これらはいずれも同一の建物を指すとみてよからう。

西坊と同様に方位を冠する宿直場所に東宅がある。丈部人根に註記として「東宅宿」と記す断片が2点(城24-11、城29-19)あるだけである。多数ある完形の宿直木簡にはこのような註記はみえないので、これが宿直木簡の一部であるとの確証はない。東宅は大友真君を発給者とする藁の借用依頼の木簡(城24-6)の宛先としてみえる東宅司所と同一機構と考えられる。なお、2点とも丈部人根という同一人であるのは、膳所の岡屋臣足の場合と同様注目される。丈部人根は東宅以外では、御厩の宿直を担当するものが1点(城24-11)あるのみである。

大殿は東宅と同様、註記の形で2点の木簡(城24-12)にみえるだけであるが、赤染秋足や小槻妻太麻呂など担当する人物に偏りがある点が注目される。

最後に、以上とはやや性格を異にする可能性のあるものがいくつかある。①「内資人宿」の木簡(No222)、②「宿内舎人」とある削屑(No378)、③「宿侍豎子」とある削屑(No379)である。これらはいずれも昼間の勤務(直)を含まず、夜間の勤務(宿)のみである点で共通している。

はじめに、①について述べておきたい。No222の「内資人」については、これを「ウドネリ」と解し、これを藤原不比等に与えられた内舎人とする春名宏昭¹⁾の見解がある。内舎人を内資人と表記することは充分あり得ることであり、また藤原不比等に与えられた内舎人が藤原宮子に継承され、これが藤原麻呂宅に出向するという可能性としては充分認めることができる。「内舎人穂積小東」(SD5100-UO48、城30-6)のような木簡や、「内舎人」(SD5300-JF09、城30-17)、「内舎」(SD5300-JD20、城30-17)のような削屑が確認されるので、二条大路木簡が関わるいずれかの施設にウドネリが勤務していたことは間違いない。しかし、No222の場合、「内資人」をウドネリと理解するのは疑問である。その理由としては、一つには、二条

膳 所

御 厩

西 坊

東 宅

大 殿

内資人 =
ウドネリ説

1) 春名宏昭「内資人考」『木簡研究』12, 1990

大路木簡に他に「内資人」の表記がないことが挙げられる。二つには、日下部乙麻呂は確かに中宮舎人であることが確認できるので、宮子が継承した内舎人であった可能性はあるが、日下部乙麻呂とともにみえる忍坂乙麻呂と尾張沙弥については、そのような事実は確認できない。忍坂乙麻呂は他にも宿直木簡や米支給木簡にみえるが、宿直資人の木簡（城24-18）の日下にみえるから資人と考えられ、内資人ではない。三つには、内舎人の木簡が出土した地点が、資人の木簡がまとまって出土した地区と一致しないことである。すなわち、内舎人木簡は衛府の木簡が多数出土した地区から出土しており、藤原麻呂の家政機関よりはむしろ衛府ないし衛府が警備した施設に関わる可能性が高い。四つには、この木簡そのものの理解である。すなわち、No.222は宿直木簡で、「内資人宿」として宿にあたった人名を書き上げる木簡の断片であり、「内資人」はこの語のみで理解すべきではない。語順としては、「内資人」+「宿」とみて、「宿す内資人」の意ともとれるが、これは「内に宿す資人」の謂ではなかろうか。そう考える理由としては、二条大路木簡には「内」に関わる木簡が多数みられること（後述）、そして宿直したトネリの身分をそこまで厳密に記したとは考えられないことなどが挙げられる。出向してきている中宮舎人も資人と記すのに、内舎人のみを区別したとは考えにくく、もしそこまで厳密に区別する必要があるならば、本来の「内舎人」の表記をとるのではなかろうか。推測を重ねることになるが、ウドネリを内資人と表記したとする解釈は採らないことにする。

二条大路木簡の「内」

それでは「内」とはいかなる施設であろうか。「内」とは機構の「外」に対する内部の意であり、より具体的にその機構の中核を指すことが多い。平城宮内における「内」といえば、それ

日付	内容	出典	出土遺構と地区
天平7年11月26日	内より退げ出された物品の付札	城22-14	SD5100 UO42
天平8年4月20日	内に宿した資人の目録	No.222	SD5100 UO27
天平8年6月	「進内物帳」(内に進上した物品の記録)の題籤軸	城24-20	SD5300 JD29
天平8年7月21日	内より退げ出された菁の付札カ	城24-22	SD5300 JD28
(天平8年7月カ)	芳野行幸の帰途に皇后宮に立ち寄った際の油の使用控えカ。内の坐所の調度を整えるための燈火用の油がみえる	No.332	SD5300 JE28
天平8年8月20日	園池司より内に待る尼30人に支給する野菜7種を進上	No.295	SD5300 JD17
天平8年11月9日	13種類の食料などの内への請求、または報告	城22-15	SD5100 UO12
天平9年3月11日	文書木簡。内にまとめて進上するようという内容カ。日下に「自内□」とある	城22-9	SD5100 UO30
9月24日	内より給された柿の実の付札	城24-22	SD5300 JD24
27日	歴名木簡。「内入」は内に勤務する、あるいは内へ報告するの意味カ	城29-23	SD5300 JF11
(不明)	内より給された鱈の付札カ	城24-21	SD5300 JD27
(不明)	内より給った銭の付札	城30-6	SD5100 UO41
(不明)	内の御厩への参向命令(カ)の削屑	城30-10	SD5300 JF12
(不明)	習書木簡。一部に「給内」とみえる	城22-42	SD5100 UO17
(不明)	「内進」とみえる木簡の断片	城29-13	SD5300 JD25
(不明)	「内進」とみえる削屑(帳簿の断片カ)	城30-9	SD5100 UO28
(不明)	「内水進塊料」とみえる削屑	城30-9	SD5100 UO16

Tab. 65 二条大路木簡にみえる「内」関係木簡一覧

は天皇の住まいである内裏の謂であり、この用法が日常化し官人にとって「内」といえば、即内裏を指すことも多かったと考えられる。そこで次に二条大路木簡における「内」について検討しておきたい。

二条大路木簡における「内」の用例を集成したのがTab. 65である。これらの「内」が同一の機構を指すとは断言できないが、内容的にはまとまった傾向が窺えるので、一括して検討を加える。すなわち、「内」(A)と、これらの木簡を廃棄した機構(B)との関係で整理すると、BからAへの物品の進上(人間の派遣も)、およびAからBへの物品の下給が、ほぼ半数ずつを占めていることがわかる。園池司よりの野菜の進上木簡(No.295)は、外部の機構からA(「内」)に充てられた木簡であるが、Bを通じてAに充てられたと考えられるから、BからAへの物品の進上に含めての理解が可能である。この木簡が廃棄された場所は「内」そのものではないのである。このように「内」のみえる木簡を廃棄した機構は「内」との間で物品のやりとりを行っているのであるが、「内」に麻呂に関わるトネリが宿していた事実(No.222)から推すと、藤原麻呂の家政機関が「内」に対して食料調達機構として機能していた可能性が高い。

麻呂の家政
機関が「内」
の食料調達
に 関 与

通常の家政機関の活動ならば、藤原麻呂の家政機関によって食料が調達される施設は、藤原麻呂の邸宅そのものであるはずである。しかし、二条大路木簡にみられる藤原麻呂の家政機関の活動の場合には、そのようには考えがたい。No.295が示すように、「内」には尼が30人も侍していたのであり、しかも園池司という官司からその尼に支給する物品が送付されてきている。この木簡一つをとっても参議従三位の官人であった藤原麻呂の邸宅の状況としては似つかわしくない。しかも、No.332によると、「内」には「内坐所」の他、この区画の中心建物である「大殿」や当時の天皇聖武が一時的にせよ滞在した建物と思われる「天子大坐所」があった。聖武が起居する建物があり、しかもこれが大殿とは別に存することからすれば、この施設「内」の所有者は、天皇とは別の天皇クラスの人物の可能性が高い。No.332には「七月内」とあり、これがSD5300出土の他の大多数の木簡同様天平8年のものとすれば、時期的には天平8年6月末から7月にかけての芳野行幸直後にあたり、行幸から宮に戻る途次に聖武が「内」として二条大路木簡に登場する施設に立ち寄ったとの想定が可能である¹⁾。

「内」は麻呂
邸外の施設

このように藤原麻呂の資人たちがその本主とは別の人物の施設である「内」に勤務していたことが明らかになると、宿直木簡に「大殿侍」としてみえる大殿も、藤原麻呂の邸宅の大殿ではなく、No.332にみえる「内」の施設の大殿である可能性も考慮する必要が生じよう²⁾。城30-5にみえる「大宮大殿」も同様であろう。その場合、「内ニ宿ス」と「大殿ニ侍ル」は、実質的には同じ勤務を指すことになる。また、②の内舎人や③の豎子の宿した場所も、①と同様「内」すなわち大殿なのではないかと推測される。「宿豎」と記す削屑(城30-11)もあり、豎子による「宿」が日常的に行われていた。女豎のみえる木簡(No.229)もあり、宮内にあった豎子を

大殿・御廄・
膳所も「内」
の施設か

1) 直木孝次郎「聖武天皇の後宮について—平城京出土木簡をてがかりに」『甲子園短期大学紀要』10, 1991, 鷲森浩幸「建物『殿』についてのノート」(続日本紀研究会編『続日本紀の時代』)塙書房, 1994。ただし、いずれも「内」について特に言及はなく、藤原麻呂邸の大殿とみている。
2) 『長屋王概報』においては大殿について、これを兵

部邸宅すなわち藤原麻呂の邸宅の施設と解釈した(「二条大路木簡の内容」表14 兵部邸宅の機構・職員・建物)。これらは主として出土した地区による推定であり、職員についてはともかくとして、機構・建物については論拠が十全であったとはいえない。その所属については、今後改めて個別に検討していく必要がある。

管理した官司である豎子所からの移の削屑（No343）もある。本来天皇の側近に仕えるのを任務とした豎子が、藤原麻呂の家政機関が宿直を担当した「内」に出向してきていることを知るのである。No307はこうして出向してきている豎子が盗みにより豎子放免の処分を受けたことを伝達する木簡である。同様に前述の「内御厩」（城30-10）も「内」の施設と考えられ、宿直木簡にみえる「御厩」はこれを指す可能性が高い。さらに、これは断定の根拠を欠くが、宿直木簡にみえる膳所もNo332にみえる膳所と同一で「内」の施設である可能性がある。

このように、宿直対象のうち、内・大殿・御厩・膳所については、藤原麻呂の邸宅内の施設ではなく、天皇・皇后クラスの人物に関わる施設内の建物の可能性が考えられる。これは藤原麻呂の家政機関に関わる木簡のうち、米支給の木簡が彼の邸宅内のみにおける支給を扱うものではなく聖武に近い人物に関わる施設の運営に関わるものであったことと軌を一にしており、その他の宿直木簡の宿直場所についても、この施設内の建物である可能性を考慮する必要を迫るものともいえよう。常識的に考えれば、宿直を担当している資人の多くは藤原麻呂の資人と考えられるから、宿直場所の明記のない多くの宿直木簡は、藤原麻呂の家政機関における宿直と考えるのが自然である。木簡にもみえる藤原麻呂の家政機関の中樞である政所（城24-9など）における宿直とみるのが最も素直な解釈であると思う。しかし、他の宿直木簡について推定される勤務場所や、藤原麻呂の家政機関に関わる木簡の二条大路木簡全体における位置付けを考えていくと、宿直木簡のみ麻呂邸内の勤務状況を示すとみることにはかなりの無理があるのもまた事実である。宿直者には藤原麻呂の資人以外のトネリ、すなわち他家の資人、中宮舎人が含まれていた可能性があり、また宿直木簡にみえる多くの者が、ここで麻呂邸外の何らかの施設の活動に伴うと考えた米支給の木簡に被支給者として名を連ねているからである。

東宅・西坊
の問題点

同様のことは東宅や西坊の位置付けについてもいえる。わざわざ宿直場所を明記しているところからみると、東宅は通常の宿直場所（藤原麻呂邸）とは別の施設であり、宅の表記を重視するならば、麻呂とは別の人物の家政機関を意味すると解するのが最も自然であろう。一方、西坊についても同様に、藤原麻呂邸内の西部にあった通常の宿直場所とは別の建物の可能性を考えるのが自然であろう。しかし、これらの解釈も宿直場所の明記のない宿直木簡の解釈如何によっては、麻呂邸とは別の施設の建物の可能性も生じてくる。すなわち「内」に関連する施設あるいは「内」そのものである可能性は否定できないのである。

現状ではいずれとも断定しがたいが、場所の明記のないものと西坊は本主である藤原麻呂の邸内の施設（恐らくはその家政機関の政所など）、東宅は藤原麻呂宅と密接に関わる別の人物の邸宅という解釈を一応とることとし、両論併記の上後考を俟つこととしたい。

藤原麻呂の家政機関と衛府 これまでの考察によって、藤原麻呂の家政機関の木簡は、その内部での活動を示すのではなく、天皇や皇后クラスの人物に関わる某施設の運営の中で残されたものであることが明らかになった。一方、二条大路木簡の主体を占める木簡を廃棄した兵衛府や中衛府は、天皇や皇后を守る軍隊そのものであり、二条大路木簡にみえる衛府の活動が、藤原麻呂の家政機関が関わる某施設を警備するものであった可能性は高い。藤原麻呂の家政機関の活動と衛府の活動とは、某施設を仲立ちとした一連のものではなかろうか。

藤原麻呂と
衛府の接点

そこで、木簡の記述から窺える藤原麻呂の家政機関と衛府の活動の接点について、これまでの記述と重複する部分もあるが、ここで改めて整理し直しておくことにしたい。木簡から明瞭

に窺えるのは次の3点である。第一に、米支給木簡の被支給者に兵衛府の第三等官である大直高椅某がみえることである（No223、城30-6）。式部卿長屋王邸内で式部省官人に米が支給された例（城25-11）はあるが、藤原麻呂と兵衛府の直接的な接点は見出せず、麻呂宅の通常の家政運営では兵衛府官人に対する米支給はほとんど考えにくい。第二に、米支給の木簡と考えられる、日下に苅田孔足の署名のある木簡を、贄帳の題籤軸に二次的に転用した実例があることである（No230）。第三に、兵衛府の官人を書き上げた木簡に、藤原麻呂の家政機関の職員もその運営に関わった岡本宅を示すと考えられる「岡本」の墨書があることである（城30-6）。平城宮のSK820の例などからも、贄の木簡が衛府の木簡として大量に出土することが知られており、贄の出納帳簿と考えられる贄帳も衛府に関わる事務帳簿と考えられる。米支給の木簡は、これに基づきその月の決算報告を作成すれば不要になる多分に内部的な木簡である。米支給を担当した部署から遠くに運ばれて廃棄されることは考えにくい。一方、贄帳の題籤軸も機構内の資料であり、移動は考えにくい。したがって、これらは米支給の担当場所で廃棄され、題籤軸に転用されたのであろう。とすれば、藤原麻呂の家政機関が贄の管理にも関わった可能性が生まれてくることになる。ごく断片的なわずか三つの事実であるが、藤原麻呂の家政機関と衛府とが全く別に活動しているのではないことは明らかであろう。

大直に米を
支給米支給木簡
を贄帳題籤
軸に転用

小結 以上、二条大路木簡から知られる藤原麻呂の家政機関の活動について検討してきたが、その結果明らかになったのは次のような点である。すなわち、二条大路木簡にみられる藤原麻呂の家政機関は、その邸宅内で完結する閉じた活動を行っているのではなく、むしろ本主を支える機能とは別に天皇や皇后クラスの人物に関わる某施設の運営に深く関わっていた。二条大路木簡に含まれる藤原麻呂の家政機関は、それが主体となって支える某施設の活動の一端として現われるのであって、左京二条二坊五坪に存すると考えられる藤原麻呂の邸宅の家政運営の実態の全貌を示すのではないと考えられるのである。この機構の運営に関わっていたからこそ、藤原麻呂の家政機関の木簡が二条大路木簡の中に残されたといえるわけである。中宮職から麻呂の家政機関に出向していた19人中の中宮舎人のうち、二条大路木簡に他にその名がみえるのが5人に限られるのは、あるいは残りの14人は麻呂の家政機関の別の部署に勤務していたためなのかも知れない。

麻呂の家政
機関の木簡
は某施設の
活動の一環

しかし、二条大路木簡にみえる藤原麻呂の家政機関のあり方については、なお明確でない点が多い。麻呂の家政機関は個人の家政機関として活動しているのか、それとも某施設を支える機構の一部として機能しているのか、さらにそこに麻呂以外の人物の家政機関はどのように関与しているのか等々、木簡そのものの解明からでは明瞭にしがたい多くの疑問が残されているが、これらの点については現段階では不明とせざるを得ない。

さて、衛府の木簡と藤原麻呂の家政機関の木簡は、両機構がいずれも天皇や皇后クラスの人物に関わる某施設の運営に関わって、互いに何らかの接点を保ちつつ活動した結果であることが明らかになった。この二つの木簡群が別個に捨てられたものでないことはもはや明瞭である。二つの木簡群を結ぶ施設とは何なのか。藤原麻呂の家政機関が活動の主体となってその運営を支え、衛府が警備した天皇や皇后クラスの人物に関わる某施設、木簡の中では「内」として登場する施設そのものを次に考察の対象としていく必要がある。そこにこそ二条大路木簡を読み解くカギは隠されている。

iv 二条大路木簡と皇后宮

以上の考察によって、二条大路木簡が天皇・皇后クラスの人物に関わる某施設の運営、特に人的奉仕に伴う木簡群であることが明らかになってきた。大量の贅の消費に関わり、兵衛府や中衛府が警備を担当し、豎子や内舎人が日夜勤務し、藤原麻呂を中心とする複数の家政機関がその運営に関与し、天平8年6月～7月の芳野行幸に直接関係するこの施設とその主体を直接明示するような木簡、例えば宛先を明示したような史料はないが、以下、その人物と機構名を具体的に提示すべく、検討のための材料を一つひとつ提示し、この課題について見通しを得たい。その上で、その機構の所在地についても解答を得たいと思う。

天平7、8年当時、天皇や皇后クラスの人物として考えられるのは、聖武天皇、皇后藤原光明子、元正上皇、皇太夫人藤原宮子などであろう。No332には天子大坐所が内坐所と並立しているから、天皇に直接関わる離宮とは考えにくく、聖武自身の可能性はない。また、この施設の運営には、藤原宮子の家政を担当した中宮職から藤原麻呂宅に向出した中宮舎人が関与しているから、ここが宮子に関連した施設ではあり得ない。宮子に関する史料もNo293以外にはない。さらに、元正上皇についてはその存在を窺わせる史料が全くない上に、芳野行幸直後の天平8年7月14日に不予に陥っている彼女が行幸に加わったとは考えにくく、二条大路木簡の主体をなす施設の主としては不適當であろう。残るは光明皇后であるが、以上の人々とは対照的に二条大路木簡には光明皇后に関わると判断される、あるいは光明皇后との関わりを示唆する史料が少なからず含まれているのである。

皇后宮門の警備の木簡

第一に挙げるべきは、二条大路木簡に皇后宮の門の警備を行う衛府の兵士の食料請求に関わる木簡が多数含まれていることである。二条大路木簡が某施設を守る衛府の木簡を主体とする点は既に指摘したが、皇后宮の警備の木簡が存在することは、この施設が皇后宮そのものである可能性を強く示唆する。この他皇后宮を直接示す木簡としては、「皇后宮職舎人」と記したものの断片と判断されるNo256、「皇后宮職 合」と書かれた削屑No352などの他、「中□皇后宮□」(城30-9)、「皇后宮□」「皇后宮」「后宮職」「宮職」(以上いずれも城30-17)などの削屑がある。門の警備の木簡に由来するものもあろうが、皇后宮職が多数見える点に注目したい。

皇后宮職の機構との類似

第二に、某機構の運営の主体として活動した藤原麻呂の家政機関に向出してきていた人物に、まもなく皇后宮の官人として勤務した者が確認でき、しかもこの文書から窺える皇后宮職の機構が二条大路木簡からわかる某施設の奉仕体制と酷似していることが挙げられる。すなわち、No293の木簡の19人の中宮舎人のうち、馬国人は正倉院文書の次の史料にその名がみえている。

皇后宮職所充文書

西史生

従八位上小治田宿祢与呂麻呂	大初位上川原史凡
大初位下下道朝臣広口	土師宿祢浜麻呂
土師連千持	高向村主安麻呂
无位小野朝臣国方	岸田朝臣広庭

東史生

正八位上三嶋県主石積	正八位下秦下麻呂
従八位下下曰佐広庭	大初位下大宅朝臣馬長

少初位下馬史国人	无位御方大野
坂本朝臣大足	秦人麻呂
田辺史牛養	登美史乳主
内供奉	
无位土師宿祢馬人	朝明史人君
弓削宿祢清明	余弟嶋
舎人長	
正八位下赤染麻呂	従八位上小治田宿祢与呂麻呂
大初位下大綱□ □	□□□□□□□□ [无位小野朝臣国方カ]

..... (現状ハ中間欠デ接続)

[呂カ]	
无位秦人麻□	岸田朝臣広庭
蔵部	
无位土師宿祢吉人	山口伊美吉果安
末使主蘇比麻呂	
綾司	
大初位下下道朝臣広口	土師宿祢吉人
膳司	
従八位下下曰佐広庭	大初位上川原史凡
无位坂本朝臣大足	登美史乳主
大炊司	
大初位下土師宿祢浜麻呂	
主殿司	
従八位上小治田宿祢与呂麻呂	従八位下下曰佐広庭

(正倉院文書統修第28巻。大日古24-84~86)

これは、某官司の官人の歴名を列記した文書で、『大日本古文書』は「官人歴名」として天平11年に類収している。この文書については、中林隆之の詳細な研究があり¹⁾、この文書が皇后宮の下級官人の職務分担を示した、いわば「所充」の文書であることがほぼ明瞭になっている。その作成年代は中林隆之の論証によると天平10年前半といい、ほぼ首肯できる。天平8年に中宮舎人であった馬国人は、天平10年前半までに皇后宮職の東史生に転任しているのである。

この馬国人の転任も、藤原麻呂の家政機関に出向し二条大路木簡に窺えるような某施設の運営に関わったことが強く影響しているのかも知れないが、これ以上にこの史料には注目すべき部分がある。一つには、この文書にみえる機構(ないし担当官)が二条大路木簡や同じ遺構から出土した墨書土器にみえ、顕著な類似を示すことである。すなわち、木簡には「蔵部」(城24-18)「大炊司」(城30-5)が、また墨書土器には「主殿」「大炊」がある。さらにまた、これ

1) 中林隆之「律令制下の皇后宮職」上・下『新潟史学』31・32, 1993・1994。以下、中林隆之の見解は全てこれによる。

は単なる類似に過ぎない可能性もあるが、史生が東西に分局していることも、東宅と西坊が「内」に関連する施設である可能性を否定できないことを想起させる。二条大路木簡にみえる機構は皇后宮職の機構と際だった類似を示すのである。

供奉木簡と「内供奉」

そしてさらに注目すべきは「内供奉」の存在である。「内」に奉仕する官人の存在は、二条大路木簡における「内」の存在とこれを支える前述のような活動とを想起させるが、特にNo224のような某施設ないし機構に供奉した人員を書き上げた木簡との関連に注目したい。『長屋王概報』においても後宮の女官である宮人がみえることから皇后宮職との関係を考えて。当時の聖武の後宮でこれほどの規模の奉仕体制が考えられるのは、光明皇后の皇后宮職を措いて他にない。また、同時にみえる「司」は中林隆之の指摘のように特定の官司ではなく担当者の意味に捉えるべきで、まさに前掲「所充文書」の「内供奉」に相当すると考えられる。この木簡が皇后宮に供奉した人員を書き上げたものである可能性は、極めて高いといつてよかろう。

山房・櫨本三宅

第三に、皇后宮職との関係の深い機構から送られた木簡の存在である。まず、「山房」よりの返抄木簡 (No199) が挙げられる。日下に署す僧延福は、東大寺大仏開眼会の読師を勤めた僧であるから (東大寺要録)、この「山房」は東大寺の前身で神亀5年に創建された金鐘山房とみてよかろう。やはり皇后宮職との関連は濃厚である。次に、櫨本三宅からの水葱の種の進上木簡 (No301) が挙げられる。櫨本三宅は皇后宮職の文書と考えられる天平10年8月15日付「粟粃検定啓」(大日古2-100)にみえる櫨本庄にあたりとみられ、皇后宮に関わる御菌と考えられる。そこからの進上木簡の存在は、宛先にあたる二条大路木簡が関わる某施設が皇后宮であることを強く示唆するものといえよう。

皇后宮宛の荷札木簡

第四に、皇后宮宛と考えられる荷札の存在が挙げられよう。No241の駿河国の交易御贄の煮堅魚の荷札木簡がそれである。天平10年度駿河国正税帳の「皇后宮交易雑物直并運担夫庸稻老仟玖伯捌拾束」の内訳の一つに「煮堅魚參伯貳拾斤納肆拾籠〈籠別八斤〉直稻老仟肆伯捌拾束〈籠別卅七束〉」とあり (大日古2-119)、天平10年に駿河国から正税交易によって皇后宮に煮堅魚が送られたことが知られる。これが御贄に相当し、かつ毎年進上されていた可能性は高く、No241は皇后宮宛の荷札とみてよかろう。重量が合わないのは、あるいは八斤五両が籠を含めた重さだからであろうか。¹⁾

「薬院」の墨書土器

第五に、二条大路木簡が出土した遺構の墨書土器にも皇后宮との関係を示唆するものがある。最も注目すべきはSD5100出土の「薬院」と記す墨書土器である。出土したのは最上層からであるが、薬院は天平2年に皇后宮職に設置された施薬院のことと考えられ、二条大路木簡が皇后宮関係の木簡である有力な根拠の一つとなろう。SD5100の墨書土器には「小薬」もある。

多数の尼の存在

第六に、この施設内における多数の尼の存在である。No295によると、この施設には30人の尼が供奉していた。尼の職務分担を示す木簡 (No228) の存在からみると、このような尼の供奉は恒常的なものであった可能性が高い。それは聖武との関係では考えにくく、仏教に深く傾倒し、天平8年にはこれ以後の奈良朝写経の範として、また広く底本としても活用されることになった五月一日経の書写を開始した女性光明皇后に関わる施設としてこそふさわしい。

写経事業を示す木簡

第七に、写経事業に関わるとみられる木簡の存在である。まず、「写一切経司移」と記され

1) 籠の重さがわかる例としては、二条大路木簡では 城22-35)、美作国に10両(城22-37)の例がある。出雲国の中男作物に、1斤および10両 (いずれも

た削屑 (No260) が挙げられる。これは習書の可能性があるが、写一切経司は当時進行中の聖武発願の一切経の書写を担当した機構¹⁾で、この機構との底本の貸借などに関する文書のやりとりの痕跡と考えられる史料とってよい。次に、No383は「□射(人名カ)が書写した書のうち」の意と思われ、書写事業の存在を示し、No382にみえる600張もの中紙(品質の程度を示すか)は写経用紙としての利用を示唆する。また、「明日官紙打了」とみえ紙を打つ作業についての連絡を行った文書木簡(城29-12)があり、写経用とは断定できないが、大量の紙の需要を反映するものと考えられる。なお、城22-14に水精がみえるが、皇后宮職写経の写経目録に水精製の軸をもつ経典がみえる(大日古7-21、25)から、あるいはこれも経典の軸の材料に関わるものかも知れない。

第八に、仏像の製作に関わる木簡の存在である。「造仏」と記された木簡(城30-6)が1点あるだけではあるが、光明皇后は天平6年に母県犬養三千代の一周忌のために興福寺西金堂を造営し、その造営とそこに安置する釈迦浄土の像を具現する仏像群の造立を皇后宮職が担当していた。「造仏」は皇后宮にふさわしい内容の木簡といえよう。

仏像製作を示す木簡

以上、状況証拠も含めて論点を列記したが、二条大路木簡にみられる天皇や皇后クラスの人物に関わる施設が、聖武天皇の皇后藤原光明子の皇后宮である可能性は極めて高い。皇后宮を守る兵衛府や中衛府、その運営を支える内舍人や豎子、そして藤原麻呂の家政機関を中心とする資人たち、これらの活動の痕跡が二条大路木簡として残されたのではないか。そして、ちょうどこの時期に行われた芳野行幸関係の木簡が、木簡の内容をより一層多彩にしているのではないか。二条大路木簡は皇后宮をキーワードにしてはじめて、その意味を読み説くことができると考えるのである。その意味で、二条大路木簡は皇后宮木簡と呼んでも過言ではなからう。

二条大路木簡は皇后宮の木簡

それでは、二条大路木簡にその活動の一端が現われた皇后宮はいったいどこに所在したのだろうか。これは二条大路木簡そのものがどこから廃棄されたのかという重要な問題と直接関係する。そこでこの時期の皇后宮に関する史料を整理したのが、Tab. 66である。従来、この時期の皇后宮は藤原不比等邸の跡地、すなわち後の法華寺の地に置かれたと考えられている。それならば、二条大路木簡は法華寺の地から二条大路まで運ばれて廃棄されたものなのであろうか。しかし、当時の皇后宮が法華寺の地にあったとする根拠は、けっして十全ではないのである。

皇后宮の所在地

まず、光明子が不比等邸に住んだことは、史料1 (Tab. 66. 以下、同様) から確認できる。太政大臣不比等邸で成育した光明子は、関口裕子が論じている²⁾ように、靈龜2年の立皇太子妃とともに同じ不比等邸内に居室を新たに設け、聖武即位後もここに住み続けたのである。神龜4年11月に大納言多治比池守が百官史生を率いて皇太子を故太政大臣邸に拝している(史料4)のはそのためである。しかし、天平元年の立后後もここに光明子が住み続けたのかどうか、つまり故太政大臣邸がそのまま皇后宮として利用されたのかどうかは別に検討を要する。この理解は、光明子が不比等邸を相続したという理解と不可分に結びついている。両者は互いに論証の根拠になっているわけではないが、状況証拠として相補いあう関係にある。はじめにこの

光明子と不比等邸

1) 柴原永遠男「聖武天皇勅願一切経について」(続日本紀研究会編『続日本紀の時代』)塙書房、1994を参照。

2) 関口裕子「日本古代の豪貴族層における家族の特

質について」(下)『原始古代社会研究』6、校倉書房、1984。以下、関口裕子の見解は全てこの論文による。

点について述べると、光明子が旧不比等邸に居住したことは確かであるが、この事実は彼女が不比等邸を相続していたことを意味するわけではない。不比等邸を光明子が相続したという説については、福山敏男は史料4・21・22の三つを根拠とした¹⁾が、関口裕子はこのうち史料22のみが根拠足り得るとした。しかし、関口裕子が根拠としての有効性を確認した史料22は、居宅をもって伽藍としたと述べているが、光明子は立后までは少なくとも現法華寺の地に住み続けていたのであるから、ここを彼女の居宅と表現することは別段不思議ではなく、必ずしもここを彼女自身が相続していたことを意味するとは断言できないであろう。不比等没後の邸宅の相続については房前説もあり、²⁾ 確実なのは不比等没後もその邸宅内に光明子の居住空間が存在し続けたことだけである。図らずも史料4が明言しているように、神亀4年に至ってもここはあくまで(故)太政大臣邸なのである。³⁾

皇后宮 =
法華寺説
の根拠

そもそも現法華寺の地が天平元年の立后当初から光明子の皇后宮であったとされる根拠は、旧皇后宮をもって宮寺としたとする史料21に尽きる。この史料によって漠然と法華寺=皇后宮と考えられてきているのである。史料21における旧皇后宮とは、いったい何に対して「旧」なのであろうか。旧皇后宮とあるからには何らかの事情で廃された皇后宮のはずである。恭仁宮においても、また紫香楽宮においても、皇后宮は宮外に置かれていたから、恭仁遷都によって廃された皇后宮という解釈も可能ではあろう。しかし、同じ記事において平城宮にあった旧来の官衙は、旧曹ではなく本曹と表現されている。遷都によっても平城宮の官衙はあくまで存続しているのである。したがって、史料21は、「皇后光明子が元住んでいた邸宅を宮寺(法華寺)とした」ということしかいっておらず、恭仁遷都直前の光明子の住まいが法華寺の地であったことを明示するものではない。むしろ、史料21は遷都以前に何らかの別の事情で光明子が住まいを移した可能性を積極的に裏付けるものといつてよいと思う。その場合、最も有力な契機は天平元年の立后であろう。立后にあたって新皇后にふさわしい新たな居住空間を別に求めたとみるのが自然なのではなかろうか。

皇后宮所在
地を解明す
る手がかり

さて、以上の考察によって、現法華寺の地が立后当初から光明子の皇后宮であったとする説も、また光明子が不比等邸を相続したとする説も、いずれも根拠は薄弱であることが明らかになった。したがって、立后後の光明子の居住地は現存史料からでは明らかでなく、二条大路木簡にみえる皇后宮の位置については、通説から離れて考え直す必要があると思う。ここで、改めてこの時期の皇后宮の所在地に関する手がかりを整理しておく、①天平元年の立后によって、光明子はその居住空間皇后宮を現法華寺の場所とは別の場所に新たに求めた可能性があること、②二条大路木簡は基本的には皇后宮の運営に関わる木簡と考えられ、さほど遠くから運ばれて廃棄されたとは考えがたいこと、この2点に尽きるであろう。平城遷都後20年近くを経

- 1) 福山敏男「大和法華寺」『日本建築史の研究』桑名文星堂、1943(初出は『日本美術史5 寧楽時代下』東洋美術特輯、飛鳥園、1934)。
- 2) 藺田香融「『国造豊足解』をめぐる二三の問題」『日本古代財政史の研究』塙書房、1981(初出は『関西大学文学論集』8-4、1959)、野村忠夫『律令政治の諸様相』塙書房、1968。
- 3) この認識を重視するならば、天平17年に宮寺となった光明子の旧宅(旧皇后宮)は、不比等邸その

ものではなく、不比等邸の中に設けられた光明子の居住空間、すなわち不比等邸の一郭であったという可能性は考えられないであろうか。法華寺や不比等邸の規模については明証がなく、この問題は不比等邸の規模とも関わってくる重要な課題となろう。

- 4) 橋本義則「平安宮内裏の成立過程」『平安宮成立史の研究』塙書房、1995

史料 No	年 月 日	事 項
1	靈龜2年	光明子立皇太子妃 藤原光明子、皇太子首皇子の妃となる。父不比等の邸宅の一画に居所を設けここに住まう
2	神龜4年閏9月29日	聖武に皇子誕生 聖武天皇に藤原光明子所生の皇子が誕生する
3	神龜4年 11月2日	某王立太子 聖武天皇皇子某王を皇太子とする
4	神龜4年 11月14日	不比等第で拝謁 大納言多治比池守、史生以上の官人を率いて太政大臣第に向かい皇子に拝謁する
5	神龜4年 11月21日	光明子に賜封 従三位藤原夫人（光明子）に封戸1000戸を賜る
6	神龜5年 8月21日	皇太子罹病 皇太子の病氣平癒を祈願して、造仏・写経、及び大赦を実施
7	神龜5年 9月13日	皇太子没 皇太子某王、1歳に満たずして死去する
8	天平元年 2月12日	長屋王の変 長屋王、謀反の冤罪により自尽する
9	天平元年 8月10日	光明子立后 正三位藤原夫人（光明子）聖武天皇の皇后となる
10	天平元年 9月28日	皇后宮大夫補任 従四位下小野朝臣牛養を皇后宮大夫に任じる
11	天平2年 正月16日	皇后宮行幸 夕方、聖武天皇が皇后宮に行幸。主典以上の官人は踏歌を奏しながら行列を組んでこれに従う。短籍に記した仁・義・礼・智・信の文字に従って、繩・糸・綿・布・段常布を賜る
12	天平2年 4月17日	施薬院設置 皇后宮職に施薬院を置く。皇后宮職と大臣家の封戸のある諸国に封戸の庸物によって薬草を買い、毎年進上するように命じる
13	天平9年 4月17日	藤原房前没 参議民部卿正三位藤原房前死去する
14	天平9年 7月13日	藤原麻呂没 参議兵部卿従三位藤原麻呂死去する
15	天平9年 7月25日	藤原武智麻呂没 左大臣正一位藤原武智麻呂死去する
16	天平9年 8月5日	藤原宇合没 参議武部卿兼大宰帥正三位藤原宇合死去する
17	天平9年 12月23日	皇后宮亮補任 外従五位下中臣熊凝朝臣五百嶋を皇后宮亮に任じる
18	天平9年 12月27日	皇后宮行幸 皇太夫人藤原宮子、皇后宮において玄昉と会見し久しき病から回復する。聖武天皇も皇后宮に行幸し、誕生以来初めて母宮子と会う。
19	天平14年 2月1日	皇后宮行幸 聖武天皇、皇后宮(紫香楽)に行幸し、群臣と宴会を行う
20	天平14年 4月20日	皇后宮行幸 聖武天皇、皇后宮(紫香楽)に行幸し、五位以上と宴会を行い禄を賜る
21	天平17年 5月11日	平城還都 平城宮に行幸し、中宮院を御在所とする。旧皇后宮を宮寺(後の法華寺)とする。諸官司もそれぞれ平城宮の本来の曹司に戻る
22	天平宝字3年12月23日	法華寺金板銘 光明皇后願文に、(光明皇后の)居宅を施入し伽藍(法華寺)を建てたとみえる

※冒頭のNoは本文における史料引用番号に対応

Tab.66 皇后宮関係年表

過したこの時期にあって、平城宮の近辺に皇后宮の敷地となり得るような空閑地があったとは考えにくい。ここに新たに広大な敷地を得る方法は自ずと限られてこよう。官衙の敷地を転用するか、改給を行うか、あるいは班給地を没官するかしかなない。宮南面に宮外官衙が存在したことが最近明らかになりつつある¹⁾が、皇后宮の存在を裏付けられるような場所はない。二条大路木簡の出土地の近くで、しかも広大な敷地を天平元年に得ようとするならば、敷地を得るタイミング、その面積、また二条大路木簡出土遺構との関係など種々の状況からみて、それは同年2月に自殺させられた長屋王の旧宅、すなわち二条大路木簡が出土したSD5100の南側の左京三条二坊一・二・七・八坪が最も有力な候補地となろう。そもそも光明子の立后それ自体が、長屋王の変による長屋王の死去をまって実現した経緯があり、長屋王の変は、立后だけではなく、皇后宮造営の前提でもあった可能性は高いであろう。

元正太上天
皇宮説

長屋王没後その宅地がどのように利用されたかについて鬼頭清明は、二条大路木簡の時期、すなわち遺構変遷のC期について、元正太上天皇宮説を提示している²⁾。二条大路木簡が天皇や皇后クラスの人物に関わる遺物であるという点は、鬼頭清明と本稿は立場を同じくするが、具体的な人物比定は異なる結論を得ている。二条大路木簡を元正太上天皇に関わるものとする説の問題点についてはivの冒頭で述べた。元正太上天皇宮を長屋王邸の跡地に求める点は、長屋王家木簡に氷高内親王宛の荷札木簡(№105)があり、氷高内親王が靈龜元年に即位するまで長屋王邸に居住していた可能性が高く、この地が彼女とゆかりの深い邸宅であったことが根拠の一つになっていると思われる。しかし、いかにゆかりの深い場所とはいえ、退位直後でなく天平元年の長屋王の没後に至ってその旧宅に太上天皇宮を構えるというのは理解できない。元正太上天皇の宮の所在地については、橋本義則の論考がある³⁾。橋本義則は恭仁遷都以前の元正太上天皇の宮の所在地は不明であるとする(元明太上天皇の宮に比定する平城宮内裏東北隅の一郭のSB8000が元正太上天皇の宮であった可能性は否定していない)が、太上天皇が天皇と一体の存在であって、退位した天皇は本来内裏に居住するものであった、とする指摘は重要で、本来元正も聖武とともに平城宮内に宮を営んでいたとみるべきであろう。このような点から、長屋王邸跡地に元正太上天皇宮が営まれたとする説には賛同しがたい⁴⁾。

二条大路木
簡は旧長屋
王邸に関わ
る遺物か

さて、光明皇后の皇后宮が長屋王邸の跡地に営まれたとする仮説が成立するか否かは、二条大路木簡が南側の左京三条二坊一・二・七・八坪に関わる遺物であるかどうかにかかっている。そこで次にこの点について検証していくこととしたい。

はじめに、二条大路木簡が南側の旧長屋王邸に置かれた施設に関わる遺物であるかどうかを考える素材として、二条大路木簡の内容別の出土分布からその廃棄元について検討を加える。二条大路木簡出土遺構は、基本的には流れた痕跡のない長大な土坑であるから、遺物の出土状況がそのまま廃棄状況を反映している可能性が高く、かかる観点からの分析が効力を発揮する。

1) 特に左京三条一坊の状況が判明しつつある。奈文研『平城京左京三条一坊十四坪発掘調査報告』1995, I-2 遺跡の環境の項を参照。
2) 鬼頭清明「平城京の保存と長屋王木簡—東院南方遺跡の保存を訴える」(前掲)
3) 橋本義則「天皇宮・太上天皇宮・皇后宮」(荒木敏夫編『ヤマト王権と交流の諸相』)名著出版,1994。

4) なお、左京三条二坊一・二・七・八坪の遺構変遷のF期について鬼頭清明は、『長屋王概報』における寺崎保広の説を展開させて、左京三条二坊一坪を太政官厨家に充てている(鬼頭清明「太政官厨家跡と地子の荷札」中山修一先生喜寿記念事業会編『長岡京古文化論叢』II, 三星出版, 1992)。抛るべき見解であろう。

地区	種別	門号木簡	鷹の餌の進上状	勤務評定木簡	その他の衛府関係木簡
UO48		1	2		
UO47					
UO46		1			□志
UO45			2		中衛府(下番)
UO44		1	1	1	
UO43			1	1	右兵
UO42		1	2	1	権将曹 (右兵衛尉、中衛府)
UO41		1	1		直・志
UO40				1	
UO39			1		将曹
UO38					中衛府移中務、衛府移
UO37					
UO36					
UO35					
UO34					左兵衛府移中衛府 中務省移衛門府
UO33					番長
UO32			1		
UO31					
UO30			1		
UO29			1		
UO28					
UO27				1	
UO26					
UO25					
UO24					
UO23					
UO22					(大直所器)
UO21		1			
UO20				1	
UO19					
UO18					
UO17			1		
UO16					
UO15		7	1		(衛)
UO14			1		権将曹
UO13					
UO12					(衛土府)
UO11		4			
UO10		1		5	(兵、兵)
UO09				2	
UOZ		5	1	99	左兵衛府

SD5100

- ※・門号木簡には、鷹所・翼所など同種の木簡を含めて示した。
- ・勤務評定木簡には、トネリのもも含めて示した。
- ・()内は墨書土器を示す。

地区	種別	門号木簡	鷹の餌の進上状	勤務評定木簡	その他の衛府関係木簡
JD35		2			
JD34		2			(兵)
					SD5310
JD29		1		6	
JD28		2			中衛 (兵)
JD27		2			
JD26		4		4	
JD25			2	3	中衛府(左兵)
JD24		2		2	中衛府移中務、府召進上、将曹
JD23		2			将曹
JD22		7			卒所・翼所・大志所・府尉・宿所、下番兵衛、中衛豊足
JD21					
JD20		1			
JD19					差中衛、五十長
JD18		1	1	3	
JD17 = JF14		9		20	左兵衛府、下番兵衛、中衛所、将監、府生(左兵衛府、右兵衛)
JF13		6		2	
JF12		40	1	18	前大志、少志、見借中衛
JF11		9	3	34	衛府移、左兵衛府、中衛府、翼、大直、大志曹司所、考選所兵衛、将監、将曹
JF10		8	5	11	少志、将曹(□兵衛)
JF09		3	1	1	中衛府移、左兵衛府、大直、大将、将監、将曹
JF08		2		1	移中衛、衛府移
Z				5	

SD5300

Tab. 67 衛府関係木簡および墨書土器の分布

衛府に関わる木簡の分布状況 まず、衛府に関わる木簡の出土分布の状況について述べる。衛府に関わる主な木簡について、内容別に整理すると、Tab.67のようになる。

まず、兵衛や中衛のものと考えられる勤務評定木簡は、SD5100東端の第193次調査B区から集中的に出土している。SD5100からは、紙ラベルの溶解によって、出土地区不明となった同性格の勤務評定木簡が多数出土している。SD5100においては、第193次調査B区の調査範囲(UO09~UO18)以外の地区と認定できる勤務評定木簡は非常に少ないので、これらも193次調査B区における遺物、すなわちSD5100東端から出土した可能性が高い。他に、SD5300東よりのJD17、18付近からも若干出土している。なお、勤務評定木簡のうち、内舎人あるいは皇后宮舎人のものと考えられるものは、SD5300東端からまとまって出土した。SD5300東端には兵衛や中衛の勤務評定木簡であることが明らかなものも若干含まれているが、九等評価のものや上日を日・夕で表記するものが多い点で、SD5100東端出土のものと同様に区別される。しかし、兵衛・中衛は皇后宮をいわば外側から警備し、内舎人ないし皇后宮舎人は皇后宮そのものをいわば内部から支えるわけであり、皇后宮に関わる官人であるという点で、両者には明確な共通点が見出される。

門の警備の木簡を中心とする門号木簡は、SD5100東端とSD5300東端に集中しており、特にSD5300の出土が圧倒的に多い。SD5300東端は、内舎人ないし皇后宮舎人の勤務評定木簡の出土分布と重なるが、門号木簡は、SD5300東端だけでなく、SD5300中央部から西端にかけてもみられ、かなり広い範囲に分布していることが知られる。

次に、衛府の官人の名称などがみえる木簡の分布は、SD5300東端に多い。これは門の警備の木簡の特に集中する地域と重なっている。SD5300の中央から西よりにかけても分布し、門の警備の木簡と同様の傾向を示す。SD5100では西端にかなりまとまっており、東端にも点数は少ないが分布している。

初夜・後夜の木簡は全部で7点確認されるが、SD5300東端からまとまって出土しており、銭の出納に関わる木簡や、列ごとの米の運搬に関わる木簡もSD5300東端に集中している。

このように、衛府に関わると考えられる木簡は、SD5100東端とSD5300東端に特に顕著な集中がみられるが、大局的にみればSD5100の東端と西端、SD5300の東端と中央から西寄り、以上4カ所に分布しているとみてよかろう。内容毎に分布の特徴はあるが、衛府に関わる木簡全体としてみれば、以上のような傾向を読みとることができると思う。しかし、より巨視的にみるならば、この4カ所で実は木簡のまとまって出土した地区をだいたい網羅していて、木簡の点数の多いところは衛府の木簡もある程度出土している、つまり、衛府の木簡は二条大路木簡の出土した遺構全体に分布しているとみることも可能である。

衛府の木簡
は遺構全体
に広く分布

そこで、これとは逆に木簡の点数に比べて衛府に関わる木簡の分布が少ない場所を探すと、SD5300の西端とSD5100の中央部分が挙げられる。むしろ、これらの地区の分布の少なさにこそ注目すべきではなかろうか。後述のように、この2カ所は藤原麻呂の家政機関に関わる木簡が集中的に出土している地域である。したがって、衛府に関わる木簡は、藤原麻呂の家政機関に関わる木簡が集中する場所以外の所に、SD5100・5300・5310を通じて広く分布するとみるべきであって、二条大路木簡は、藤原麻呂の家政機関に関わる木簡以外は、衛府に関わる木簡の占める割合が高いと考えるべきではあるまいか。

地区	種別	伊豆(調堅魚)			駿河(調堅魚)	安房(調鰻)	参河(鰻)	隠岐(調)	近江(庸米)
		田方郡	那賀郡	賀茂郡					
UO48		1	6			1	2	2	
UO47		3	3	1		3	8	3	
UO46		1	1	1			3	10	
UO45				1	1		5		
UO44		1					10	2	
UO43		1		1	1	1	3	1	
UO42		8	6	3	15	12	7	3	
UO41					1		9	1	
UO40							1		
UO39							2		
UO38				1			1	1	
UO37									
UO36						1	1		
UO35									
UO34							1		
UO33								1	
UO32									
UO31									
UO30									
UO29						1			
UO28									
UO27					1				
UO26		1		1					
UO25									
UO24						1			
UO23									
UO22									
UO21						1			
UO20				1					
UO19									
UO18									
UO17									
UO16									
UO15									
UO14								2	
UO13				1		1			
UO12				2			1	1	
UO11		1		3	3				
UO10								1	
UO09		3			1	1			
UOZ					1			2	

SD5100

※・表示は、確実に判断できるもの限り、
Tab.22・23で不明としたものは省いた。
・異なる地区から出土した木簡が接続した
場合には、それぞれ0.5とした。

地区	種別	伊豆(調堅魚)			駿河(調堅魚)	安房(調鰻)	参河(鰻)	隠岐(調)	近江(庸米)
		田方郡	那賀郡	賀茂郡					
JD35								1	
JD34									
SD5310									
JD29									39.5
JD28						0.5			15.5
JD27		1						1	
JD26									
JD25								1	
JD24						0.5	2		1
JD23		1						2	
JD22					1		1	1	
JD21									
JD20									
JD19						1	1	1	
JD18		1							
JD17 =JF14		2			1			1	
JF13								2	
JF12					2		2	1	
JF11		1	1		1	1		1	
JF10				1				2	
JF09							1	3	
JF08							1		
Z		1					1		

SD5300

Tab.68 主要荷札木簡の分布

衛府の木簡についてみたこのような分布状況は、荷札木簡全般についてもあてはまる。主要な荷札木簡の出土分布状況を整理すると、Tab. 68のようになる。荷札木簡はSD5100西端および東端、そして西端を除くSD5300に分布しており、衛府の木簡と類似した分布傾向とってよかろう。荷札木簡が特にSD5100西端に多い点は、衛府の木簡の分布とやや異なるが、この地域には衛府の木簡も分布しており、大局的みれば同一の傾向を読みとることができよう（ただし、近江国坂田郡上坂(田)郷の庸米荷札は異質。これについては後述)。調や贄の荷札木簡も、基本的には衛府に関わる木簡の範疇に入れることができよう。

このように、皇后宮を守る衛府に関わる木簡は、個々には地区ごとに分布の偏りがあるものの、全体としては一括して考えることができよう。

藤原麻呂の家政機関の木簡の分布 さて、次に藤原麻呂の家政機関との関わりが明瞭なことがわかる木簡の出土分布を、米支給木簡、宿直木簡、その他に分けて整理する（その他には、麻呂以外の家政機関のもの若干も合わせて表示した）と、Tab. 69のようになる。衛府の木簡の場合と異なり、木簡の内容による分布の偏りはほとんど認められないが、地域的には非常に顕著な偏りを示していることが理解できよう¹⁾。すなわち、約140点確認される藤原麻呂の家政機関に関わる木簡のうち、約6割がSD5300西端の2地区JD29・JD28に集中している。

次にまとまって分布しているのがSD5100中央部のUO26～UO32で、約2割がまとまっている。他にSD5310、SD5300のJD17～JD20付近、SD5100のUO13～UO16付近にもある程度の

1) なお、人名から藤原麻呂の家政機関に関わる木簡と判断できる木簡以外に、これらと非常によく似た顕著な分布を示す一群の木簡が実はもう一つある。近江国坂田郡上坂(田)郷の庸米の荷札がそれである。衛府関連の木簡とほぼ共通する出土分布をみせる大部分の荷札木簡とは全く異なる出土分布の状況を示している。Tab. 68には近江国の庸米の荷札を全て示したが、そのほとんどは坂田郡上坂(田)郷のもので、SD5300西端のJD29とJD28から出土した（これ以外ではSD5300東端のJD24からの蒲生郡の庸米1点のみ。なお、SD5100東端に近い位置の二条大路南側溝SD5105からも上坂田郷の庸米の荷札(No.195)が出土している。これは米支給木簡や宿直木簡の出土分布と共通しており、藤原麻呂の家政機関に関わる木簡の出土分布の特徴とよく一致している。近江国坂田郡上坂(田)郷の庸米が米支給木簡の支給財源であったとみて大過あるまい。近江国坂田郡上坂(田)郷の庸米の荷札は、文字の崩しが顕著でしかも国名を省略するものがあり、中には郷名から書き出すものさえある。このような記載様式の特徴といい、一郷への集中の顕著なことといい、これらは封主に充てられた庸米の荷札である可能性がある。すなわち、近江国坂田郡上坂(田)郷を藤原麻呂の封戸と考えることができよう。

二条大路木簡には、封戸であることを明記するものとして、伊勢国の天平8年の封戸調庸帳の軸(No.234)があり、これを取めたと考えられる木

箱も出土している(No.333)。これには伊勢国少目大倭生羽が進上する旨の当初の上書きがある一方、藤原麻呂の家政機関に勤務したことが明確な阿刀飯主の名を記した習書が書き加えられているので、藤原麻呂の家政機関充ての文書であることはほぼ疑いなく、伊勢国に藤原麻呂の封戸が置かれたらしい。封戸の所在国から、封戸の調庸の現物とは別に、直接封主に対して調庸の收取状況を整理した目録と覚しき文書が送られていたことがわかるのである。また、二条大路木簡には播磨国多可郡の封戸白米の荷札がまとまって含まれている。蔓田郷1点(城24-29)、中郷3点(城22-37に2点と城30-7)があり、他に播磨国で郡不詳のものが1点(城30-7)があるが、これも多可郡のものである可能性が高い。これらの封戸白米の荷札は、庸米荷札の場合と郷が異なるものの一連の封戸であろう。ただし、藤原麻呂の封戸と断定するには決め手を欠く。他に、大倭国平群郡の封戸白米の荷札も1点(未公表)ある。なお、二条大路木簡には近江国坂田郡上坂(田)郷以外の庸米の荷札は少なく、伊勢国飯高郡2点(城24-23。城29-31もか)、播磨国佐用郡1点(城30-7)、備前国上道郡2点(いずれも城22-37)、讃岐国苅田郡(城22-39)・山田郡(城24-30)各1点があるのみである。このうち、伊勢国の庸米の荷札は、藤原麻呂充てであろう。他に、JD28出土の裙などの支給帳簿(城29-29)に庸布がみえ、これも藤原麻呂の封戸に関わるものかも知れない。

地区	種別	宿直木簡	米支給の木簡	その他	木簡にみえる 家政機関に関わる語句
UO48					
UO47					
UO46					
UO45					
UO44					
UO43		1			資人
UO42			1	2	
UO41		1			
UO40					
UO39				1	少書吏
UO38					
UO37					
UO36					
UO35					
UO34					
UO33					
UO32		1			政所、資人
UO31		2	5		家令、資人3
UO30		2	2		政所
UO29		1	1	1	書吏、資人
UO28		1	1		
UO27		2	1	3	書吏、資人2
UO26			3	1	
UO25					
UO24					
UO23					
UO22		1			
UO21					
UO20					
UO19					
UO18					
UO17					
UO16		1			
UO15		1			
UO14		1	1		書吏
UO13		1		4	資人、正八位上六人部諸人
UO12					
UO11					
UO10					
UO09					

SD5100

※ 宿直木簡・米支給木簡・その他の欄には、人名等のつながりから確実に家政機関に関わると判断されるもののみ掲げた。

地区	種別	宿直木簡	米支給の木簡	その他	木簡にみえる 家政機関に関わる語句
JD35					
JD34		1	3	3	
					SD5310
JD29		22	23	34	政所、家令3、書吏2、資人
JD28		4	16	8	政所2、家令、資人5
JD27				5	家令
JD26		1		1	
JD25					
JD24			1	3	資人
JD23				1	書吏
JD22					
JD21				1	
JD20				1	
JD19				1	資人
JD18		1	1	1	政所、資人2
JD17 =JF14		1		1	資人、家印
JF13					
JF12				1	家令
JF11					
JF10		1		1	
JF09					
JF08					

SD5300

Tab.69 藤原麻呂関係など家政機関に関わる木簡の分布

麻呂木簡の
特異な分布

まとまりがあるが、左京二条二坊五坪南面の門SB5315の際とその向かい側に集中しているとみることができよう。特にSD5300西端における木簡の集中は、SD5100・SD5300のいずれにおいても溝の先端よりやや離れた地区における集中が顕著であるのに対比して非常に特異であり、しかも削屑の割合が50%しかなく極端に低い値を示していることも、SD5300西端の木簡が二条大路木簡全体の中で特殊な一群であることを裏付けるものといえよう。藤原麻呂の家政機関に関わる木簡のこのような特異な出土分布は、それが北側の左京二条二坊五坪南面中央の門SB5315と密接な関わりをもって廃棄されたことを示すと解釈するのが自然で、二条二坊五坪内における藤原麻呂の家政機関の存在を意味するとみてよい。二条二坊五坪を藤原麻呂の邸宅の所在地と推定する所以である。

二条二坊五
坪は藤原麻
呂邸である

門の際だけではなく、二条大路を挟んだ向かい側に廃棄した理由については、SD5300の埋没年代が参考となる。すなわち、第IV章1Cで述べたように、SD5300出土木簡では天平8年12月のものが最新で、天平9年の段階で埋められたと考えられる。SD5100出土の藤原麻呂関係の木簡の中には天平9年のもの(No221など)が含まれており、SD5300が先に埋められたために、やむを得ず向かい側のSD5100まで廃棄しに行ったのではなかろうか。この時点では、SD5100の中央部分が二条二坊五坪南面の門SB5315から最も近い廃棄場所だったのであろう。

以上に述べたように、木簡の内容別出土分布の検討の結果によると、二条大路木簡を構成する木簡は、SD5300西端とこれに向かいあうSD5100中央部付近に集中的に分布する藤原麻呂の家政機関に関わる木簡以外は、基本的には皇后宮を警備した衛府、ないし皇后宮そのものに関わる木簡であるといつてよいことが明らかになった。藤原麻呂の家政機関に関わる木簡群については、その特異な出土分布から北側の左京二条二坊五坪から廃棄された可能性が高く、ここを藤原麻呂の邸宅の所在地と推定したのであった。

一方、皇后宮を守る衛府に関わる木簡群については、遺構の先端の門の際に多いとは必ずしもいえない。SD5100西端については、ピークは西端からかなり東に寄ったところ(U042)にあるが、遺構の最西端まで多数の木簡が分布しており、南側の左京三条二坊一・二・七・八坪の敷地からSD5100西端の際に開く北門を通して廃棄された可能性が高い。SD5100東端やSD5300東端については、このような門との直接的な関連からは廃棄元を推定することができないが、基本的には皇后宮を警備する衛府の木簡として一括できると考えるので、SD5100西端同様南側の左京三条二坊一・二・七・八坪絡みの遺物と考えることができると思う。

その場合、SD5100東端やSD5300東端における木簡の集中をどう考えるかは、やはり大きな問題である。衛府に関わる木簡が基本的には南側の邸宅から廃棄されたのならば、なぜ門から遠いSD5100とSD5300の東端にわざわざ捨てに行ったのか、という疑問が残るからである。この点に示唆を与えるのは、長屋王没後から恭仁遷都までの時期であるC期に、公道である二条大路上に建物の存在が確認されることである(SB5120。第32次調査で一坪北西の二条大路上で検出されたSB3907もこれと関連する遺構か)。この二条大路上の建物こそ、長屋王邸跡地に設けられた皇后宮を守る衛府に関わる建物なのではあるまいか。すなわち、左京三条二坊一・八坪と二条二坊四・五坪の間の二条大路は、この時期には閉鎖されていた可能性が考えられないであろうか。ここに南側の施設皇后宮を守るための衛府に関わる施設があったと考えれば、衛府が藤原麻呂の家政機関とともに活動していた状況が、位置的にも合理的に説明できよう。

二条大路上
に衛府関連
施設

東二坊々間路西側溝SD4699の遺物 二条大路木簡にみえる衛府の木簡が南側の長屋王邸跡地に関わることは、旧長屋王邸東側の東二坊々間路西側溝SD4699から衛府に関わる木簡や墨書土器が出土していることから裏付けられる。

東二坊々間路西側溝SD4699出土の木簡のうち、衛府に関わることが明瞭なものとしては、兵衛府関係では「□志所」とみえる木簡（城20-7）、「□府大志笠朝臣□」（No.188）があり、中衛府関係では、将曹若麻呂が日下に署す厨務所宛の天平元年8月の文書木簡（No.184）がある。「□衛少初位下葛野隼人」（No.187）や「厨布直銭二貫」（城20-9）という木簡もある。また、三等評価の勤務評定の木簡の断片や、上日を「日」「夜」で記す015型式の木簡に習書したもの（城23-18）など、兵衛や中衛に関わると考えられる勤務評定木簡も含まれている。SD5100の削屑にみられるのと同じ「嶋上郡司解」の木簡（城23-18）もある。荷札木簡にも参河国播豆郡の贄（城20-8、城23-19）や伊豆国の調堅魚と覚しきもの（城23-19）、また若狭国遠敷郡青郷の贄（No.191）、讃岐国三野郡の庸米（城23-19）など、二条大路木簡と共通する内容のものが多数存在する。年紀は、文書木簡では神亀6年、天平元年、2年、荷札木簡では神亀4年、天平2年、3年のものがあり、二条大路木簡よりはやや遡り、書吏や資人がみえる木簡（No.185、192など）のように長屋王邸の時期の遺物も含まれている可能性があるが、長屋王邸の跡地利用を考える素材として重要な史料であることは間違いない。一方、SD4699出土の墨書土器には、「左兵衛府」「中衛府」「上番酒坏」などがあり、木簡と同様二条大路木簡出土遺構の遺物と共通する内容のものが多数含まれる。

SD 4699 出土の木簡と二条大路木簡の共通性

このように、長屋王邸東側の東二坊々間路西側溝SD4699には、二条大路木簡出土遺構の遺物と共通する衛府に関わると考えられる遺物が多数含まれていることが理解できよう。すなわち、旧長屋王邸の北側から東側にかけて、三条二坊七・八坪を囲むように衛府に関わる遺物が濃密に分布していることがわかるのである。このような遺物の分布のしかたは、これらの遺物がSD5100とSD4699に囲まれた旧長屋王邸に関わるものである可能性を強く示唆することは明白であり、衛府が警備を担当する施設、二条大路木簡の内容から推定すると光明皇后の皇后宮がここに置かれていたことを積極的に裏付ける証拠とすることができよう。勿論、SD4699は道路の側溝であるから水流があり、地形的にみて北から流れてきた可能性は否定できない。すなわちSD4699の遺物が左京二条二坊に関わる可能性も厳密には残るわけである。しかし、左京二条二坊五坪東側の東二坊々間路西側溝SD5021（SD4699の上流の二条大路より北の部分）出土の木簡は、SD4699出土の木簡とは性格が異なり、年紀も和銅8年のように遷都当初に遡る古いもの（No.193）、および天平19年のようにかなり下るもの（No.194）しかみられない。したがって、SD4699の遺物は西側の三条二坊七・八坪に関わる可能性が大であるといつてよいであろう。

衛府の遺物は旧長屋王邸に関連

SD4699出土の木簡の中に、皇后宮との関連を考える上で特に注目したい木簡がある。高屋赤万呂がみえる木簡（城23-17）である。高屋赤麻呂は皇后宮官人としてその名が知られており、木簡にその名を確認できたことは、SD4699に皇后宮関係の木簡が含まれる有力な証左となる。

皇后宮官人高屋赤麻呂

このように、SD4699出土の木簡と墨書土器は、二条大路木簡にその活動が窺える皇后宮が、長屋王邸の跡地に設けられたとする本項の仮説を裏付ける有力な状況証拠といつてよい。

1) 鬼頭清明「高屋連赤麻呂の世界」『日本古代都市論序説』法政大学出版局、1977

二条大路木簡と旧長屋王邸の遺物 最後に、二条大路木簡と南側の左京三条二坊の長屋王邸跡地とを直接結び付ける遺物について述べたい。

SK 5074 出土の参河国の贅木簡

第一に、参河国播豆郡の贅の荷札である。同郡の篠嶋・析嶋(日間賀嶋も)が月交替でサメ、タイ、その他の魚を贅として進上するこの荷札は、これまで平城宮内からのみ出土が知られていた。ところが、今回長屋王邸内の左京三条二坊一坪の土坑SK5074から析嶋のものが1点(No. 182)出土し、長屋王存命中の神亀5年6月の年紀をもつ木簡を伴うことから、天皇の食膳に供するという贅の性格そのものについて再考を迫られるかに思われたのであるが、遺構変遷の検討の結果、SK5074は長屋王没後のC期の遺構であることが判明し、長屋王とは直接関係しないことが明らかになった。篠嶋・析嶋の贅の荷札は二条大路木簡の中にも大量に含まれており、SK5074と二条大路木簡出土遺構は基本的に同時期同内容の遺物を含む遺構であることがわかったのである。したがって、本来天皇の食膳に供するという贅の性格から考えて、長屋王邸の跡地に天皇クラスの人物に関わる施設が置かれた可能性が高く、しかも二条大路木簡がこの施設に関わる遺物であることを示すといつてよい。

「文屋」の木簡・墨書土器

第二に、「文屋」と記された墨書土器や、「文屋」の線刻の上に填墨された用途不明の木製品と覚しき木簡の断片(城30-6)である。「文屋」と記された墨書土器は、二条大路木簡の出土した遺構のうち、二条大路南側のSD5100から2点出土しているが、同文のものが三条二坊七坪北西隅にあたる位置の井戸SE4498からも出土している。同井戸出土土器にはSD5100出土土器との共通性が窺われ、二条大路木簡と長屋王邸跡地との関係を強く示唆する。「文屋」は、物品の運搬者(城29-38)としてもみえ、あるいは山部文屋(城22-8)のことであろうか。

軒丸瓦6282
|
軒平瓦6721

第三に、軒丸瓦6282と軒平瓦6721である。SD5100・5300・5310からは、木簡の他に瓦もまとまって出土している。その中で最も大きい比率を占めているのが軒丸瓦6282と軒平瓦6721であるが、これらの瓦は南側の左京三条二坊一・二・七・八坪内からも大量に出土しているのである。この事実はSD5100・SD5300・SD5310の遺物と長屋王邸跡地との関係を示すものといえ、二条大路木簡が長屋王邸跡地に置かれた施設に関わる遺物であることを裏付ける根拠の一つとすることができる。

軒丸瓦6282-軒平瓦6721は、従来平城宮瓦編年のIII期(天平17年の平城還都から天平勝宝年間)の瓦と考えられてきた。ところが、近年の研究や、今回二条大路木簡とともに一括して出土したことにより、その一部は製作の開始が少なくとも恭仁遷都の直前までは遡ることが明らかになった。このような瓦編年に関する問題についての詳細は、本書第V章2Bに譲ることとし、¹⁾ここではこの瓦の出土のもつ意味について若干言及しておくこととしたい。すなわち、ここで特に注目したいのは、軒丸瓦6282-軒平瓦6721の組み合わせは法華寺所用瓦の可能性があると²⁾と、そして天平末年から天平宝字年間にかけての大膳職などの主要官衙の所用瓦でもあることである。その6282-6721が長屋王邸の跡地から大量に出土しているのである。このことは、二条大路木簡を媒介とせずに、長屋王邸跡地が公的な施設に用いられたことを示す重要な資料といえる。この瓦が法華寺に葺かれた可能性があることは、長屋王邸跡地と光明皇后との関係を

1) 毛利光俊彦・花谷浩「平城宮・京出土軒瓦編年の再検討」『平城宮報告XIII』1991、佐川正敏「兵部省所用軒瓦について」『1989年度平城宮概報』1990

2) 森郁夫「平城宮における宮の瓦と寺の瓦」(元興寺仏教民俗資料研究所考古学研究室『古代研究』8) 1976

考える上で大変興味深いのが、軒丸瓦6282-軒平瓦6721の組み合わせは基本的には公的施設の瓦の組み合わせとして理解すべきであって、その出土から直ちに長屋王邸跡地が皇后宮に転用された証拠とすることは難しい。

ところで、従来皇后宮所用瓦と考えられてきたものに、軒丸瓦6285A-軒平瓦6667Aの組み合わせがある。この組み合わせは、6282-6721が宮の瓦であるのに対し、京の瓦として理解されてきたもので、法華寺近辺から大量に出土している。山崎信二の研究によると、範傷の進行からこれらの瓦は4段階に区分され、このうち第1段階が藤原不比等邸所用瓦、第3段階が旧不比等邸改修時の所用瓦、第4段階が光明立后後の皇后宮の所用瓦として理解されている。山崎信二の指摘するように、光明子だけでなく、その父不比等、母泉犬養三千代を含めて、広く藤原氏に關係する瓦とみるべきであろう²⁾。左京三条二坊一・二・七・八坪における6285A-6667Aの出土点数は決して多くはないが、少量にせよそれが出土していることは、長屋王邸跡地と藤原氏との直接的な関連を示唆するものといえ、その点数の少なさをもちて長屋王邸跡地と光明子との関わりを否定するものと理解すべきではない。むしろ立後に伴い公的施設として造営された皇后宮に、藤原氏に関わる瓦6285A-6667Aを生かしつつ、公的施設の瓦として創作された新しいタイプの瓦6282-6721を葺いたとみるべきであろう。ただし、現状における6282-6721に関する見解は、製作の開始は恭仁遷都直前まで遡るものの、供給自体は旧長屋王邸における皇后宮創建を推定した天平初年にまで遡るとは考えられておらず、この点をどう理解すべきか問題が残る。旧長屋王邸は平城遷都後のD期には四つの坪に分割されるから、6282-6721がC期の所用瓦の可能性は高いと考えるが、皇后宮創建まで遡るか否かは一層慎重な検討を要しよう。

なお、6285A-6667Aがまとまって出土している場所として、長屋王邸南側の左京三条二坊六坪のいわゆる宮跡庭園がある³⁾。宮跡庭園を含む左京三条二坊三・六坪をも長屋王邸の範囲に含める見解があり、ここでそのことの当否を論じることにはしないが、出土する瓦という点のみに限ると、一・二・七・八坪と三～六坪とでは傾向に違いが認められそうである。すなわち、三・四坪では軒瓦の出土自体が少なく⁴⁾、六坪においては、長屋王邸を特徴付ける軒丸瓦6272-軒平瓦6644(6272:軒丸瓦の8.3%、6644:軒平瓦の10.1%)⁵⁾や藤原宮式の軒瓦(軒丸瓦:10.0%、軒平瓦:3.6%)はほとんど出土しておらず、6285A-6667Aが最も高い比率を占めている(6285A:軒丸瓦の31.4%、6667A:軒平瓦の41.9%)。これに対し、一・二・七・八坪においては、6285

6285 A - 6667 A は旧長屋王邸と藤原氏の関連を示唆

長屋王時期の六坪には藤原氏が

- 1) 山崎信二『平城宮・京と同範の軒瓦および平城宮式軒瓦に関する基礎的考察』(1993年度文部省科学研究費一般研究C報告書) 1994
- 2) 山崎信二はさらに興福寺との関係をも強調している。なお、佐川正敏に拠れば、6285A-6667Aは、後に法隆寺東院創建軒丸瓦6285B-同軒平瓦6691Aのモデルともされた(佐川正敏「東院創建の軒平瓦について」『法隆寺昭和資材帳調査秘宝展図録』5、1989)。
- 3) 奈文研『平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告』1986。以下、この坪に関する発掘調査の成果は、全てこれに拠る。なお、この他、東大寺二月堂周辺からも6285A-6667Aが出土しているのが注目
- 4) 金子裕之「長屋王は左道を学んだか」『歴史読本』1988年12月臨時増刊号、1988
- 5) 左京三条二坊三坪については、奈文研『平城京左京三条二坊三坪発掘調査報告』、1984。同四坪については、小沢毅「左京三条二坊四坪の調査」『1991年度平城宮概報』1992。両坪についての発掘調査の成果は、以下いずれもこれらの文献に拠る。
- 6) 左京三条二坊一・二・七・八坪における軒瓦の出土比率のデータは、『長屋王概報』表1 左京三条二坊一・二・七・八坪出土軒瓦の比較、に拠る。

A-6667Aも出土しているが、その割合は低い（6285A：軒丸瓦の1.0%、6667A：軒平瓦の3.9%）。出土地点や遺構を慮外においた、しかも型式番号の細分を捨象した単純な出土点数だけからの比較であって、より厳密な分析が必要なのはいうまでもないが、長屋王の存命中の時期においては、一・二・七・八坪と南側の三・六坪との共通性は小さいといつてよかろう。六坪に顕著なように、むしろ藤原氏との関連が濃厚なのである。

長屋王没後の六坪の性格変化

ところが、これが長屋王没後の時期になると様相が一変する。前述のこれまで平城宮瓦編年Ⅲ期の瓦とされてきた6282-6721の出土状況を見ると、一・二・七・八坪では長屋王邸の時期の瓦に匹敵する比率（6282は軒丸瓦の16.3%、6721は軒平瓦の17.1%。これらは、6272+藤原宮式、6644+藤原宮式の比率に相当する）を占めており、一方、六坪においても6282-6721が6285A-6667Aに次ぐ比率を占めている（6282：14.3%、6721：18.3%）。このように6282-6721の出土比率は、一・二・七・八坪と六坪とで近似した高い数値を示しており、長屋王没後には長屋王の時期とは対照的に、一・二・七・八坪と六坪との共通性が浮かび上がってくるのである。したがって、旧長屋王邸における皇后宮の成立に伴って、南側の六坪ないしこれを含む一画に、皇后宮に関連する何らかの公的施設が営まれた可能性もある。ただし、六坪の北には、区画施設に関わる雨落溝がほぼ奈良時代を通じて存在（本書p.509・510参照）しており、皇后宮に関連するかはなお検討を要する。

旧長屋王邸に皇后宮

さて、二条大路木簡と長屋王邸跡地とを直接結び付ける資料はけっして多くはない。しかし、いずれも重要な論拠となり得るものばかりであり、二条大路木簡の内容ごとの出土分布、長屋王邸東側の東二坊々間路西側溝SD4699の遺物、二条大路木簡と旧長屋王邸を直接結び付ける遺物の存在などからみて、二条大路木簡が二条大路南側の長屋王邸跡地の左京三条二坊一・二・七・八坪に置かれた施設に関わる遺物であることは間違いない。藤原麻呂の家政機関に関わる一群のように北側の左京二条二坊五坪から廃棄されたと考えられるものがあり、また衛府に関わる一群は二条大路上に廃棄元がある可能性は捨てきれないが、二条大路木簡全体が総体として長屋王邸跡地に置かれた施設に関わる遺物であるという結論は動かないであろう。その上で、前述のように二条大路木簡が皇后宮木簡といつてもよい内容をもつことから判断すると、左京三条二坊一・二・七・八坪は、長屋王の没後光明皇后の皇后宮の敷地となったと結論付けることができる。

V 皇后宮・藤原麻呂邸のその後—あとがきにかえて

本項で述べたところを改めて簡略に整理しておこう。二条大路木簡は大きく二つの木簡群に分けられる。一つは兵衛府や中衛府を中心とする天皇や皇后クラスの人物に関わる木簡群であり、もう一つは当時の兵部卿藤原麻呂の家政機関に関わる木簡群であるが、両者は無関係に廃棄されたのではない。二条大路木簡にみえる藤原麻呂の家政機関の活動は、麻呂以外の官人の家政機関の職員も関与し、かつ個人の邸宅内の家政の範囲を越えたもので、天平8年6月から7月にかけての芳野行幸の調度の差配を行うなど、天皇や皇后クラスの人物の施設の運営に深く関与するものであることが判明する。両木簡群は天皇や皇后クラスの人物の施設の運営に伴って使用された木簡群であるという点で共通するのであり、実際に衛府の活動と麻呂の家政機関の活動には史料的な接点を確認できる。そして、この天皇や皇后クラスの人物の施設は、天

平元年に立后した藤原光明子の皇后宮に他ならず、しかもその所在地は長屋王没後の左京三条二坊一・二・七・八坪と推定される。すなわち同地の遺構変遷のC期の遺構は光明皇后の皇后宮の遺構である。一方、これと二条大路を挟んだ北側の左京二条二坊五坪には、藤原麻呂の家政機関に関わる木簡の特異な出土分布から、藤原麻呂の邸宅が所在したと考えられる。すなわち、同地の遺構変遷のc期の遺構がこれにあたる。

本項の主旨は概ね以上に尽きる。左京三条二坊一・二・七・八坪が単に長屋王と吉備内親王の邸宅として彼らの興亡の場であっただけでなく、彼らの没後そこにいわば彼らの政敵藤原氏の象徴であった光明子の皇后宮が設けられたことは、この地が奈良時代前半の政治史を具現する場であったことをさらに明確に示すものといえるが、この点はそもそも二条大路上に濠状土坑を掘削して木簡などを廃棄したのはなぜなのかという点を考えていくと、一層明瞭になってくるであろう。

すなわち、二条大路木簡出土遺構の最新の遺物は、木簡では天平11年10月の荷札木簡¹⁾(城22-35。出雲国の中男作物の荷札木簡カ)、墨書土器では天平12年3月1日の日付のあるものである。したがってこれらによる限り、遺物は全て天平12年12月の恭仁遷都前までに収まってくる。このような状況から考えると、二条大路木簡廃棄の契機は最終的には恭仁遷都にあったとみて誤りないであろう。左京三条二坊一・二・七・八坪は平城遷都後のD期には四つの坪に分割されているから、二条大路木簡の最終廃棄は、天平元年の長屋王没後に左京三条二坊一・二・七・八坪に新たに設けられた皇后宮の廃絶と密接に関わるものと考えられよう。恭仁遷都による木簡の投棄をまってSD5100は埋め立てられ、二条大路木簡が最終的に成立したとみられるのである。平城遷都後の皇后宮の所在については、これを明確に示す史料はないが、平城宮内に入ったとは考えにくく、橋本義則が整理しているように、宮寺となった旧不比等邸に居所を設けたと考えて誤りあるまい。

廃棄の
最終契機は
恭仁遷都

このように、二条大路木簡出土遺構が最終的に埋め立てられたのは恭仁遷都直前と考えられるけれども、二条大路木簡の全てがこの時に一括して廃棄されたとは考えられない。むしろ、その主体部分の廃棄はそれ以前のある時期に求められるのではなかろうか。第IV章1Cで述べたように、SD5300は天平8年末までの木簡しか含んでおらず、また天平11年までの木簡を含むSD5100についても天平9年以降以降の新しい遺物は、遺構の中央部に偏在しているのであって、SD5100の遺物も大多数はSD5300と同じく天平8年末か、遅くとも天平9年の早い時期までに収まり、内容的にもSD5300との共通性が濃厚である。寺崎保広はSD5300の埋め立ては天平9年の早い時期だったのではないかと推定している³⁾が、SD5100の主体をなす同時期の遺物もこれと内容的に一連であるならば、SD5100の遺物も基本的にはSD5300の遺物と同時期に投棄されたのではなかろうか。すなわち、二条大路木簡の大部分は恭仁遷都とは無関係に一括して廃棄されたと考えるのである。SD5100出土の天平9年以降の遺物が、量的に少なくしかも偏在するという事実は、このように考えて初めて整合的に理解することができよう。

二条大路木
簡の大部分
は一括投棄

1) 城22-31には、天平11年10月の安房国の調鰻の荷札が掲載されているが、これは天平7年である可能性が高い。

歴史的変遷『平城宮報告XIII』1991

3) 寺崎保広「平城京『二条大路木簡』の年代」『日本歴史』531, 1992

2) 橋本義則「奈良時代における歴代天皇の御在所の

二条大路木簡の大半が恭仁遷都とは無関係に同一の時期に投棄されたものであるとするならば、その時期および契機はどのように考えるべきであろうか。前述のように、寺崎保広はSD5300の埋没を天平9年の早い時期と推定しているが、この点を考えるにあたっては、明瞭な史料の裏付けは得られないものの、やはり天平9年の藤原四兄弟の死を引き起こした天然痘の流行という事実は避けて通れないであろう。同年4月の房前の死を皮切りに、7月の麻呂・武智麻呂、8月の宇合と、不比等の4人の息子たちが立て続けに他界した。光明皇后はその大きな後ろ盾を失っただけでなく、二条大路木簡から窺えるような、藤原麻呂の家政機関が中心となって活動していた皇后宮を支える実質的な機構そのものも大きな改編を余儀なくされたに違いない。

それとともに注目されるのは、この時期宮中において大般若経（天平9年5月、8月）や最勝王経（天平9年8月）の転読が行われ、大赦（天平9年5月、7月）が実施され、また天平9年12月には大倭国の表記を大養徳国に改めるなど、疫病や災害に対処するための行事や施策が立て続けに実施されている中で、天平9年10月に長屋王の子女に対する叙位が行われていることである。寺崎保広が既に指摘している¹⁾ように、このとき行われた叙位はかなり破格であり、これを意味付けようとするならば、彼女たちの父で天平元年に横死した長屋王を意識したものと解さざるを得ないであろう。かかる意識を起こさせたものが、疫病の流行や災害の頻発であり、そして何よりも藤原四兄弟の相次ぐ死であったであろうことは想像に難くない。つまり長屋王の崇りを鎮めるための叙位であるという考え方である。この点を論証するのは難しいけれど、兄弟たちの死に直面した光明子が、自らの立后が長屋王の死を前提にしたものであり、しかも他ならぬ長屋王の旧宅を皇后宮と定めていることに思いを致さぬはずはなからう。藤原四兄弟の死が直接的な契機となったかどうかは定かではないが、少なくとも災厄の蔓延が長屋王の崇りを鎮めるための努力を促したものと考えられないか。これとSD5100・5300・5310から油を燃やした痕跡のある大量の土器が出土し、燃燈供養のような行事が想起されるとする土器の分析による指摘(第V章3C)とを結びつけるのは容易であろう。この指摘があたっていると(ただし、衛府の夜の警備に伴う燈明の可能性は否定できないが)、もはや臆測に過ぎないが、そうした行事の実施に伴って廃棄されたのが二条大路木簡の主体である可能性がある。

旧長屋王邸に設けられた皇后宮は、天平12年までの遺物の存在からみて、その後も恭仁遷都まではここで機能し続けていたと考えられる。SD5100もSD5300とは異なり、この時までまだ完全には埋め立てられていなかった。しかし、恭仁遷都はこの地の皇后宮の終焉を意味し、遷都後ここが再び皇后宮として機能することはもはやなかった。光明皇后の仏教への傾倒は、天平8、9年を境に一気に深まっていく。都が平城を離れている間も、彼女の発願した一切経五月一日経の書写は、平城京において継続される。その意義はあまり言及されないが、平城において書写することにこそ、この一切経を書写する意義はあったと考えられないか。

このように二条大路木簡廃棄の契機を考えていくと、二条大路木簡そのものが天平期の政争のいわば残滓ともいえることが理解できるであろう。二条大路木簡は、天平元年から恭仁遷都までの短期間のみ機能した、左京三条二坊一・二・七・八坪に所在した光明皇后の皇后宮の唯

1) 寺崎保広『若翁』木簡小考(奈良古代史談話会編『奈良古代史論集』2 真陽社、1991)。

一の活動の証なのである。

最後に、藤原麻呂邸の存在を推定した左京二条二坊五坪を含む東院南方遺跡のその後についても触れておこう。この点については実は二条大路木簡の1点として報告されている木簡の中に、重要な史料がある。城24-10に掲載されている某所よりの大贅の進上木簡がそれである。鴨など4種類の大贅を進上するこの木簡は、上部が焼損して進上主体の部分は残存しない。しかし、進上者の連署が残っており、「従八位下阿刀連『酒主』」「凡直『判麻呂』」とある。阿刀酒主も凡判麻呂もいずれも二条大路木簡中の藤原麻呂の家政機関に関わる木簡に頻出する人物で、この木簡も藤原麻呂の家政機関の木簡が集中的に出土したSD5300西端に近いJD28地区から出土した。ところが、阿刀酒主の官位は二条大路木簡の年代と符合しない。すなわち、天平勝宝元年の上日帳（同年8月～）における彼の官位は大初位上（大日古3-281）、翌天平勝宝2年上日帳における官位は正八位下（3-426）で、彼が従八位下の官位を有した可能性があるのは天平勝宝元年から2年にかけてに限られるのである。従って、この木簡がこの時期のものであることは疑いないが、二条大路木簡の年代が勝宝年間まで下るということはまずあり得ない。この点については、JD28地区には二条大路北側溝SD5240と重複する部分があるため、SD5240の遺物を誤ってSD5300の遺物として取り上げたものと判断している。SD5240は東流するから東院南方遺跡に関わる遺物である可能性が高く、この木簡は勝宝初年頃の麻呂邸の跡地に関する考察の素材となり得るのである。勝宝元年頃に阿刀酒主は造東大寺司史生（25-147など）であったことが正倉院文書から確認できるので（凡判万呂も天平勝宝8歳に造東大寺司史生とみえる。大日古3-213など）、この木簡は造東大寺司から某所に大贅を進上する木簡であることは間違い¹⁾ない。造東大寺司から贅を進上するような宛先が天平勝宝初年の東院南方遺跡に存在した可能性が高いのである。

東院南方遺跡のその後

造東大寺司の贅進上木簡

この点に関連して注目すべきは、左京二条二坊に梨原宮の所在した可能性が高いことである²⁾。『東大寺要録』巻四諸院章の記載により、左京二条二坊は東大寺領梨原庄の一画であったことがわかるが、「東大寺家地相換券文」（東大寺文書3-39。平安遺文25号）によってその前身の勅旨梨原庄の庄域は既に延暦23年には確定していることが知られ、梨原庄の名称は梨原宮の名称を継承するものと考えられる。梨原庄の範囲は広く、その中心は春日祭使の宿所内藏寮領梨原庄のように次第に東部に移っていくようであるが、「宮南梨原宮」という表現からすると、本来の梨原はその西部を指す地名であり、左京二条二坊に梨原宮は所在した可能性が高いのである。しかも天平勝宝元年に宇佐から平城京に勧請された八幡神は、新殿を造営して神宮を設けた「宮南梨原宮」に一時迎え入れられており（『続日本紀』天平勝宝元年12月戊寅〈18日〉条）、ここが東大寺とゆかりの深い場所でもあったことが判明する。造東大寺司から贅が進上されたのは、ちょうどこの八幡神が梨原宮に滞在していた頃と考えられるので、この二条大路木簡に含

梨原宮と梨原庄

1) 正倉院文書には、造東大寺司官人上馬養が交易によって鴨を調達したことがわかる天平宝字7年2月20日付けの書状がある（大日古5-387~388）。
2) 新日本古典文学大系『続日本紀』三、岩波書店、1992、p.96脚注1に既に指摘がある。また梨原庄については堀池春峰の研究があり（「梨原宮と梨原庄」『奈良県観光』321、1983）、平城京左京二条二

坊十二坪で発見された複廊を伴う特異な遺構をその一画に充てている。この調査については、奈良市教育委員会『平城京左京二条二坊十二坪 奈良市水道局庁舎建設地発掘調査概要報告』1984を参照。なお、梨原庄の所在地については鷺森浩幸氏の教示を得た。

まれる造東大寺司の贄進上木簡は、梨原宮に神錢を進上するもので梨原宮から廃棄された可能性があろう。すなわち、東院南方遺跡が梨原宮の一画だったことをこの木簡は示唆していると考えてよいのではなかろうか。藤原麻呂の邸宅がその一画を占めたと推定した左京二条二坊三・四・五・六坪の東院南方遺跡が、梨原宮の故地でもある可能性が考えられよう。

梨原宮がいつ設けられたいかなる性格の離宮なのかは定かではない。しかし、そこに八幡神の神宮が一時的にせよ設けられていることからみて、東大寺と元々何らかのゆかりの深い地であったことは想像に難しくなく、東大寺との関係が光明皇后の皇后宮職を通じたものであるとするならば、藤原麻呂との関係も説明できそうであり、麻呂没後の邸宅のあり方にも、一定の示唆を与えるものといつてよからう。

本項では二条大路木簡という稀有な史料のほんの一端を論じ得たに過ぎない。74000点というその点数からして既に、本稿のような枚数で論じ得る限界をはるかに越えている。今後の解読の進展によって訂正を要する点も生じてこよう。二条大路木簡がいかなる性格の木簡かは、ほぼ明らかにできたと考えるが、論じ残した課題も多い。皇后宮の活動の実態がどの程度二条大路木簡から判明するのかという点は措くとしても、藤原麻呂の家政機関が皇后宮の運営に具体的にどのように関わっていたのか、また皇后宮を警備する兵衛府・中衛府といかなる連携を保ちつつ活動していたのか、そして何よりもSD5100・5300・5310のような遺構を掘削した理由、そしてここに大量の木簡を廃棄した理由には依然謎が多い。

ただ、このような問題を解くカギが藤原麻呂の家政機関のあり方にあることだけは、臆気ながら見通せるようになってきたと思う。個人の家政機関に関わる木簡を含んでいることに二条大路木簡と平城宮のSK820出土木簡との根本的な違いがあるのであって、その点を充分見極めることが二条大路木簡の解明に不可欠であることは明らかであろう。二条大路木簡の内容そのものからのアプローチが重要であるのは当然であるが、二条大路木簡の内容が本項で述べた程度までにせよ明らかになってきたことには、南側の左京三条二坊一・二・七・八坪の発掘調査の成果が大きく与っていることは明らかである。二条大路木簡が皇后宮に関わる木簡群であることが判明したのも、そのためであるといつても過言ではない。遺構との関係を抜きにして木簡を語ることは不可能であり、ましてや二条大路木簡のような一大木簡群にあつてはなおさらであろう。

こうした観点からいうと、二条大路木簡の解明にとって、二条大路北側の左京二条二坊三・四・五・六坪、すなわち東院南方遺跡の性格の解明は不可欠である。二条大路木簡の解明にとって藤原麻呂の家政機関の木簡がネックとなっているのは、遺構が充分解明されていないことに彼の邸宅の所在が推定されることと無縁ではなかろう。東院南方遺跡は、平城宮の成立の解明にとつても重要な地域であり、極言すれば、二条大路木簡の解明は平城宮成立の問題とも密接に関連してくるのである。そこに藤原氏の存在が大きな意味を持っていることはもはや自明と思うが、逆に二条大路木簡の解明から、この問題にアプローチしていくことも可能であろう。これらは全て今後の課題とせざるを得ないが、二条大路木簡の解明に大きく寄与した南側の左京三条二坊一・二・七・八坪の遺跡の大部分が失われた今日、二条大路木簡そのものの解明のためにだけでなく、平城宮の成立ひいては奈良時代史の解明のためにも、北側の東院南方遺跡の有効な保存手段を緊急に講じ、また学術的な調査を実施することが切に望まれる。

2 瓦 博 類

今回報告する平城京左京三条二坊と二条二坊から出土した瓦は、軒瓦だけでも2500点に達する量があり、種類も多量であり、かつ重要な一括資料もあり、検討すべき内容も多岐にわたる。そのなかでも、まず長屋王邸に特有の軒瓦6272-6644について検討を行う。ついで、二条大路に面した濠状遺構SD5100とSD5300・5310から出土した瓦を取り上げ、とくに軒瓦6282-6721の年代観について再検討を加える。最後に、出土した多種の軒瓦を、平城宮・京軒瓦編年に照して時期区分し、各時期の遺構への軒瓦の供給状況を概観することにした。

A 長屋王邸所用瓦の提起する問題

長屋王邸の最初の造営時期、遺構の時期区分のA期に使用された軒瓦のうち、藤原宮式とともに多数を占めるのが、軒瓦6272-6644という組み合わせである。6272にはA・Bの2種、6644にはA・B・Cの3種があり、藤原宮式に近い特徴ある文様をもつ。平城宮所用の瓦ではなく、同範瓦が平城京内や飛鳥周辺などで出土しているが、今のところ長屋王邸からの出土量がもつとも多い。ここでは、この軒瓦の年代を検討し、同範瓦から製作の背景について考える。

i 軒瓦6272-6644型式の年代 (Fig. 78・79)

6272-6644型式の軒瓦は、瓦当文様の上では、平城宮式軒瓦よりも古い特徴をもつ。まず軒丸瓦6272では、直径が大きいこと、中房の蓮子が2重にめぐること、外縁が三角縁あるいは匙面状などの傾斜縁ではなく、外区面から一段高くして、その上面を斜面とし面違鋸歯文を入れること、瓦当厚が薄く、丸瓦は瓦当裏面の高い位置に取りつくことが挙げられる。A・B2種の違いについては、A種の方が、中房や外縁あるいは珠文の突出度が大きく、弁の子葉も高く大きい。全体に肉厚であるAの方が優れており、Bの方が扁平化し退化傾向にある。

軒丸瓦6272
は A → B

軒平瓦6644については、偏行変形忍冬唐草文であること、上外区に珠文を下外区に線鋸歯文を入れること、大型で粘土板桶巻作りであることが挙げられる。桶巻作りであることは、数少ないながらA・B・Cそれぞれ粘土板接合痕跡が認められ、また、この軒平瓦にともなう熨斗瓦でも確かめられる(Pl. 80)。A・B・Cの3種については、C→A→Bへの変化が指摘されている¹⁾(Fig. 78)。その概略を述べれば、6644Cの偏行唐草文は、唐草の各单位が分離しているため、各单位が蔓でつながる藤原宮式とは一見すると異なるが、上下の外区に蔓の部分が隠れていると復元的にみれば、藤原宮式に近いものとなる。ただし、蕾の表現は、藤原宮式が二重の鍵手表現であるのに対し、より写実的な蕾の表現を留めている。次のAの文様は、基本的にCと凹凸逆の関係にあつて、Cをもとに、Cの製品の地の部分を範型に彫り込んだものである。Bは、Aの複雑な部分を簡略化し整えたものになる。瓦当幅も、CとAが唐草文が7単位で大きいのに対し、Bは6単位と減少し小さくなっている。

軒平瓦6644
は C→A→B

軒丸瓦2種と軒平瓦3種の文様の差は、実際の製作年代においても差があつたのだろうか。長屋王邸での種別の比率は、軒丸瓦ではB種が多く(35点)、古相のAは少ない(12点)。軒平瓦

1) 小林謙一「長屋王邸宅の屋根瓦」『平城京長屋王邸宅と木簡』吉川弘文館, 1991

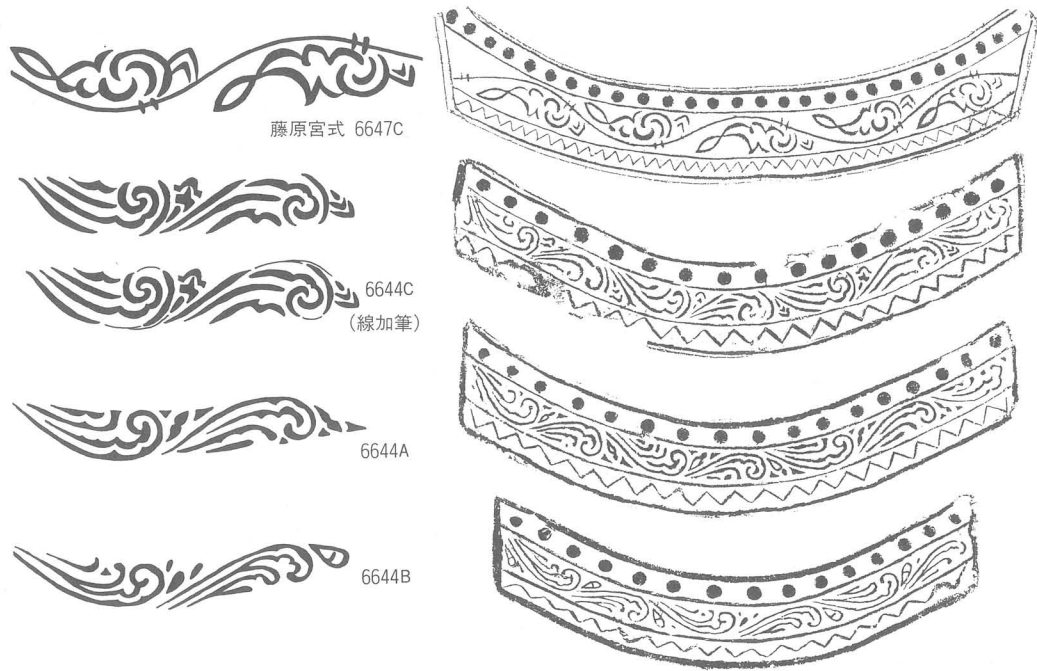


Fig. 78 軒平瓦6644の推移 1:4

ではAが多く(49点)、古相のCは少なく(8点)、新相のBは1点のみである。製作技術には大きな違いはない。長屋王邸への供給にあたっては、製作時期の異なる軒瓦が段階を追って供給されたというより、奈良時代初めには5種が共存し同時に供給されたとみるのが適当であろう。しかし、同時期の作範と考えるには文様の相違がやや大きく、6272A-6644Cが先行し、ほか3種は模倣したものとも理解でき、製作年代にもいくぶんの時間差があったことも考えられる。このことは、長屋王邸への供給が第一義的なものではなく、本来は別の供給先があったことを想定することにもなる。実際、長屋王邸出土の軒丸瓦6272A・Bは、ともに範傷が発生しており、範がある程度磨耗した段階の製品である(Fig. 79)。軒平瓦の場合は文様が薄く、顕著な範傷は発生していない。範傷の多寡は、範型の材質や集中的な使用などを考慮する必要がある、単純に時間の経過を考えることは危険である。しかし、後述するように範傷のほとんどない同範例もあって、製作開始が奈良時代以前に遡ることは十分に考えられよう。

軒丸瓦には
範傷が顕著

まず、軒丸瓦6272Aと軒平瓦6644Cを取り上げて、藤原宮式と比較しておこう。軒丸瓦では、藤原宮式はすべて三角縁で、ほとんどが線鋸歯文である。6273型式のみ面違鋸歯文であるが、これらは少数派であり、複弁6弁である。これに対して6272Aは、複弁8弁であり、外縁が外区から垂直に一段高くなり、その上面である斜面に面違鋸歯文を入れる。こうした外縁形態および面違鋸歯文のあり方は、例えば川原寺式に近く、これに珠文帯の外区を挿入したものと説明するのがわかりやすい。ただし、照りむくりが顕著な川原寺式の弁とは異なる。もっとも、藤原宮式の軒丸瓦のなかでも、弁に照りむくりが顕著であるのは6274型式のみであり、大部分は弁端にむかって高まるものになっており、6272Aもこれと変りはない。軒平瓦6644Cの場合、その偏行変形忍冬唐草文はやや特異で、同じ右偏行の変形忍冬唐草文を入れる藤原宮式6647型式と比べると、同じモチーフではありながら、その表現はまったく異なったものに仕上がって



Fig.79 軒丸瓦6272A・Bの範傷 1:3 実線:長屋王邸 破線:観世音寺の増加部分

いる。蕾の表現は法隆寺式の均整忍冬唐草文に近い。したがって、藤原宮式の6647型式が先行し、そこから変形派生して生み出されたものとは言えない。とはいえ、上下外区に珠文と線鋸齒文を入れる点は、藤原宮式と共通する構成である。文様から見る限り、藤原宮式と基本的な文様構成を共通させつつ、別個に独自のものとして作られたものと判断できる。

藤原宮式に近いが別個

以上のように、6272-6644を藤原宮式より後出するとみる理由は見当たらない。奈良時代には、藤原宮式の偏行唐草文がやや退化したような軒平瓦がいくつか認められるが、これらと同列のものではない。製作技術の上で奈良時代以前とする積極的な根拠はないが、先の範傷も考慮すれば、その文様の示すように、生産は奈良時代以前に遡るもので、長屋王邸へは、一定の製作期間が経過した後に、奈良時代に入って供給されたものと考えたい。

生産開始は奈良以前か

ii 同範瓦の分布

次に、これまでに同範瓦が出土した遺跡を確かめておこう (Fig. 80)。平城京では、平城宮内から1点、宮大垣周辺で3カ所各1点ずつ、いずれも軒平瓦が出土している。京内では、長屋王邸の周辺、左京二条二坊と三条二坊に集中している。二条二坊五坪や三条二坊九坪の場合、長屋王邸の隣接地であり、点数の少なさからも長屋王邸から後に移動したものかもしれない。その中であって、二条二坊の十一・十二・十三・十四坪では、これまで12点が出土しており注意されるが、この軒瓦が出土する理由は判断できない。また、左京二条五坊北郊で出土している6点は、憶測に過ぎないが「佐保楼」の候補地にならないだろうか。

長屋王邸の周辺に集中

なお、長屋王邸のすぐ南にあたる左京三条二坊六坪については、三坪とともに長屋王邸の敷地と考え、6町占地であったという見方もある¹⁾。しかし「長屋王邸の軒瓦」でみる限り、軒丸瓦6272Aが1点出土しているに過ぎない。

平城京内では、ほかに薬師寺、唐招提寺、大安寺、法華寺から出土しているが散発的である。これに対して、右京九条一坊の観世音寺推定地の周辺部から多量に出土しており、注目できる。

京内寺院からも出土

観世音寺については、福山敏男の考証がある。正倉院文書に、奈良時代に貴重な経典を多数

1) 金子裕之「長屋王は左道を学んだか」『歴史読本』臨時増刊号, 1988

蔵し、写経のために経典を貸出した記録が残る寺院として、観世音寺あるいは観音寺の名前が現われる。また、『僧綱補任抄出』天武2年条によれば、入唐僧である智通が平城観音寺を建立したとの記載がある。智通は、『続日本紀』の斉明4年(658)に、新羅船に乗って入唐し、玄奘に師事したと記録された人物である。福山は以上の史料を示し、いまの大和郡山市に「観音寺」という地名があり、これを寺院衰退後に地名として残ったものとみて、周辺に観世音寺を推定し、平城京内にあったとすれば、右京九条一坊のあたりと考えていた¹⁾。

観世音寺で
多量に出土

1980年になって、この推定地の南を通る九条大路沿いの発掘調査により、軒瓦6272-6644が出土した²⁾。宮の瓦と異なる特有の瓦が、十二坪の南辺に集中することから、十二坪を中心とする地域に寺院が推定され、福山の想定のとおり観世音寺とみられる。寺域想定部分は未調査だが、おそらく妥当であろう。6272-6644の本来の供給先として、第一の候補となる。

観世音寺出土資料を長屋王邸のそれと比較すると、より古相の6272Aおよび6644Cが多いが、一方で新相の6644Bもまた多い。軒丸瓦の範傷はやはり全般に認められ、長屋王邸よりも確実に進んだものもある(Fig. 79)。観世音寺の中心域の調査が実施されていないので確かなことは言えないが、中心域には範傷のない製品が葺かれたことは十分に考えられることである。

仏教に篤い長屋王は、和銅5年(712)年と神亀5年(728)に、2回にわたって『大般若経』600巻の写経をおこなったことが知られている。いわゆる長屋王願経である。霊亀2年(716)頃に投棄されたとみられるSD4750出土の長屋王家木簡には、写経に携わった写経生や職人が多く登場する(「出土木簡積文(抄)」No.65・66など)。これに加えて、観世音寺との物品のやりとりを記録した木簡が出土している(「出土木簡積文(抄)」No.19)。これらは712年の写経に関わる可能性が高いが、いずれにせよ、奈良時代のごく初期には既に観世音寺が存在したことが確かめられる。観世音寺の規模にもよるが、平城遷都にともない新たに建立された寺院というより、奈良時代以前に、下ツ道の近辺に既に建立されていたとみることも可能であろう。どこまで遡るかは容易に推測しがたいが、それが奈良時代のはじめまで継続し、平城遷都にともない、寺域周囲の整備とともに、左京三条二坊の長屋王邸にも供給されたと考えるのである。

創建時期は
奈良以前か

一方、この軒瓦は平城京だけではなく、飛鳥周辺など南大和でも出土する。桜井市安倍寺の場合、発掘調査で出土した軒瓦は山田寺式が主体であり、採集品6272B 1点以外に出土していない³⁾。6272-6644の本来の供給先ではなからう。橿原市大窪寺の場合、やはり6272A 1点が採集されている。現存する塔心礎は発掘調査により動かされていることが判明し⁴⁾、「日本書紀」に見える大窪寺の比定地として、別地点を候補とすべきという指摘もある⁵⁾。採集されている軒瓦は、やはり山田寺式が主体である。しかし、採集された6272Aは、中房圏線をはじめ、長屋王邸や観世音寺出土の同範資料より鮮明であることが注意される(Ph. 115)⁶⁾。この採集資料1点の評価は慎重でなければならないが、もともとの供給先として、飛鳥周辺の寺院についても考えておくべきかもしれない。

大窪寺の軒
丸瓦は鮮明

- 1) 福山「観世音寺」『奈良朝寺院の研究』高桐書院、1948
- 2) 奈文研『平城京九条大路-県道城廻り線予定地発掘調査概報I-』1981
- 3) 橿原研『安倍寺跡環境事業整備報告-発掘調査報告書-』桜井市、1970
- 4) 橿原市千塚資料館『橿原の飛鳥・白鳳時代寺院』1992
- 5) 大脇潔「寺院址調査の成果と課題」『展望考古学』1995
- 6) 天理参考館所蔵。

番号	出土地	発掘調査	6272		6644			文献	備考	
			A	B	A	B	C			
1	平城宮	内裏東方	奈文研 21次			1				
2	宮周辺	小子門南方	奈文研 39次			1				
3		壬生門東方	奈文研165次			1				
4		宮張出南西隅	奈文研 44次			1				
5	平城京	左京二条二坊	五坪	奈文研204次ほか		1	1		『本報告』	
6			六坪	奈文研 68次			2			
7			十二坪	奈良市(1982・83)	3		2			『平城京左京二条二坊十二坪発掘調査概要報告』1984
8			十三坪	奈文研151-11次ほか	1	5				
9		左京二条五坊	十四坪	奈文研189次			1		『平城宮概報1987』	
10			北郊	奈文研(1969)		3	1	2		春日野荘
11		左京三条二坊	長屋王邸	奈文研178次ほか	12	35	49	1	8	『本報告』
12				六坪	奈文研 96次	1				
13		左京三条一坊	九坪	奈良市(1979)			1			『奈良市埋蔵文化財調査報告書-昭和54年度-』1980
14			十四坪	奈文研 46次				1	『平城京左京三条一坊十四坪発掘調査報告』1995	
15		左京五条五坊	七坪	奈良市(1980)				1		『平城京左京(外京)五条五坊七・八坪発掘調査概要報告』1982
16		右京一条北辺四坊	六坪	奈文研151-26次			1			『平城京右京一条北辺四坊六坪発掘調査報告』1984
17		京内寺院	左京一条二坊	法華寺				1		『大和古寺大観』第5巻、1978 『大和古寺大観』第3巻、1977 寺蔵資料657 『礼堂修理報告書』 『南都古瓦紋様集』1928 石田茂作『伽藍論考』1948 『平城宮概報1993』 P.458註2) 文献
18			左京六条四坊	大安寺				2		
19			右京五条二坊	唐招提寺				2		
20			右京六条二坊	薬師寺		1			2	
21	右京九条一坊	観世音寺	奈文研242-7次 奈文研125次	32	3	3	4	6		
22	飛鳥周辺寺院	桜井市	安倍寺			1			保井芳太郎『大和上代寺院址』1932 P.460註2) 4) 文献	
23		桜井市	青木廃寺				1	1		
24	その他	橿原市	大窪寺		1				保井芳太郎『大和上代寺院址』1932	
25		香芝市	片岡尼寺			1				
26		柏原市	青谷遺跡	柏原市(1984)	1				『柏原市埋文報』1984	

Tab.70 軒瓦6272-6644同範瓦出土地一覧表

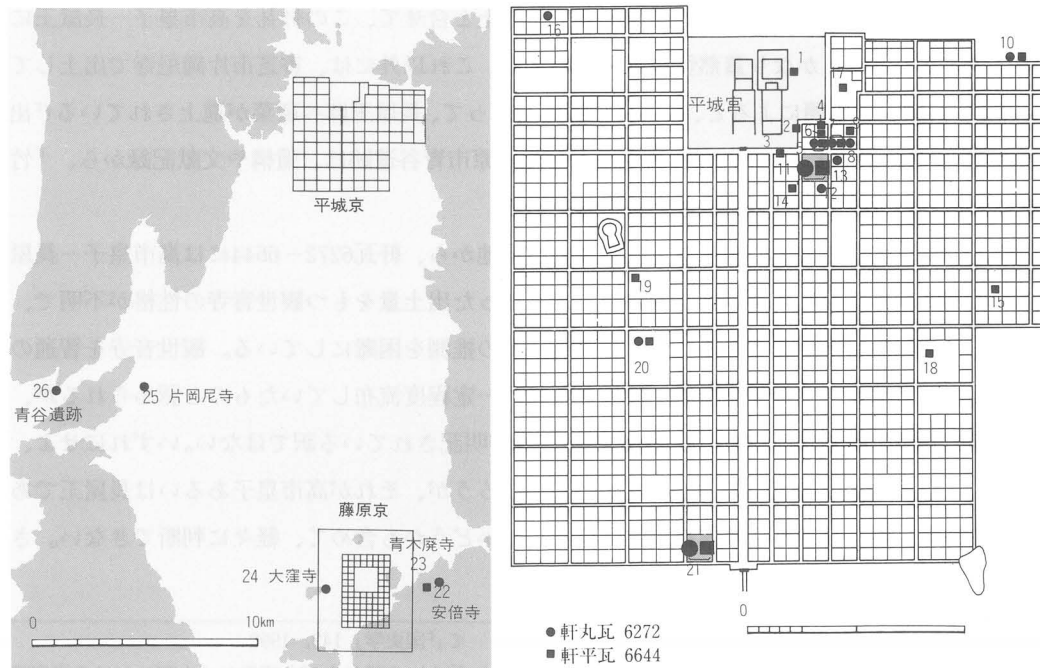


Fig. 80 軒瓦6272-6644同範瓦の出土地 (左 奈良盆地 右 平城京)

iii 軒瓦6272-6644の背景

ここまでみてきたように、奈良時代初めの長屋王邸への供給は、製作開始から一定の時間が経過した段階とみて、本来の供給先は奈良時代以前に遡る寺院ではないかと推測した。それが観世音寺であるのか、別の寺院であるのか、今のところ断定はできない。むしろ、確実な出土点数のある観世音寺が最有力候補ではある。ところで、この軒瓦が長屋王邸で確認されて以降、同範瓦の出土地から、この瓦が特定の場所あるいは人物に限って使用されたものではないかとの指摘がある¹⁾。同範関係には、特定の関係が背後にあるのだろうか、この場合は、長屋王との関連がどこまで読み取れるのであろうか。ただし、議論の前提となるべき、本来の供給先が特定できず、また年代の上限もおさえられないので、推論には限界がある。製作年代が、藤原宮式と並行するとすれば、長屋王の父高市皇子も視野に入れておく必要がある。もちろん、こうした高市-長屋という皇族に特定の軒瓦を結びつけてよいかどうかの議論も必要である。

長屋王との
関係

これまでの指摘のなかで、長屋王邸以外にもっとも直接的な関係を示唆しているのは、桜井市青木廃寺からの出土品を取り上げた大脇潔の見解である²⁾。青木廃寺出土の平安前期の軒平瓦に「壇越高階茂生」の文字が見えるが、この高階氏は、長屋王の父高市皇子を祖とし、式内社城上郡宗像神社の神主を務める氏族であった。宗像神社は高市皇子の時代まで遡らしく、その後裔である高階真人が、のちに代々祭祀を行っていたことが確かめられる。高市皇子と宗像社の関係は、皇子の母が胸形君徳善の女尼子娘であることにより、高階真人姓は長屋王の子孫に与えられた姓である可能性が高いとされる³⁾。以上のことから、青木廃寺は長屋王が父母の菩提を弔うために建立したと大脇は推定している。青木廃寺からは、軒平瓦6644A・C⁴⁾が出土している。青木廃寺は先の安倍寺ともほど近い。宗像社のある城(木)上には、長屋王家の御田または御園があり、高市皇子以来のゆかりの土地であるらしい。以上のように、青木廃寺の性格がかなり確かであるので、長屋王邸での出土と合せて、この軒瓦を高市皇子-長屋王に結びつけることは、かなり蓋然性が高いといえる。これ以外には、香芝市片岡尼寺で出土しているが、長屋王家木簡によると、片岡には御園があって、長屋王邸へ蔬菜が進上されている(「出土木簡釈文(抄)」№23)。なお、6272Aを出土した柏原市青谷遺跡は、遺構や文献記録から、「竹原井行宮」の可能性が考えられている遺跡である。

青木廃寺は
父の菩提寺

以上のように、これまで知られる同範瓦の出土地から、軒瓦6272-6644には高市皇子-長屋王との関係がある程度うかがえるものの、まとまった出土量をもつ観世音寺の性格が不明で、長屋王との関係が不明瞭であることは、これ以上の推測を困難にしている。観世音寺を智通の創建とする伝承は、『今昔物語集』にもみられ、一定程度流布していたものと認められるが、智通の出自や生没年は不詳であり、また創建年代が明記されている訳ではない。いずれにせよ、そこには経済力もつ特定の勢力の庇護が必要であろうが、それが高市皇子あるいは長屋王であったのかは、観世音寺が平城遷都以前に存在したかどうかも含めて、軽々に判断できない。さらなる資料の増加をまちたい。

観世音寺
と長屋王

1) p.455註1) 文献

2) 大脇潔「忘れられた寺-青木廃寺と高市皇子-」
『翔古論聚』1993

3) 澤田浩「『薬師寺縁起』所引天武系皇親系図につい

て」『国史学』142, 1990

4) 註2) 文献および山崎信二「大和における平安時代の瓦生産」『研究論集VI』(奈文研学報第38冊),
1980

B 軒瓦6282-6721の年代観

軒瓦6282-6721については、平城宮各地点での出土量比から組み合わせは確定している。また、これまで平城宮から出土したもっとも多い軒瓦であり、その年代観は、平城宮の造営過程を考える上でも大きな問題となる。これまで、平城宮・京軒瓦編年の第Ⅲ期(平城遷都後)として位置づけてきた。しかし、その後の資料によって、一部はⅡ期後半に遡るとの理解に変わりつつある。今回の調査で、二条大路に面する濠状遺構SD5100ほかの出土資料は、これに裏付けを与え、さらに多くの部分がⅡ期に遡ることを示しており、ここではこの問題について検討する。

i これまでの年代観

軒瓦編年Ⅲ期に位置づけたのは、内裏北方官衙地域の土坑SK820から天平19年(749)の紀年木簡とともに、6282Hと6721Dが出土したことによる¹⁾。その後、恭仁宮の発掘調査によって、6282D・Hと6721A・Cが出土し、恭仁宮の大極殿で使用されたと推定され、一部がⅡ期末に遡ることが明かとなった²⁾。また、『平城宮報告XⅢ』において平城宮・京の軒瓦編年を再検討した際には、軒平瓦の顎形態の推移を明らかにし、6721については、唐草文の特徴も考慮して、曲線顎Ⅱで恭仁宮所用のA・Cよりも、直線顎であるG・Haが古いことを示した³⁾。さらに、6282Fとしていたものが、6284Eの彫り直しであることが確定した。6282型式は、複弁八弁で間弁B系統の蓮華文軒丸瓦のうち、中房の中心蓮子をとくに大きくする特徴をもつ型式であるが、かつてF種としたものは、6284Eの中心蓮子を途中で大きく彫り直したものである⁴⁾。今回の報告からは、6282Faを6284Ebと呼ぶことにした。中心蓮子を彫り直す前の6284Eaの年代はⅠ期前半とされる。この製作年代幅を見積ることは難しいが、彫り直し後のEbの文様は鮮明であり、かなり長く使い込んだのちに彫り直した様子はない。6282型式の先駆形態である6284Ebの年代を、大きく下げて考えることは困難であろう。

SK820 から
出 土

恭仁で出土

直線顎は
年代遡上

ii 二条大路上の濠状遺構SD5100・5300・5310出土の6282-6721

二条大路に面した3条の濠状遺構からは、多量の木簡、土器、瓦が出土している。軒瓦については、とりわけSD5100からの出土量が多い。SD5100の場合、木簡や墨書土器の年紀は、天平8年(736)前後を中心とし、下限は天平12年(740)で、短期間の間に掘削され、物品を廃棄したものと考えられる。よって、この濠状遺構から出土した資料は恭仁遷都直前の内容を示す基準資料となりうるものである。そして、SD5100から最も多く出土したのが軒瓦6282-6721である。議論の前提として、SD5100・5300・5310の軒瓦の出土状況を掲げておく(Tab.71)。

SD5100の
重 要 性

SD5100の埋没状況の理解は、出土遺物の評価に大きくかわる。下層に木簡を多量に含む木屑層があり、中層の炭層をはさんで、上層の暗灰褐色砂質土層となる。土坑を掘削して廃棄物を投入したのち、ただちに埋められたのか、一定の期間開放していたのかという問題である。ほぼ埋ったのちにも、埋め立てが完全でなく窪みが残し、後の混入品が含まれる可能性はもちろんある。しかし、大きく年代が下降する資料はなく、ほとんどが恭仁宮前後の時期と考えら

1) 奈文研『平城宮報告Ⅶ』1976

3) 花谷浩「軒平瓦の変遷」『平城宮報告XⅢ』1991

2) 上原真人『恭仁宮跡発掘調査報告瓦編』京都府教委, 1984

4) 佐川正敏「平城宮の軒丸瓦6284Eと6282Fa」『年報1992』

SD5100

層位		I 期	II - 1 期	II - 2 期	6282-6721	その他
上層 暗灰褐色 砂質土	軒丸瓦		6311 A (3) 6311 B (1) 6313 A (1)	6308 A (1) 6308 B (1) 6313 H (1) 6314 C (1)	6284Ec (3) B (3) C (2) E (5) Ga (8) Gb (1) G? (1)	6225 A (2) 6316 D (2) 型式不明 (6)
	軒平瓦		6664 F (3) 6664DF (1) 6664N (5) 6667 A (1)	6663 A (2) 6682 A (1) 6688 (1) 6663 (1) 6694 A (1)	A (1) D (2) D? (1) E (1) Ga (9) Gb (3) Hab (1) Hc (2) 種不明 (1)	6691 A (1) 6737 A (1) 型式不明 (1) 鬼瓦 (1)
中層 炭層	軒丸瓦	6273 A (1) 6233 B (1)		6135 A (5) 6308AB (1) 6308 B (1) 6308 C (1) 6311 F (1) 6313 C (1) 6314 C (1)	6284Ec (3) D (1) G (7) Gb (1) G? (1) Ia (1)	6225 A (1) 型式不明 (3)
	軒平瓦			6663 (1) 6665 B (1) 6682 C (1) 6685 C (1) 6688Ab (1)	E (1) G (1) Ga (2)	
下層 木屑層	軒丸瓦	6273D (1) 6275 A (1)	6311 A (1) 6313 A (1)	6135 A (3) 6135Bb (1) 6135 C (1) 6308 A (1) 6308 C (1)	6284Ec (3) Ba (3) C (1) E (1) E? (1)	6225 A (1) 型式不明 (1)
	軒平瓦	6646 C (1)	6664N (4)	6688Ab (1)	Ga (2)	6710 C (1)
最下層 黒灰色粘土	軒丸瓦			6308 C (1)		
	軒平瓦	6644 A (1)				
SD5300						
上層	軒丸瓦			6135 B (1)	6282 E (1)	6316 (1)
	軒平瓦					型式不明 (1)
中層	軒平瓦					6700 A (1)
下層 木屑層	軒丸瓦	6273D (1)	6311 B (1)			6316Ea (1)
	軒平瓦				6721A (1)	リ (1) 型式不明 (1)
SD5310						
上層	軒平瓦				6721D (1) 6721Ga (1)	
中層	軒平瓦					6691 A (1)
下層 木屑層	軒丸瓦					6316A? (1) 型式不明 (1)

Tab. 71 SD5100・5300・5310出土の軒瓦一覧表

れるもので、一括性の高い資料であると思われる。いま恭仁宮前後としたのは、6282-6721以外にも、6225A・6691Aなど、II期後半に遡ることが判明しているが、平城宮での使用が主として還都後であると考えられるものを含むためである。

いま、上層と中・下層を分けてみると、内容にあまり変りはないが、6282-6721については差を見出せない訳ではない。それは、軒平瓦に曲線顎IIの資料がほぼ含まれないことである。中層に6721Eが1点あるのみで、他はすべて直線顎の6721G(5点)である。上層では、6721A・E・D・Gb・Hcなどの曲線顎IIの資料8点が含まれる。一方の軒丸瓦6282については、上層には6284Ebと6282B・C・E・Gがあり、中・下層ではさらにDとIaが加わるが、内容に大きな相違はない。軒平瓦に比べて多くの種が含まれている。

顎の相違が
層位に対応

軒平瓦6721にみる顎形態の差と出土層位との対応は重要である。曲線顎IIの初現については、法隆寺東院や恭仁宮という造営年代の明らかな遺跡にともなう6691Aが手掛かりになる。法隆寺東院の場合は曲線顎Iで、恭仁宮の出土資料が曲線顎IIであることから、6691Aについては、天平12・13年(740・741)頃に変化が生じたと考えられている¹⁾。今のところ、6691A以外に実年代をおさえられる資料はなく、もっとも有力な定点になる。これを6721に当てはめれば、中・下層は遷都以前で、上層は還都後ということになる。しかし、中・下層から多くの種が出土している軒丸瓦とは、釣り合わないように感じられる。

このようにSD5100の資料群は、これまで平城宮の基準資料にはなかった軒瓦編年第II-2期の一括資料となりうるものではあるが、上層の理解によっては解釈が分れることになる。そこで、まず個々の種の検討から、同一型式内の出現順序について考えておこう。

iii 6282-6721の文様と作範年代

軒丸瓦6282については、6284Ebが先行型式であることは動かないが、6282として作範された諸種の前後を考えることは、それぞれに個性があつて文様の上からは困難である。各種それぞれ個性をもつが、より異なる要素をもつ種としてEとIがある。Eは、B系統の間弁をもつものが原則として複弁の2葉が分離するのと異なり、隣りあう2葉が接している。また外縁は頂部に平坦面をもち、縁部が角張っている形状をとる。中房径もやや小さい。Iは、間弁が複弁の花弁を輪郭線状にめぐると通常のものとは異なり、間弁が弁端に接する。また、中房の蓮子が1+8であり、外縁が匙面状であることも挙げられる。珠文と線鋸歯文の数は、B・D・Eがともに24個、Gが線鋸歯文25個、Hが22個、Iは珠文・線鋸歯文ともに22個である。

また、この型式は接合粘土が多く、丸瓦部の瓦当付近がきわめて厚く仕上がっており、その内面接合線が台形になるよう瓦当裏面を削ることが特徴である。しかし、すべての種がそうではない。典型的な台形状接合線を描くのは、B・C・D・Hであつて、E・Gは異なっている。Eは裏面を平坦に削らず、丸瓦凹面にかけて縦断面が円弧を描いて移行する形状で、接合線は不明瞭である。このあり方は6284Ebに近い。Gは6282の中では内面の接合粘土が少なく、接合線は台形状を指向しながらも、裏面の高い位置での円弧状であるものが多い。

特徴ある
台形状接合線

以上のことから、6282諸種の出現年代として、匙面状の外縁をもつIが古式であり、また内面の接合粘土が多く台形状の接合線をもつものより、EあるいはGがより古い特徴を残してい

軒丸瓦6282
の作範順序

1) 佐川正敏「考察 屋瓦」『平城宮報告XIV』1993

ると判断する。したがって、6284Ebに後続して、6282E・G・I、ついでB・C・D・Hという順序が考えられる。なお、BとHのように、中房内部が平坦である点も、C・Gなどのように、中房圏線の内側が一度環状に窪んだあと、中高に盛り上がるものより、新しい特徴といえるかもしれない。

6721の中で
Gが最古

一方の軒平瓦6721型式については、既に明らかにしたように、同じ5回反転の均整唐草文をもつ6719Aを祖形とし、まずGが作範されたとみてよい¹⁾。中心飾りの垂下する三葉文が、上方から派生する形態、唐草文全体の細く流れるような展開、あるいは外区の珠文帯の外側に界線

をもち、幅広い外縁をもたないことも共通している。このGに近いものはどれかという点を、唐草文と外区の珠文の位置関係から考えてみた(Fig. 81)。

まず同じ直線顎をもつH以外に、FとEがGに近い。これらは、珠文と唐草文の対応関係が基本的に同一である。数が異なるのは、外区の左右端部で珠文が1粒少ないなど、末端の処理が異なるだけで、大部分は一致するのである。これは、作範の下絵が同一か、Gを忠実に模したかのどちらかである。HとFとを比較すると、唐草文基部が流れるように派生するGの特徴が失われ、直線的な始まりを示すが、どちらかという点、Fの方が流麗でHの方がより硬拙である。それを補うためか、Hはのちに唐草文が彫り直され、基部を長く伸ばす補正を行っている。Fは、唐草右第3単位基部の外側にあたる珠文が、やや広がっている点もGと共通しており、下絵の一致を示すのかもしれない。Eについては、上外区の中央と左端部がやや異なるが、残る部分は基本的にF・G・Hと等しい。3者に比べてやや小型であることも関係するのかもしれない。これら4者は、このように珠文の配列が同一で、中心飾りの左右の2葉がほぼ水平である点も共通する。したがって、直

H・F・E
がGに後続

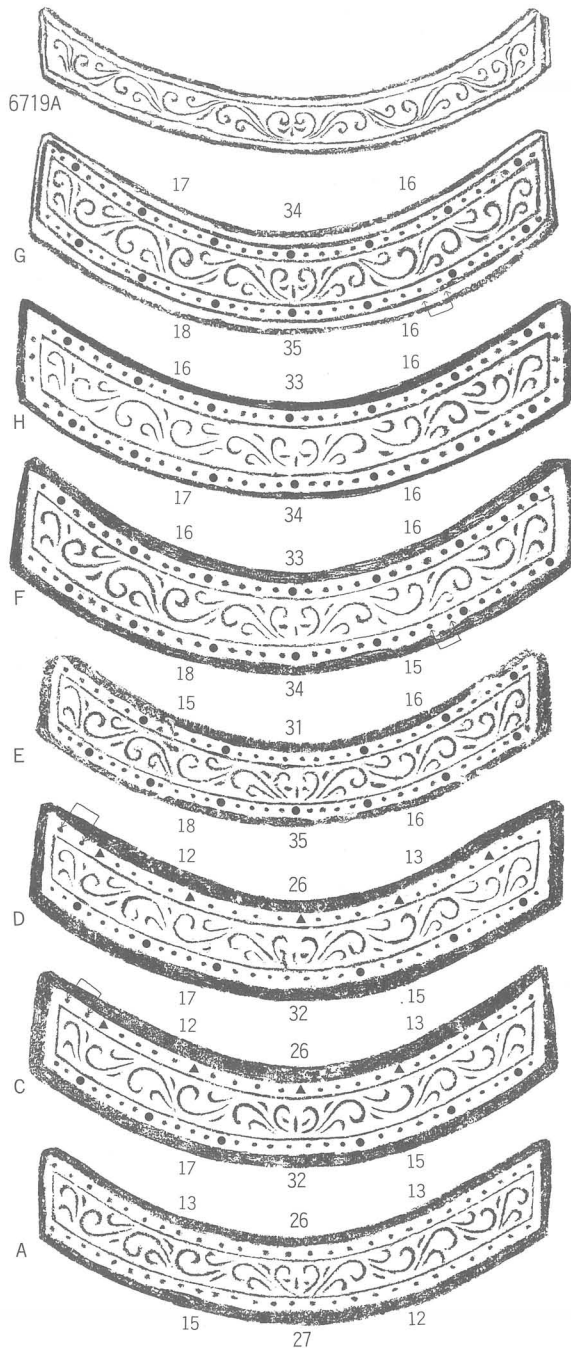


Fig. 81 軒平瓦6721の瓦当文様と珠文数の変化

1) p. 461註3) 文献

線顎をもつG・Hが先行するとしても、F・Eの作範年代もこれと大きな差はないように思われる。

残るA・C・Dについては、とくにC・Dは下絵が同一かと思われるほど互いに酷似する。珠文の数と配列がまったく等しく、また上外区左端の2個の間隔が広い点も共通する。この2種の珠文をG以下の先の一群と比較すると、中心飾りの中軸に珠文をおかないようになり、数が少なくなっているが、下外区についてはG以下の一群とおおむね対応する位置関係にある。一方、上外区はG以下とは異なった配列となり、26個と少なくなる。またC・Dの2種は、中心飾りの左右の2葉が上に広がる形状となる点でも共通する。残るAは、上外区の珠文は、C・Dと位置がずれるものの数が一致する一方で、下外区は30を切ってより少なくなっている。AはEと同じく、6721諸種の中ではやや小型である。なお、中心飾りを囲む左右の中心葉も、G・H・Fが円弧状であるのに対して、D・E・Aは逆三角形近い直線的な形状を示す。

新しい6721
A・C・D

以上、文様および顎の形状をふまえて、軒平瓦6721の作範順序を考えれば、直線顎をもつGとHa、曲線顎ⅡになったGbの少数例とHc・E・F、最後にA・C・Dという3段階が推測できる。いずれにせよ、6721については、例えば6664や6663のように、次第に唐草文の各单位が分離独立したり、界線から派生するようになるなど、同一型式内での退化現象が認められるのと異なり、中心飾りの細部の変化や、唐草文の巻きこみが弱くなるといった微細な変化があるにしても、ほぼ同一の文様であり、諸種の作範年代に大きな時間差があるとは思われない。

軒平瓦6721
の作範順序

軒丸瓦6282と軒平瓦6721のそれぞれの出現順序を考えたが、それぞれの組み合わせについては、なお検討を要するのはもちろんだが、あえて次のような一案を示しておこう。

6282 - 6721
の組み合わせ

6284Eb	6282E・G・I	6282C・D・B	6282H
6721G・Ha・Hb	6721Hc・F・E	6721A・D	6721C

平城宮内における共伴関係をみると¹⁾、6284Ebと6721Gについては、東院地区園池西方で組み合わせる。第1次大極殿地域第Ⅱ期遺構の南面回廊では6284Ebと6721F、兵部省では6282Gと6721F、造酒司では6282Gと6721D。また、6282Bと6721Cの組み合わせは、出土量としてもっとも多く、宮内をはじめ、法華寺や左京三条二坊六坪の宮跡庭園でも組み合っている。

以上のような軒瓦6282-6721の推移をふまえて、SD5100での出土状況に戻る。軒平瓦の顎形態の相違が、層位に対応すると考えるのは自然ではある。しかし、中・下層には多種の6282が含まれる一方、これに対応する軒平瓦が6721G・Hのみであるとするのは無理があるように思われる。6721G・Hの直線顎に確実に対応させようのは6284Eb・Ecであると考えが、当初から中心蓮子を大きくした6282諸種が登場した段階でも、組み合わせる軒平瓦が依然としてG・H2種のみということは考えにくい。とすれば、中・下層の軒丸瓦に混入があるとみるか、層位的な整合性は偶然で、G・H以外の曲線顎Ⅱの6721諸種も恭仁遷都以前に出現していたとみるかのどちらかである。中・下層出土の6282には、下層にB・C・Eの計5点、中層にD・G・Iの計10点があり、すべてを混入とするのは困難なように思われる。1点のみ曲線顎Ⅱの6721Eが炭層に含まれ、また北側のSD5300では木屑層中に6721Aが含まれることも考えれば、これら6721A・D・E・Fについても、恭仁遷都以前に遡りうるだろう。

また、恭仁宮で出土している6282Hと6721Cについては、上層もふくめてSD5100からは1

1) 佐川正敏「兵部省所用瓦について」『1989年度平城宮概報』

点も出土していない。これらは、ともに文様などからみて、後出する一群であると先に考えたものである。この6282Hと6721Cが恭仁宮段階の新調とすれば、それ以外の多くの種が恭仁以前にさかのぼると考えて無理はないのである。

6282-6721
は恭仁以前

本稿では、なお問題を残すが、6282と6721諸種の大半が恭仁遷都以前に遡る可能性を提起したい。つまり、6721型式については、曲線顎Ⅱの出現がそこまでさかのぼると考えることになる。この年代観は、6691Aで認められた曲線顎ⅠからⅡへの変化の時期とは齟齬をきたしている。これについては、法隆寺東院の6285B-6691Aが、6285A-6667Aに後続するもので、これらは藤原氏に関わりの深い軒瓦であって、平城宮所用の軒瓦ではないことによるのかもしれない。つまり、平城宮所用瓦では既に曲線顎Ⅱが出現していて、6691Aについては、それが恭仁宮の段階で曲線顎Ⅱに変わったという解釈もありうる。あるいは、法隆寺東院の創建年代については、鎌倉時代の『東院縁起』には天平11年(739)と記録されているが、天平19年の『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』には天平5~8年(733~736)とあって、恭仁直前というより、いくぶん遡る可能性もあって、6691A自体の曲線顎Ⅱの出現時期を恭仁段階に限定することも、なお検討の余地があるかもしれない。もし、曲線顎Ⅱが恭仁遷都以前に遡ることが妥当であれば、当然のことながら、たとえば6663Cなど、平城宮所用の曲線顎Ⅱの軒平瓦の年代にも影響がおよぶが、ここではこれ以上踏込まないことにする。

iv 小 結

以上、これまで既に指摘されていた6284Eb・6721G・H以外の諸種が、SD5100の資料によってどこまで遡らせうるかに焦点を絞って論じてきた。数の多いこの軒瓦6282-6721については、なお解決すべき課題が多く残る。今後の課題についてまとめておく。

6282-6721の初現については決め手はない。6284Ebは軒丸瓦6282の先駆形態であるが、彫り直し以前の6284Eaは、和銅遷都当初に遡るとされる。この範型は、おそらく宮所用としての一定の生産の後、木津町瀬後谷瓦窯に持ちこまれる¹⁾。これは、瀬後谷窯で共伴する軒平瓦6664Iや6668Aが、同じように宮所用瓦であり、範割れを生じているからである。ただし、瀬後谷窯で出土する軒瓦は、これらを除けば、宮では出土せず平城京内で出土が知られるものが多く、宮から持ちこまれた範とともに、主として平城京所用の瓦を生産したものと考えられる。軒平瓦の多くは粘土紐桶巻作りである。平城宮の軒平瓦では軒瓦編年Ⅱ期には一枚作りへと移行するが、瀬後谷瓦窯の場合は、出土した軒瓦全体から判断すると、やや遅くまで桶巻作りが残存していたとみられ、操業期間は第Ⅰ期のおわりから第Ⅱ-Ⅰ期を中心とする時期であろう。6284Eaの範型は、その後、ふたたび平城宮用として使用され、彫り直しを行って6284Ebとなったと理解する。その時期は、第Ⅱ-Ⅱ期のはじめ、天平初年に遡るのではないかと。なお、6721Gと組む以前に、礫を多く含む胎土の共通点から、6719Aと組んだ段階も想定できる。

初現は天平
初年と推定

瓦工の独自
性

ところで、6721型式諸種には斜めの縄叩きを施すという共通点があり、それ以外の平城宮所用軒平瓦が横ないし縦の縄タタキであるのと異なっている。また、外縁部分を範型に彫り込んで、範型の打込みで外縁を成形する点も、ほかの軒平瓦には見られない特徴である。一方の軒

1) 京都府埋蔵文化財調査研究センター「木津地区所在遺跡平成3年度発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報』51-3, 1992

丸瓦についても、瓦当裏面をヘラケズリ調整し、接合線を台形に整形することは特異である。あるいは、軒丸瓦6308A・Bや6225A・Cあるいは6291Aなど、第II-2期から試みられる一本作りを採用することなく、接合式を守っていることも指摘できよう。このように、ほかの宮所用瓦とは明瞭に異なった特徴をもち、軒瓦6282-6721の製作工人が、系譜は明らかにしがたいが、独自性をもった一派であることが確かめられる。

恭仁宮の瓦生産にあたっては、これらの瓦工の一部が関与する。6282Dと6721Aの範型が持込まれるとともに、新たに6282Hと6721Cがつくられた。6282Hは、ほかの諸種に比べて瓦当径が大きい、おおむね恭仁宮の6320Aと同じ大きさであり、これにあわせたものかもしれない。恭仁宮出土の6282Hには瓦当裏面を台形に整えるものがあり、また6691Aの中に斜めタタキを加えたものがある¹⁾。したがって、範型の提供だけではなく、実際に6282-6721の瓦工が関与したと考えると誤りないだろう。

恭仁宮の瓦
生産に関与

軒瓦6282-6721は、その後も彫り直しを経て、軒瓦編年第IV-1期(天平宝字年間)まで製作されたと考えられている²⁾。ただしこれは、必ずしも瓦自体の分析から導かれたものではない。確かに、彫り直しを行い長期間にわたる生産をかがわせるものもあるが、それぞれの製作期間中の変化を押えた上で、そのもっとも新しい段階の製品が供給されていることを確かめている訳ではない。軒瓦6282-6721の出土量は多く、平城宮の造営過程を考える上で重要な位置を占める資料であることは間違いない。しかし現状では、おおまかに第II-2期からIII期、あるいはIII期からIV期といった幅でしか議論できないのである。今回、いくつかの段階に細分できるかどうかを一部の種について試みたが、残念ながら果せなかった。この要因として、例えば軒平瓦6721であれば、曲線顎IIになって以降、顎面の幅が増大するなど、時間の推移にともなう製作技術上の変化が見出せないことが挙げられる。しかし、逆にこのことは、考えられているより、製作期間が短いことを示すのかもしれない。こうした状況にあって、まず細かな範傷進行を確認していくことが基本となろう。ただし、彫り直しが行われた段階の製品は、概して焼成のよくないものが多く、範傷を追いかけることも容易ではないようである。とはいえ、製作年代の細分を進める作業なくして、供給先の遺構の年代を特定することはできないのである。

生産の終了
は未解明

C 軒瓦の時期区分と分布からみた使用状況

最後に、今回出土の軒瓦を時期区分し、左京三条二坊一・二・七・八坪と二条二坊五坪への瓦の供給状況を整理し、各時期の遺構との対応をみることにしよう。

i 軒瓦の時期区分

まず、出土した軒丸瓦と軒平瓦を、平城宮・京軒瓦編年に照して時期区分する(Tab.72)。軒瓦の時期区分は基本的に『平城宮報告XIII』所収の「平城宮・京出土軒瓦編年の再検討」にしたがう。各時期における供給量についてはFig.82に示す。

ところで、先の6282-6721についてふれたように、現在の軒瓦編年では、範傷の進行や軒平瓦の顎の変化などから年代幅を考慮しているが、こうした点を明らかにできた事例はまだ少ない。したがって、製作期間のうちどの段階の製品であるかは、現状では明らかでない。さら

1) p.461註2) 文献

2) 『平城宮報告XI』1982, 『平城宮報告XIII』1991

	710		720		730		740	
遺構の時期区分	A		B		C			
軒瓦の時期区分	I				II			
	1		2		1		2	
軒丸瓦	藤原宮式		6285A	6298A	6012ABC	6018B	6135ABC	
	6272AB		6301BJ		6228A	6282BaCDEGal		
	6284ACDEa		6304A		6284Ebc	6291A	6307AE	
	6303B 6304CL		6311AB		6308ABCDI		6311FG	
	6348A		6313AC	6314B	6313DH	6314AC		
軒平瓦	藤原宮式 6555		6641P	6664DF	6572AC	6663AB	6671IK	
	6644ABC		6665B	6666A	6681ABE	6682ABCF		
	6654A		6667AC	6668A	6685C	6688AB	6694A	
	6664BCGHIK		6671E	6685AB	6719A	6721ADEFGHab		
	6675A		6689A	6700A	6727B	6737A	6754A	

Tab. 72 出土軒瓦の時期区分表

多様な種類に、軒瓦の種類は多いが、わずかな点数のものも多く、これらは寄せ集めといった印象が強い。極端なことを言えば、平城宮での一定期間の使用ののち、葺き替えに当って整理され、平城京に持ちこまれたことも想定できない訳ではない。もしそうであれば、供給時期を判断することは現実的に不可能となる。今のところ、主として平城宮への供給時期をもとに組み立てられた編年案にしたがい、宮と同じような時期に供給されたという前提に立つほかないのである。

ここで、今回の出土状況により、これまでの軒瓦編年について再検討が必要と考えるものを挙げておこう。最終的な判断は同範瓦を十分に吟味する必要があり、問題提起に留める。

まず、いわゆる「長屋王家木簡」を出土したS D 4750から、6644Aとともに6664Nが出土している。出土資料は、木簡の紀年から716年頃に一括投棄されたものとみられ、6664Nについて、これに組み合う6314Bを含めて、年代遡上の可能性がある。

軒丸瓦6308
にみる二者

第II-2期の6308-6682について。6308諸種のうち、A・B・CとD・I・Mほかとは異質である。D・I・Mなどは、匙面状の外縁形態、6311A・Bに近い弁、接合式である点に加え、組み合う6682は段顎である。一方の6308A・B・Cは、接合式とともに一本作りの製品があり、外縁は低く、組み合う6663A・Bには、Bに顎幅の狭い断顎が少数例あるが、多くが曲線顎Iである。前者が平城京での出土が顕著で、平城宮所用の後者とは異なる点は考慮する必要があるが、おそらくD・I・Mなどが先行するのであろう。また、6682Aには、段顎とともに曲線顎があり、曲線顎段階には6133Kと組み合うことが山陵瓦窯で判明している¹⁾。この組み合わせは、軒丸瓦6133Kの年代観から第III-2期に下げているが、根拠は薄弱であろう。段顎から曲線顎への変化はおおむね第II-2期にあり、山陵瓦窯では6308D(L・N)も出土しており、段顎から曲線顎へ推移する6682Aの継続的な生産を考えるのが自然である。したがって、6133Kが第II期に遡る可能性が高いように思われる。

軒丸瓦6316
の初現遡上

次に、6316-6710を取り上げる。この組み合わせは、羅城門や朱雀大路沿いで確かめられたものである²⁾。6316型式には、6133型式と同じような問題がある。つまり、弁の表現が簡素で奈良時代でも後半を中心とする時期とみているが、どこまで遡るのかは判然としないのである。

1) 八賀晋・西村康「奈良山第53号窯の調査概要」
平城団地第8号遺跡調査委員会、1971

2) 奈文研『平城京羅城門跡発掘調査報告』1972、
奈文研『平城京朱雀大路発掘調査報告』1974

750		760		770		780	
D		E				F	
III		IV				V	
1	2	1	2	1	2		
6009A	6010A	6133K	6134B	6133A	6134A	6133D	6133Q
6131AB	6225ACL	6138B	6140A	6138HI	6144AD	6151A	
6282BbGbH	6225E	6288A		6227AD		6172A	
6296A	6305A	6313F		6235B	6307G	6229B	
6320A		6316EG		6316CD			
6663CE	6663DH	6663FJ		6704A	6723A		
6681CD	6691B	6702A		6759A			
6691AF	6710AC	6721I		6760AB			
6716A	6714A	6732AC	6734A	6763A			
6721CDbFb	6732F	6767AB	6768E	6802AB			

※ 帰属不明なものは除く

今回、SD5100木屑層から6710Cが、上層から6316Dが出土した。また、SD5300木屑層から6316Eaが、上層から種別不明の6316が、さらにSD5310木屑層から6316Aらしい破片が出土している(Tab.71)。さらに瀬後谷窯では、消費地では未確認であるが、6316Sが出土している¹⁾。灰原の堆積状況から、これのみが共伴する他の軒瓦から大きく遅れるとは考えにくい。一方の6710Cは、唐草文は確かに変形しているが、縦にケズリを丁寧に施した直線顎で、その形状は6721Gなどに近い。直線顎は時期の限定できるものではないが、ほぼ全面を縦にヘラケズリして叩き目をほとんど消した曲率のあまりない直線顎は、近い時期を考えてもよいのではないだろうか。以上のように、6316-6710(6711)についても検討を加える必要があるだろう。

最後に6225Aについてふれておこう。6225AはSD5100木屑層から1点、炭層から1点、上層から2点が出土している。6663Cは出土していないが、6691Aが上層から出土している。木屑層からの6225Aの出土については、遷都前に生産が遡る根拠として挙げられる²⁾が、このことは一般に遷都後とされる第二次大極殿や朝堂院への供給に先立ち、平城京内に使用されたということになる。6691Aの範傷からみて、左京三条二坊への供給が主に遷都後であったことは動かないが、第二次大極殿および朝堂院への供給のためにストックされつつあった³⁾中で、平城宮の他地域および平城京も含めて、一部にしろ遷都以前に使用されることがあったのかどうか、検討を要するであろう。

木屑層中で
6225A 発見

ii 軒瓦の分布と使用状況

土器などの日常的に使用するものと異なり、瓦は耐久性があって使用可能な限り転用される。建て替えにともない、屋根から下ろして整理され、新たな使用場所へと運ばれる。したがって、出土地点は最終的な廃棄地点を示しこそすれ、その間に瓦がたどった足取りはつかめないのである。最初の供給地点を分布から判断することには、一定の限界があることを承知されたい。なお、記述の便宜上、4町占地の時期においても、一・二・七・八坪という呼称を地区名として使用することがある。

1) p.466註1) 文献

再検討「『平城報告XIII』1991

2) 毛利光俊彦・花谷浩「平城宮・京出土軒瓦編年の

3) p.463註1) 文献

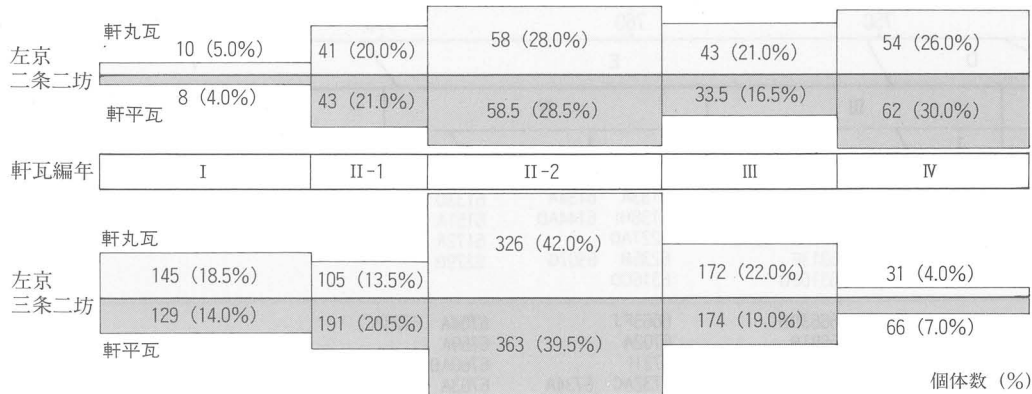


Fig. 82 軒瓦の時期別供給量

A期(Fig. 83・84) 平城遷都710年から約10年間のA期は、おおむね軒瓦編年のI期にあたる。I期はさらにI-1期・I-2期に細分されるが、ここでは一括する。A期の段階に供給された軒瓦の主要な組合せは、「長屋王邸の軒瓦」6272-6644と藤原宮式、次いで6284・6303・6304とD F以外の6664という平城宮同範瓦、奈良市追分廃寺所用の軒瓦6348-6654・6675がある。

「長屋王邸の軒瓦」

6272-6644の軒瓦は、五坪には1点あるのみで、長屋王邸に特有の瓦であることがまず認められる。6644型式の軒平瓦に、A・B・Cいずれも隅軒平瓦として平瓦部を斜めに切り落としたものがあり、葺瓦ではなく総瓦葺き用として製作されたことがわかる。分布からそれを特定することはできないが、南側の二・七坪とくに七坪に多いことが指摘できる。『長屋王概報』段階では、この瓦葺き建物を、検出した遺構にあえて求めるとすれば、掘立柱建物である東内櫛正殿SB4300をおいてほかにはないとした¹⁾。しかし、断ち割り調査の結果、この掘立柱の柱根は20cm弱であって、大型の軒瓦や丸・平瓦をのせた総瓦葺き建物に考えることは困難である。掘立柱建物の屋根に総瓦葺きを考えることは一般に困難であるので、検出遺構としてはないが、削平された基壇に建つ礎石建物を考える方が適当であろう。

総瓦葺き建物の存在

藤原宮式の軒瓦がまとまって出土しているが、平城京内では特異な現象である。内容的には、軒丸瓦では6275型式などが多く、軒平瓦はほぼ偏向唐草文で占められ、大和で焼成され、藤原宮中枢部に多く葺かれたもの²⁾で占められている。分布はとくに集中はみられないが、七坪南半、中央部分、北門近くに一定のまとまりはある。これらの使用形態は明らかにしえないが、「長屋王邸の軒瓦」6272-6644が七坪に多いのとはやや異なる。

6284・6303・6304-6664は、敷地中央付近の東西に分布するが、これは、敷地が分割された際に築地に葺かれたことを示すのかもしれない。五坪内には認められないことが注意される。

最後に追分廃寺所用の6348-6654型式の軒瓦は、1点のみ二条二坊側から出土しているが、それ以外は長屋王邸からの出土で、とくに軒丸瓦6348Aのほとんどは一坪に集る。長屋王との私的な関係において持ちこまれたものであろう。

遷都当初の軒瓦が多い

これまでの平城京内の調査では、I期の軒瓦がまとまって出土することはほとんどなく、長屋王邸の出土量は注目できる。このことは、北の二条二坊五坪側と比較しても了解できるだろう。また、総瓦葺き建物の存在も特筆すべきものである。

1) p.455註1) 文献

2) 奈文研『飛鳥・藤原宮報告II』1978

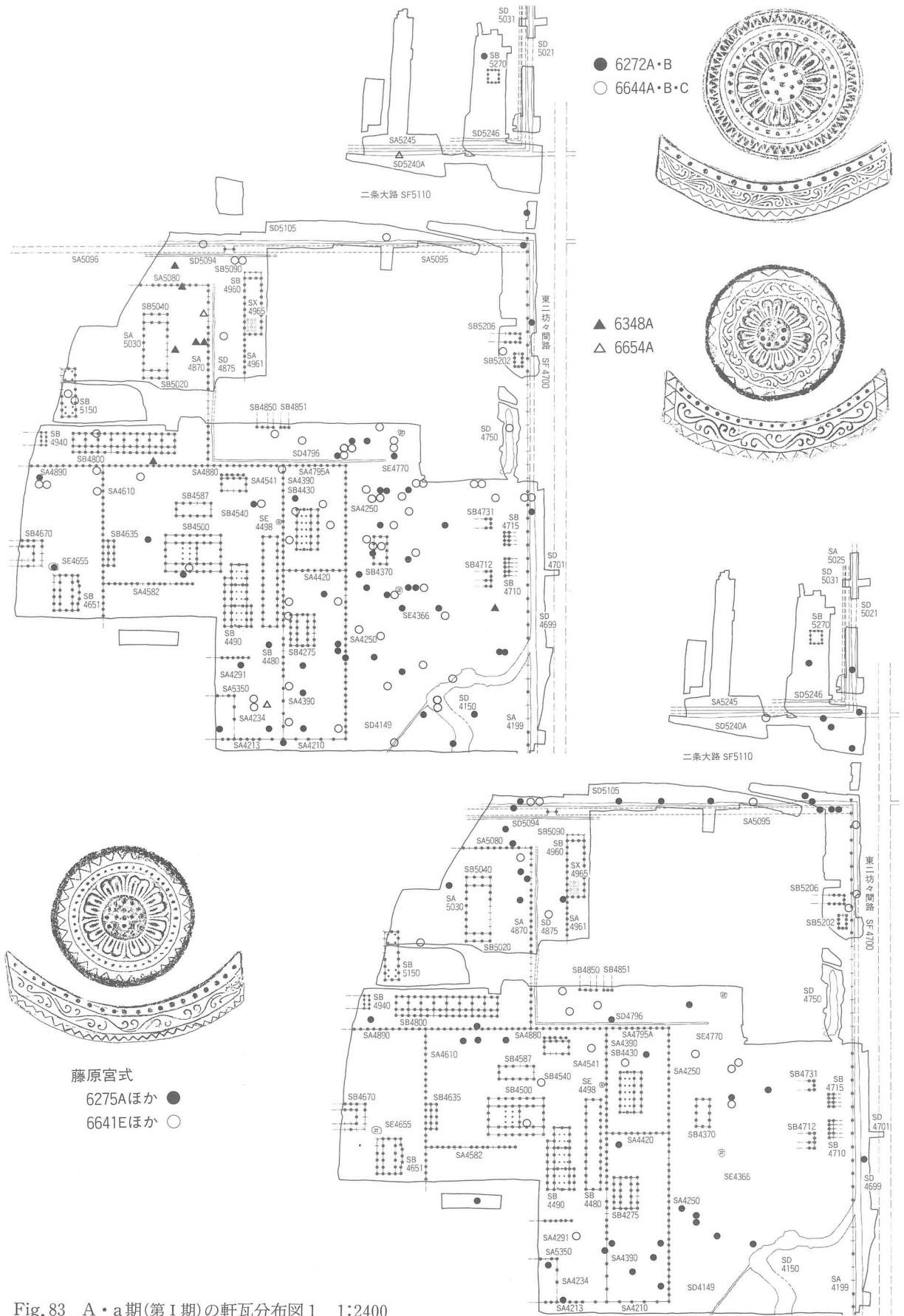


Fig. 83 A・a期(第I期)の軒瓦分布図1 1:2400

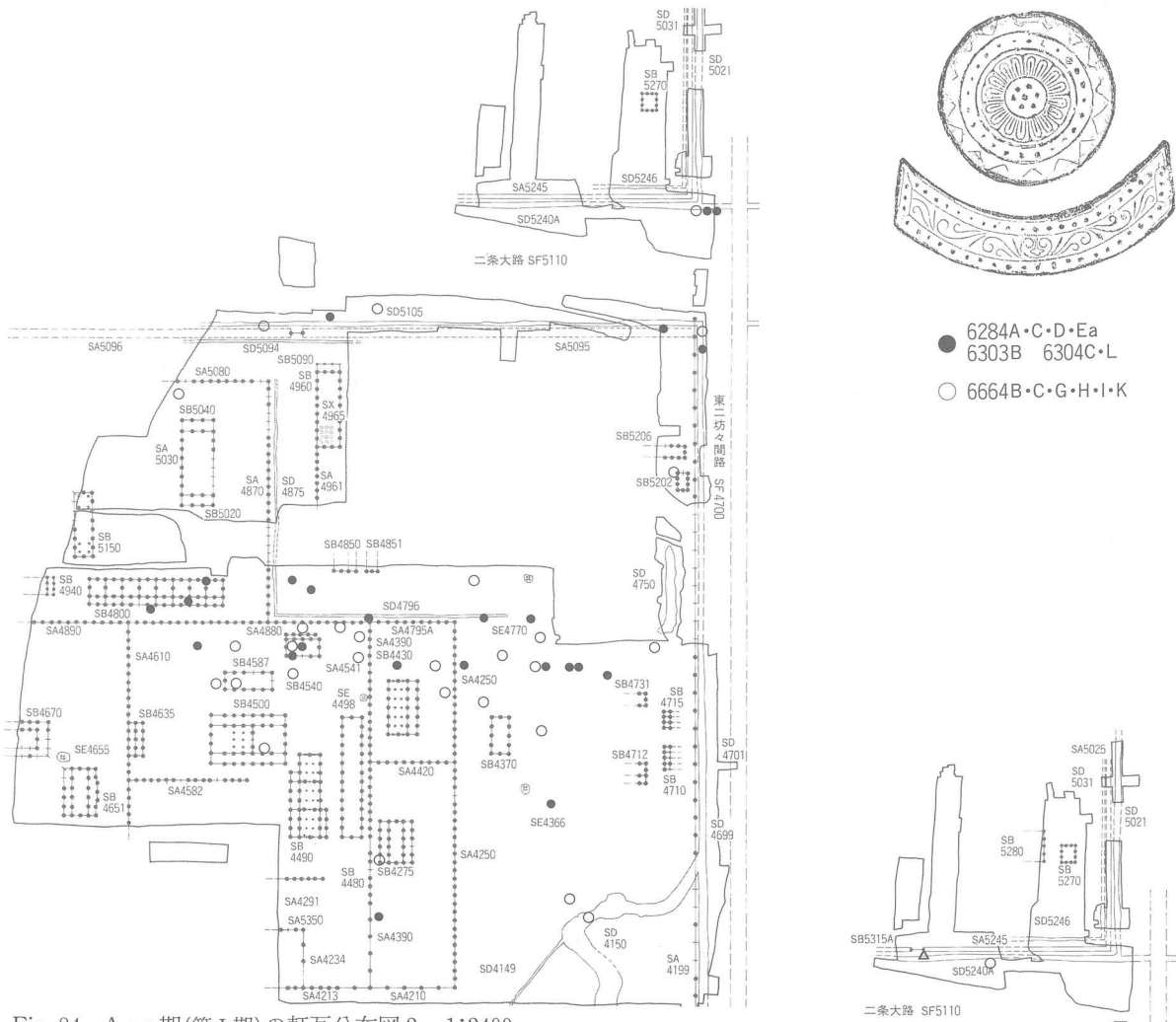


Fig. 84 A・a期(第I期)の軒瓦分布図2 1:2400

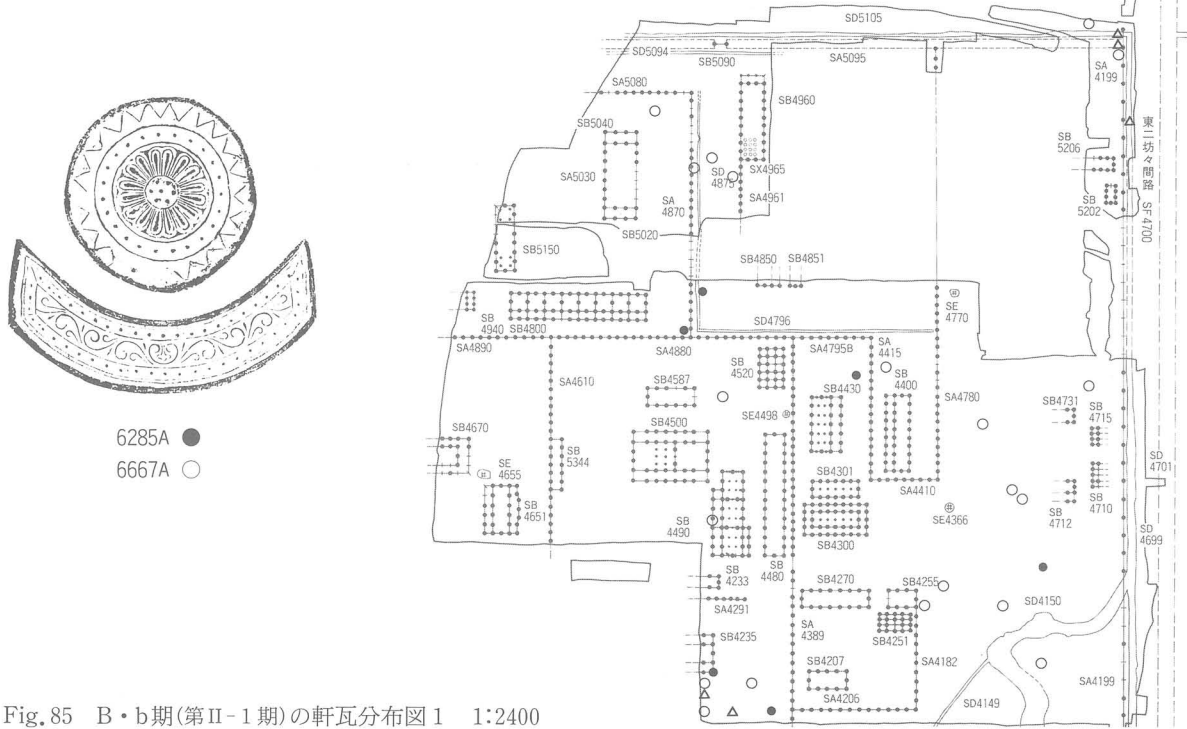


Fig. 85 B・b期(第II-1期)の軒瓦分布図1 1:2400

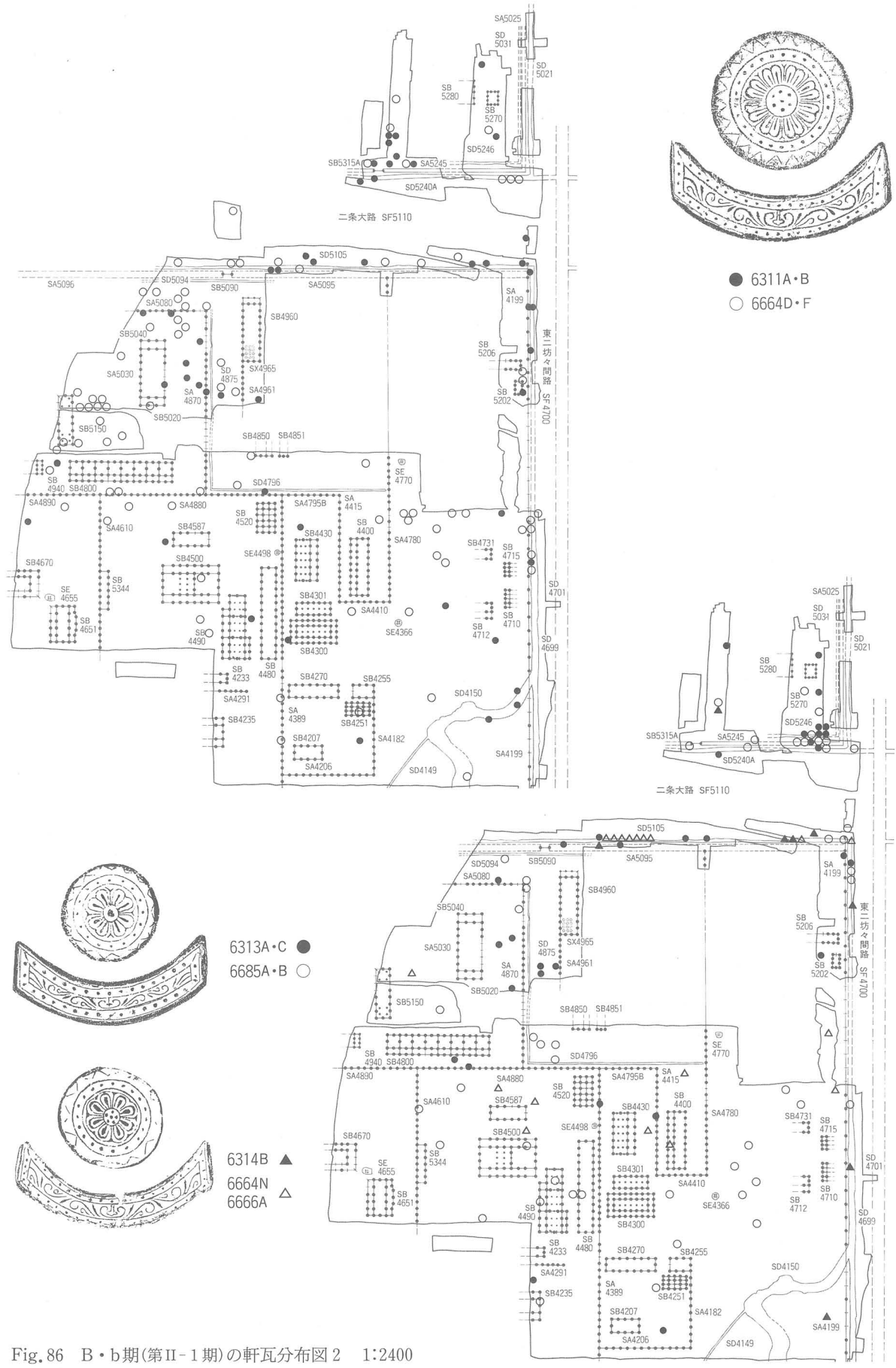


Fig. 86 B・b期(第II-1期)の軒瓦分布図 2 1:2400

B期(Fig. 85・86) B期は、A期以後、長屋王の変で王が没する729年までの約10年間である。おおむね軒瓦編年のII-1期にあたる。B期の段階に供給された軒瓦の主要な組み合わせは、平城宮と同範の軒瓦6311A・B-6644D・Fと、小型瓦6313A・C-6685Aである。この組み合わせは、この時期の内裏の造営に使われた軒瓦そのものである。

6311A・B-6644D・Fの分布は、築地堀付近に点在するとともに、敷地全体に広がりを持ち、一坪にまとまりがある。敷地西北区画の整備が進められたようである。加えて二条二坊五坪でも出土する。こうした傾向は、6313A・C-6685A・Bほかの小型瓦でも共通する。この時期には二条大路の南と北で、同じ内容の軒瓦が供給されている。神亀元(724)年には、瓦葺き建物の建設が奨励されるが、これと結びつけても時期的には矛盾はない。

この時期にあてうる軒瓦として、これら平城宮と同範の瓦のほか、6285A-6667Aがある。6667Aの顎形態をみると、顎の長い桶巻作りと推定できる少数例があり、製作年代としてはI期に上がると考えられるが、多くのものは一枚作りとなり顎が短くなった段階の製品である¹⁾。長屋王邸のすぐ南、特別史跡となっている左京三条二坊六坪では、それぞれ22点と39点という量が出土している²⁾。この組み合わせは、藤原不比等-光明子の邸宅に葺かれたものと考えられており、六坪は藤原氏にかかわる敷地とみられる。これに比べると長屋王邸では量が少なく、また六坪のように主体を占めるものでもないが、これが長屋王の邸宅に入る理由は見当らない。あるいは長屋王の没後に持ちこまれたものかもしれない。

C期(Fig. 87~89) 長屋王の変によって王が自害した729年から、恭仁遷都まで、ないし還都までの時期である。おおむね軒瓦編年のII-2期にあたる。この時期は、軒瓦の供給量としては、奈良時代を通じてもっとも多い。ただし、多種類の組み合わせで構成されており、まとまりに欠け、寄せ集めの感が強い。

主要な組み合わせには、6135-6688、6308A・B・C-6663A・B、そして6284Eb・6282-6719A・6721がある。このほか、数は少ないながら6308D・I-6682と、小型瓦6313D・H-6685Cおよび6291A・6314A・C-6681A・B・E、そして重圏・重郭文軒瓦がある。

6135-6688と6284Eb-6721Gは、五坪側にはほとんどなく、三条二坊側に特徴的な分布を示す。前者は内櫛部分にまとまり、建て替え後の中央内櫛正殿SB4600に使用したものかもしれない。後者は一坪あたりに集中がある。6308A・B・C-6663A・Bおよび6282-6721は、ともに五坪側にもある程度広がり、二条大路に面した南と北の築地部分と、三条二坊側の北西部分から多く出土するという、分布の傾向が類似している。6308D・I-6682は、三条二坊側でもまばらにみられるが、むしろ北の五坪側でまとまる。この組み合わせは、宮内ではほとんど出土しないものである。三条二坊側には宮と同範の瓦が多数供給されているのに対して、この時期の五坪側は、南面築地付近のものをのぞけば宅地内から出土した量は少なく、量的にも内容的にも違いが認められる。

長屋王没後のこの時期は、「二条大路木簡」の分析によれば、皇后宮がおかれた可能性が示唆されている。三条二坊側では、この時期の軒瓦がもっとも多く、かつ平城宮と同範の軒瓦で占められていることは、皇后宮を想定する上で有力な材料となろう。

1) 山崎信二『平城宮・京と同範の軒瓦および平城宮 2) 奈文研『左京三条二坊六坪発掘調査報告』1986式軒瓦に関する基礎的考察』1994

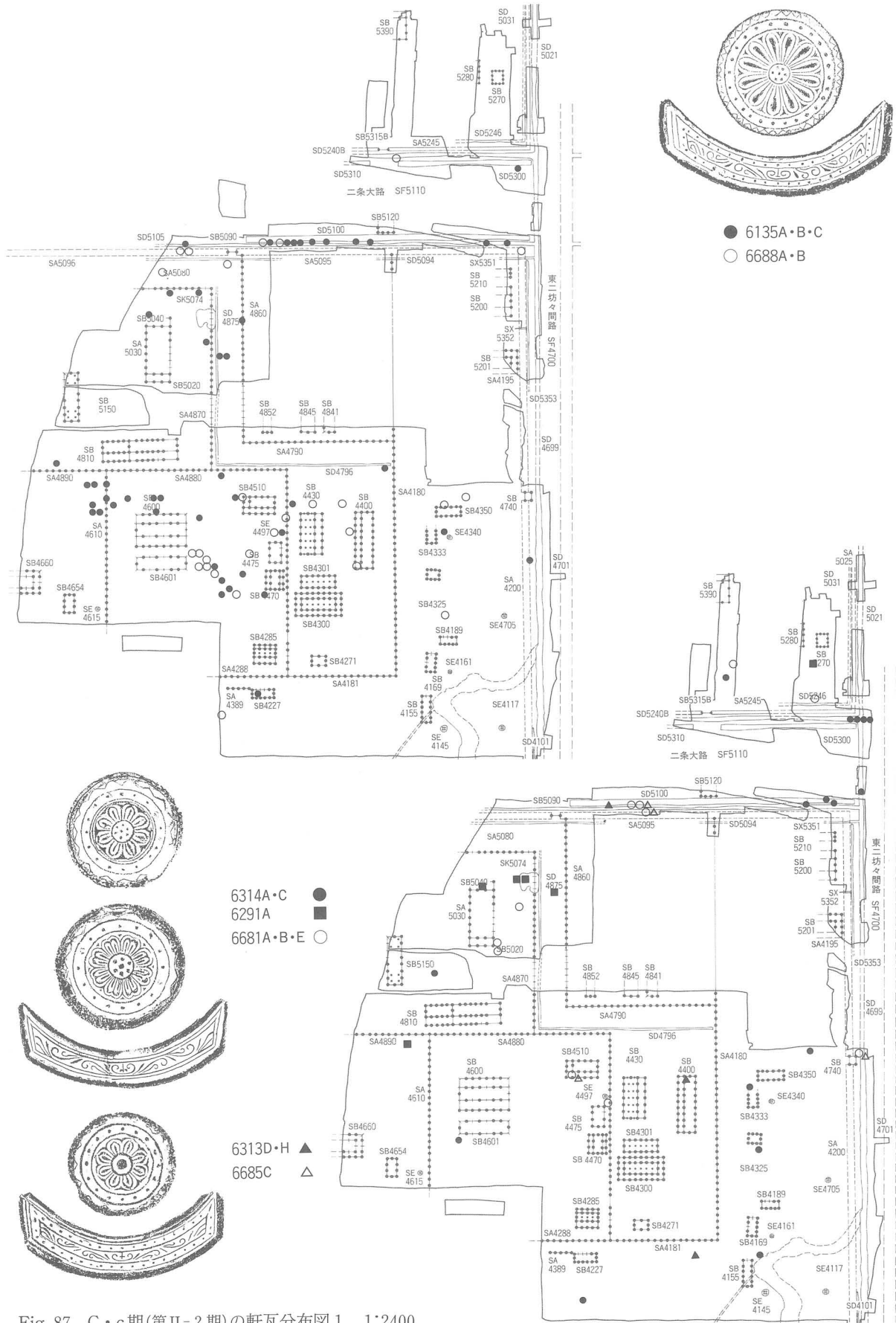


Fig. 87 C・c期(第II-2期)の軒瓦分布図1 1:2400

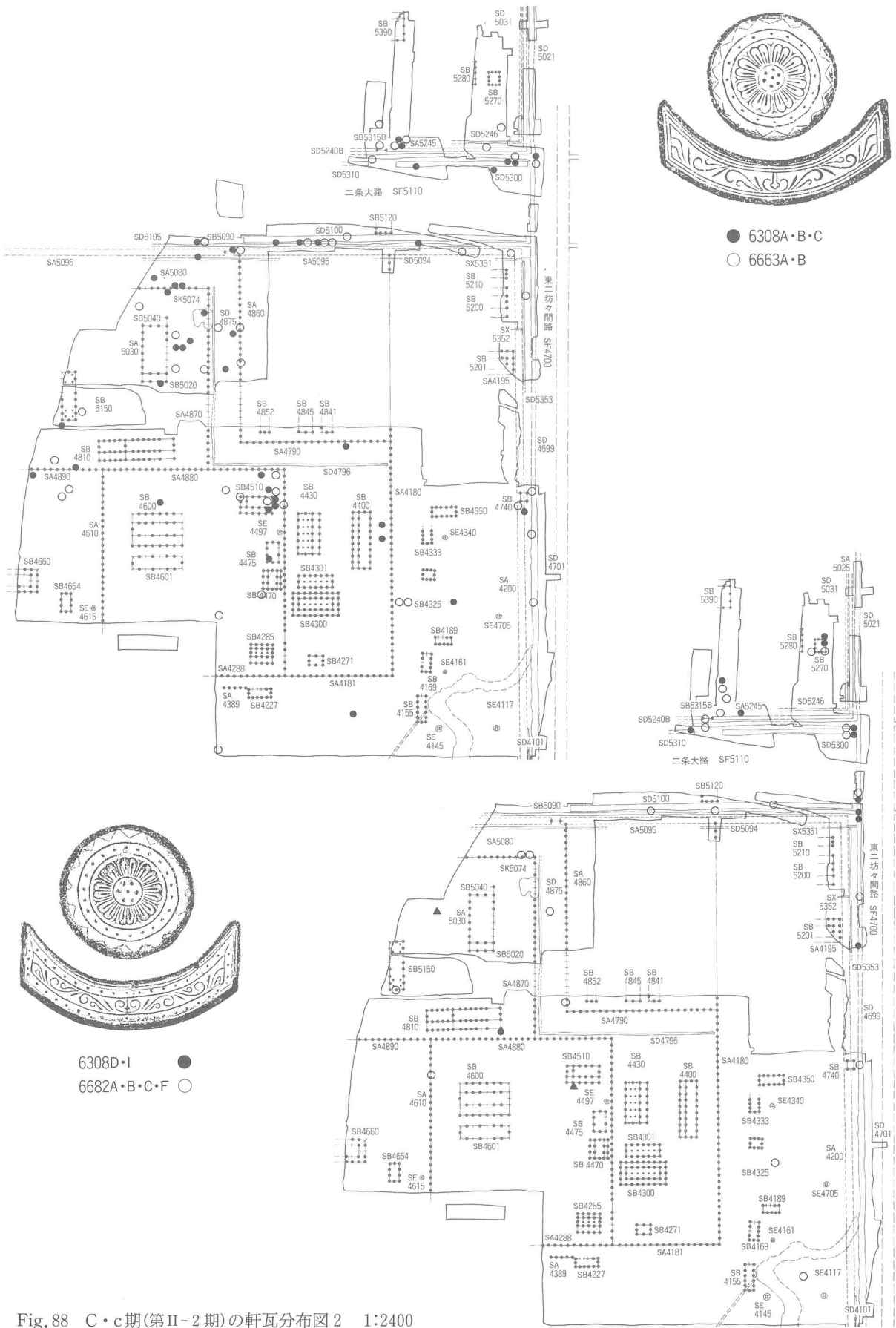


Fig.88 C・c期(第II-2期)の軒瓦分布図2 1:2400

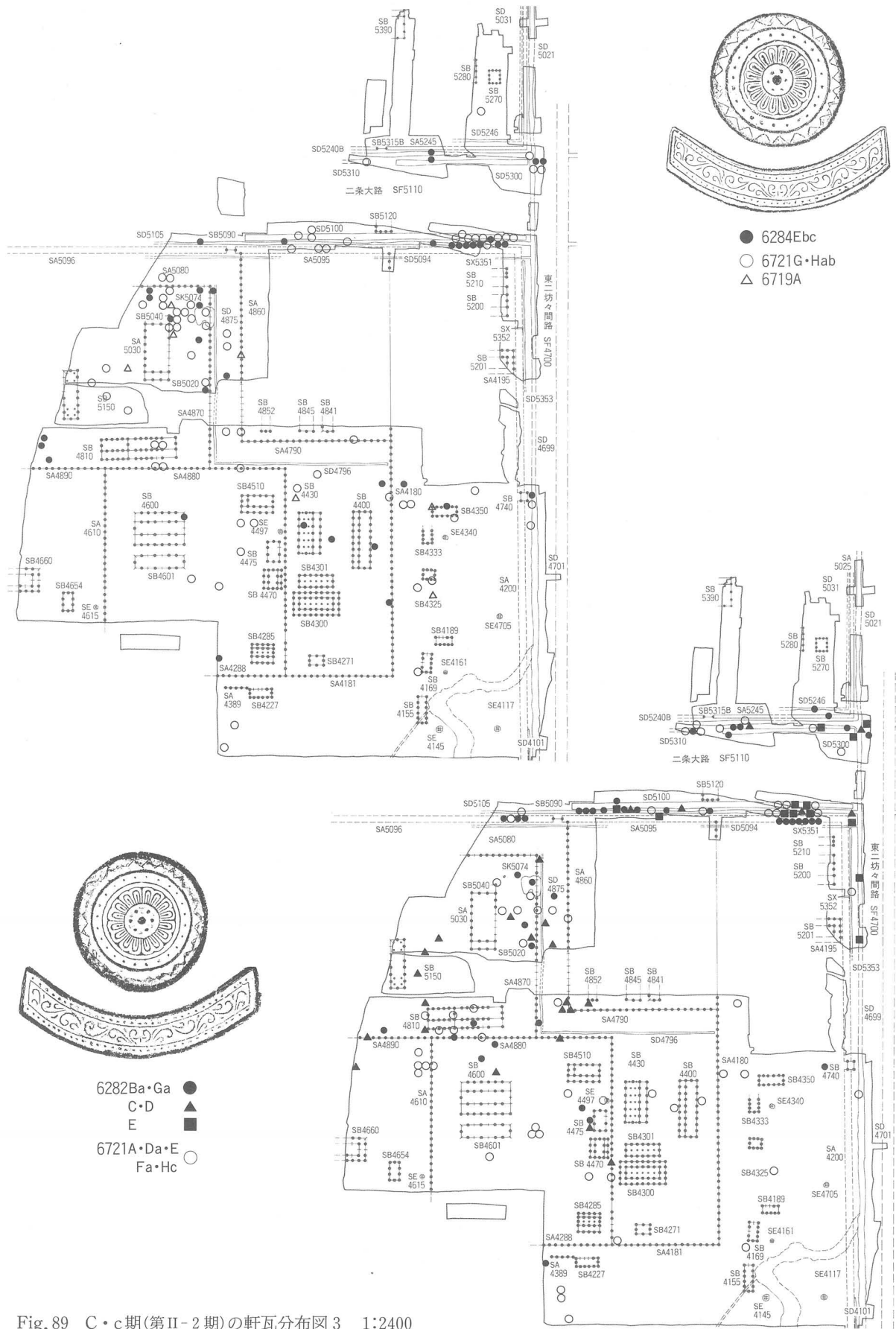


Fig. 89 C·c期(第II-2期)の軒瓦分布図3 1:2400

D期(Fig. 90) 4町占地であった敷地を3ないしそれ以上に分割する時期で、平城遷都後の短期間である。おおむね軒瓦編年の第Ⅲ-1期にあたる。主要な軒瓦は6225C・A-6663C・6691A、および6282-6721の新しい部分である。6282B-6721Cが主体である。

6225-6691
の組み合わせ

6225C・A-6663Cの組み合わせは、遷都後に総瓦葺きの礎石建物へと建て替えられた、平城宮第二次大極殿および朝堂院所用の瓦である。しかし、ここでは50点を越える6225Aに対して、6663Cではならず、ほぼ同数出土している6691Aと組み合わせることは間違いない。この組み合わせについては、6225と6691を模倣した軒瓦の組み合わせが上総国分寺で知られており、平城宮・京でも想定されていたものであり¹⁾、今回はその明確な一例となる。なお、6663Cと6691Aは、分布の上で差はないので、使い分けられていた訳ではない。6282と6721については前項で扱ったように、多くが恭仁遷都以前に生産を開始したと考えたが、生産は第Ⅲ期にも継続している。しかし、瓦編年のⅡ期とⅢ期への帰属を明らかにすることは困難である。ここでは、6282Bb・Gb・Hと、6721C・Db・Fbを取り上げることにした。

6225-6663・6691の分布を見ると、七・八坪を分ける東西小路、および南北の小路沿いに分布するものもあるが、一・二坪の西半分および東南の七坪に比較的まとまるが、遺構との関連は確かめられない。むしろ、奈良時代後半のE期の遺構に整合しており、その後に転用されて最終的に葺かれた地点を示すのかもしれない。4町の敷地を分割して利用したこの時期の遺構の性格は明らかでないが、引く続き軒瓦が供給されていることは注目される。

E期(Fig. 91・92) ふたたび4町占地となり、奈良時代後半の20年間にわたるE期は、おおむね瓦編年の第Ⅲ-2期からⅣ期にあたる。

第Ⅲ-2期の軒瓦には、6225E-6663D・Hと、わずかだが法華寺所用の6138B-6714Aなどがあるが、量は少ない。6316E・G-6710Cも、今のところ、この時期に当てておく。第Ⅳ期の軒瓦には、6235A-6732A・Cおよび6227A・6316H-6663F・Jがまとまった量出土しており、またいずれも少数ながら、法華寺阿彌陀浄土院所用の6138H・I-6767A・B・6768E、さらに施釉瓦も含む6151A-6760A・B・6759B、6229B-6802A・Bがある。

三條二坊側
の軒瓦激減

この時期の軒瓦は、南の三條二坊側ではほとんどないことがまず指摘できる。三條二坊側では、これまでに使用していた瓦を再利用したであろうが、新たな供給はなかったようである。

二條二坊側
の供給量増

E期として取り扱う軒瓦のほとんどは北の二條二坊五坪で顕著である。五坪では、とくに南面の築地あるいは門部分に集中しており、二條大路に面する部分の整備が進められている。6235-6732は南門の礎石抜き穴に集中しており、同じく集中を見せる6663F・Jも含めて、門の瓦であったことがわかる。ただし、6732の場合、軒平瓦単独で、三條二坊側の七坪に散在するが、組み合わせる軒瓦とともに意味するところは明らかにしえない。奈良時代後半に五坪がいかなる性格をもっていたのか明らかでないが、多くの軒瓦が供給され築地や門が整備されることは注目できる。一方の三條二坊側の北面築地では、築地の北側で落下状況のままに出土した瓦が検出されたが、これには軒瓦がともなっていない。奈良時代末の最終段階においては、軒瓦のない南側に対して、二條二坊五坪側のあり方は対照的である。

以後、奈良時代末のF期には、三條二坊・二條二坊側とも新たな軒瓦が供給されることなく、遷都をむかえることになる。

1) p.463註1) 文献

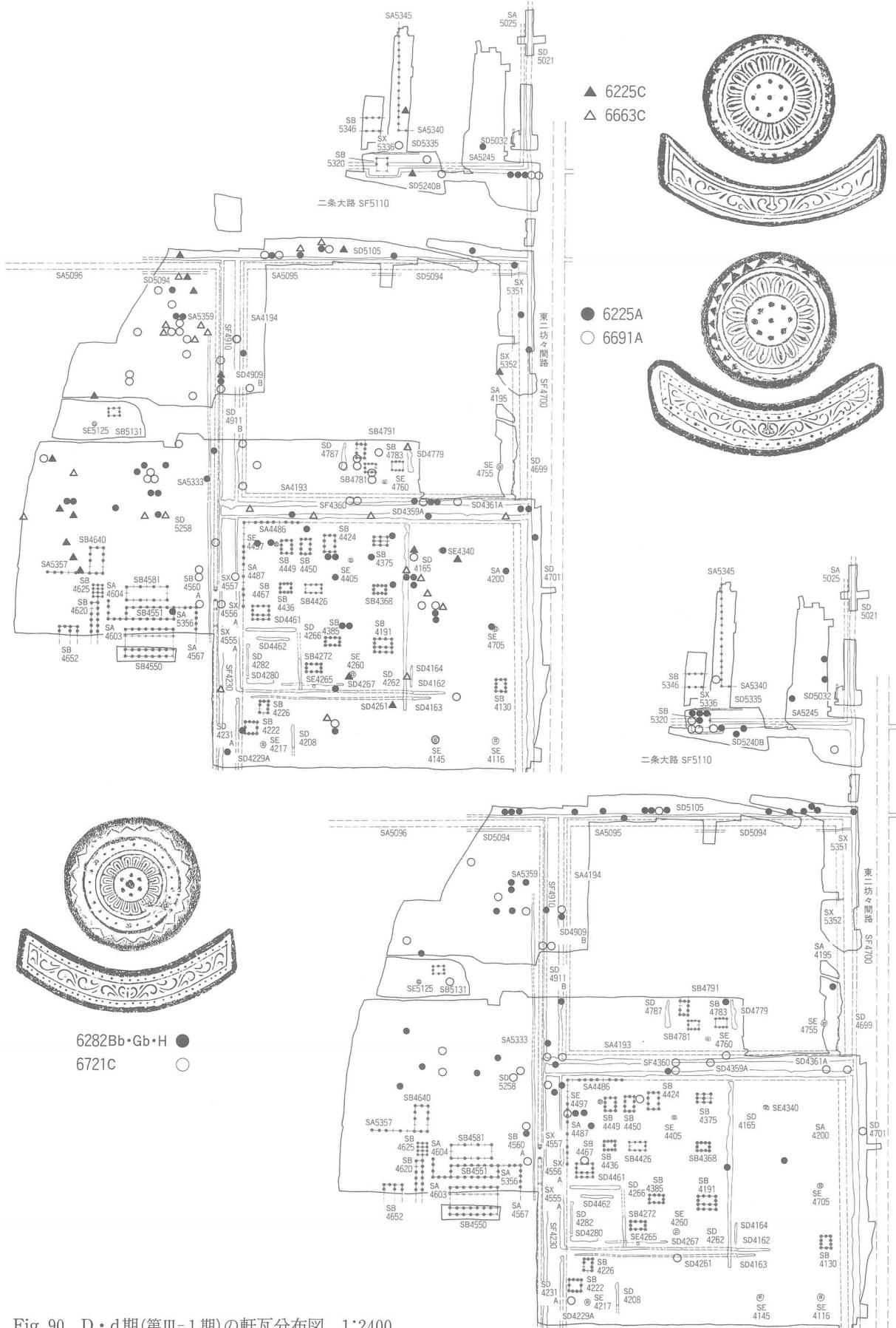


Fig. 90 D・d期(第III-1期)の軒瓦分布図 1:2400

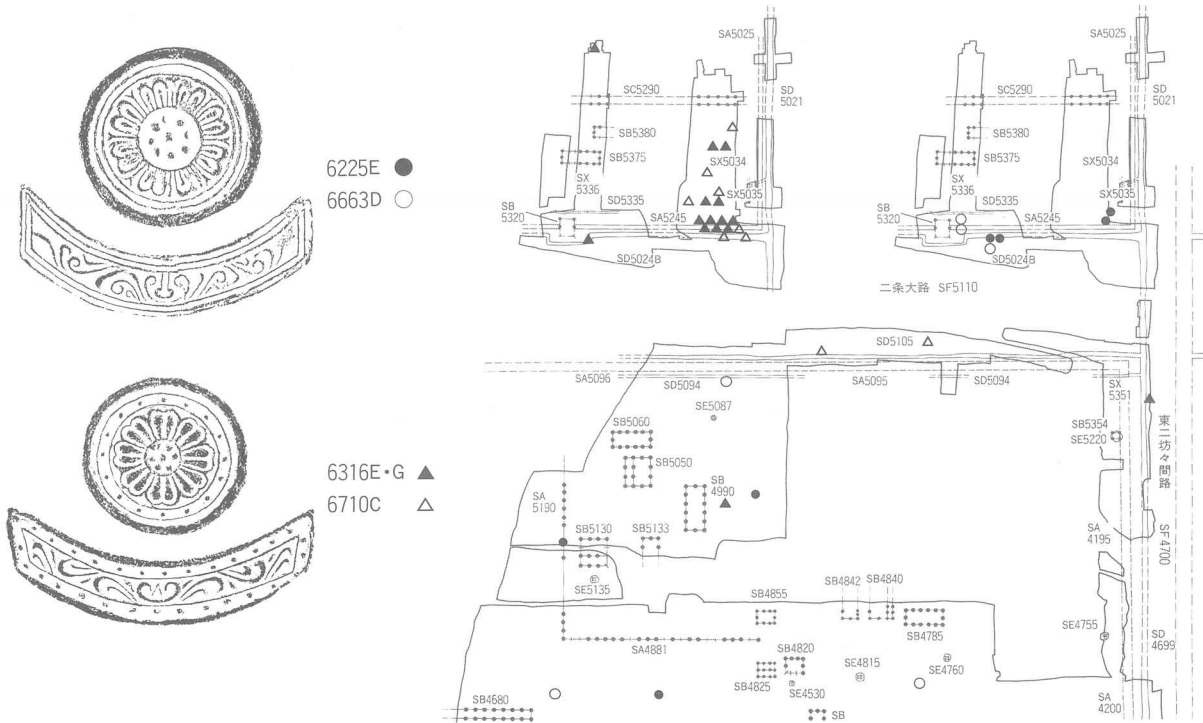


Fig. 91 E・e期(第Ⅲ-2期)の軒瓦分布図1 1:2,400

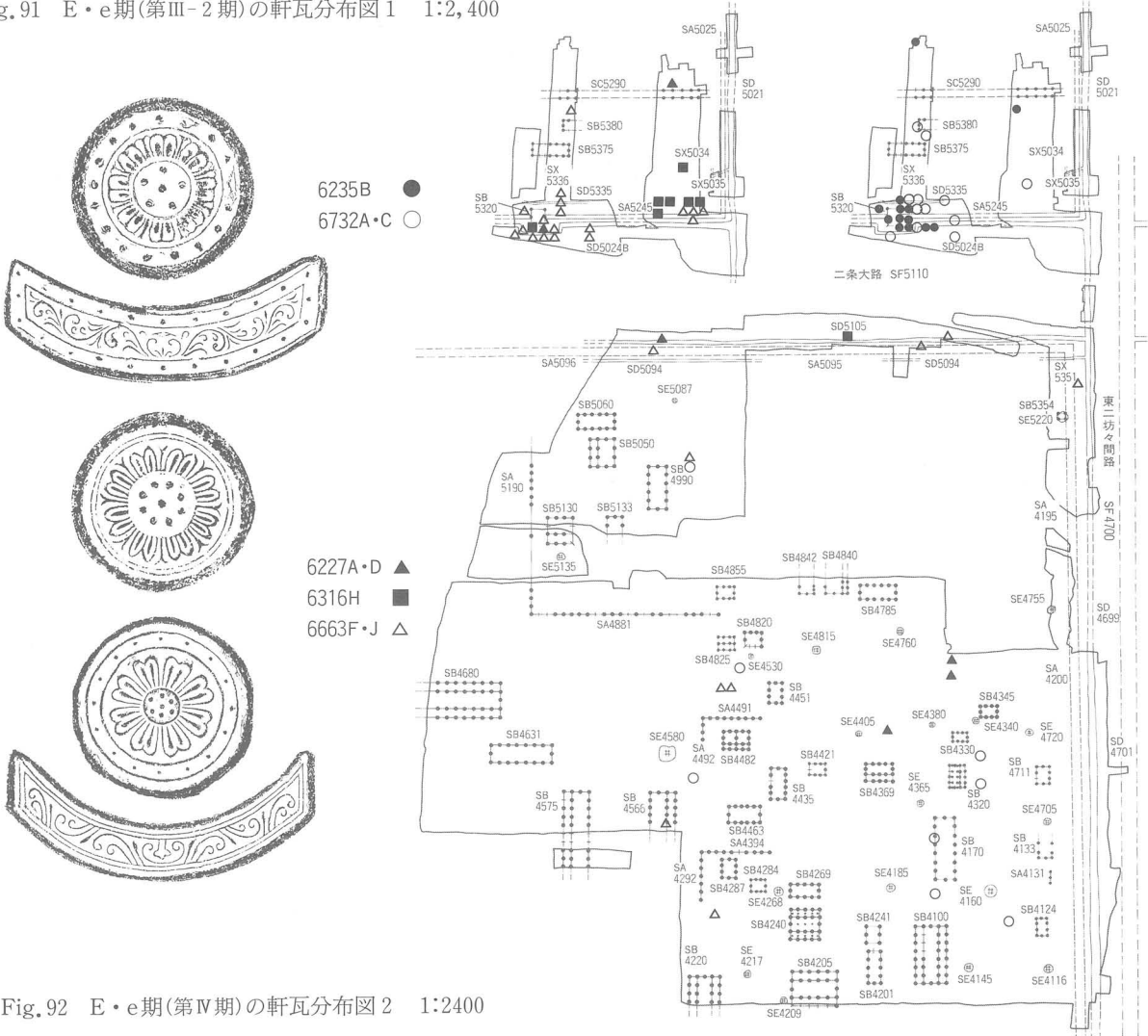


Fig. 92 E・e期(第Ⅳ期)の軒瓦分布図2 1:2400

3 土 器

A 平城宮土器編年の細分—SD5100・5300・5310出土土器をめぐって—

平城宮出土の奈良時代の土器編年とその年代観は、『平城宮報告Ⅶ』で平城宮土器Ⅰ～Ⅴの大綱が示され、平城宮土器Ⅲについては、天平末年の紀年木簡を伴った平城宮内裏北方官衙の土坑SK820を基準とし、750年を略年代の一点とする年代が与えられてきた。平城宮土器Ⅲの大きな特徴は、土師器食器類の連弧暗文が消失し、新たな器種として土師器碗Aが出現することであったが、略年代の1点である750年という年代が中心年代という誤解を与え、全般的に平城宮土器Ⅲの年代が新しい部分に下げて考えられる傾向があった。そのため、平城宮土器Ⅱとの間に編年上の空白が生じるきらいがあり、特にこの間には、天平12年(740)に平城京から恭仁宮への遷都、そして天平17年(745)の平城京への還都という古代史上の重要な事件が起こったことから、発掘調査で検出した遺構の年代を考える上などで大きな障害となっていた。

平城宮土器Ⅲの特徴

しかし、『平城宮報告Ⅶ』の刊行後、発掘調査の進展によりこの時期の多くの良好な一括資料を得ることができ、従来の平城宮土器Ⅲには古・中・新の3段階の変遷があり、SK820出土土器はその中で最新段階のものであることが明らかとなり、既に細分案と年代観の一部を提示してある¹⁾。ここでは、平城宮土器Ⅲの古段階の基準資料であるSD5100・5300・5310出土土器を報告したことを受けて、平城宮土器Ⅲの細分を改めて詳細に論じることとしたい。なお、各段階の細分では様式的に見て画期が大きな区分内に認められる場合もあり、将来的には時期区分も含めて見直しをする必要もあろうが、それは土器の編年が常に内包する問題であり、ここではこれまでの研究史に立脚する立場で論じていきたい。

3段階区分

i SD5100・5300・5310出土土器の構成と特徴

二条大路上の南北に掘られた濠状遺構SD5100とSD5300・5310からは、それぞれ天平4年(732)～11年(739)、天平4年～8年の紀年木簡とともに、大量の土器が出土した。また、SD5100からは天平12年の紀年のある墨書土器も出土している。SD5100・5300・5310は、遺物の出土状況や花粉分析の結果からみても短期間の内に埋没したことが知られ、これらの土器や木簡がどこからもたらされ、どの様な性格を持つものかに関しては様々な議論があるにしても、出土した土器は恭仁宮への遷都以前の天平年間前半の年代が確実に与えられる一括資料として極めて重要な価値を持っている。これらの土器は、後述するように平城宮土器Ⅲの古い段階の特徴を示し、編年上の基準資料とすることができるのである。

天平年間前半の資料

SD5100とSD5300・5310からは、それぞれ土師器、須恵器、黒色土器、奈良三彩、製塩土器が総計数千点以上出土し、その内訳は別表13・14・16・17、Tab.34・35に示した。出土した器種は、土師器が杯A・B、杯B蓋、杯C・E・X、皿A・B、皿B蓋、皿C・X、碗C・X、鉢B・E・X、高杯、盤A・B、壺A、壺A蓋、壺B・D、把手付双孔大型蓋、蓋X、甕A・B・C・D・X、鍋、竈で、須恵器は杯A・B、杯B蓋、杯C・E・L、杯L蓋、皿A・B、

1) 『平城宮報告XⅢ』1991, pp.370～383

皿B蓋、皿C・D、椀A・B、鉢A・E・F・X、高杯、盤A、壺A、壺A蓋、壺B・K・Q、
双耳瓶、水瓶、平瓶、横瓶、甕A・B・Cとなる。

土 師 器 出土した土器の特徴をみると、まず、土師器食器類で暗文を持つ個体が多いことがあげられる。暗文の種類は、連弧暗文をもつものと、もたないものの両者がある。放射暗文の間隔は平城宮土器IIに比較して粗くなり、放射暗文を欠くものもみられる。調整手法は、平城宮土器IIでは杯A I、杯C Iのほとんどがb手法によるのに対し、群により多少の差異はあるが、a手法を採用するものが多くなり、b手法の比率が減少する。外面の磨きは、平城宮土器IIではほぼ例外なく施すが、平城宮土器IIIでは特に杯A・Cのa手法で調整するものに磨きを省略する例が増加する。この段階では椀Aはまだ出現していない。須恵器では、各器種の法量による分化が著しく、杯AではA I 1～A V 1、A I 2～A V 2、杯BではB I 1～B V 1、B I 2～B V 2のそれぞれ10種類に分化する。杯B蓋の口縁端部の形態は、笠形のB形態がほとんどを占め、端部が弯曲するA形態が若干量みられる。また、鉢Aは尖底のものが中心で、平底のものが一部残る。

須 恵 器

器種構成で特筆すべき点では、平城宮土器IVで出現するとされていた口径24cm、器高8cmを越える大型の土師器杯Bがこの段階にも存在するのが判明したこと、須恵器V群土器の水瓶と双耳瓶を確認し、猿投窯の編年に貴重な資料を提供したこと、底部が糸切りで、壺Gに似た形態の須恵器壺Xが出土したことがあげられ、それぞれの器種の系譜関係が今後の課題となろう。

ii 平城宮土器III中段階の土器

前節で平城宮土器III古段階の土器について概観したが、ここでは比較のため、平城宮土器III中段階の土器をみとめることとしたい。

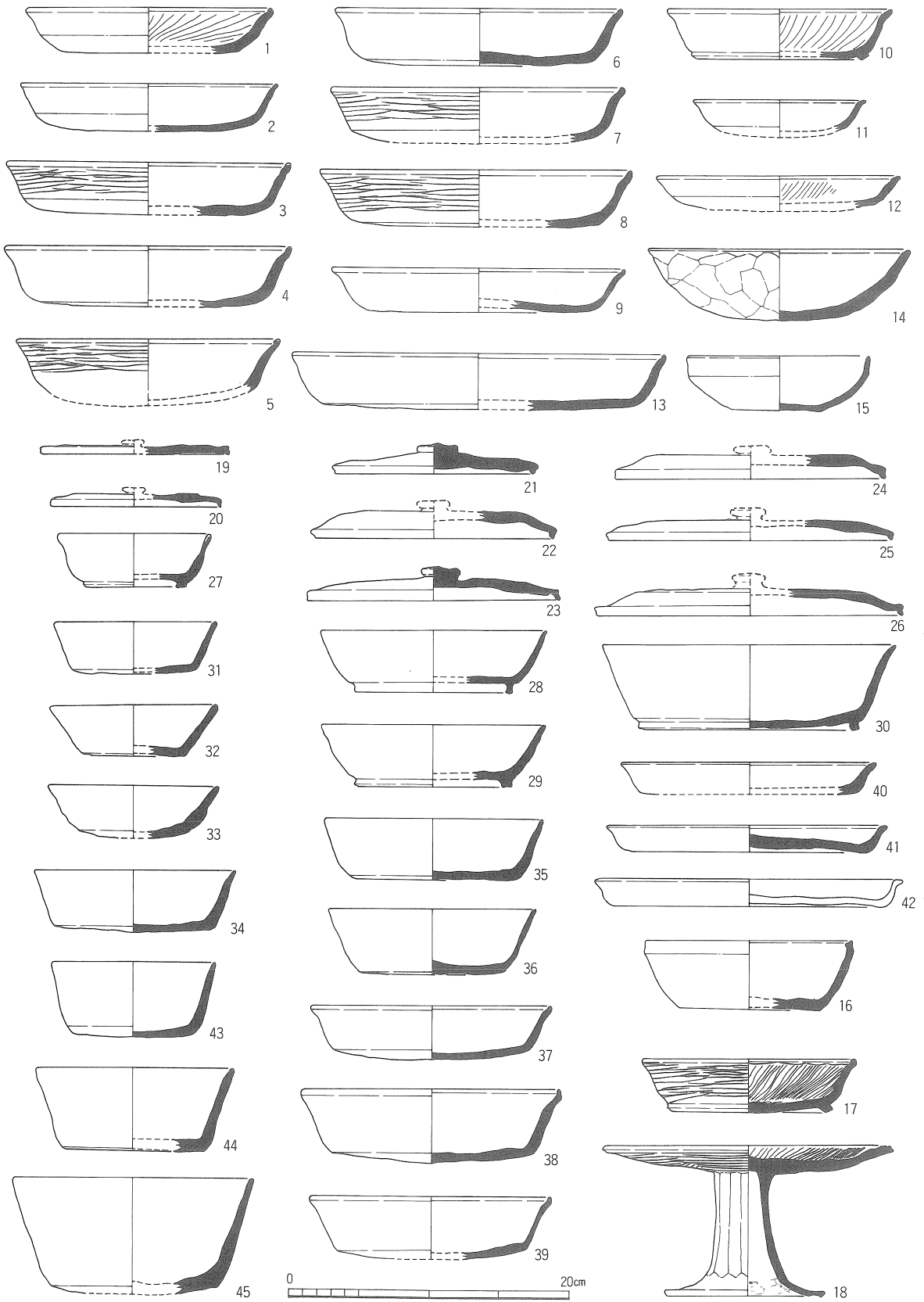
紫 香 楽 宮

Fig. 93は滋賀県甲賀郡信楽町宮町遺跡出土土器¹⁾である。宮町遺跡では大規模な掘立柱建物を多数検出し、出土した木簡の記載内容と柱根の年輪年代から、天平14年(742)に造営がはじまった紫香楽宮跡であることがほぼ確定している。図示したのは1986年度調査のSK6116やSD13122(SD6117)他から出土したもので、1～18が土師器、19～45が須恵器である。土師器は杯A(1～9)、杯B(10・17)、杯C(11・12)、皿A(13)、鉢D(14)、椀C(15)、鉢X(16)、高杯(18)、須恵器には杯A(31～36)、杯B(27～30)、杯B蓋(19～26)、杯C(37～39)、皿C(40～42)、椀A(43～45)がある。

III古段階の
土 器

土師器では、杯A・B・C、皿Aに暗文をもつものが少なくなり、連弧暗文は消滅する。また、杯A・B・Cでは外面の磨きを省略するものが増加する。須恵器では、杯A・Bは法量によってそれぞれI～Vまで分化するが、器高の高いものと低いものの区分はそれほど明確ではない。また、杯B蓋の口縁端部は弯曲するA形態が増加する。この様に、平城宮土器IIIの古段階から中段階にかけては、土師器の調整手法、内面の暗文、外面の磨きの有無、土師器や須恵器の法量分化の面において変化が生じ、SK820出土土器を標式とする新段階の土器に連なっていくのである。一方、宮町遺跡では、土師器杯B(17)と高杯(18)に古段階の特徴を残すものも見られ、1992年度調査で検出した溝SD6116²⁾からは平城宮土器III古段階の資料がまとまって出土している。こうしたことから、紫香楽宮へ遷都した時点が、平城宮土器IIIの古段階から中

1) 信楽町教育委員会『宮町遺跡発掘調査報告』I, 1989 2) 未公表資料であるが、信楽町教育委員会の好意により、実見させて頂いた。



1・2・9・10・13・14・36・43-SK6116 17-SV13258 18-SD62 30-SD6103 他-SD6117

Fig. 93 宮町遺跡出土土器実測図 1 : 4

段階へ変化する時期であることが傍証されるであろう。

土師器碗A
の出現

Fig. 94は平城京前川遺跡¹⁾と、右京八条一坊十四坪の土坑SK2001²⁾出土土器である。1～31が土師器、32～54が須恵器で、土師器は杯A(1～9)、杯B蓋(10)、杯C(11～15)、皿A(16～19)、皿B(21)、皿C(20)、碗A(22～24)、碗C(25・26)、鉢(27・28)、高杯(29～31)、須恵器には杯A(46～52)、杯B(42～50)、杯B蓋(32～39)、杯C(53)、杯L(41)、杯L蓋(40)、皿C(54)があり、土師器碗Aが確実に出現する。土師器、須恵器ともに宮町遺跡出土土器と同様の特徴を示すが、土師器の杯や皿では暗文をもつ個体の比率がやや高く、外面の磨きをほとんど省略する点に差がみられる。また、土師器杯B蓋内面の螺旋暗文はこの段階まで残るようである。

iii 法量からみた平城宮土器Ⅲ古段階の特質

口径の拡大

まず、SD5100出土土器の法量を、平城宮土器Ⅱの資料であるSD4750出土土器と比較してみよう(Fig. 54・56・95)。SD4750出土土器は、第Ⅴ章3Bで後述する様に、器種構成の上では長屋王家の土器として特殊な性格を持っているが、法量的には平城宮土器Ⅱの例として問題はない。土師器では、SD5100出土土器の杯AⅠと杯CⅠに深い器形と浅い器形がみられ、同一口径での深さによる器種分化があり、平城宮出土土器と同じ構成であることがまず特徴としてあげられる。口径は、SD4750では杯AⅠが約19cm、杯CⅠが約18cm、皿AⅠが約22cmに中心をもつものに対して、SD5100では杯AⅠが約20.5cm、杯CⅠが約19cm、皿AⅠが約23cmにあり、口径が拡大化する傾向が認められる。また、須恵器も杯A、杯Bともに深い器形、浅い器形に分化しており、法量的には土師器ほど明確ではないものの、SD5100出土土器はSD4750出土土器に比べて口径の拡大化の傾向がやはり認められる。奈良時代の土器の法量は、平城宮土器Ⅲ以降縮小していくが、それ以前は異なった変化をたどる。これは、たとえば土師器杯Aに顕著なように、飛鳥Ⅳで出現した時点では杯AⅠの口径は約17.5cmであるが、それが次第に拡大化して平城宮土器Ⅲ古段階で頂点に達し、以後、縮小化していくのである。この法量の変化の流れは、従来平城宮土器Ⅲ古段階の資料を提示していなかったために明確ではなかったが、今回の分析の結果、新たに指摘できることとなった。

律令的
土器様式

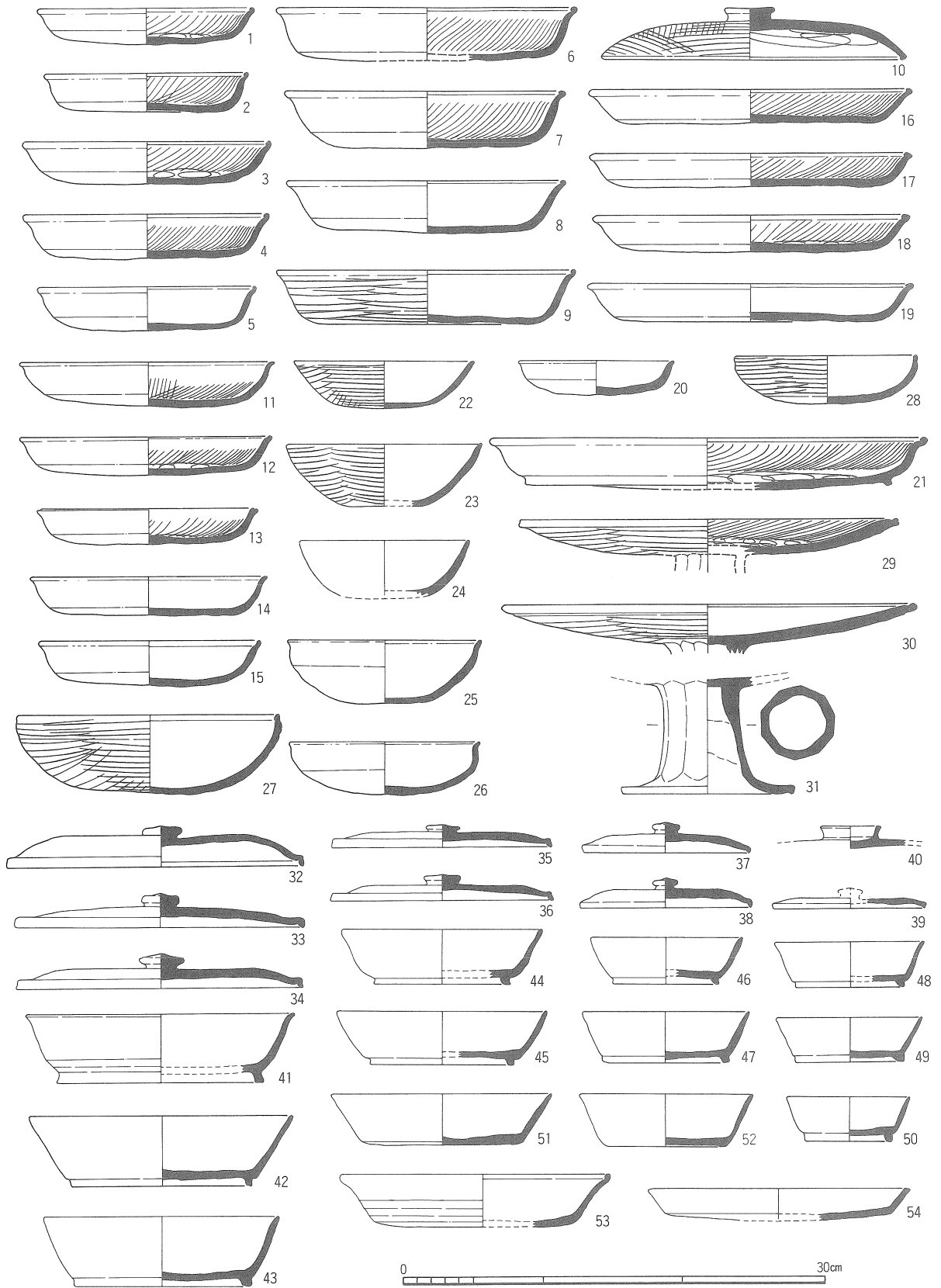
これらのことから、SD5100・5300出土土器を代表とする平城宮土器Ⅲ古段階は、法量による器種分化が著しく、法量も大きいという面で、西弘海³⁾の言う律令的土器様式の最も整備された姿だとすることができる。奈良時代の土器は、様式的には平城宮土器Ⅲと平城宮土器Ⅳの間に最も大きな画期があり、土師器の調整でc手法の採用による量産化の指向、同一器種内での法量分化の減少、法量の縮小化など、平安時代の土器に連なっていく要素が出現する。このような傾向は既に平城宮土器Ⅲの古段階から中段階への変化の中で一部発生していることであり、平城宮土器Ⅲの細分により、それが明確になったのである。こうした土器の変化は、実年代を考え合わせると、平城宮土器Ⅲ古段階は聖武朝前半期の古代律令国家の整備された時期、平城宮土器Ⅲ中段階は恭仁宮、紫香楽宮、難波宮への遷都とそれに続く平城遷都という政治的混乱を経て、朝廷での政治が形骸化していく時期という、政治的变化と無縁ではないであろう。

土器変化の
背景

1) 奈良市『平城京朱雀大路発掘調査報告』1974

2) 奈文研『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1989

3) 西弘海「土器様式の成立とその背景」『考古学論考』(小林行雄博士古稀記念論文集)1982, pp. 447～471



1~22・25~30・32・42-前川遺跡 他-SK2001

Fig. 94 右京八条一坊十四坪SK2001と前川遺跡出土土器実測図 1 : 4

B 長屋王家の土器

i SD4750、SE4770出土土器の構成

長屋王邸内東北部の溝SD4750と、東外郭北の井戸SE4770からは、多量の木簡を伴って大量の土器が出土した。保存状態良好で、完形品に復せるものも多く、共伴した木簡に土師器生産に関する記載を持つものもあって、古代窯業史上極めて重要な資料である。以下、長屋王家の土器の実態を考察していくが、まず、土師器、須恵器の器種ごとの個体数をTab. 73に示した。

個体数の
算出基準

個体数の算出は、基本的に口縁部全周の約6分の1以上残存しているものを取り上げ、その器種の個体数とした。また、土師器や須恵器の杯B、皿B、壺Aは蓋と組み合わせ、特に須恵器杯B蓋は転用硯として使用したものが多いため、身の数をその器種の個体数として集計した。

各器種の個体数はTab. 72を参照されたいが、SD4750出土土器では、土師器の食器、貯蔵器、煮炊具の比率はそれぞれ82.3%：0.6%：17.1%、須恵器の食器と貯蔵器の比率は55.3%：44.7%となる。また、SE4770出土土器では、土師器の食器、貯蔵器、煮炊具の比率が77.8%：1.0%：21.2%、須恵器の食器、貯蔵器の比率は69.0%：31.0%となる。

土師器量の
卓越

SD4750とSE4770出土土器の構成において共通しているのは、土師器の比率が須恵器の比率をかなり上回っていることで、SD4750では78.0%：22.0%、SE4770では77.3%：22.7%となる。奈良時代初期には、平城宮では土師器の量が須恵器の量より卓越するが、平城京内の遺跡では、一般には土師器の量と須恵器の量は同程度であることが、既に明らかとなっている¹⁾。奈良時代前半で、SD4750、SE4770出土土器の構成に近いものには、平城宮土器Iの平城宮東院西端の官衙内を流れる斜行溝SD8600、平城宮土器III新段階の内裏北方官衙の土坑SK820出土土器がある。長屋王家の土器は、その構成において、平城宮、特に宮域内における供食を担った北方官衙が保有していた土器に近いことが、まず一つの大きな特徴としてあげられるのである。

次に、それぞれの遺構出土土器の構成の細部についてみてみよう。まず、SD4750の土師器では杯A・B・C、皿A・Bは、それぞれI～IIIまでの法量に分化する。しかし、杯A～皿Aに関してはIが比較的大型なのに対して、II・IIIの差はそれ程大きくはなく、皿BはI・IIが比較的近い法量なので、基本的に大小の二つに区分されていたと考えられる。こうした大小の差は、鉢B、盤A・B、高杯、甕Aにおいても認められ、また、碗Cと碗Xの区別は法量差によるものなので、土師器に関しては器種を越えて存在する区分であった可能性が高い。なお、杯Aは、平城宮出土土器では同一口径で深い器形の杯A I 1と浅い器形の杯A I 2の両者があるが、SD4750出土の杯Aにはそうした差は明確ではなく、単一的な様相を示す。

二種の
法量分化

また、ある器種が一般的な例に比べて高い比率を示す場合があり、これも長屋王家の土器の一つの特徴である。最も明確なのは皿Bで、土師器全体に対して7.5%、食器内では9.1%の比率を占める。これはほぼ同時期のSD8600ではそれぞれ1.7%と2.1%、SD485では0.6%と1.0%であるのに比べ、かなり高い数値である。杯Bの比率もSD8600・485出土土器を上回っており、食器においては、蓋付きの、しかも大型の器種が多いことがみて取れる。次に、b1手法で調整し、内面に連弧暗文をもつ皿A II・A IIIと小型の皿B IIIも特徴的な器形である。これらは比較

1) 玉田芳英「平城宮の土器」『古代の土器研究』1992, p. 8

土師器		個体数	比率%	
食	杯A I	106	13.3	
	杯A II	6	0.7	
	杯A III	10	1.3	
	身蓋 I	28	3.5	
	杯B II	14	1.8	
	身蓋 II	24	3.0	
	身蓋 III	6	0.7	
	身蓋 III	8	1.0	
	杯C I	81	10.2	
	杯C II	37	4.6	
	杯C III	12	1.5	
	杯E I	7	0.9	
	杯E II	3	0.4	
	杯F	1	0.1	
	杯X	1	0.1	
	器	皿A I	117	14.6
		皿A II	9	1.2
		皿A III	9	1.2
身蓋 I		50	6.3	
皿B I		25	3.1	
皿B II		3	0.4	
皿B III		7	0.8	
皿C		11	1.4	
碗C		90	11.2	
碗X		13	1.7	
盤A I		4	0.5	
盤A II		1	0.1	
盤B I		1	0.1	
盤B II		5	0.6	
鉢B I		1	0.1	
鉢B II		3	0.4	
鉢C		3	0.4	
鉢X		1	0.1	
高杯 I	13	1.6		
高杯 II	4	0.5		
蓋X	1	0.1		
貯蔵器	壺A 身蓋	2	0.3	
	壺B	1	0.1	
煮炊具	甕A I	54	6.8	
	甕A II	44	5.5	
	甕B	28	3.5	
	甕C	1	0.1	
	甕X	2	0.3	
	鍋	4	0.5	
	甌竈	2	0.3	
計	798	100.0		

土師器		個体数	比率%
食	杯A I	18	18.2
	杯A II	1	1.0
	杯A III	1	1.0
	身蓋 I	2	2.0
	杯B II	4	4.1
	身蓋 II	4	4.1
	身蓋 III	1	1.0
	杯C I	26	26.3
	杯E I	2	2.0
	器	皿A I	10
皿B I 身蓋		2	2.0
皿B I 身蓋		2	2.0
碗C		6	6.1
碗X		1	1.0
盤A		2	2.0
高杯		2	2.0
壺A		1	1.0
甕		20	20.2
鍋		1	1.0
計	99	100.0	

須恵器		個体数	比率%	
食	杯A I	9	4.0	
	杯A II	17	7.5	
	杯A III	2	0.9	
	杯A IV	11	4.9	
	身蓋 I	3	1.3	
	身蓋 II	36	16.0	
	杯B II	11	4.9	
	身蓋 II	42	18.8	
	身蓋 III	8	3.6	
	身蓋 III	23	10.2	
	身蓋 V	1	0.4	
	杯C	10	4.4	
	杯C	1	0.4	
	皿A I	2	0.9	
	皿A II	2	0.9	
	皿A III	1	0.4	
	器	身蓋 I	1	0.4
		皿B I	3	1.3
皿B II		4	1.8	
碗A I		2	0.9	
碗A II		1	0.4	
碗B		2	0.9	
碗X		4	1.8	
鉢A		21	9.3	
鉢F		2	0.9	
盤		17	7.6	
高杯		3	1.3	
貯蔵器		壺A 身蓋	1	0.4
		壺A 身蓋	15	6.6
		壺B	1	0.4
		壺D	1	0.4
		壺K	26	11.6
		壺X	5	2.2
		壺蓋	1	0.4
	双耳瓶	1	0.4	
	平瓶	2	0.9	
	横瓶	2	0.9	
	甕A	9	4.0	
	甕B	14	6.2	
甕C	32	14.2		
V群甕	7	3.1		
計	226	100.0		

	土師器(比率%)	須恵器(比率%)	計
SD4750	798(77.9)	226(22.1)	1024
SE4770	99(77.3)	29(22.7)	128

須恵器		個体数	比率%
食	杯A I	1	3.4
	杯A II	2	6.9
	杯A III	1	3.4
	杯A IV	3	10.3
	身蓋 I	3	10.3
	身蓋 II	1	3.4
	身蓋 II	1	3.4
	皿B I	1	3.4
	皿B I 身蓋	1	3.4
	皿B II	4	13.8
器	鉢A	1	3.4
	鉢F	1	3.4
	盤	2	6.9
	高杯	1	3.4
	計	29	100.0
貯蔵器	壺A 蓋	1	3.4
	壺Q	1	3.4
	平瓶	1	3.4
	甕	7	24.1
計	29	100.0	

Tab. 73 SD4750、SE4770出土土器構成表

的精選した胎土を用い、灰白色に焼き上がる精製品で、他にはほとんど例をみない、長屋王家独自の器種と言って良い。他には、椀Cを小型にした椀Xが同じく特殊な存在で、杯X、鉢Xがみられることや、杯Eで把手をもつものが多いことがあげられる。

須恵器では、土師器ほど明確な器種構成上の特徴はみられないが、それでもいくつかの点をあげることができる。まず、杯A・Bでは深い器形の杯A I 1・B I 1が僅少で、浅い器形のみ単一的様相を示し、これは土師器杯Aと共通する。また、内外面を丁寧に磨く金属器模倣の椀Xや、直立する口縁部で、やや内湾する体部をもつ盤など、一般にはみられない特殊な器形が存在する。全体的にみれば、体部と底部の境に明確な稜をもたない形態の杯A、粗放な胎土を用い、焼き締まりも悪い皿A、小型で口縁部が直線的に外反する皿B II、および各種の盤など、非常に良く似た器形のもものが複数個存在し、まとまりのある構成をとっていると言えるであろう。産地は、ある特定の場所からもたらされたものである可能性が高いが、そればかりではなく、杯B蓋、壺B・X、壺蓋、甕にV群土器、椀BにVI群土器があり、少数ながらいろいろな産地の土器が混在している。なお、漆液の運搬具として使用した壺K・Xがまとまって出土しており、貯蔵用の須恵器甕、パレットとして使用した土師器杯Aや皿Bもあることと考え合わせると、長屋王邸内で独自に漆製品の製作を行っていたことがわかり、興味深い。

ii 土師女の作った土器

SD4750からは、土器生産にかかわる記載をもつ、下記の木簡が出土した。

- 土師女三人瓮造女二人雇人二□
- 受曾女九月六日三事□□〔大嶋カ〕 (「出土木簡(抄)」№71)

これは、土師器を作る女性3人、甕を作る女性2人等に食料を支給したという文書木簡である。このことによって、長屋王邸内には土師器作りの女性の工人がおり、土師器生産を行っていたことがわかる。この一点の木簡が共伴したことにより、SD4750出土の土師器は極めて重要な資料的価値を持つのである。それでは、SD4750出土の土師器はこの土師女、瓮造女が作った土器なのであろうか。以下、その点に関して検討してみることにする。

a 製作技法からの検討

SD4750出土の土師器には、製作技法の面において極めて類似した特徴がある。まず調整手法では、杯A I はb₁手法が主体で約82%を占め、a₁手法が約12%ある。杯C I はb₁手法がほとんどで約85%を占め、a₀手法が約12%ある。それに対し、杯C II・C IIIは全てa₀手法である。皿Aはa₀手法が約95%を占め、b₀手法のものはわずかに5%である。一方、皿A II・A IIIは全てがb₁手法による。皿B I・B IIは、b手法で調整した後に高台を貼り付け、底部外面にヨコナデ調整、口縁部外面にヘラ磨きを加えるものが多い。盤Aは、c₃手法で調整し、体部の削りは底部から口縁部に向かって削り上げる。この削りの方向は盤Bや高杯においても同様である。甕A・Bは、ほとんどの個体が、口縁部にヨコナデを加える前に、外面は縦方向、内面は横方向のハケ目調整を加えるとみられ、胴部内外面の調整も同様である。また、口縁部内面の断面形は、ほとんどの個体に共通したような曲線をもっている。ここに工具痕の残る土器(Pl. 45、Ph. 171-207)があることから、概略の成形をした後、口縁部内面に木器のロクロ挽きの際に

用いる様な型を当てて回しながら整形し、規格性の高い製品を作ったのであろうか。他の器種も出土量は少ないものの、ある一定の調整法によっている。

器種によっては特定の成形法をとるものがみられる。高杯は、脚部を粘土紐巻き上げ法で成形するI群土器はなく、全て心棒成形のII群土器である。また、杯部外面の削りや、口縁端部の面取りの特徴も、各個体に共通してみられる。さらに、皿BⅢは独特の成形法をとり、まず、底部の円盤を用意し、高台を貼り付け、次いで口縁部を接合するという過程をとる。そのため、口縁部と底部の境界で割れている土器が多い。こうした成形法は、器種を越えて、杯Bの一部にもみられる。

b 形態、暗文からの検討

杯Aには大きく分けて、以下の3種の形態がある。①口縁部がゆるやかに湾曲し、端部に小さな巻き込みをもつもの。②口縁部がほぼ直線的に立ち上がり、端部に明確な巻き込みをもたず、器壁がやや薄いもの。③口縁端部が、内面にえぐりを入れた様にやや強く外反し、小さな巻き込みをもつもの。これらは内面に施した暗文と密接な関連があり、①は放射二段暗文、②・③は連弧暗文にほぼ対応する。一方、杯Bにおいても、上述の①～③の形態が認められ、暗文との対応関係も杯Aと等しい。すなわち、杯Aと杯Bは、高台の有無を別にすれば、同一の規制の下に製作されたと推定できる。

器形・暗文
の 規 制

皿Aには、口縁部が直線的に外反するものと、ゆるやかに湾曲するものの二者があるが、前者の形態が主体で、後者は少ない。また、底部は丸底に近いものと平底のものがある。杯Aに比較して、ややバラエティーがあると言えるが、それでもある一定の規則性がある。

皿BⅠ・BⅡは、口縁部の形態にゆるやかに内湾しながら開くものと湾曲するものがあるが、皿Aと同じく、前者が主体で後者は少ない。一方、内面の暗文は、放射二段暗文を別にする、連弧暗文に4種類がある。すなわち、①一般的に見られる連弧暗文。②円弧の末端が離れ、それぞれ独立した円弧が連弧をなすもの。③円弧の接点が円を描き、螺旋状になるもの。④円弧が上向きのものである。器形と暗文の間には、特別な関係は認め難いが、放射二段暗文と③はやや深めの器形に多く、浅めの器形には①と②を施す傾向にはある。なお、②と③は皿AⅡ・AⅢの連弧暗文にもみられる。

高杯は、形態上に類似した特徴があることは、既に述べた。暗文は3種類があるが、そのうち二段放射暗文と連弧暗文を施すものはSD4750出土土器に特徴的な一群である。

高杯の暗文

c 同一工人の認定

以上、SD4750出土の土師器に関して、技法、形態、暗文の面から検討を加えてきた。その結果、各器種において、明確な規制の下に製作し、かつある特徴が器種を越えて、複数の器種に認められることが明らかとなった。こうした事実を考える上で、非常に示唆的な2個の杯A (Pl. 85・Ph. 171-1・2) と1個の高杯 (Pl. 88・Ph. 171-183) がある。杯Aはb1手法で調整し、高杯は脚部を削りによって面取りするが、削りに、一部が線状に盛り上がる全く同じ痕跡がある。これは、削りの工具である刀子に刃こぼれがあったため、同じ1本の刀子で2個の杯の底部と高杯の脚部を削ったことが知られる。このうち、2個の杯Aは、形態、暗文も同じ工具痕

同じ工具痕

火 襷 焼成の面では、杯A・C・E、皿A、椀Cなどの食器は重ね焼きをしており、多くの個体に火襷がある。平城宮出土の土師器には、椀Cにまれに火襷がみられる場合があるが、杯A・Cが火襷をもつことはほとんどなく、その点でもSD4750出土の土師器は特殊な存在である。

黒 斑 また、SD4750出土土師器には黒斑をもつものが多数存在する。黒斑をもつ土師器は、秋山浩三の研究によれば、不良品として淘汰されていたものだ¹⁾という。平城宮、長岡宮、平安宮をはじめ、都城遺跡出土の土師器には黒斑がほとんどみられず、一方、土師器生産地である大阪府羽曳野市茶山遺跡や、堺市深井清水遺跡出土土器には黒斑をもつものが多いことから、焼成の際に黒斑がついた土器は不良品として生産地で廃棄され、黒斑のない土器が製品として消費地に運ばれたと推定している¹⁾。SD4750出土の土師器は、こうした一般的な規制からはややはずれ、黒斑のある土器もある程度使用している。すなわち、生産地における様相と、消費地における様相との双方の特徴をあわせ持っているのである。これらのことから特定の集団が集中して製作した土器群が、SD4750に一括して廃棄されたことはほぼ間違いないと考えられる。独自の土器生産 換言すれば、SD4750出土土師器の大半は、焼成遺構は未発見ではあるものの、木簡に記載された土師女、瓮造女が製作した可能性が非常に高いと言えるのである。

iii SD4750出土土器の法量分布 (Fig.95)

SD4750出土土器は共伴した紀年木簡により、ほぼ靈龜2年(716)頃に埋まったことがわかっている。これは、従来の編年観では奈良時代を平城宮土器I～Vに分けた中でのIからIIへかわる頃にあたる。ここではSD4750出土の土師器杯A・B・C、皿Aと、須恵器杯Bの法量を、平城宮土器Iの下つ道西側溝SD1900²⁾と平城宮東院の斜行溝SD8600³⁾、平城宮土器IIの左京一条三坊の溝SD485²⁾出土の土器と比べることにより、年代的な位置をみてみたい。

径高指数 土師器では、杯Aの口径と高さの関係を示す径高指数は22で、SD8600の杯A、SD485の杯A II・A IIIと一致する。SD1900の径高指数は26であり、深い器形である。SD4750出土の杯AはSD8600に最も近いと言えるが、口径がやや小さい。SD485では杯A Iと杯A II・A IIIを高さにより区別しており、SD4750の杯AはSD485の杯A II・A IIIに一回り小さい土器が加わった状況ともみられる。杯Bの径高指数は24であり、SD1900が26、SD485が22となるのに比べ、両者の中間となる。杯CではSD1900の径高指数は26であり、深い器形だが、SD4750・8600・485は19で同じ分布を示す。口径はSD8600の杯C I・C IIがやや大きい。皿Aの径高指数は13で、SD1900の皿A I、SD8600・485とほぼ一致する。SD1900では皿A Iと皿A IIの径高指数が異なり、SD8600・485では皿A IIIがない。須恵器では、杯Aの径高指数は杯A I～A IIIが19、杯A IVが29で他に比べて浅い傾向を示すが、これはSD4750出土土器の特殊性であろう。杯B Iは径高指数がSD8600の39に比べて31と浅い。

こうしてみると、SD4750出土土器は、口径や高さの面ではSD485出土土器に近いが、SD1900・8600出土土器に近い要素をも持っていることがわかる。土師器に放射二段暗文と連弧暗文の両方がみられることは中間的な様相であるが、須恵器杯Bの器高が低くなるなど、法量的には平城宮土器IIに属するとして良い。

1) 秋山浩三「キズモノの土器」『大阪府文化財協会研究紀要』2, 1994, pp. 8～15

2) 奈文研『平城宮報告VII』1976, 別表5

3) 奈文研『平城京長屋王邸と木簡』1991, p.64

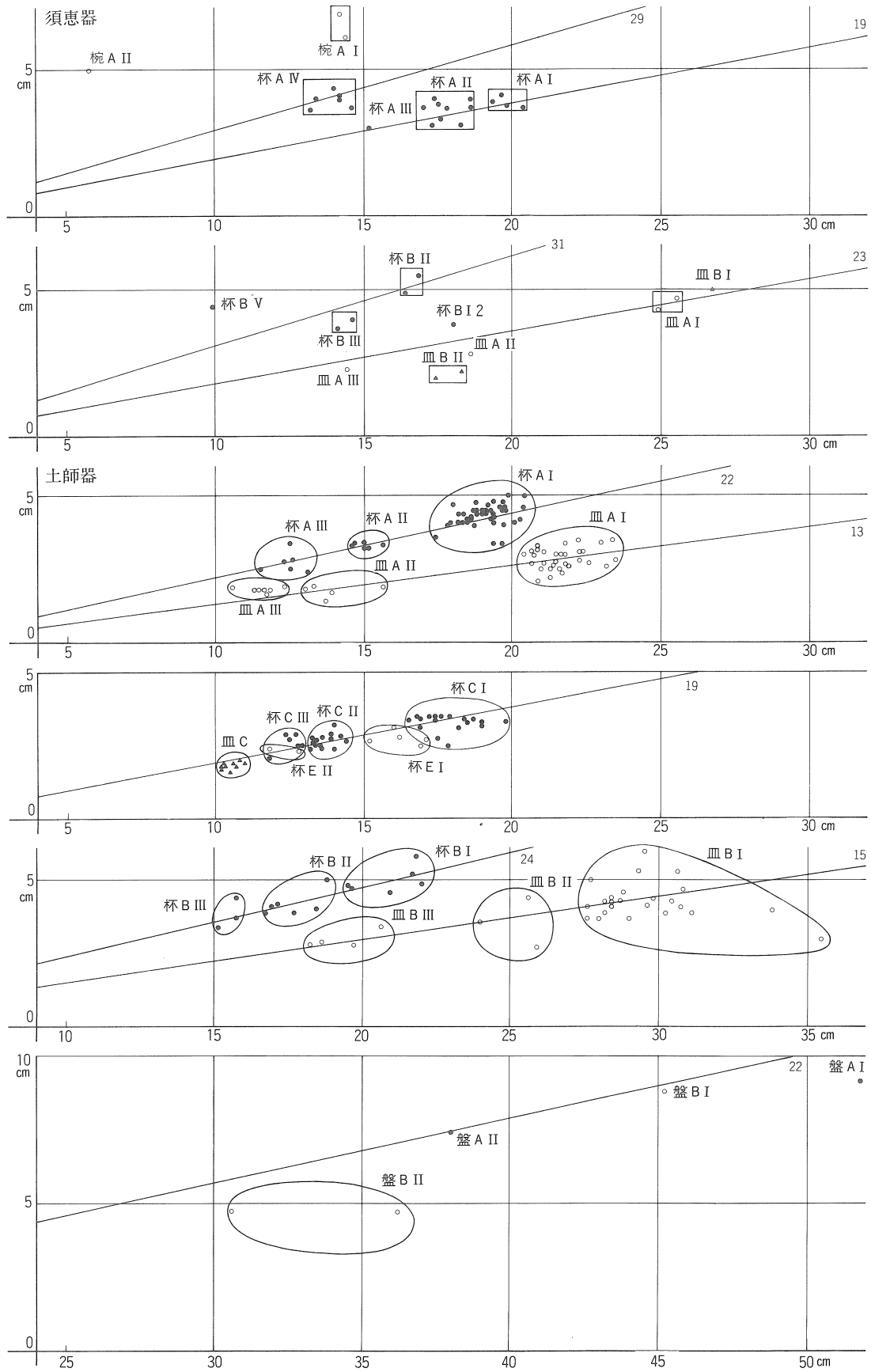


Fig. 95 SD4750出土土器量分布図

C SD5100木屑層の土器組成の特質

出土分布の偏り

SD5100の木屑層から土師器1792点、須恵器1855点、総数3647点にのぼる土器類が出土した。3メートルグリッドごとに土師器と須恵器の各器種と、出土点数をまとめたのが別表13・14である。これをもとに、まず土器類の出土傾向をみると、土師器、須恵器ともに左京三条二坊の4町を占める敷地の北門SB5090の東30m (UO38~48区) の範囲に集中する。この範囲から出土した土器の量は総出土量の71%にあたる。また、東端部付近 (UO12~14区) にも比較的土器が集中するが、前述の集中部以東では次第に減少する傾向が指摘できる。

伴出木簡の性格

ところで、SD5100・5300・5310の木屑層から出土した「二条大路木簡」は、出土地点と記載内容の検討から大きく次の二つの群に分れるとされる。一つは左京二条二坊五坪の邸宅(当時兵部卿であった藤原麻呂邸)の家政機関に属するものであり、もう一つは左京三条二坊の一・二・七・八坪の4町を専有する施設に属し、皇后宮と深く係わる木簡群である。

前者の木簡群は、主としてSD5300・5310から出土しているが、藤原麻呂邸の南門SB5135に対面するSD5100の中央部およびそれ以東からも出土している。また、後者の木簡類も、SD5100が出土の主体であるが、大路を隔てたSD5300からも出土している。したがって、土器についても、特にSD5100中央部以東では、藤原麻呂邸側から投棄されたものも含み、逆に左京三条二坊側からSD5300に投棄した可能性も考慮する必要があるだろう。しかし、土器の場合、いずれに属すかの判断材料はなく、確定は困難であり、実際に三者の土器の接合を試みたが接合するものは確認できなかった。ともあれ、前述のような土器の分布から、SD5100出土土器の大半は、後者の木簡群とともに左京三条二坊側の施設から投棄されたとみてよからう。

完形品の一括投棄

前にも述べたように、調査期間が限られるという制約と、取り上げに際して遺漏と破損を防ぐ措置として、木屑層の大半は土ごとに取り上げたため、各グリッドごとの土器の出土状況を十分把握していないのが実情である。しかし、木屑層を層ごとに取り上げなかった初期の調査(東端部の第193次調査、西端部の第197次調査)では、日々の破損品とみられる小片を主とする堆積と、一括投棄とみられる完形品の集積を確認しており、木屑層を層ごとに取り上げた各グリッドの完形品も同様に一括投棄の可能性が高いと考えている。

土師器と須恵器の量比

SD5100出土土器にはA類の黒色土器や奈良三彩なども含まれるが、微量で出土総量に占める比率は1%にも満たない。圧倒的多数を占めるのは土師器と須恵器であり、土師器と須恵器の出土量比率は49:51でほぼ拮抗している。また、土師器も須恵器もともに食器類が圧倒的多数を占め、煮沸具、調理具や貯蔵具類は極めて少ない。食器の出土総量に占める割合は、土師器と須恵器それぞれ84%と90%であり、食器総量に占める土師器と須恵器の割合は、47:53であり、須恵器がやや優る。以上のような土器組成は、特異なものでなく、8世紀前半代では一般的なあり方である。

食器の比率

土師器の食器構成

食器類の構成をもう少し詳細に検討しよう。まず、土師器の場合、杯A、杯C、皿Aの3種の食器が土師器食器総量の80%を占め、中でも際立って杯Cの出土量が多い。また、長屋王邸のSD4750出土土器類で多くを占めている有蓋形態の杯Bと皿Bの量は極めて少なく、バラエティに富む長屋王邸の食器に比べると単純で定式化した食器構成であり、宮内のあり方と一致する。そして、出土土師器の大半は、平城宮内から出土するものと同じ産地で作られたもので

占められるが、Fig. 55に示すような杯X、皿X、鉢E・X、椀X、高杯Xといった宮内でも京内でもほとんど出土することない食器類も一定量含まれるのが特徴である。

最も量の多い土師器杯Cは、皿Aの法量に近いことから、従前には皿Aとして分類されていた¹⁾。しかし、杯Cは、杯Aや皿Aの口縁端部が内側に肥厚するのに対し、端部の内側を削いだように内傾する面をもち、底部も杯Aや皿Aに比べて丸味をもたせていて、手に取って口をつけて飲むのに適した器形である。事実、「酒坏」と墨書する杯C²⁾があり、平城宮内裏北外郭の土坑S K 820からは「鳥坏」と墨書する杯Cも出土³⁾している。少なくとも皿(盤)とは認識されていなかったことは明白であり、飲器用の食器とみるべきである。杯Cがまとまって出土した遺構には、平城宮推定大膳職の土坑SK219⁴⁾、内裏北外郭の土坑SK820⁵⁾、左京一条二坊の邸宅内の溝SD485⁶⁾、本報告所収の長屋王邸の溝状土坑SD4750などがあり、食事を給する役所や有力貴族邸に限られる。

一方、宮あるいは京でもほとんど出土することのない食器類は、前述の食器類を宮廷式ととらえた場合、一般に庶民用あるいは役民用とみなされるものであり、左京三条二坊の4町を占める施設には、このような食器を使用する階層の人もいたことを物語る。また、奴や婢用の食器という意味に解される「奴」や「婢」と墨書する須恵器の杯Aが出土(PL.127-1825・1831)しており、この土師器の食器もそうした身分の人々が使用した可能性が高い。

次に須恵器の食器類の検討に移ろう。須恵器の場合、無蓋形態の杯Aと有蓋形態の杯Bが圧倒的多数を占めるが、皿は土師器に比べ少ない。奈良時代前半代においては、長屋王邸のSD4750の場合は例外であるが、食器構成の上では、無蓋形態の杯Aは土師器と須恵器の双方で、有蓋形態の杯Bは須恵器で、大型無蓋の皿Aは土師器で揃えるのが通例であり、SD5100の場合もその例にもれない。須恵器の場合も土師器と同様に、他の器種の量は極めて少ないが、その中で注目されるのが鉢Aの存在である。

鉄鉢形の鉢Aは総数50点にもほぼる。これは25%以上の破片を対象とした個体識別による数値であり、実際の量はさらに多かったものと思われる。鉢Aは平城宮・京の遺構から出土することは稀ではないが、こんなに大量に出土した事例は長屋王邸のSD4750がある他に例を見ない。ただ、長屋王邸のSD4750の場合には、個体判別基準が異なり、単純に数値を比較するのは危険である。

文献史料にみる「鉢」を検討すると、まず『和名抄』の僧房具条では仏道を学ぶものの食器とする。また、『日本書紀』持統3年(689)正月壬戌条には、越蝦夷沙門に仏像一体の他、鍾鉢を賜う記事が、『続日本紀』天平3年(731)8月癸未条には、鉢を携えて食する似非僧と取り締りの記事があり、「鉢」が僧および入道者の食器であったことが知られる。文献にみる「鉢」は、関根真隆氏によって鉄鉢形で我々が分類する鉢Aに比定され、僧の主食用の食器⁷⁾だったことが明らかにされている。そうすると、多量の鉢Aの存在は、左京三条二坊の施設に

須恵器食器
の特質

僧の食器
鉢 A

1) 奈文研『平城宮報告II』1962, PL.45, Tab.7 (p.64)を参照。ただし、皿Aとなっている。同『平城宮報告VII』1976, PL.58-3

2) 奈文研『墨書土器集成I』1983, 第16図-1057

3) 奈文研『平城宮報告VII』1976, PL.58-3

4) 奈文研『平城宮報告II』1962, p.63~67

5) 奈文研『平城宮報告VII』1976, p.76, Tab.5を参照。

6) 奈文研『平城宮報告VI』1975, p.40, Tab.3を参照。ただし、皿A I~IIIになっている。

7) 関根真隆『奈良朝食生活の研究』1969, pp.337~341

相当数の僧あるいは出家者が居住していたか、もしくは一時滞在したことを物語る。また、SD 5100の土器集中範囲から出土した木簡に尼僧の名を列挙したもの(「出土木簡釈文(抄)」No. 228)があり、鉢Aとの関連が注目されよう。僧や出家者を宮中や邸内に請ずる事例の多くは写経か法会であり、この施設でもそうした行為が行われたことはまちがいであろう。

須恵器の貯蔵器

次に須恵器の貯蔵類についてみると、多くはゴミとして投棄された細片であり、食器とともに一括投棄されたとみられる完形もしくはそれに近いものは、図示した程度であってほんの少量にすぎない。貯蔵具で注目すべきは甕Cの多さである。甕A・B類が丸底もしくは尖底に近い丸底形態であるのに対し、甕Cは広口短頸で口縁部が真直ぐ立ち上がり、口径が器高を上まわり、大型品には丸底に近い例もあるが、一般的には平底で高台を付すものもある。『正倉院文書』や木簡から当時、¹⁾ 甕・甕・甕、由加と呼ばれる4種の大型貯蔵器が存在したことが知られる。出土器形と古器名の対応についての詳細は別稿に譲り、結論のみを記すと、大型の甕Aは甕に、中型の甕Aは甕に、小型の甕A・Bは甕に、甕Cは由加に比定できる。また、『正倉院文書』『延喜式』および木簡などから、それぞれの用途をみると、甕は酒、醬、酢などの醸造と貯蔵に、甕も同様の用途の他に漬物容器に、甕はさまざまな食物の保管に使用されているのに対し、甕Cにあたる由加は食品貯蔵の機能はなく、専ら水・油の容器として使用されている。また、由加の使用場所についてみると、必ずしも厨房に限らず、各役所の施設に配され、儀式に用いられる場合も多い。²⁾

SD5100出土の甕Cの中・小型品の大半には、油とみられる有機物が残存するし、SD5300出土の小型の甕Cには「水」と墨書した例(Pl. 145-3260)が知られ、文献史料にみる由加と矛盾ない。甕C(由加)が大量に出土する例も極めて少なく、量の多さは左京三条二坊の施設に様々の司が置かれていた一つのあらわれとみてよい。

灯明専用器

最後にSD5100出土灯明器について検討する。木屑層からは、土師器657点、須恵器323点、総数980点にのぼる灯明器が出土している。『正倉院文書』の「造仏所作物帳案」には「盗油杯」、長屋王家木簡にも「油杯」とある。³⁾ 灯明用の専用器を油杯と称し、前者の史料から口径4寸程の小型品であったことも知られる。また、大安寺や法華寺から、口径11.5cm、器高2.5cmの二彩の杯が出土しており、灯明器として使用されており、まさしく盗油杯とみられる。一方、土師器や須恵器にも、それぞれ盗油杯と法量的一致する皿Cや皿Eがあり、やはり灯明に使用していたと考えられる痕跡を残す例が多く、これらも油杯と呼ばれていたと考えられる。

出土灯明器の特質

SD5100の木屑層出土の灯明器類は、他にみられない次のような特色をもつ。

- 1) 前述したような小型の灯明専用器は、ほとんどみられず、一般の大型食器(土師器杯A・B・Cや皿A、須恵器杯A・Bや皿A~C等)を使用すること。
- 2) 一般の食器でも器高が高く灯明に不向きな器種(土師器杯A I 1、須恵器の杯Aの器高の高い一群や碗A等)も灯明器に使用すること。
- 3) 前述のように統一された器種を使用するのではなく、実にさまざまな器種を使用していること。特異な例をあげると、土師器杯B蓋、高杯、盤、甕腹、双孔把手付大型蓋片、

1) 巽淳一郎「奈良時代の甕・甕・甕・由加—大型貯蔵用須恵器の器名考証—」(奈良国立文化財研究所40周年記念論文集『文化財論叢II』)1995
2) p.494 註1) 文献, p.322 第3表参照。
3) 奈文研『平城宮木簡概報23—長屋王家木簡2—』1990, p. 6。瓮七口。奈閉八口とともに、油杯百四十三口を交易して勤めている。

須恵器壺A蓋等がある。

- 4 宮廷式の食器だけではなく、Fig. 55に示すような庶民あるいは奴婢用とみられる食器や、名前を墨書した個人用の食器も使用されていること。
- 5 4に関連するが、灯明用に新しく誂えたものばかりでなく、既に使用していたものも転用していること。
- 6 完形品が多くを占め、その中には長期間使用したためか油煙が口にべっとりと付着するものと、灯芯の跡が1～2カ所しかみられない短時使用の2種があり、後者が圧倒的に多いこと。

灯明に普通の大型食器を使用した例は、平城宮や長屋王邸、藤原麻呂邸でも確認できるが、これほど大量に、しかも短時使用のものがまとまって出土した例はない。役所での灯明のあり方をみると、平城宮内裏外郭の土坑SK820の場合には、総数44点あるが、大型品は少なく、中型品（土師器の杯C）、小型品（土師器の杯A IIIや碗C、須恵器の杯A III・A IV）が多くを占める¹⁾。また、本報告のF期の左京三条二坊一坪は、太政官厨と考えているが、一坪の井戸等から出土した灯明器も多くは小型食器類であり、土師器の碗A・C、須恵器の杯A IV・A V・B IV・B Vが使われていて、下級の役所では、大型食器はほとんど使われていないことが分かる。

役所で用いた灯明器

当時の油の値段をみてみると、SD5100がまだ機能していた天平11年（739）の油（胡麻油）9合6勺の値が稲8束6把4分で、1升当り米4斗5升に相当する²⁾。天平宝字4年（760）では油1升当り米1斗2升の値である³⁾。このように油は非常に高価な品であり、一般庶民が簡単に入手できるものではなかったろう。京内では、寺院を除くが、下級役人や一般庶民が住した五条以南の京南半部では、北半部に較べ灯明器の出土量が少ないのは、こうした事情によるのであろう。

油の値

では、官の役所や寺での灯明の実体がどうであったか、『正倉院文書』や木簡で検討しよう。天平宝字8年の悔過所解案によれば、一晚分の燈料は僧房では2合、堂では4合と規定されている。また、SD5300からは、まさにこの時期の灯明油の消費状況を伝える木簡が出土している（「出土木簡釈文（抄）」No. 332）。これによると、左京三条二坊側に存在した可能性の強い大殿（正殿）の1日の常灯量は3合であり、行幸した天皇の部屋は1日2合、天皇随伴の僧とおぼしき文基と女暨の各部屋はそれぞれ1日1合と5.5勺となっている。僧房の場合は、さらに各房に分配されると考えれば、各房の1日当りの消費量は極めて微々たるものであったろう。最近の研究によると、当時の1升は現在の容量に換算すると約829ccになると言う⁴⁾。これに従うと、天皇の部屋は1日当り約166ccとなろう。当時の燃灯時間は分らないが、燃灯実験では、灯明器1皿、灯芯1本で6時間灯し続けて75cc要した。仮に6時間として、同じ条件で全量を使用したとすると、要した灯明器はほぼ2個に相当し、予想以上に少ない量である。前述の史料は、いずれも日々の生活に係わる灯明事例であり、常灯の場合にはさほど灯明器を数多く必要としなかったことが知れよう。そうなると、SD5100出土の灯明器は、量からみて常灯用だったとは考え難いことになろう。

文献にみる灯明の実体

1) 奈文研『平城宮報告VII』1976, Tab. 10を参照。

3) p. 494の註1) 文献p. 227・491, 第46表を参照。

2) 『大日本古文書』第2巻 p. 193 (伊豆国正税帳)。米への換算は関根真隆氏による (p. 493 註1) 文献p. 227)

4) 篠原俊治「日本古代の枿」『平安京左京五条二坊九町・十六』(『京都文化博物館報告』第7集) 1991, pp. 75~107

燃灯は、日々の照明の他に、仏会に際して行われ、しかも大量の灯明が灯されたことが以下のような文献史料から知られる。

『日本書紀』白雉元年(650)冬12月の晦の条に「味経宮に於いて二千一百余りの僧尼を請じて、一切経を読ましめる。この夕に二千七百あまりの燈を朝庭の庭内に燃す」とあるのが最古の記事である。また、『日本書紀』白雉3年冬12月の晦にも「天下の僧尼を内裏に於いて請じて設齋して大捨して燃燈す」とある。8世紀の事例では、『続日本紀』天平16年(744)12月8日の条に「一百人を度す。この夜、金鍾寺と朱雀路とに灯一万坏を燃す」とある。また、天平18年10月6日の条と、天平勝宝6年(754)正月5日の条に、東大寺に行幸して万灯供養を行った記事がみられる。

ところで、器を一旦灯明に使用すると、特に焼成温度の低い土師器や焼きの甘い須恵器では器体に油が浸み込み、油煙でよごれるため、食器など他の用途に用いることができず、以後ずっと灯明器として使用したとみるのが一般的である。しかし、前述のような法会などで大量の器を使用した場合には、後の使いみちがないため一括投棄されることになる。SD5100の場合も短時使用の灯明器が大量に存在することから、このケースと考えられる。他に古代のそうした事例を探すと、多賀城市の山王遺跡¹⁾や高崎遺跡²⁾で発見された土坑¹⁾があげられる。両遺跡の土坑は、いずれも10世紀前半代の所産とみられるが、短時使用の大量の灯明器を投棄しており、万灯供養のあとしまつと考えている。

しかし、多量の灯明器が必要となるのは、仏会だけではない。多く人が集い宵宴が行われる場合も考慮する必要がある。ただ、私宴であれ公的な宴であれ、そうした場合には同じ器種で灯明器を揃えるのが普通であろうし、少なくとも3~5に上げたような器類は使用しなかったであろう。

万灯供養 SD5100出土灯明器の2~4の特徴からは、計画的な燃灯とは考え難い。それらを灯明器として採用したのは、臨時的かつ緊急的要請に基づくものと考えられ、光度よりも多数の明りを燃すことに意義があったものとみられる。したがって、宵宴よりも、様々な階層が会す仏会に伴う供養で使用された可能性が高い。

左京三条二坊の施設でそうした仏会が執り行われたことを具体的に示す資料はない。ただ、多数の僧尼の存在を示す木簡(「出土木簡釈文(抄)」No.295)、僧に係る供奉に関する木簡(「出土木簡(抄)」No.224)尼僧名を列挙した木簡、僧尼や出家者の滞在を暗示する多量の須恵器の鉄鉢形(鉢A)の存在は、法会の行われた可能性を示唆する。

また、『続日本紀』天平8年7月10日の条には、元正太上天皇の病氣平癒を祈るために100人を度し、都下の四大寺に行を命じた記事、天平9年9月15日条には、天然痘の流行禍に深く係るとみられるが、天下国家安寧のために、宮中の15カ所において、僧700人を請じて大般若経・最勝王経を転じせしめ、400人を度し、四畿内七道の諸国には578人を度たという記事がある。第V章1Bで詳述しているように、C期の左京三条二坊の4町占地の施設が皇后宮と考えると、前述の宮中の仏会にあわせて、ここでも同じ目的にそった仏会が執り行われ、万灯供養があったとしても決して不自然ではなからう。

1) 多賀城市教育委員会『多賀城市史』4, 1991, pp.152~159

2) 註1) 文献, pp.471~475

4 条坊復原と建物配置計画

今回の調査では、東西方向の条坊として二条大路と三条々間北小路、南北方向の条坊として東二坊々間路と東二坊々間西小路の、計4条の条坊を検出した。また、平城宮の東南隅を確認する目的で行った1966年度の第32次調査では、二条大路と東一坊大路の交差点を確認している。そして、これらの条坊で区画された敷地内部からは、7期に分かれる計237棟の建物と86条の塀を検出した。

本節では、はじめに条坊遺構とこれに関連する周辺地区の条坊発掘成果を総合し、三条二坊一・二・七・八坪および二条二坊五坪四周の条坊の位置と規模を復原する。そして、この成果に基づき各条坊の国土方眼方位に対する振れ、規格性、および基準尺長を明かにしたい。

つぎに、条坊と敷地内部の建物や塀などの配置にどのような計画性が存在したかを各時期ごとに検討し、大規模な宅地における空間分割、主要建物の配置計画を明らかにしたい。

こうした検討作業のもととなる遺構の計測座標値は、今回の調査にかかる遺構については航空写真測量によって作成した50分の1実測図から1cm単位で計測し、関連する既往の発掘成果については報告書記載の数値があるものはこれを採用し、ないものについては報告書にある実測図、もしくは20分の1実測図からおなじく1cm単位で計測した(Fig. 96、Tab. 74)。なお、座標系はすべて国土座標系に統一した。また、尺に換算する場合は1小尺=0.295~0.296m、1大尺はこの1.2倍、0.354~0.355mとして検討を進めるが、本節で単に「尺」とした場合は令小尺を表し、令大尺は「大尺」と表すこととする。

A 条坊復原

二条大路 一坪西北隅で南側溝、八坪北側で南北両側溝を検出した。両側溝の心々距離は39.8~40.6mであり、平城宮南面地区における36.8~38.0m、東隣接池である二条二坊十二坪南面における32.6mなどの既往の数値よりかなり大きい。溝心々距離が場所によって異なる要因としては、場所により溝幅に広狭あることが考えられる。南北両側溝の幅は多少の差はあるが、平城宮南面地区ではそれぞれ3.6~3.8m、今回の八坪北側では2~3m、二条二坊十二坪南面では7.6~8.7mである。一方、両側溝の外肩間の距離、つまり北側溝北肩と南側溝南肩間の距離を測ると、宮南面では40~42m、八坪北側では41.8m前後、二条二坊十二坪南面では40.5m、と比較的近い数値となる。つまり、両側溝の宅地側の肩線はほぼ同位置にあり、溝を広げる場合は路面側になされている(小沢¹⁾説)。これは、結果として同じ道路であっても、場所によって路面幅が一定しないことになる。ちなみに、路面幅は宮南面では32~35m、八坪北側では36.4m前後、二条二坊十二坪南面では29.3mである。

側溝外肩間
距離が一定

ところで、二条大路の側溝心々距離と条坊計画線については、平城宮南面地区の成果をもとに側溝心々距離が105大尺(=126尺=37.17m)であり、条坊計画線はこれを北から1:2に内分する線として復原した(井上²⁾説)。ところが、上記のように側溝心々距離は場所によって差が

1) 小沢 毅「東院南方遺跡の調査」『1991年度平城宮概報』1992

2) 井上和人「古代都城制地割再考」『奈文研研究論集VII』1985

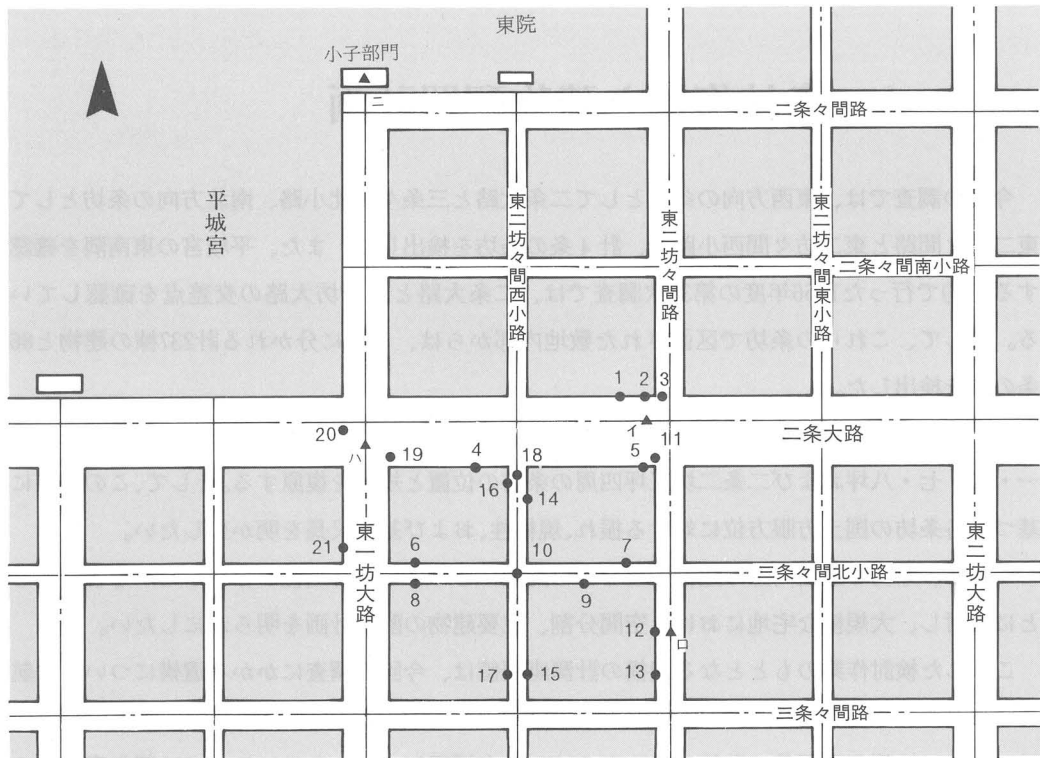


Fig. 96 条坊遺構位置図

地点	条坊	種別	X座標	Y座標	典拠
1	二条大路	北側溝心	-146,004.82	-17,812.40	本調査1/50実測図
2	〃	〃	-146,004.84	-17,800.00	〃
3	〃	〃	-146,004.85	-17,790.00	〃
4	〃	南側溝心	-146,043.78	-17,950.00	〃
5	〃	〃	-146,043.28	-17,800.00	〃
6	三条々間北小路	北側溝心	-146,147.00	-18,010.00	〃
7	〃	〃	-146,146.48	-17,810.00	〃
8	〃	南側溝心	-146,153.00	-18,010.00	〃
9	〃	〃	-146,152.67	-17,860.00	〃
10	〃	路心交点	-146,150.30	-17,920.05	〃
11	東二坊々間路	西側溝心	-146,040.00	-17,792.37	〃
12	〃	〃	-146,205.00	-17,791.74	〃
13	〃	〃	-146,250.00	-17,791.58	〃
14	東二坊々間西小路	東側溝心	-146,075.00	-17,916.83	〃
15	〃	〃	-146,250.00	-17,916.00	〃
16	〃	西側溝心	-146,054.00	-17,924.05	〃
17	〃	〃	-146,250.00	-17,923.12	〃
18	〃	北門心	-146,046.45	-17,920.55	〃
19	東一坊大路	東橋心	-146,039.49	-18,041.53	第32次調査実測図
20	〃	西橋心	-146,021.43	-18,065.47	〃
21	〃	西側溝心	-146,123.00	-18,064.45	第234-9次調査実測図
イ	二条大路	条坊計画線	-146,017.65	-17,800.00	北側溝北肩および南側溝南肩から算出
ロ	東二坊々間路	路心	-146,205.00	-17,786.50	第83次調査東二坊々間東小路心より算出
ハ	東一坊大路	路心	-146,030.46	-18,053.50	2橋の midpoint
ニ	〃	小子部門心	-145,729.60	-18,054.90	小沢推定値『奈文研年報1994』

Tab. 74 条坊遺構計測座標値一覧

あることから、条坊計画線を求めるに際し、一率に側溝心々距離を北から1:2に内分する線として復原するのが妥当か、否かという問題が生ずる。この方法で条坊計画線を求めるとすると、両側溝の外肩間の距離が一定である場合には、側溝幅の広い道路ほど条坊計画線は南に偏することとなる。したがって、二条大路の条坊計画線を一率に側溝心々を北から1:2に内分する線として復原するのは妥当とはいえない。

そこで、ここでは小沢説と井上説を総合し、二条大路の規格を以下のように考えた。

条坊計画線の35大尺北に北側溝心があり、70大尺南に南側溝心がある（井上説）。側溝幅は南北とも10大尺を標準規模とする（井上説では宮南面位置における北側溝を10大尺、南側溝を6大尺としていた）。とすると、両側溝外肩間の距離は115大尺（40.71m、小沢説の外肩間の距離が一定との見方）となる。側溝幅を変える場合は、両側溝外肩の位置を変えず、内肩の位置を変えて行なう。したがって、側溝位置から条坊計画線を求めるには北側溝北肩から40大尺南、もしくは南側溝南肩から75大尺北の点を測定すればよい。

二条大路の
規 格

このようにして南北両側溝の外肩が明確な八坪東北隅において、二条大路の条坊計画線が通る位置として $X = -146,017.65$ 、 $Y = -17,800.00$ の点をおさえた。

つぎに、二条大路の国土方眼方位に対する振れを計測する。北側溝は約20mの短い区間での計測値であるが、この間はほとんど振れていない。一方、南側溝は150m離れた区間で計測し、東で北に $11' 28''$ という数値を得た。ここでは平城京の条坊の平均的振れに近い南側溝の振れを採用しておく。以上が二条大路の復原位置である。規模は前述のごとく両側溝外肩間115大尺（40.71m）である。

二条大路の
方位の振れ

東二坊々間路 西側溝は二条二坊五坪から三条二坊七坪の東辺にかけて延長310mにわたって検出したが、東側溝は幅2mのトレンチで西肩を一カ所確認したにすぎない。したがって、今回の発掘遺構のみから両側溝心々距離を確定できないが、1973年度の第83次調査で検出した東二坊々間東小路の位置から推定できる。第83次調査では、十・十五坪間の小路を延長35mにわたって検出しており、小路心（ $X = -146,205.00$ $Y = -17,653.75$ ）がわかる。この点から375大尺（132.75m）西の点を求めて東二坊々間路心（ $Y = -17,786.50$ ）とし、これと今調査区西側溝心との距離を求めると5.24mとなる。これを東に折り返した10.48mが両側溝心々距離となる。10.48mは29.6大尺であり、本来の心々距離を30大尺とみることができる。なお、西側溝は6～8大尺、東側溝は20～22大尺、路面幅は16大尺前後の規模に復原できる。

調査区内における西側溝の振れは北で西に $12' 56''$ であり、これを東二坊々間路の振れとみておく。つまり、東二坊々間路の条坊計画線は $X = -146,205.00$ 、 $Y = -17,786.50$ をとおり、北で西に $12' 56''$ 振れる。

三条々間北小路 一・二坪間および七・八坪間で南北両側溝をそれぞれ延長210mにわたって検出した。側溝心々距離は6m前後（20尺）、振れは東で北に $8' 15''$ である。なお、東二坊々間西小路との交点心座標は $X = -146,150.30$ 、 $Y = -17,920.05$ である。

東二坊々間西小路 東西両側溝を途中切れ切れではあるが延長210mにわたって検出した。側溝心々距離は7.1m（20大尺）であり、振れは北で西へ $16' 18''$ である。三条々間北小路との交点心は前述のとおりである。

東一坊大路 第32次調査で東西両側溝を、第234-9次調査で西側溝を、第248-13調査で東側

溝西肩を検出した。また、第39次調査（1966年度）では東一坊大路の北端となる平城宮東院入隅に開く小子部門を確認している。

東一坊大路の側溝心々距離は東一坊大路が二条大路と交差する部分に架けられた二つの橋の中心位置から確定できる。二つの橋の東西距離は23.96m（81尺）である。振れは二つの橋の中心（X=-146,030.46 Y=-18,053.50）と小子部門心（小沢による復原座標値X=-145,729.6 Y=-18,054.9、『奈文研年報1994』）を結ぶと、北で西へ17'16"であるが、西側溝に架かる橋の心と第234-9次調査で確認した西側溝心を結ぶと、同34'31"となり、通常の振れに比べ過大となる。よって、ここでは前者の数値17'16"を東一坊大路の振れとみておく。

以上の結果が発掘遺構から直接復原できた条坊の位置と規模である。残るのは三条二坊二・七坪の南辺を限る三条々間路と、二条二坊五坪北辺の二条々間南小路である。いずれも東西方向の条坊である。東西方向の条坊の振れは二条大路の、東で北に11'28"と、三条々間北小路の同8'15"という二つの数値を確認している。ここでは南北方向の条坊の振れ（17'16"、16'18"、12'56"）により近い数値であり、かつ大路の振れであることを優先し、二条大路の振れ11'28"を採用することとした。それぞれの位置は、三条々間路は三条々間北小路の南375大尺（132.75m）、二条々間南小路は二条大路の北375大尺とした。なお、二条二坊五坪西辺の東二坊々間西小路は南で確認された条坊をそのまま北へ延長した。

このようにして復原した結果が、Fig. 97とTab. 75である。条坊計画線で画された各坪の一边の長さのうち、発掘遺構から直接得られた6区間の長さは132.13~133.48mの間にあり、これを450尺で割った1尺の長さは0.294~0.297mであり、平城京における1尺の長さとして過去の成果とも合致する。また、国土方眼方位に対する条坊の振れは、南北方向の平均15'30"に対して、東西方向の平均は9'52"となり、東西方向の振れが若干小さい。



Fig. 97 三条二坊・二条二坊の条坊復原図

No.	X	Y
A	-146,018.49	-18,053.56
B	-146,150.62	-18,052.90
C	-146,283.49	-18,052.23
D	-145,885.30	-17,921.31
E	-146,018.05	-17,920.68
F	-146,150.30	-17,920.05
G	-146,283.05	-17,919.42
H	-145,884.86	-17,787.70
I	-146,017.61	-17,787.20
J	-146,149.98	-17,786.71
K	-146,282.61	-17,786.21

Tab. 75 条坊復原座標値一覧

B 建物配置計画

三条二坊一・二・七・八坪はA～G期の7時期に区分される。A・B・C期は4町を1宅地としている。D期は一・二坪が1宅地、七、八坪がそれぞれ1町以下の宅地である。E期になると再び4町占地となり、最終末のF・G期は4坪それぞれが独立し、1町もしくはそれ以下の占地である。時期は奈良時代から平安時代初め頃に及ぶ。建物の方位は条坊にほぼ平行し、南北もしくは東西に軸線をもつ。なかでもA・B・C期は塀で囲まれた区画内に大規模な建物が整然と配置された計画性の高い平面である。しかし、D期以降になると、規模の大きな建物は減り、小規模な建物が散在する状態となる。そのため、D期以降については、宅地内の主要な建物の配置についての検証を行ったので、その結果を報告する。

また、二条二坊五坪は発掘面積も狭く、建物配置を問題にするほどの成果はあがっていないが、五坪南面の門SB5315・5320・5325、中心建物と考えられるSB5390、東西廊SC5290など、主要な建物の五坪内における位置を検討しておく。

i 検証方法

建物配置計画を検証する場合、1宅地全体における計画性の問題と、塀などで区画された宅地内部の小区画における配置計画の二つの問題がある。はじめに、三条二坊一・二・七・八坪のA・B・C期について、この二つの問題を検証した。

その検証方法であるが、当時の人々がどのようにして、広大な敷地に計画的に建物を配置したのかを検証するのが目的であるから、当時の人々が行ったであろうと考えられる手順と方法にもとづいて検証すべきであろう。A～C期は4町占地であり、条坊計画線にもとづいて宅地内部の配置計画がなされていれば、900尺四方（750大尺）が全体の基準区画となる。一方、A・B・C期の主要な建物や塀の柱間は、9尺と10尺が圧倒的に多い。ここから考えられるのは、9尺もしくは10尺の方眼グリッドにもとづいて計画されたのではないかという推定である。900尺は9尺方眼であれば100のグリッドに分割されるし、10尺方眼であれば90グリッドとなる。

ただし、条坊計画線にもとづいて宅地内の建物配置を考えていたとすると、以下のような問題が残る。つまり、条坊計画線自体は目に見える線ではなく、しかも二条大路では条坊計画線が道路中心にはなく北に偏っている。また、敷地外周に塀が作られてしまうと距離を直接的に計るのがむずかしくなることなどである。宅地の区画ができあがった後に敷地内部の計画を立てるのであれば、敷地外周の道路側溝であるとか、同じく外周の塀を基準に建物配置を考えたという想定も十分成り立つ。

配置計画
の基準線

したがって、ここでは以下の仮定のもとに建物配置計画の検証を試みた。①建設に先立ち配置計画を作る時、まず図上で立案した。②その際、はじめに条坊計画線または敷地外周の塀などを基準に敷地全体を大きくいくつかの区画に分け、区画内の建物配置は各区画ごとに作ったという想定と、③条坊計画線または敷地外周の塀などを基準に敷地全体を方眼に分割し、この方眼にもとづき区画塀をふくめて配置計画を一体として作った、という二つの可能性を考えた。④1小尺は0.295～0.296m（大尺では0.354～0.355m）前後であった。⑤こうして作られた計画図をもとに敷地内に建物や塀を建設していった。

配置計画
の手順

計画と実施の誤差 おおよそ、この手順で計画から建設へと進んだとする。しかし、この課程にはそれぞれの段階で多少の誤差が生じたものと考えべきである。基準尺長のバラツキや、建設時における施工上の誤差もある。次元の異なる問題ではあるが、発掘調査や実測図の精度も問題となろう。これらを総合して、どの程度までを誤差範囲として許容するかは、あとの検証結果に直接に反映する。ここでは0.5尺(15cm)前後までを誤差範囲とすることとした。実際の検証作業は縮尺1/200の図面を使って行ったから、1/200図上では1mm弱までのずれは誤差範囲とした。

検証方法 検証作業は、はじめに②の可能性を検証するため、敷地を分割している塀の位置を座標値として読み取り、この数値をもとに基準線からの距離や各区画の大きさを求め、これを小尺または大尺に換算し完数値となるか、否かを検討した。つづいて、各区画内の建物配置の規格性を検討した。最後に、③の可能性を考え、時期別に色塗りした1/200図に、1尺=0.295~0.296mとして作成した9尺方眼および10尺方眼のトレーシングペーパーを重ね、方眼グリッドに合致する建物や塀をひろい出す作業を行い、方眼グリッドによる配置計画の有無を検証した。

ii 左京三条二坊一・二・七・八坪の検証結果

A期の堀の配置計画 **地割り計画** A期の敷地内部を分割している掘立柱塀の位置は、条坊計画線を基準として、大尺によって配置されているものと、これらの塀を基準に小尺によって配置されているものがある(Fig. 98)。つまり、A期の中央内郭の西塀(SA4610)は東一坊大路の条坊計画線から220大尺東にあり、北塀(SA4880)は二条大路条坊計画線から340大尺南にある。中央内郭の大きさは東西261小尺(9尺×29間)、南北396小尺(9尺×44間)である。ただし、南北距離396小尺は330大尺でもあるので、中央内郭の南塀(SA4213)も大尺によって配置されていた可能性がある。また、中央内郭の東に接する東区の東西幅は90小尺(9小尺×10間=75大尺)となる。西外郭では東塀(SA4875)が中央内郭西塀より153小尺(9尺×17間)東に位置し、北塀(SA5080)は中央内郭北塀から261小尺(9尺×29間)北にある。一方、二条大路に面する北門(SB5090)や北面築地(SA5095およびSA5096)は二条大路条坊計画線から80大尺南にあり、大尺規格に合うが、敷地東面の塀(SA4199)は東二坊々間路条坊計画線から7.9m(27小尺=22.5大尺)となり、北面とは規格が異なる。

B期の堀の配置計画 B期の区画も基本はA期と変わらないが、東内郭に変化が生じる。しかし、その東塀(SA4182)およびSA4780の位置はいずれも小尺にもとづいている。SA4182は中央内郭東塀(SA4390)の東130小尺(10尺×13間)にあり、SA4780は同じく153小尺(9尺×17間)に位置する。

C期の堀の配置計画 C期になると中央内郭の南塀が北に移動する。その位置は北塀(SA4880)から300小尺(250大尺)であり、小尺、大尺ともに完数となり、いずれにもとづくか決めがたい。ただし、SA4390に平行する東塀は、(SA4180)153小尺(9尺×17間)東にあり、小尺にもとづく。また、北外郭の西塀(SA4860)と南塀(SA4790)はいずれも条坊計画線からは完数値の位置にない。

大尺と小尺の地割り 結局、遷都当初のA期には、一部分ではあるが条坊計画線を基準とし、大尺を用いて敷地内の地割りが行われていたことが明かとなった。しかし、大尺による地割りはすべてにわたって行われていたのではなく、中央内郭の基準となる西辺、北辺および南辺が規定されていたにすぎない。C期中央内郭の南辺を例外としてA期の残る塀や、つづくB・C期に新たに作られた塀は、既存の区画塀から小尺を用いて設定されていた。遷都当初の条坊設定が行なわれた時点

では、大尺にもとづく測地が宅地内部の地割りにも及んでいたわけで、大宝律令の「度地に大尺を用いよ」の規定の運用範囲を示す一例と言える¹⁾。また、遷都当初には条坊計画線が宅地内の地割りをも規定していた事実も興味深い。

A・B・C期における中枢部の建物配置計画 A・B・C期の中央・西・東内郭と西外郭は、柱間9尺を基本とする掘立柱塀によって画されている。中央内郭東西幅は261尺(9尺×29間)、南北幅はA期が396尺(9尺×44間)である。B期は不明だが、C期が297尺(9尺×33間)となっている。区画内部の建物は、A・B期の正殿および2棟の東脇殿は正殿の両脇間が14尺であるほかは10尺等間であり、C期の正殿および前殿は桁行10尺等間、梁間9尺、庇14尺である。また、A・B期の正殿および後殿は中央内郭を東西に2分割する中軸線に建物の中心を合わせている。その他の区画にも9尺ないし10尺間の建物が多い。

このように中枢部の区画には9尺ないし10尺の建物や塀が普遍的であるので、9尺もしくは10尺の方眼グリッドによる配置計画の有無を検証した。検証方法は前述の1/200遺構図に9

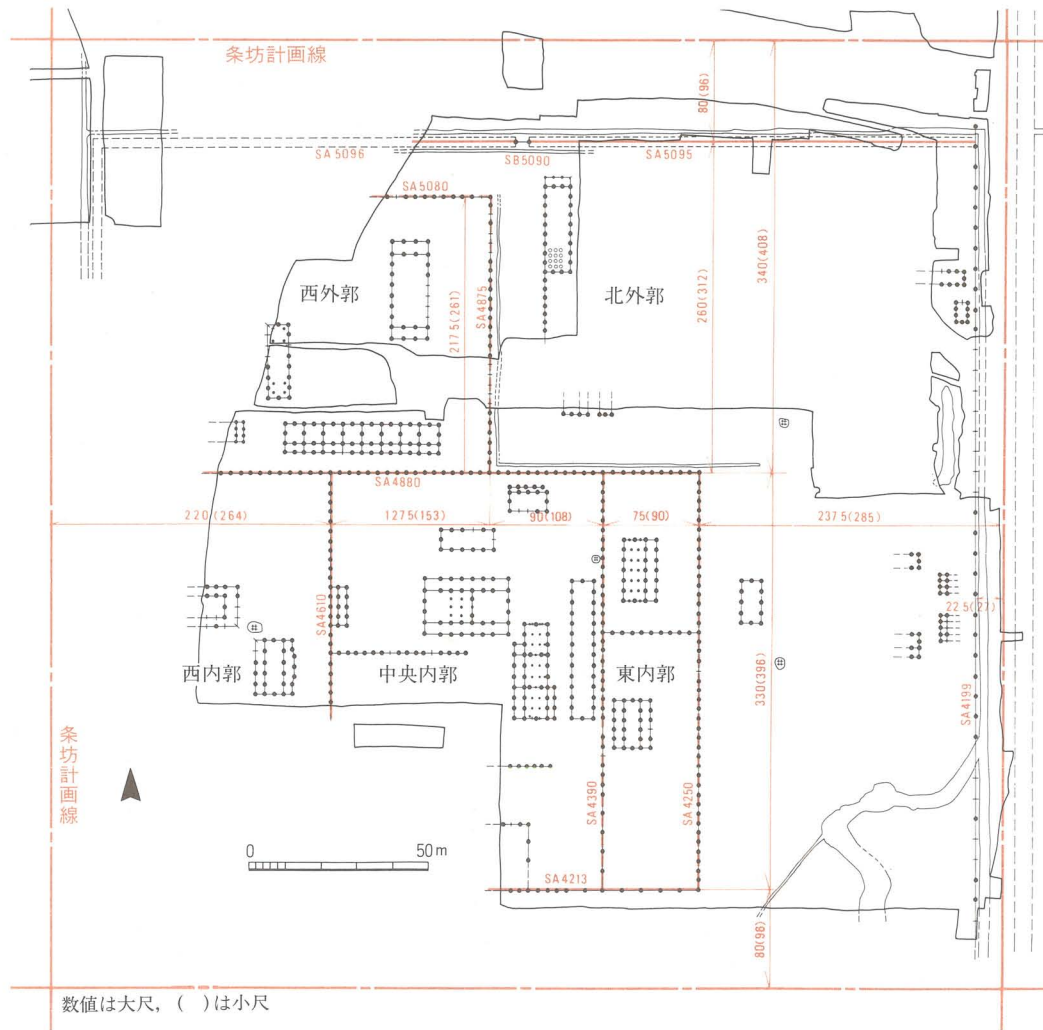


Fig. 98 三条二坊一・二・七・八坪におけるA期の地割り計画

1) 宅地ではないが内部区画の地割りに大尺が用いられている例としては平城宮の第1次、第2次朝堂

院をはじめとする中央殿堂地区の地割りがある。

尺および10尺の方眼グリッドを重ねる方法である。はじめに遺構図の区画塀の位置に方眼グリッドを合わせ、その上で区画内の建物と方眼グリッドの整合性を検証した。

9尺方眼の
整合性

まず、A期の建物と9尺方眼の整合性を検討する。中枢部は9尺間の塀で画されているから、9尺方眼グリッドと区画塀は当然、合致する。区画内の建物も側柱や妻柱の差はあるが、大部分の建物が方眼グリッドにのる (Fig. 99)。塀を含めたその割合は、中枢部4区画にある塀と建物の総数26棟のうち、22棟 (85%) と圧倒的に高い。

10尺方眼の
整合性

つぎに、A期の建物と10尺方眼の整合性を検討する。中央内郭の東西幅は261尺であるから、これを2等分すると130.5尺となり、中央内郭の東西中軸線と10尺方眼グリッドを合わせると、厳密には10尺方眼と中央内郭の東西両区画塀とは0.5尺のずれを生ずることになる。しかし、前述のように0.5尺程度までは誤差範囲としたので、中央内郭の東西の区画塀は10尺方眼グリッドとも合致すると考えた。内部の建物の整合性であるが、10尺方眼では建物個々の柱位置は5尺ずれた位置でよく合ってくるが、建物の側柱位置は合うものが少ない (Fig. 100)。5尺ずれも合致するものとして数えた塀や建物の割合は26棟中、13棟 (50%) である。

B期の建物配置はA期をほぼ踏襲しており、配置計画の基本もA期と変わらない。

C期の建物の柱間は、9尺または10尺の部分もあるが、全体的な統一性がなく、まちまちである。しかも塀以外の建物の柱筋は9尺方眼、10尺方眼ともに合致するものが少ない。

A・B・C期敷地全域の建物配置計画 つぎに、条坊計画線に9尺および10尺の方眼グリッドを合わせ、AからC期の敷地全域の建物や塀の整合性を検証した。

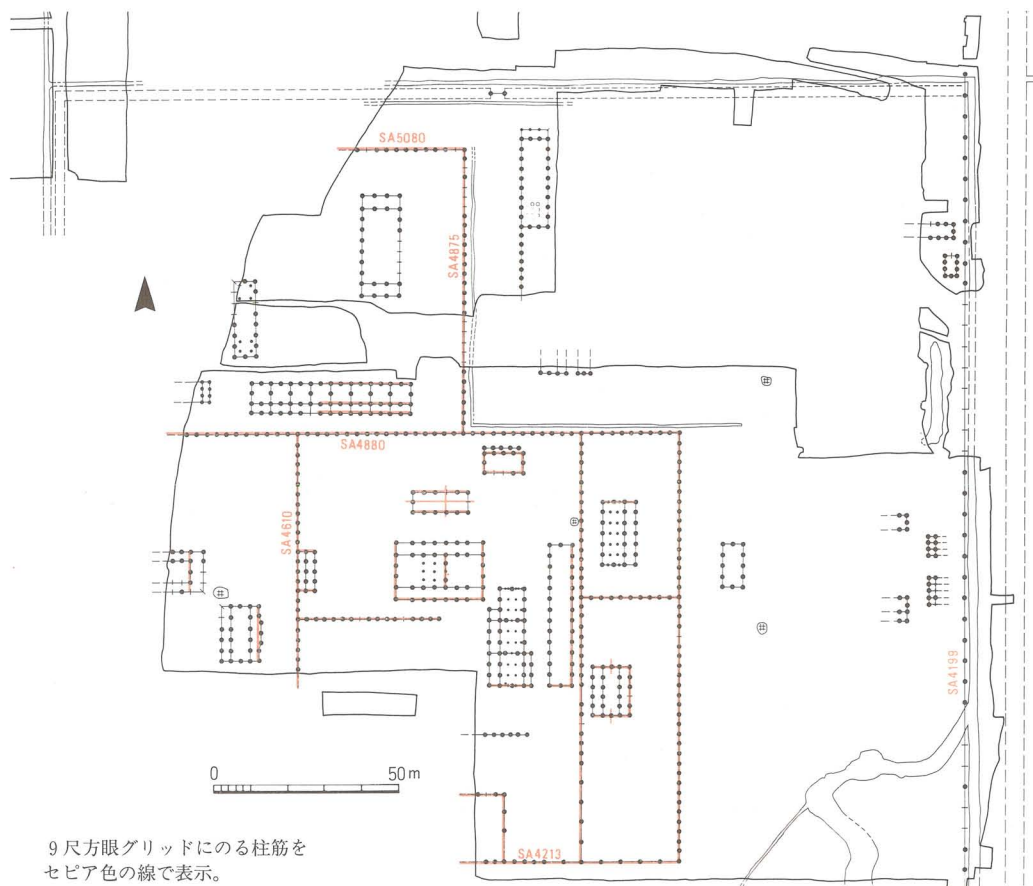


Fig. 99 三条二坊一・二・七・八坪におけるA期の建物と9尺方眼の整合性

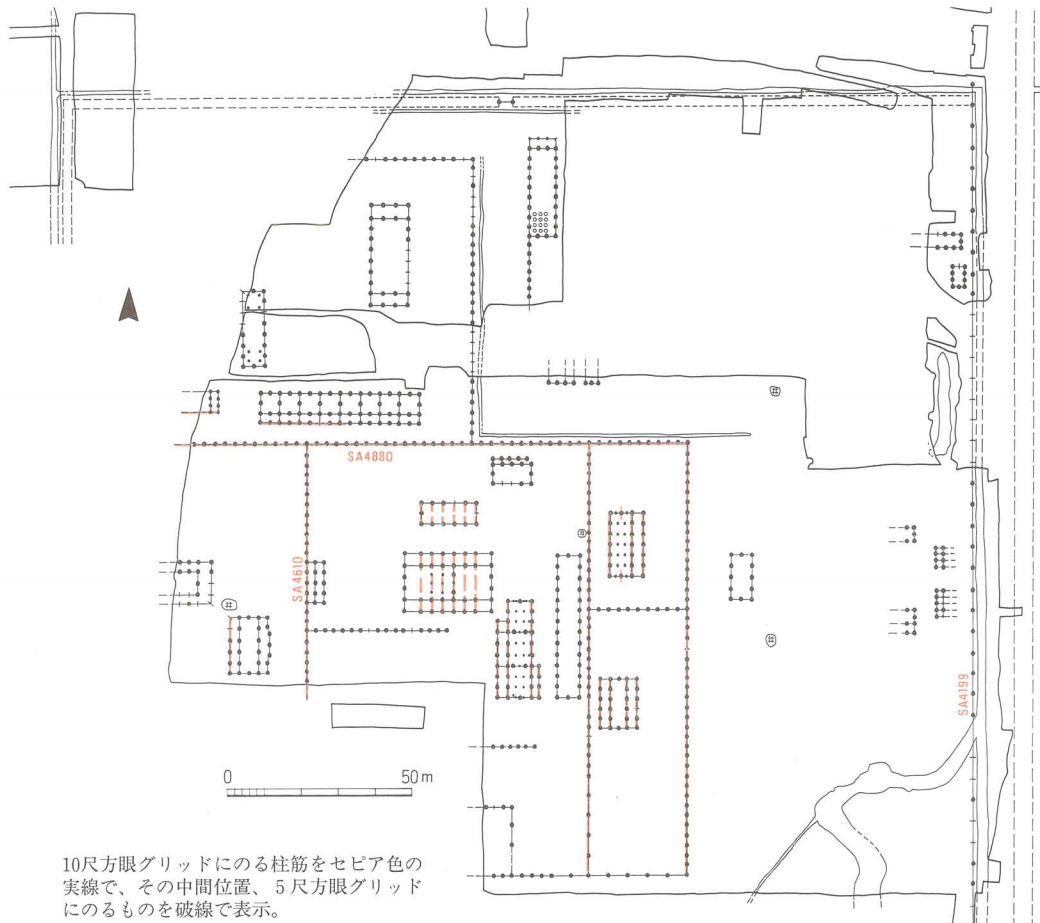
A期の区画塀では、中央区南寄りにある東西塀（SA4291）が二条大路条坊計画線から690尺南のラインにのると、中央内郭および東内郭の東面塀が10尺の間にあたる5尺ラインに合ってくるのみで、他はすべて9尺、10尺とも合わない。建物では10尺方眼に中央内郭正殿の妻側柱から1間内側の柱筋、すなわち後殿の妻側柱に合うほか、東脇殿の桁行柱筋、東内郭のSB4430の両妻側柱、SB4275の東側柱および入側柱、西内郭の東脇殿SB4651の身舎東側柱、西外郭の東西棟SB4800の南側柱など、7棟の建物が合致する。一方、9尺方眼には東脇殿の西入側柱ほか7棟の建物のいずれかの柱筋がのってくる。B期やC期も同じような傾向を示す。

結局、A期の塀や建物と方眼の合致する比率は、中央部の主要な塀や建物、計31棟のうち、10尺方眼に合うものが10棟（31%）、9尺方眼に合うものが9棟（29%）であった。同様にB期では37棟のうち、10尺方眼に合うものが14棟（38%）、9尺方眼に合うものが11棟（30%）であり、C期では31棟のうち、10尺方眼に合うものが9棟（29%）、9尺方眼に合うものが10棟（32%）、という結果である。

方眼が合致する比率

D・E・F期主要建物の配置計画の検証 D期は一・二坪が1宅地であり、七坪と八坪はそれぞれ独立した宅地となっている。一・二坪の宅地では北半部には建物が少なく、建物は南半部に集中している。この南半部の一群の建物は条坊計画線を基準とし、10尺方眼グリッドによって配置されていたと考えられる（Fig. 101）。塀と建物合わせて11棟のうち、7棟が10尺方眼にのる。七坪は坪内をさらに狭い道路で分割し、使用していた可能性がある。道路状遺構の位置

10尺方眼の整合性



10尺方眼グリッドにのる柱筋をセピア色の実線で、その中間位置、5尺方眼グリッドにのるものを破線で表示。

Fig. 100 三条二坊一・二・七・八坪におけるA期の建物と10尺方眼の整合性

は東西方向の道路心が七・八坪間の小路心から269尺であり、南北方向の道路心が二・七坪間の小路心から256尺となり、いずれも完数位置にはない。

E期の建物配置計画

E期は再び4町占地となり、敷地全体に平均して建物が分布する配置であるが、宅地の中核をなす建物群は二坪に配される。正殿と考えられる東西棟建物(SB4680)が二坪北辺中央部にあり、ここから雁行する形で南に東西棟建物と南北棟建物が建つ。正殿とその南の東西棟建物(SB4631)とは30尺離れ、さらにSB4631と南北棟建物とは約34尺離れる。南北棟建物の東には68尺離れた位置に北妻をそろえる同規模の南北棟建物が建つ。

F期の建物配置計画

つぎのF期は、一・二・七・八坪がそれぞれ独立した宅地となり、一・二坪には比較的規模の大きな建物が建つが、七・八坪には小さな建物が散在する状況である。いずれにしてもE期とF期の建物配置は、条坊計画線を基準とした9尺ないし10尺の方眼グリッドには合わない。本項のA・B・C期について検証した結果と同様に、E期とF期も全体の約1/3の建物が9尺方眼にしても、10尺方眼であっても合致するにすぎない。したがって、これは偶然の結果であって、すくなくとも条坊計画線にもとづく計画性は認められない。

iii 左京二条二坊五坪の検証結果

築地塀の位置

五坪の南辺と東辺はaからg期を通して築地塀で区画されている。築地塀の外側には、南辺では二条大路の北側溝があり、東辺には東二坊々間路西側溝がある。条坊計画線に対する側溝および築地塀の位置は、南辺では条坊計画線の北35大尺に二条大路北側溝心があり、さらに11小尺北に築地心がくる。東辺では条坊計画線の西15大尺に東二坊々間路西側溝心、さらに9小尺西に築地心がくる(Fig. 102)。つぎに五坪内の主要な建物の位置をみてみたい。

b・c期の南門の位置

b・c期の南門(SB5315A・B)は五坪の中央より、やや西に位置する。東二坊々間路条坊計画線の西195大尺(234尺)であり、これは東二坊坊間路の西側溝から180大尺西でもある。また、b・c期の建物であるSB5280の南側柱筋は二条大路の条坊計画線の北125大尺(150尺)にあり、同じくこの位置は二条大路北側溝から90大尺北となる。一方、c期の正殿と考えられる東西棟建物(SB5390)は桁行7間に復原すると南門(SB5135B)と中軸がそろい、その南側

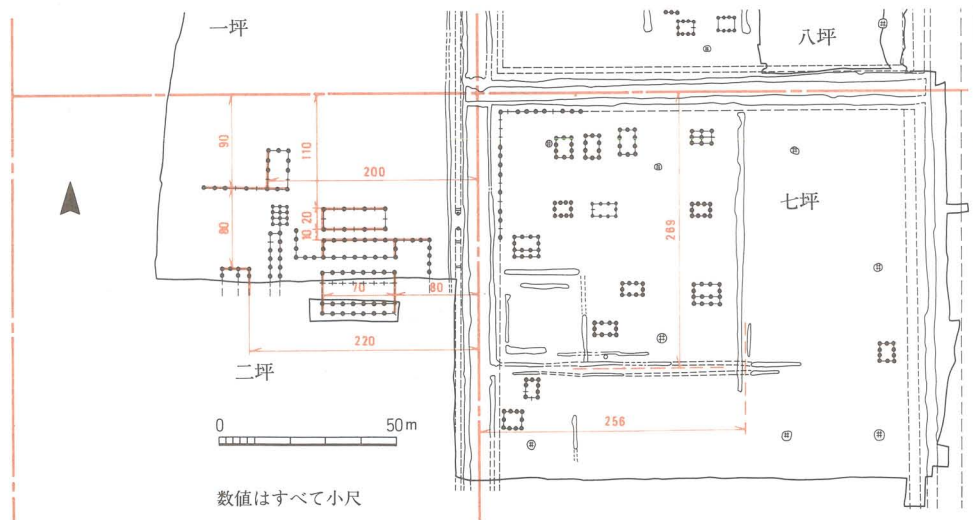


Fig. 101 三条二坊一・二・七・八坪におけるD期の建物配置計画

柱筋は南門の北160尺にある。これらのことからb期においては長屋王邸と同様に条坊計画線をもとに大尺によって宅地内部の建物配置を決めていたが、c期になると従前からの区画施設である塀や門を基準として小尺を用いて建物を配していた可能性が想定できる。

d期に作り直される南門 (SB5320) は五坪の中央に位置する。この中央位置は条坊計画線の1/2ではなく、五坪の実質的な大きさである外周の側溝心々の1/2に正しく乗る。ただし、d期の坪内部の建物や塀は外周の区画施設から完数尺の位置には乗ってこない。

d期の南門の位置

e期の東西廊 (SC5290) の中心は南門 (SB5320) 心から北115大尺 (138尺) にある。また、f期の正殿 (SB5385) および後殿 (SB5386) については、桁行の柱間を10尺、5間に復原すると、南門の中軸とそろう。残るe・f期の建物は、大型のSB5250などもあるが、いずれも外周の区画施設である門や築地塀から完数位置にはない (Fig. 103)。

小結 以上の結果から、三条二坊一・二・七・八坪においても、二条二坊五坪においても、遷都当初にはまず条坊計画線を基準として敷地内の主要な区画塀や門を大尺にもとづいて配置し、その他の区画塀は大尺によって配置された塀を基準とし小尺に用いて配置する。つぎに、

一・二・七・八坪においては各区画内の建物を区画塀を基準として9尺方眼のグリッドを用いて配置したと考える。B・C期はA期を下敷としており、配置計画の基本もA期を踏襲している。

敷地全体の配置計画を検討した結果は、A・B・C期いずれも9尺方眼にも10尺方眼にも、約1/3の建物が合致した。この割合は、方位をそろえた建物が集中する区画では、いずれかの柱筋が偶然にも方眼グリッドに合致してくる確率を示しているのであろう。

D期では一・二坪を1宅地としている建物群に10尺方眼による計画性が確認できた。D期の残る宅地内の建物や塀、E・F期の建物や塀では明確な方眼グリッドにもとづく計画性は認められなかった。

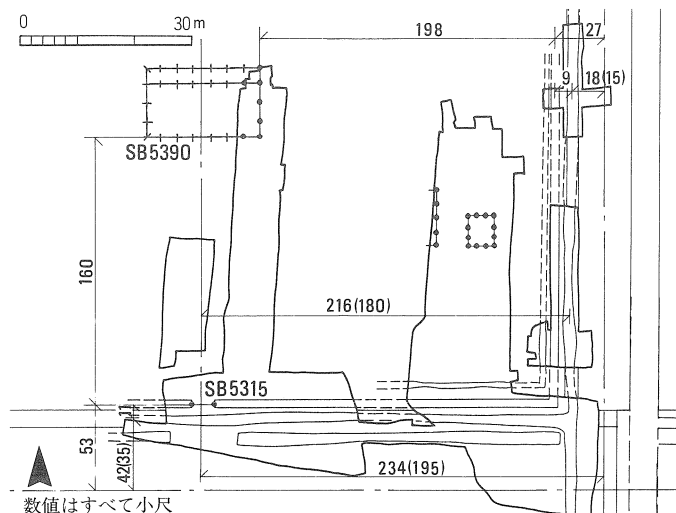


Fig. 102 二条二坊五坪におけるc期の建物配置計画

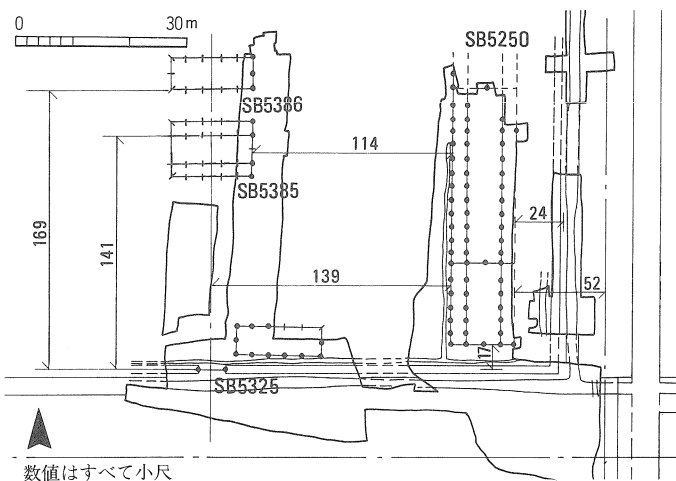


Fig. 103 二条二坊五坪におけるf期の建物配置計画

5 遺構変遷と建築的特質

A はじめに

第Ⅲ章3で述べたように、左京三条二坊の遺構はA期からG期までの7時期に区分することができる。A期は平城遷都から養老年間頃(710~720年頃)、B期は天平初年まで(720年頃~729年)、C期は恭仁宮遷都頃まで(729~745年頃)、D期は天平勝宝2年頃まで(745~750年頃)、E期は宝亀元年以前(750~760年代)、F期は奈良末時代頃(ほぼ770年代)までである。F期には遺構の重複がみられるので、細分してG期を設け、奈良時代末~平安時代初め頃までに位置づける。二条二坊ではa~g期の7時期に区分(第Ⅲ章4参照)したが、それぞれ三条二坊でのA~G期とほぼ対応することになる。

第Ⅲ章3・4ではその冒頭に述べたように、しかるべき根拠があって時期がほぼ確定する遺構について時期区分をし、不明なものは不明なままとめておいた。しかし、ここでは多少意図的に敷地内に施設を復元的に構成することを目的として、遺構の変遷を述べることにする。個々の遺構をいずれかの時期に割り当てるにあたって、

- ① コ字形ないしL字形に建物が並ぶ。
- ② 建物と井戸が近接して設けられる。
- ③ 厳密に柱筋が通ってなくともほぼ南北あるいは東西に建物がほぼ並んでいれば一連の遺構と考える。
- ④ ある遺構から出土した遺物を、混入したものであって、遺構の建立や廃絶の時期とは無関係と考える。

等を前提としている(以下の記述でこのような前提を採用した部分では、①~④の番号を註記する)。①②はそのように建物が並ぶ必然性はなく、他の確たる要因によってそのように並ぶことが確認される必要がある。③は他の遺構では厳密に柱筋の揃い具合を検証しているのに、一部でその原則を崩すのはおかしいが、敷地の周縁部の主要でない建物ではさほど厳密な計画性が守られるか否か定かでないことも否定できない。④は当然あり得ることで、第Ⅲ章3・4の記述でもそのように出土遺物を取捨選択した部分があるが、そのためにはその遺構の時期を決定する別の確たる要因が存在して、取捨選択する必然性がある場合に限るべきである。すなわち、いずれも無条件で採用できる前提ではないが、留保付きで一つの可能性としての変遷案を示す。

B 左京三条二坊一・二・七・八坪の変遷

i A 期 (Fig.104)

長屋王邸は
四町占地

A・B期は長屋王の邸宅であった時期にあたり、4町が一体となって使われている。蛇行溝SD4150が南の六坪にも連続する可能性が高いことから、一~三・六~八坪の6町を占有したとする見方(第Ⅱ章2A p.13参照)もあるが、後述するように、六坪の北限に平城宮Ⅱ・Ⅲの土器を多量に含む東西方向の雨落溝SD1514があることなどから、4町と判断した。

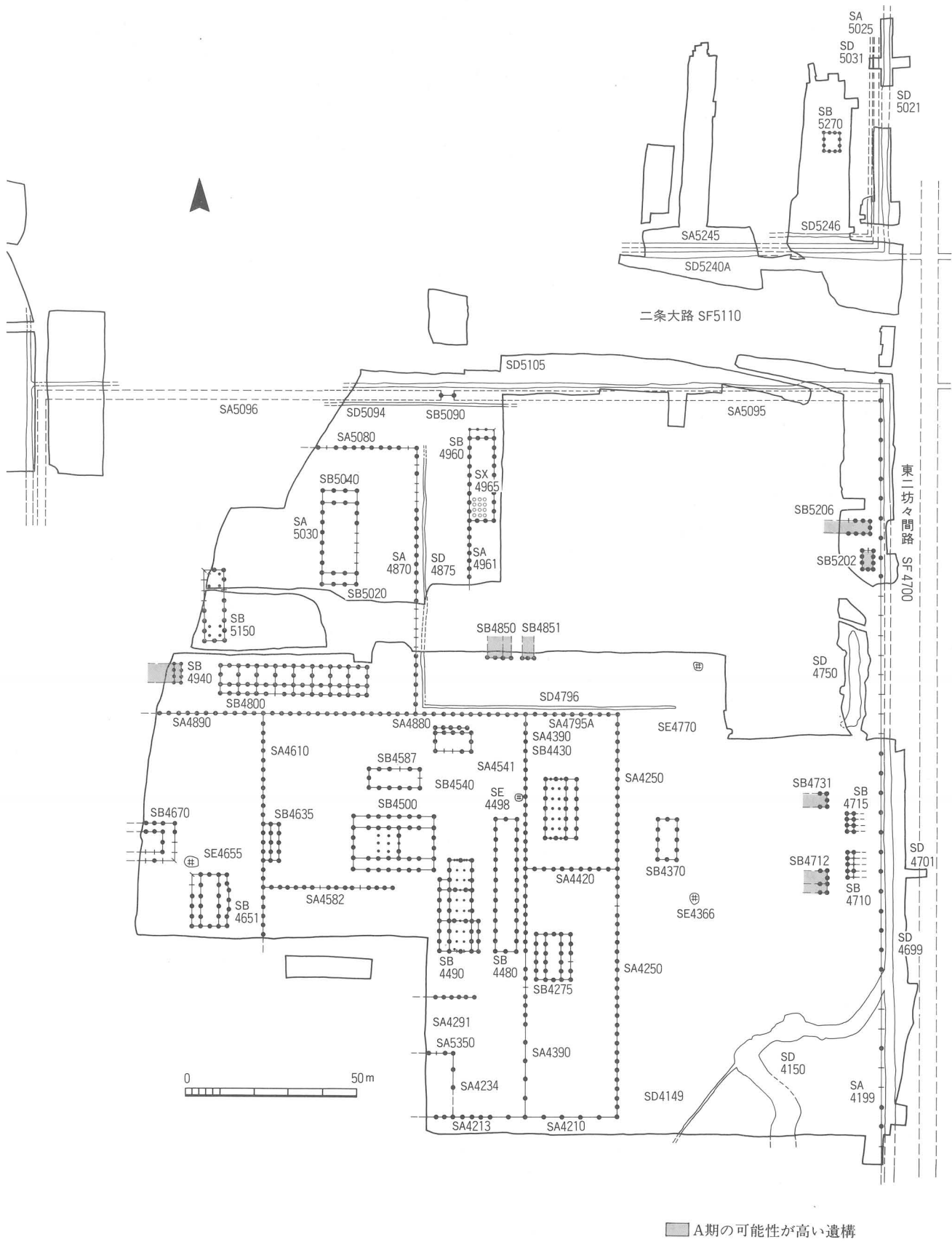


Fig.104 三条二坊一・二・七・八坪と二条二坊五坪の遺構 (A・a期) 1 : 1600

4町の敷地は東西、南北ともに約250mの規模に及び、その中に掘立柱塀で囲まれた東西135m
三つの内郭以上、南北115mの内郭が形成される。この内郭は更に南北塀で東西に3分され、そのうち、
中央内郭は最も大きく東西77mある。内郭の北は南北塀で東西に2分されている。

中央内郭 中央内郭のほぼ中央に、この区画の中心となる建物SB4500が建つ。その後方にはほ
ぼ中軸を揃えてSB4587が建ち並び、東には脇殿となるSB4490・4480が建って、L字形の配置と
なる。SB4500の前方は遺構が検出されず、前庭があり、その南にSA5350・4234からなる区画が
南辺を閉塞する施設となる。これらが一体となって前庭を囲む建物群が構成されている。

東内郭 東内郭は東西25m、南北115mの細長い区画で、北から約1/3のところ¹⁾でSA4420に
よって2分される。それぞれの区画の中に1棟ずつの南北棟が建つ。

西内郭 西内郭の区画の規模は不明であるが、西に東一坊大路があるので、東西60mを越える
ことはない。この中にSB4670・4651がコ字形、もしくはL字形に並ぶ。

北外郭 内郭の北側（北外郭と呼ぶことにする）は敷地のほぼ中央で東西に2分される。

西の区画には長大な東西棟SB4800が南端に建ち、北には南北棟SB5150、SB5020・5040と
これらをつなぐSA5030が建つ。SB4800は2間毎に間仕切りがあるので注目される。SB5150
には床束もあり、SB5020・5040とSA5030が1棟の建物であるならば、非常に規模の大きい建
物の並び建つ区画となる。東の区画はほとんど調査が行われていないが、内部に埋甕を伴う建
物SB4960があり、区画の性格を窺わせる。南妻が揃うSB4850・4851はSB4852より古く、出
土遺物は混入(④)と考え、A・B期と想定した。

東外郭 内郭の東側（東外郭と呼ぶ）は割合小規模な建物が多く、このためA期と判断できる
建物もSB4370に限られる。しかし、A～C期と推定されるSB4710・4715等や、時期不明のSB
4350・4333・4315・4712・4110等のすべでもしくは一部がA期に属すると考えるならば、中小
規模の南北棟がロ字形ないしコ字形の配置をとっていくつかの集団を形成することになる。こ
れらのうち、一部の建物は大局的には柱筋を揃えているが、その精度は悪い。雑舎であるため
に規格性の精度が悪いのか、実際は同時期の建物でないのか判断できない。ここではSB4712
とSB4731が東妻を揃えていること(③)、SB4710・4715がC期以降の東辺築地に近接している
ことから、築地築造前のA・B期に属すと想定し図示した。北外郭東端のSB4502・4506も同様
に考えた。蛇行溝SD4150²⁾については、六坪の調査では景石などがいないことから坪内の水処理用
水路とみたが、東二坊久間路西側溝より導水していることから、園池が形成されていたとみる
べきであろう。

SD4150は
園池と推定

ii B 期 (Fig.105)

B期の区画の構成はA期とほとんど変わらないが、東内郭が大きく改変される。

東内郭 内郭東辺の南北塀SA4250が1間分西へ移ってSA4415となり、同時にさらに東にSA
4410・4780で囲まれる区画がつくられる。この新しい区画の中にはSB4400が建つ。東西塀SA
4420を廃してSB4300・4301が建てられる。この2棟は軒を接するように近接して建ち、両者

1) SA4420はB・C期に位置づけたSB4301と柱穴が重なっていて、しかも前後関係が明確ではない。SB4301の北側柱のうち、西から3個目まではSB4301が新しく、東から3個目はSA4420が新しい。西から4個目はSB4301が新しい可能性がある。以上の状況から、ここではSB4301が新しいと判断した。
2) 奈文研『平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告書』1986, p.88

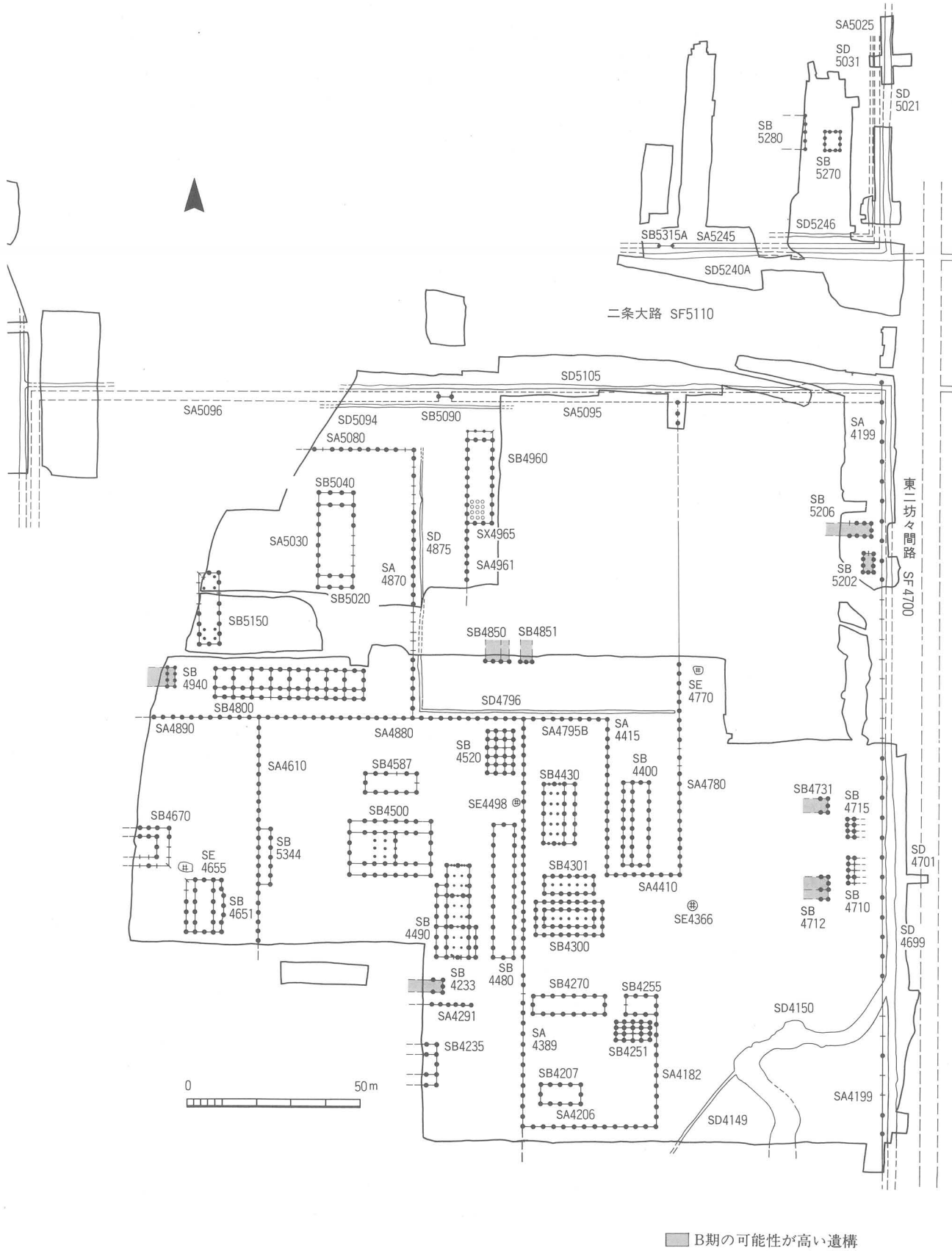


Fig.105 三条二坊一・二・七・八坪と二条二坊五坪の遺構 (B・b期) 1:1600

一体の大空間を形成していたと推定される。南辺の塀も改修され、SA4206・4182となって新たな区画を形成し、その北をSB4270・4255が閉塞することになる。以上のように、東内郭の空間が充実するのがこの時期の特徴である。

中央内郭 中央内郭はほとんど変わらないが、南辺の塀SA4213・5350等が廃され、代わりにSB4235が南を区画する施設となる。SB4233・4291もこの時期に南を限る施設と推定した。

その他の区画は変化がない。

iii C 期 (Fig.106)

C期は長屋王自尽の後で、長屋王邸時代の施設がかなり改造されながらも維持されている時期である。敷地の東辺では、掘立柱の塀SA4199が築地SA4195・4200に替わり、SD4150が埋めもどされる。内郭の南北規模が縮小されて南北99.5mとなり、東内郭の南の区画は消滅する。

中央内郭 中央内郭では中心となっていたSB4500が廃されて、替わってSB4600・4601が建てられる。この2棟は南北に柱筋を揃え、しかも軒先を接するように建っており、密接な関係をもっていたことが窺われる。この2棟の構造は掘立柱と礎石を交互に用い、なおかつ妻側に東西3個の柱があって、そのうちのSB4600・4601の棟通りにある2個は恰も棟持柱のような位置に当たる。これらを棟持柱の建物と考えるか否かは、なお断定しがたい。しかし、妻側の柱は建物と一体の関連性をもっており、かつ礎石と掘立柱を混用するという構造から考えて、極めて特殊な建物であることは間違いない。ここでは妻側に礎石立ちの柱があったと推定し、桁行7間の建物との推定を採用しておく。なお、この調査区のすぐ西、左京二条一坊（平城宮第32次調査）でも棟持柱の建物SB3975を検出しており、棟持柱の建物が奈良時代に皆無とはいえない。

C期の正殿
は掘立柱と
礎石を混用

中央内郭の脇の建物としてSB4510が建つが、この東妻とSB4475・4470の棟通りが揃うので、この2棟はSB4480・4490に替わる建物と考えた。ただし、この2棟は柱掘形が小さく、他の3棟と一連の遺構と考えるには問題がある。しかし、この推定を認めるならば、SB4600・4601を中心にして、SB4510・4475・4470・4285が東に並ぶ構成をとり、出土遺物から想定されている皇后宮の中心的施設にあたることになる。ただし、このことの妥当性については類例の出現をまたねばならない。皇后宮の位置については、『続日本紀』の記事によって法華寺にあったと推定されている(天平17年5月戊辰条)。法華寺では発掘調査によって皇后宮もしくはその同時期に比定される建物が多数検出されている。そのうち中心的な部分は、柱間10尺で桁行7間の建物が少なくとも6棟並ぶ壮大なもので、皇后宮の時期には掘立柱であったが、法華寺になって掘立柱・礎石混用となったとされている¹⁾。SB4600・4601に比べると法華寺の方は規模が壮大で棟数も多く、SB4600・4601を皇后宮の中心的施設として考えるのは躊躇される。反面、法華寺の遺構が皇后宮の後で掘立柱・礎石混用となるのは共通性がみられ、関連性を示唆する。

東内郭 南限の塀SA4181とそれに連なる東限の塀SA4180の設置によって、B期にあった建物などは失われる。また、東内郭北半部にあった矩折れの塀SA4795B・4415・4410も、遺物からB期末に位置づけられる土抗SK4429に切られており、この時期にはなくなっていたと考えられる。

西内郭 西内郭ではB期まであった建物が廃され、明確にこの時期に属する建物はなくなる。あるいはB期以降と推測されるSB4676・4652や、時期不明のSB4660がこの時期の遺構とすれ

1) 太田博太郎「法華寺の歴史」『大和古寺大観』5, 1975

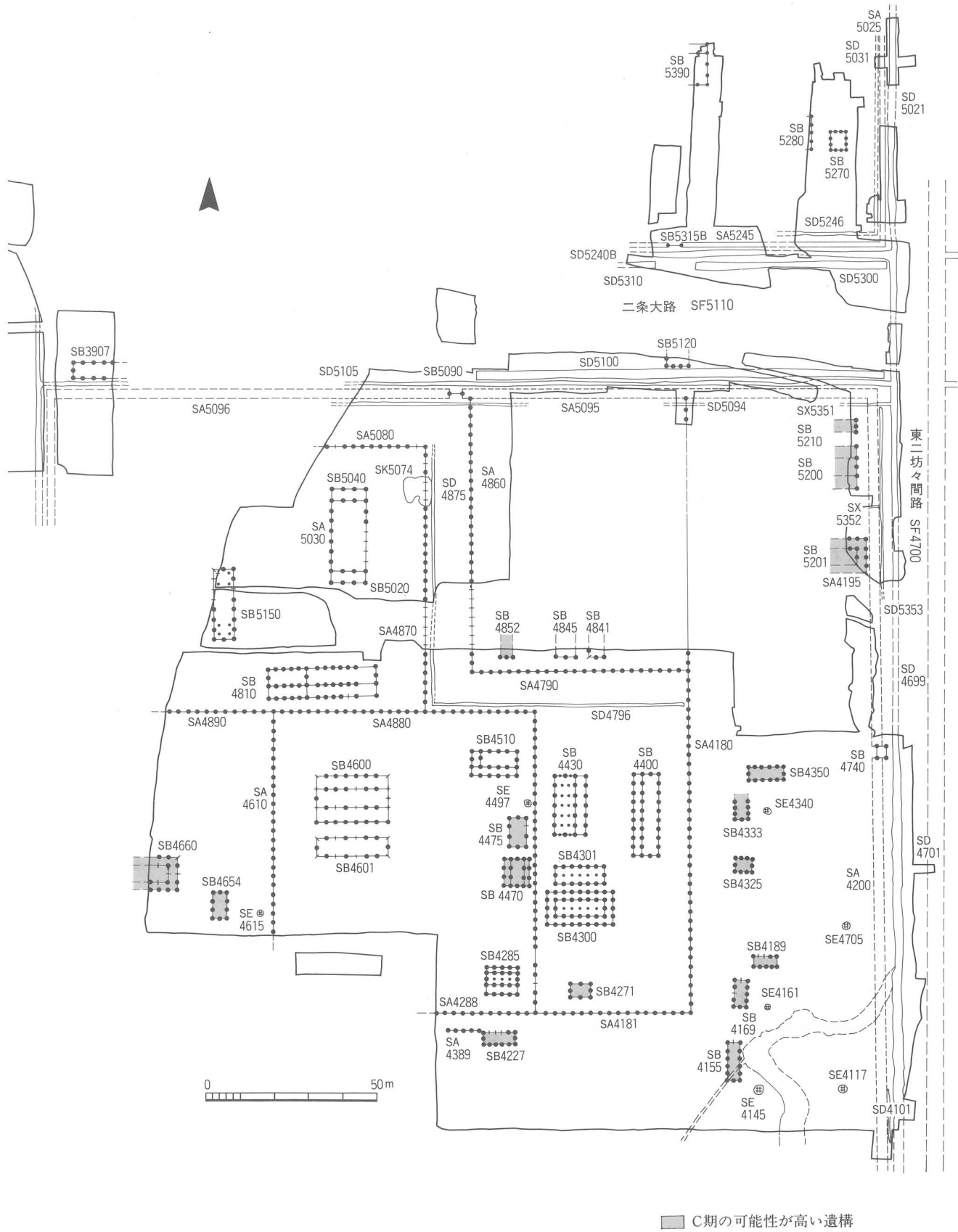


Fig.106 三条二坊一・二・七・八坪と二条二坊五坪の遺構 (C・c期) 1 : 1600

ば、C期にも規模を縮小しながらコの字形の建物配置が残ることになる。ここではSB4660と、その南側柱列と北妻の柱筋が通るSB4654をこの時期の遺構と推定し図示した。

北外郭 北外郭では新たにSA4860・4790が設けられて、東西に明確に2分されることとなる。西の区画ではSB4800がほぼ同じ位置で、規模を縮小しながらSB4810に建て替えられる変化がある。東の区画ではSB4960が消滅して大規模な建物はなくなり、SB4841・4845などの小規模な建物が建つ。SB4852はこの2棟と南側柱筋が通るので、この時期と推定し図示した。

東外郭 東外郭では確実にこの時期に属する小規模な建物群が現れ、井戸も多数存在することが確認できる。その多くは南北棟であるのが特徴的である。ここではSE4145・4161・4340等の井戸がこの時期に開鑿されるので、そしてSB4155、SB4169・4189、SB4350・4333・4325を各井戸に対応する建物と推定した(②)。これらの建物は南北方向に並ぶが(③)、その柱筋の揃い具合は極めて悪い。東外郭の北方ではSB5201・5200・5210が母屋の東側柱筋を揃え並ぶ。ただし、C期に属する積極的根拠はなく、SB5201と築地と接近しすぎている問題点もある。

iv D 期 (Fig.107)

D期は短い期間であるが、4町が2町と、1町以下の敷地に分割される。二坪部分で規模の大きい建物が規格性をもって建ち、その位置と規模がE期以降にもほぼ踏襲される。しかし、それ以外の地区では、D期が短いこともあって確実にこの時期に属すると確認できる遺構は少ない。D期以降と推定される遺構を併せてみると、以下のような状況となる。

一・二坪 2町の規模をもつ一・二坪の中心となる建物はSB4550で、おそらく5間4面、もしくは7間2面の大規模な建物である。この後ろにほぼ軒を接するように柱筋を揃えてSB4551が建ち、さらに同様に軒を接し柱筋を揃えてSB4581が建つ。SB4551の東西にはL字形に塀が延びている。西方には区画塀ないしは廊状建物SB4620があって、この建物の東側柱列が総柱のSB4625の棟通りの柱に取り付く。この構成から考えれば、SB4625は八脚門と考えるのが常識的であるが、この建物から北に明確な閉塞施設がないこと、柱間寸法は6尺と小さいことからすれば、むしろ蔵かとも推定される。

これらの建物は規格性をもって群をなしているが、これより北に確実にD期と断定できる遺構はない。D期の可能性のある建物は、桁行3間程度の小規模なものが散在するに過ぎない。

七・八坪 これらの坪は小路で区切られ、それぞれ1町以下の敷地になる。

七坪は坪内部を区画する溝SD4165とSD4261・4262があって、1坪を4分する形になるが、坪を整数等分する形にはならず、ほぼ70m四方の正方形に近い区画が坪の西北隅にできる。この区画の西南隅にさらに溝で囲って、中に一辺25m程の正方形の区画が形成されている。この区画内部にはさらに溝がめぐらされ、一辺約18mのほぼ正方形の区画ができる。この二重の溝は一辺毎に途切れており、その内部には顕著な施設はなく、その性格は不明である。この二重区画の北方には、東西棟SB4467が明確にD期に属する以外は、この時期に属する可能性のある建物が20棟弱ある。その多くは桁行3間の南北棟で、まとまった建物群や敷地を細分して建物の建っている状況を抽出することはできない。

八坪にはD期に属する可能性のある建物は6棟ほどある。このうち東側には桁行5間と6間の建物が近接して建つが、同時期に併存するとは考え難く、建て替えがあった可能性がある。

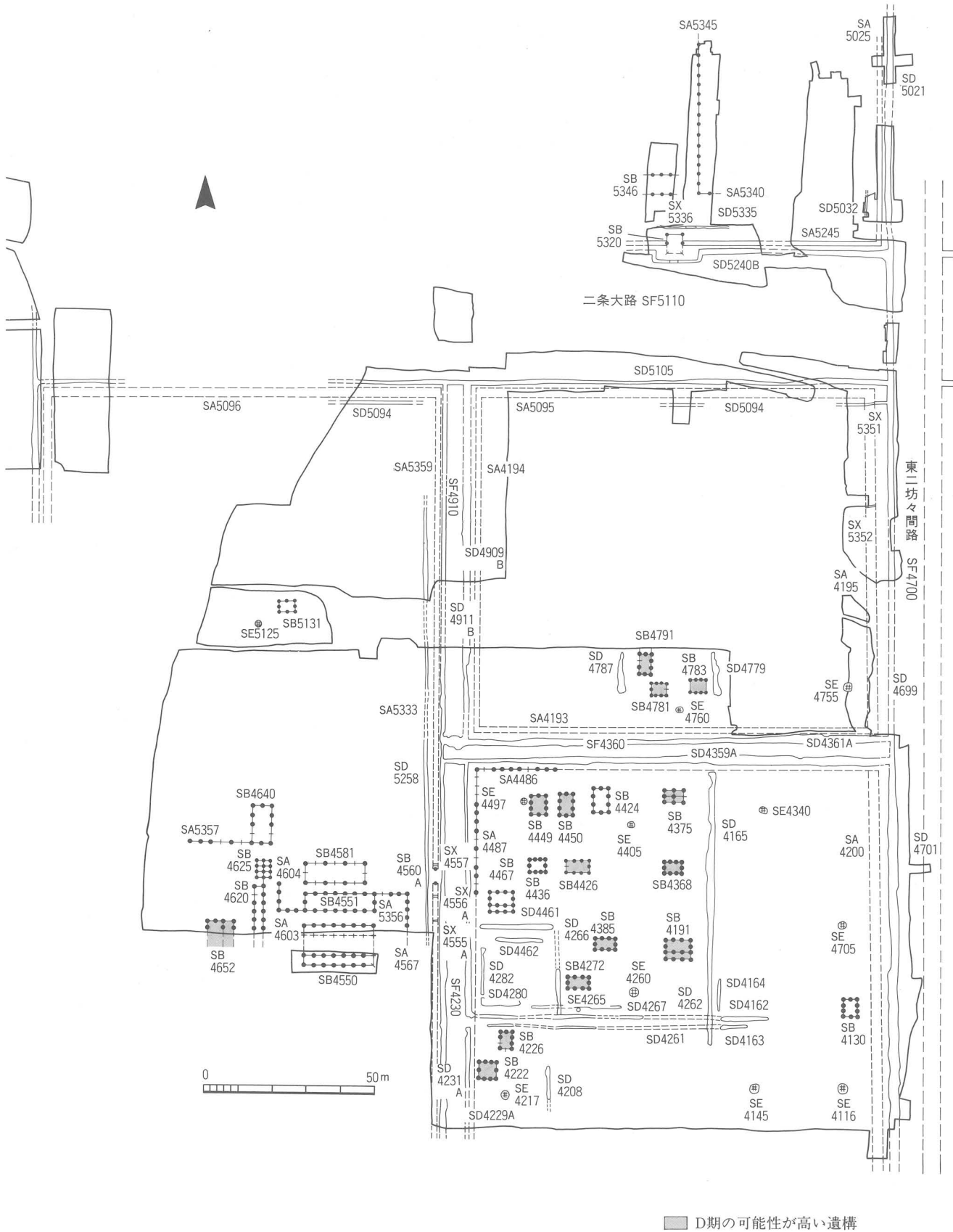


Fig.107 三条二坊一・二・七・八坪と二条二坊五坪の遺構 (D・d期) 1 : 1600

ここではそのうちSB4791・4781・4783を図示した。この建物の東西にはSD4779とSD4787の2本の南北溝があり、八坪を約4分の一に細分した区画となる。

一・二坪の分割時期 ところで第III章3で述べたように、一・二坪境小路を越えて、一・二両坪にまたがって延びる南北溝SD5258の存在が、この時期の一・二坪が一体の敷地であった根拠であった。しかし、この点で若干の問題点がある。それは一・二坪境小路側溝SD5389・5361の出土遺物の年代である。この両側溝から出土した土器は、平城宮Ⅳに属するものが多く、それ以降の土器は極めて少ない。このことは一・二坪境小路がD期に掘削され機能していたことを示し、むしろE期以降に一・二坪が一体に使われていたことになる。もっともこのように考えた場合、SD5258はC期以前に属することになるが、A～C期の遺構と重なるため併存し難く、この溝だけが奈良時代初頭以前に遡ることになる。遺物による時期決定も絶対的なものではないから、本報告ではとりあえず既述の如くD期が2町規模であったと考えておく。

v E 期 (Fig.108)

E期は坪境小路が廃され、4町の敷地となる時期である。この時期の遺構は多いが、A～C期とは異なって区画や建物配置の規格性が乏しい。しかし、3組のL字形の塀が4町の敷地を緩やかに区画し、それぞれ区分された空間に建物のある程度の規格性を読みとることができる。

SA4292・4394とSA4492・4491は七坪を南北に2分し、かつ二坪とも区分する。SA4881・5190は一・八坪をそれより南と区分する。

E 期の中核
となる区画

こうしてできた空間の内、二坪部分には桁行8間以上のSB4680を中心にして、SB4631・4575・4566がいずれも雁行しつつL字形に並ぶ。4棟とも桁行の長い大規模な建物である。

SA4292・4394で囲まれた七坪の南端の空間には、5間2面のSB4205を中心にして、その東西に南北棟SB4100・4220が建ち、背後には柱筋を揃えて並ぶSB4240・4269が建つ。前3棟は規模が大きく、ほぼコ字形をとることになる。ただし、敷地が4町で完結するならば、南には大きな空閑地はなく、一般的な南庭をもつコ字形配置とは様相を異にする。

SA4492・4491に囲まれた七坪中程の空間には、やや小規模な建物があり、SB4482・4463・4435がまとまり(A群)、東方に離れてSB4369が建つ(B群)。この空間にはE期に属する可能性のある建物が多数ある。一部はSA4394より北へも延びるが、ほぼA群とB群のそれぞれの位置に重なっており、ほぼ同じ位置で併存するか、建て替えられていたことになる。

SA4881・5190より北の空間は、八坪に顕著な遺構が見出せないが、一坪部分にはSB5060・5050・4990の3棟がL字形に並ぶ。

このほかにSB4170はSB4100と母屋の柱筋が揃うこと、SB4842とSB4840は柱筋が揃いかつSB4840がD期の溝SD4787を切っていること、SB4855・4825は坪境小路上にあることなどからいくつかの建物を加えて図示した。

vi F・G期 (Fig.109・110)

F・G期は再度分割されて1町単位になり、特に一・二坪に規模の大きな建物が集まる時期である。遺構の密度や規模の点で、坪毎に差が現れている。Fig. 110・111には時期不詳ではあるが、主としてD期以降と推測する建物を入れている。

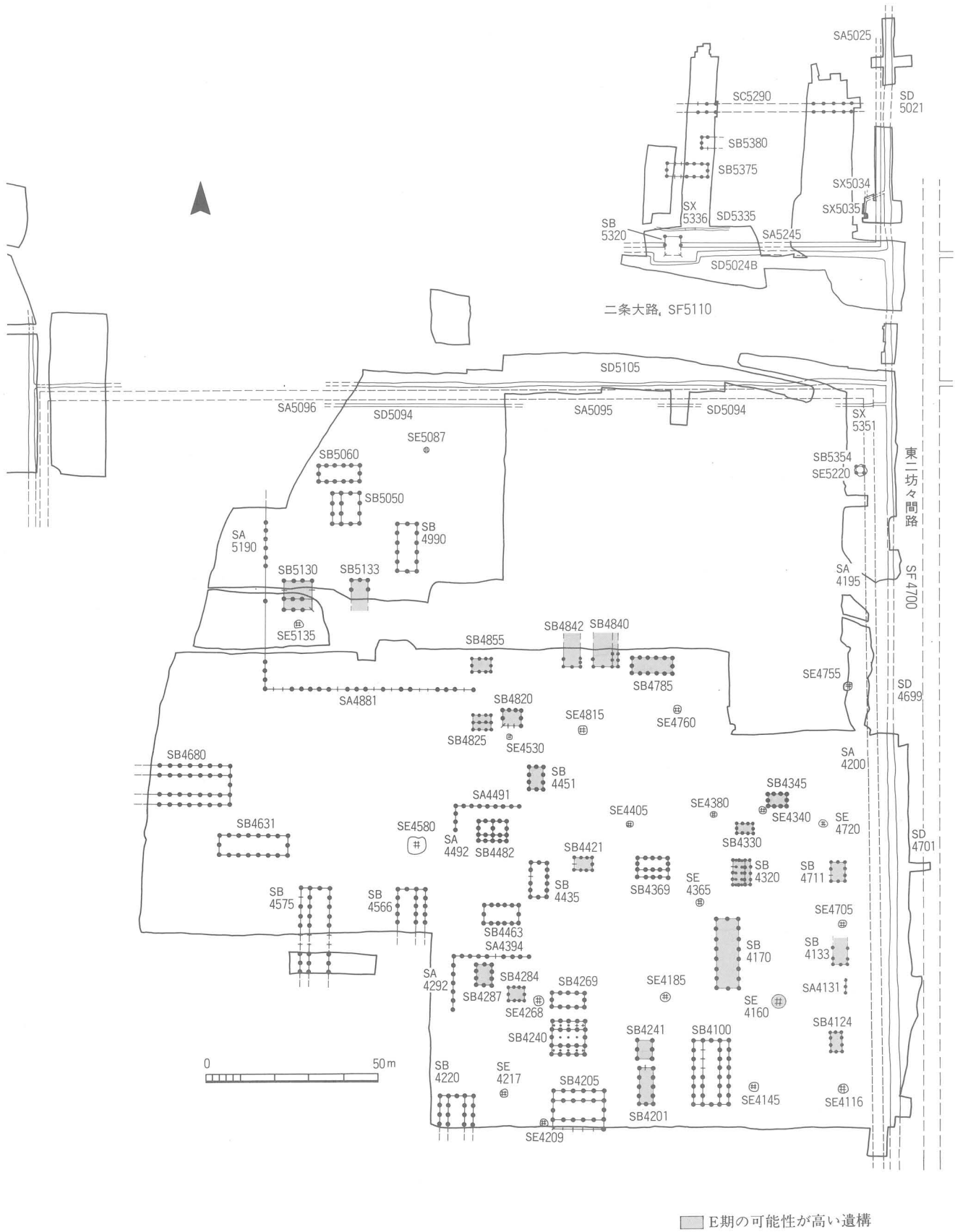


Fig.108 三条二坊一・二・七・八坪と二条二坊五坪の遺構 (E・e期) 1 : 1600

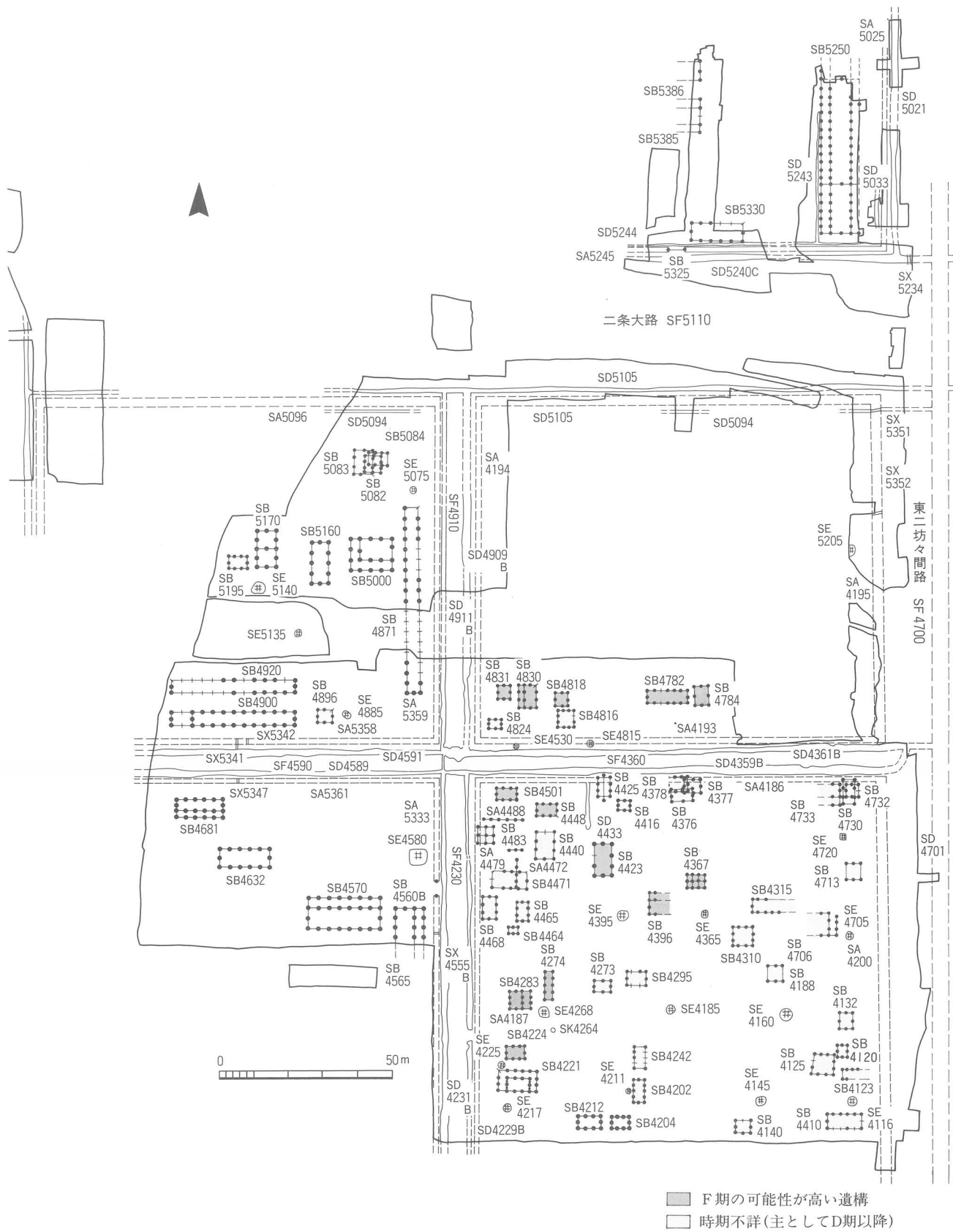


Fig.109 三条二坊一・二・七・八坪と二条二坊五坪の遺構 (F・f期) 1:1600

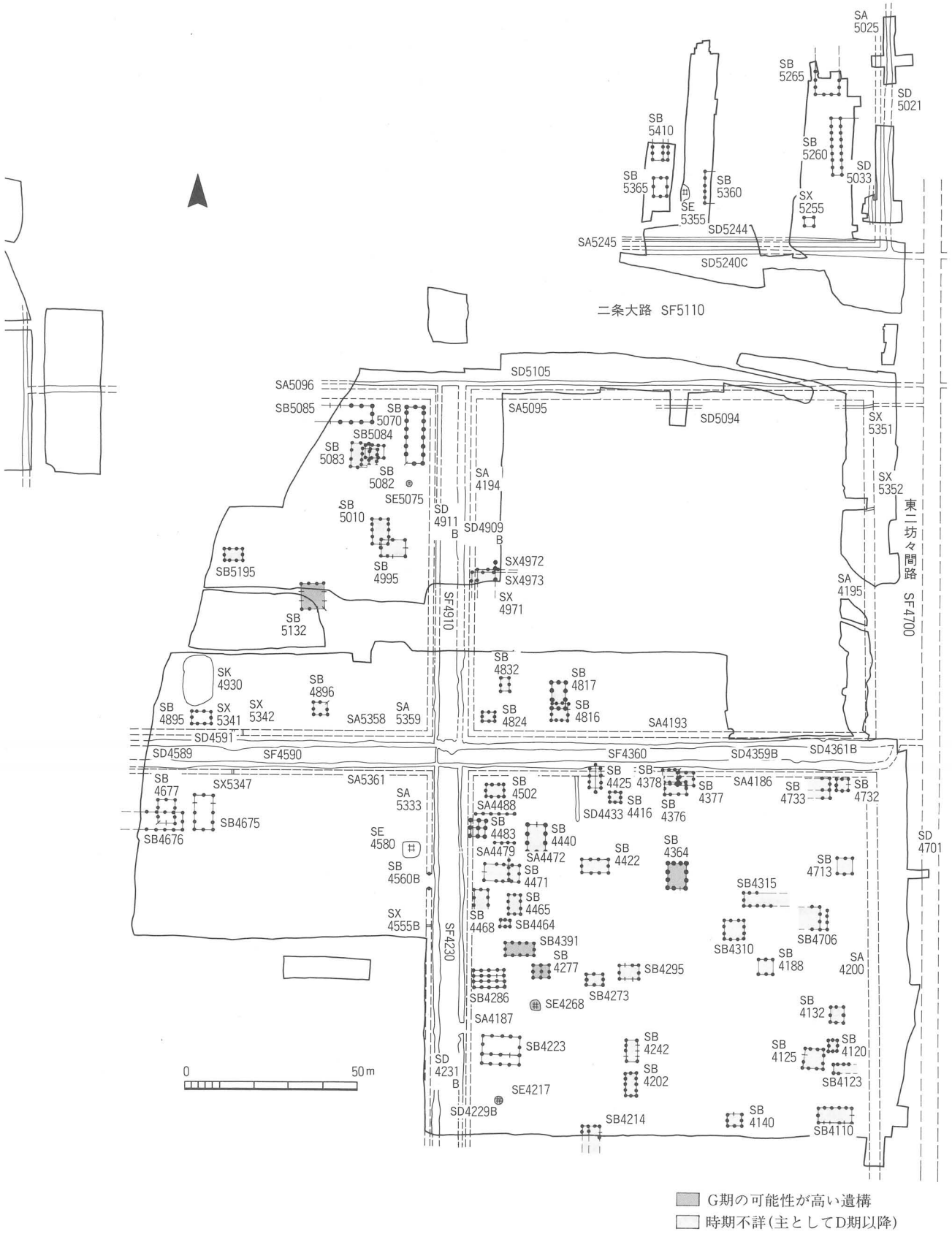


Fig.110 三条二坊一・二・七・八坪と二条二坊五坪の遺構 (G・g期) 1 : 1600

一坪ではF期には桁行の長大な建物が多く集まる。坪の南辺に桁行12間のSB4920・4900、東辺に桁行18間以上のSB4871が建ち、2方が廊状の建物で囲われている。その中に桁行4間の建物が配されている。SB4920とSB4900は妻・柱筋を揃えており、位置・規模ともにA期のSB4800、C期のSB4810を踏襲している可能性がある。北辺の桁行5間以上のSB5084・5085は、この区画の周囲を画するが、北辺の築地雨落溝を切っており、G期に属する可能性が高い。桁行の長い建物は奈良時代の後半にこの地域に存在が推定される、太政官厨家の蔵の可能性もある。

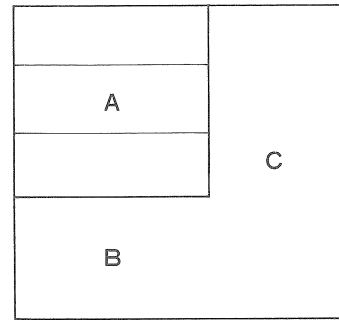


Fig.111 F・G期における七坪の区分

二坪ではF期には7間1面のSB4570を中心にして、これと雁行してSB4681・4632が建ち、東に南北棟SB4565が建つ。この坪では一坪のような長い建物はないが、桁行5間または7間の規模の大きな建物が多い。

七坪では、確実にF期の遺構は3棟だが、F期に属す可能性のある建物を含めても、いずれも規模が小さく、柱間寸法や柱径も小さい建物ばかりである。中心となるのはSB4221で、3面庇の特異な平面をもつ。この建物とSB4224の中軸はほぼそろろう。

遺構の分布状況を見ると、D期に坪を分割していた溝（SD4165・4164、SD4262・4261）のあった位置には建物がほとんどなく、D期の敷地分割がこの時期の敷地利用も規定しているらしいことが知られる。Fig. 111のAの部分には概ね東西棟が多く、大局的にみれば南北に3分して建物のまとまりを認めることができる。Bの部分にはSB4221・4224を中心的な施設として東西棟がある。Cの部分では南北棟が優勢である。以上の大まかな類別は可能であるが、坪の中心となるような施設は認められず、おそらく3部分、あるいはそれ以上の細分された坪の利用がなされていたと推定される。

八坪も建物のまとまりにかけると、東西に2ないし3分されている可能性がある。

C 左京二条二坊五坪の変遷

二条二坊五坪は調査面積が少なく、敷地の建物配置の特質を記述することは難しい。特徴的な点だけを述べておく。

a期 (Fig.104) 南辺築地は閉塞されて、内部にも小規模の建物しかない。

b期 (Fig.105) 南辺築地に掘立柱の棟門SB5315Aが開かれる。『続日本紀』天平3年9月2日条には、二条大路に向かって門を開くことができるのは「三位以上」とある。第V章1Bで触れているように、奈良時代前半の五坪の住人は藤原麻呂であった可能性が高い。藤原麻呂が三位になるのは天平元年であり、それ以前のb期に門を大路に面して開くことは天平3年の規定に反するが、この時期にかかる規定がなかったのか、あるいは棟門が規定に抵触しないものであったのかもしれない。また、この門がこの時期に開いたか否かの時期決定も、なお留保すべきかもしれない。敷地内には1棟が増える。

c期 (Fig.106) 南辺築地の棟門が礎石建ちのSB5315Bに替わる。その門の北方に規模の大きな建物SB5390が建つ。SB5315は五坪のほぼ中央に位置しているので、この門の中軸が坪の

中軸で、かつSB5390がその中軸に一致して建っていると仮定して、SB5390の桁行を中軸線で折り返すならば桁行7間の規模と想定できる。ただし、SB5390の桁行柱間を3m等間とするならば、厳密には門の中軸とは一致しない。

c期の主殿
は桁行7間

d期 (Fig.107) 南辺築地の門が四脚門に建て替えられる。また、坪内部が大きく変化してそれまでの建物は一掃され、区画塀SA5345と規模の大きな建物SB5346になる。

e期 (Fig.108) 坪内部が再び大きく変化し、長大な廊状建物SC5290と中規模の2棟の東西棟となる。

f期 (Fig.109) 築地南辺の門は棟門に改められ、坪内部も3度改変されて、長大な南北棟SB5250と十字形の礎板を持つ2棟の建物SB5385・5386に変わる。SB5385・5386は東妻を揃えて南北に並ぶ。南門心の中軸とすると、ともに桁行5間に復元できる。SB5385は北と南に庇をもつ主殿、SB5386が後殿になろう。

F期の主殿
は桁行5間

g期 (Fig.110) 元の門の内側に大きな井戸ができ、そのまわりに3棟の小規模な建物が、東には中規模の建物2棟が建つ。

D 長屋王邸の建築的特質

複数の中心的建物 左京三条二坊の遺構はA・B期には長屋王の邸宅であった。この時期の遺構で建築的に注目されるものについて述べたい。

この敷地での長屋王・吉備内親王家の生活の中心となるのは、内郭であろう。内郭は中央・東・西の3部分に区分され、それぞれの中心となる建物がある。中央内郭ではSB4500(切妻造)、東内郭ではSB4300(入母屋造、寄棟造の可能性もある)・4301、西内郭ではSB4670(入母屋造、寄棟造の可能性もある)である。このように複数の中心的建物をもつ宅地は、平城京内では左京三条二坊十五坪の例がある¹⁾(Fig.112)。ここでは1町の敷地の中に、奈良時代を通じて2棟の中心的建物が東西に並んでいた。奈良時代前期から中期までは東に母屋桁行5間の4面に庇がつく建物、西に当初は桁行9間、後に7間で2面に庇のつく建物が建つ。奈良時代後期には東に桁行4間以上、西に桁行7間でともに2面に庇のつく建物が並ぶ。この構成は長屋王邸のSB4500とSB4300もしくはSB4670に対応する。この切妻造の建物と入母屋造の建物に機能分担があった可能性がある。

入母屋造と
切妻造りに
機能分担

出土木簡によって、西内郭は木簡の「西宮」に相当し、ここに吉備内親王をはじめ長屋王の妻妾とその所生子達が住んでいたと推定されている(第V章1A参照)。また、中央内郭には長屋王が住み、東内郭は儀式空間と想定されている(『長屋王概報』p. 86)。東内郭のSB4300も居住のための建物とも推定しうるが、むしろ東内郭がA・B期で大きく変化するので、恒常的な居住の空間とは考えにくく、上記推定を裏付ける。以上の推定が妥当なら、左京三条二坊十五坪の例も、居住のための建物と儀式のための建物に区分して考えることができる。ただし、1町規模の敷地は『日本書紀』の持統5年の規定では五位以上に班給されることになっており、果たしてこのクラスの住宅で儀式空間を持つか否か、問題がある。また、これまで1町以上の規模をもつ宅地と考えられてきた例のうち、右京三条三坊一坪の例のように前後に主要な建物

西内郭は
「西宮」
中央内郭に
は長屋王
東内郭は儀
式的区画

1) 奈文研『平城京左京三条二坊』1975

2) 山岸常人「宅地と住宅」『季刊考古学』22, 1988

3) 篠原豊一「平城京右京三条三坊一坪の調査」(奈良市教委『平成元年度奈良市埋文報』)1989

が並ぶ形式の評価が問題になろう。右京三条三坊一坪の例は前に2面庇の建物、後ろに1面庇の建物が建ち、屋根構造はともに切妻造で同じである。これが住宅であって、上記のような機能別の建物があるとするれば、前後の2棟をそれぞれ儀式用と居住用に割り当てることになる。また、切妻造か入母屋造かという構造的な差もなく、配置も異なることから、そのような機能分担を考えないとすれば、この例は住宅ではない可能性もでてこよう。

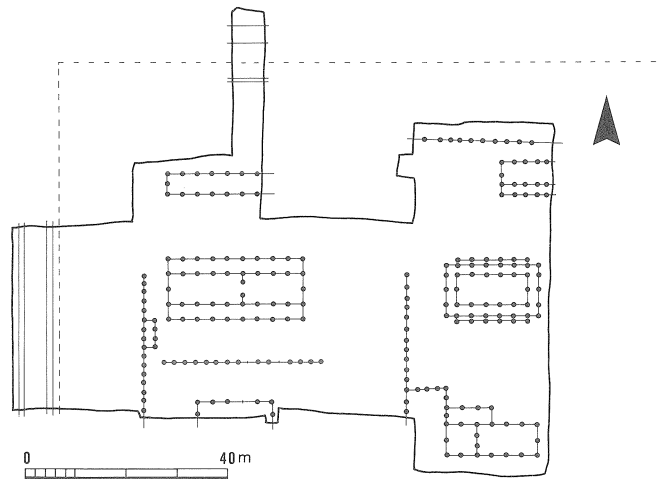


Fig.112 左京三条二坊十五坪A 1期の遺構模式図 1:1500

長屋王邸は敷地のほぼ全体の配置が判明し、しかも木簡によってある程度の機能を推定できた稀有な例であるが、反面、吉備内親王や長屋王という特殊な居住者の住宅であるためここでの推定を無条件で他に及ぼすことはできないであろう。ただし、これが住宅の空間内部の機能を考える好資料であることは間違いない。奈良時代の住宅の中心的建物の配置について、二つの形式を考えるのか、形式差が住宅とそれ以外の施設を区分するのか、今後の出土事例の増加をまつべき課題である。

SB4500の平面形式 この建物は桁行7間、梁間3間の母屋の2面に庇の付く構造である。柱間寸法は10尺だが桁行の両端間のみは14尺と広い。この建物の構造は2面庇である故に切妻造と推定してきた。しかし、両端間のみ柱間が広いことによって、1990年に制作した1/100縮尺の模型では入母屋造と想定した。その構造は補論2に示した設計図によって明らかなように、隅木を母屋両端間に架けた虹梁で受けると想定した。その逃避はともかく、この広い柱間を上部の構造と関連づけるには、常識外の推定をせねばならない。

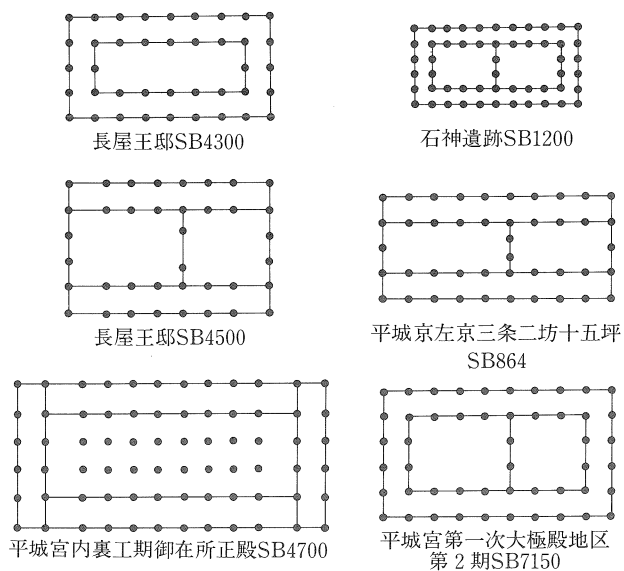


Fig.113 SB4500の平面形式の類例

特異な平面のSB4500

ところで、同様の平面形式の建物は平城宮の内裏1期の御在所正殿SB4700にみられる。この建物は桁行9間、梁間3間の母屋の4面に庇がつくが、総柱で厳密にどの部分が母屋が確定は

1) 島田敏男「平城京における身舎内の間仕切りについて」『平成元年度日本建築学会近畿支部 研究報告集』1989, pp.829~832

し難い。柱間寸法はFig.113のようで、母屋の両端間の柱間が広い。このような平面形式は長屋王邸のSB4500と内裏のSB4700しか知られておらず、一般の貴族住宅とは異質なものとみられる。

SB4500にはこの他に3間分と西4間分に間仕切りがなされている。こうした間仕切りをもつ建物も都城内では限られている¹⁾。類似例としては飛鳥石神遺跡の中央の建物SB1200、前述の左京三条二坊十五坪の西の建物SB864、平城宮第一次大極殿地区第2期（奈良時代後半）の中心的建物SB7150が挙げられる。石神遺跡の例以外はいずれも桁行柱間数が奇数であるから、東と西で柱間数が異なることになる。間仕切りは母屋内部に2本の柱を建てて、おそらくこれを方立柱として中央間に扉を吊り込んだと推定される。

以上のように、SB4500の平面形式は平城京内・平城京内を通じて類例が内裏ないしは王権の中で最も重要な施設に限られており、この建物の、ひいてはこの敷地の位置づけを自ずから語っていると思われる。

SB4500・4490・4300の床束の構造 (Tab. 76) この時期の主要建物には床束をもつ建物が多い。その床構造は一様ではない。床束のある建物の床束の割り付けを示すと、Tab. 76のようになる。束の割方から見ると、梁間を梁行の柱間数より一つ多い数で等分するもの（甲）と、柱間と同数で割る（いずれも梁間2間であるから棟通りに束が建つ）もの（乙）に分かれる。甲の内切妻造の建物では妻だけ各柱間を2等分（したがって梁間を4等分する位置になる）しており、SB4490は妻では3等分と4等分の双方の束が建つ。おそらく、後者は妻の壁下地覆を受ける束ではなかろうか。なお、SB4490では側柱の際にも、際根太受けの束が立っている。

SB5150は甲乙両者と異なり、梁間を均等に分割して束が建つ構造にはならず、その位置は側柱と梁行には揃わない。遺存状況も悪く、足場穴の可能性もあるが、床束であれば甲や乙とは全く異なった方式であり、その要因が建物の性格の差か、建築年代の差を示すのか断定はできない。

SB4500の床束は間仕切りから西に2列現存するが、東に1列分もある可能性がある。第三章3では柱筋が揃わないために除外したが、仮にこれも含むと考えれば、建物の中央3間分に床が張られることになり、左右対称の構造になる。それでもなお、建物の両端2間分づつは床のない土間となり、生活や儀式的空間として理解に苦しむ。なお、内部の一部が土間となる建物として平城宮第一次大極殿地区の第III期のSB7170がある。ここでは床束が検出されていないが、内部に間仕切りがあり、西側3分の1に溝を引き込んで、水をためた土坑があり、それ以外に床が張ってあったと推定している。しかし、SB4500の場合、最も中心になる建物であ

建物	束の割方	妻での束割	桁行柱筋との揃い具合
SB4500	梁間3間を4等分	なし	揃う
SB4490	梁間2間を3等分	各柱間2等分	揃う
SB4430	梁間2間を3等分	各柱間2等分	揃う
SB5150	梁間2間を4等分し棟通りは省略	なし	柱と柱の中間
SB4300	梁間2間を2等分（棟通り）	なし	揃う
SB4301	梁間2間を2等分（棟通り）	なし	揃う
SB4285	梁間2間を2等分（棟通り）	なし	揃う
SB4240	母屋梁間・庇梁間の2等分	なし	両端でずれる

Tab. 76 床束の構造

1) 山岸常人「第III期建物の復原」『平城宮報告 XI』1982

るだけに、内部に土間を想定することは難しい。

重複する同規模の遺構 左京三条二坊一・二・七・八坪の建物の配置として注目されるのは、ほぼ同じ位置で似た規模で重複する建物がみられる点である。まず、主要なものを列挙しておく。

一坪 4800-4810-4920・4900

二坪 4680-4681、4660-4670、4631-4632、4635-5344、4550・4551-4570、4566-4565、

七坪 4501-4502、4841-4840、4421-4426、4201・4241-4202・4242、4438-4436-4376、
4224-4227、4155-4100、4378-4377、4711-4713、4325-4320、4189-4188、4221
-4223

八坪 4845-4842、4841-4840、4850-4852、4781-4782、4791-4785、4783-4784、4817
-4818-4816 (SBは省略)

以上のうち、SB4800 (A・B期。以下、期を省略) -4810 (C) は連続する時期の建て替えと考えられるが、SB4920・4900はF期と離れている。SB4670 (A・B) -4660 (C)、4680 (E) -4681 (F)、4635 (A) -5344 (B)、4631 (E) -4632 (F)、4566 (E) -4565 (F)、4501 (A・B) -4502 (C)、4201・4241 (E) -4202・4242 (F)、4155 (C・D) -4100 (E)、4850 (A・B) -4852 (C)、4791 (D) -4785 (E) も連続する時期の遺構であるが、坪の規模が大きく変わって、性格も変化すると考えられるD期とE期、E期とF期の遺構の場合、同じ位置で建て替える要因が不明である。SB4680-4681、4155-4100、4791-4785は規模が大きく変わるので、あるいは関連がない可能性もあるが、SB4680・4631-4681・4632、4201・4241-4202・4242は近接して似た配置形態をとっているから、密接な関係を持ちつつ建て替えられたとみななければならない。実際、SB4421-4426、4438-4436、4221-4223、4224-4227、4438-4436-4376、4817-4818-4816はF・G期という近接した時期での建て替えである。これらの重複する遺構に注目するならば、次の二つの可能性が考えられよう。

① 敷地の性格が変わっても、既存の建物の規模や位置を踏襲しつつ建て替えて、建物の機能も転化する。

② 建物の関連があることから、敷地の性格も関連性を持つと考えれば、それぞれの建物の属する時期が敷地の連続性のある時期に属するか、同じ時期の中で建て替えられたと推定する。したがって、建物の時期区分が妥当でない可能性がある。

一方、SB4550・4551 (D期。以下、期を省略) -4570 (F)、4841 (C) -4840 (E)、4845 (C) -4842 (E)、4325 (C) -4320 (E)、4189 (C) -4188 (F)、4711 (C) -4713 (F)、4841 (C) -4840 (E)、4783 (D) -4784 (F)、4781 (D) -4782 (F) は離れた時期の遺構であるが、SB4550・4551-4570のように、掘形の切り合い関係から明確に時期が決定できるもの以外は、近接した時期、あるいは同じ時期の中での建て替えと考える可能性も生じよう。

この観点から新たな遺構変遷を提示するまでには至っていないが、既述のF期の八坪において建物の建つ範囲が、D期の溝による区画にある程度規定されている事実とも合わせて、同一敷地内の時期による遺構配置の変化が、既存の建物に規定されつつ変化する可能性のあること、そうした規定が是認されるならば、遺構変遷を決定するためにも注意すべき点であること、同位置で建て替えられた遺構のある場合隣接する時期での敷地の性格の連続性を想定できることが指摘できる。

6 炉SX4495の性格について

i 炉の検出

炉SX4495 (Fig. 114) は建物SB4490の身舎の北西隅柱抜き穴を利用して構築したものである。この柱抜き穴の平面形は、通常の一般的な抜き穴の如く、不整な長楕円形を呈しており、炉検出時には炉内に堆積する炭が、抜き穴の輪郭線に沿って周囲を巡っていた。このことからすると、建物の解体および柱の抜き穴から炉の構築までは、さほど長い間を置いたとは考えられず、炉の構築にあたっては抜き穴の輪郭をさほど改変せずに利用したことが推察できる。炉の周辺には、確実にこの炉に伴うと認定できる貼床等の作業面、焼け穴、燃料置き場を示す区画、土坑や溝、工房覆屋の柱穴等は検出されなかった。

炉内には上から、炭混じり茶褐色粘土層、炭層、灰褐色の灰と炭の混在層が堆積しており、これらの埋土からは埴埴あるいはトリベ（以下、埴埴とする）、鞆羽口（以下、羽口とする）、鞆羽口台（以下、羽口台とする）、焼石などが出土した。これらの遺物の種類別出土重量は、粘土製専用埴埴片が65.5g、土器（土師器）転用埴埴片が38.4g、羽口片が1667.2g、羽口台が356.2g、壁体が21.5g、鉾滓が16.4g、焼けた須恵器片が16.0g、礫・石片が923.5gである。これらの大部分は炉の廃絶とともに炉内に投棄されたものと考えられる。

炉内の埋土を除去すると、炉中央では東・西壁面の上縁部に羽口片各1点と、炉底部に長さ約15cm、幅10cm程度の角礫1個が残り、また底部北端の円形掘り込み部には埴埴片、羽口片、羽口台が残っていた。炉中央の東壁上縁部の羽口は半截した先端部片であり、先端部を炉内に向けた状態で出土した。この羽口の南に接して、須恵器甕片が裏面を上にして出土した。同じく西壁上縁部の羽口も半截するが、羽口の長軸は炉の長軸にほぼ方向を揃えていた。底部北端部の羽口台 (Pl. 226) は、湾曲面を上方に向け長軸を炉の長軸に揃えて出土した。この他に炉底北端部で出土した埴埴片および羽口片は、いずれも5×5cm大の小片で、内面を上方に向けて出土した。

ii 炉の構造

炉は地表下部分のみが遺存しており、地表部分については不明である。地表下部分は平面形が長楕円形の浅い土坑状を呈し、規模は南北115cm、東西70cm、深さが最深部で25cmある。底面は平坦ではなく、南が浅く北へ向かって緩やかに傾斜しながら深くなり、南端部から15cm、45cm、70cmの位置でそれぞれ段がつき、最北部では円形に掘りこまれている。底面の第1段目（南端の高所）と第3段目（中央部の低所）は、幅15～20cm程の平坦なテラス状となっており、炉北壁は急角度で立ち上がる。横断面形は「U」字形を呈し、北壁に近くなるにつれて側壁の傾斜が強まる。

炉内の熱の受け方は一様ではなく、第1段目のテラス部および最北部の円形の掘り込みから北壁にかけての部分が、特に強く熱を受けて硬化し一部では赤色に変色する。第1段目のテラス部と円形の掘りこみ部との間は、炭化物が密集していた部分であり、硬化面が部分的に認め

られるものの、全面にわたって特に強く加熱された痕跡はない。

炉の地表下部分を構築するにあたって、炉の下層に特別な防湿施設を設置することはなく、単に地面を掘り窪めただけの土坑と構造的には変わりがない。また、粘土を貼り付けて炉壁とした形跡は認められなかった。

以上のように、炉の構造としては極めて簡素であるが、炉底部の一方が浅く、他方が深くなる構造は、他に類例が見られず、SX4495を特徴づける属性として特筆できる。

iii 出土土製品

SX4495内埋土から出土した埴塼には、粘土製の専用の埴塼と土師器を転用した埴塼（p.351参照、Ph.246-13）があり、同じく出土羽口には湾曲羽口（p.352参照、Pl.226）が含まれる。これらに加えて、注目できる土製品に羽口台（p.352参照、Pl.226）がある。これらは出土状況から考えて、SX4495と強く関連するものであることは明らかである。これらのうち、土師器転用埴塼、湾曲羽口、羽口台は右京八条一坊十四坪の鑄造工房¹⁾から、羽口台は同じく十一坪の西一坊々間路西側溝SD920から出土している²⁾。十四坪の鑄造工房では、これら粘土製用具類の他に銅製の未製品、鋳滓、金属片などが出土しており、蛍光X線法による成分分析の結果から、この工房で銅または銅合金の鑄造が行われたことが推定されている。また、十四坪の工房から出土した粘土製の用具類も、銅または銅合金の鑄造に関連するものであるとされている。

iv 出土鋳滓の蛍光X線分析結果について

SX4495内埋土中より出土した埴塼内面に付着する鋳滓および第4類鋳滓については、後に詳述するように（補論9「銅製品と鑄銅関連遺物の材質について」Tab.83-9~11・29）、蛍光X線法による成分分析を実施した。その結果、9からは銅、錫、鉄、10からは銅、鉛、鉄、11からは銅、鉄、29からは錫、鉛、鉄がそれぞれ検出された。これは厳密な定量分析を実施した結果ではないため、断定することはできないが、これらの鋳滓が銅ないし青銅製品の鑄造、あるいは銅ないし青銅地金の精製に関連して生じたものである可能性が高い。これらは、出土状況からみて、SX4495に強く関連するものであることは言うまでもない。

v 炉SX4495の性格

炉SX4495は掘立柱建物SB4490の身舎北西隅の柱抜き穴を利用して構築されていた。その際柱抜き穴の形態をさほど改変せずに構築していると推察でき、したがってSB4490の廃絶から炉の構築までの間に長期間を経ているとは考えられず、SB4490の廃絶時、言い換えればB期の最終末ないしC期の開始当初に炉の構築時期を限定できる。それは奈良時代の中頃（730年頃）であると考えられる。

SX4495内の埋土からは埴塼、羽口、羽口台、鋳滓等が出土しており、これらは炉と深く関連する遺物である。埴塼には土師器を転用した埴塼が含まれ、羽口には湾曲羽口が含まれている。土器転用埴塼と湾曲羽口ならびに羽口台の粘土製用具類の組合せの出土例は、右京八条一

1) 奈文研『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1989

2) 奈文研『平城京右京八条一坊十一坪発掘調査報告書』1984, fig.36

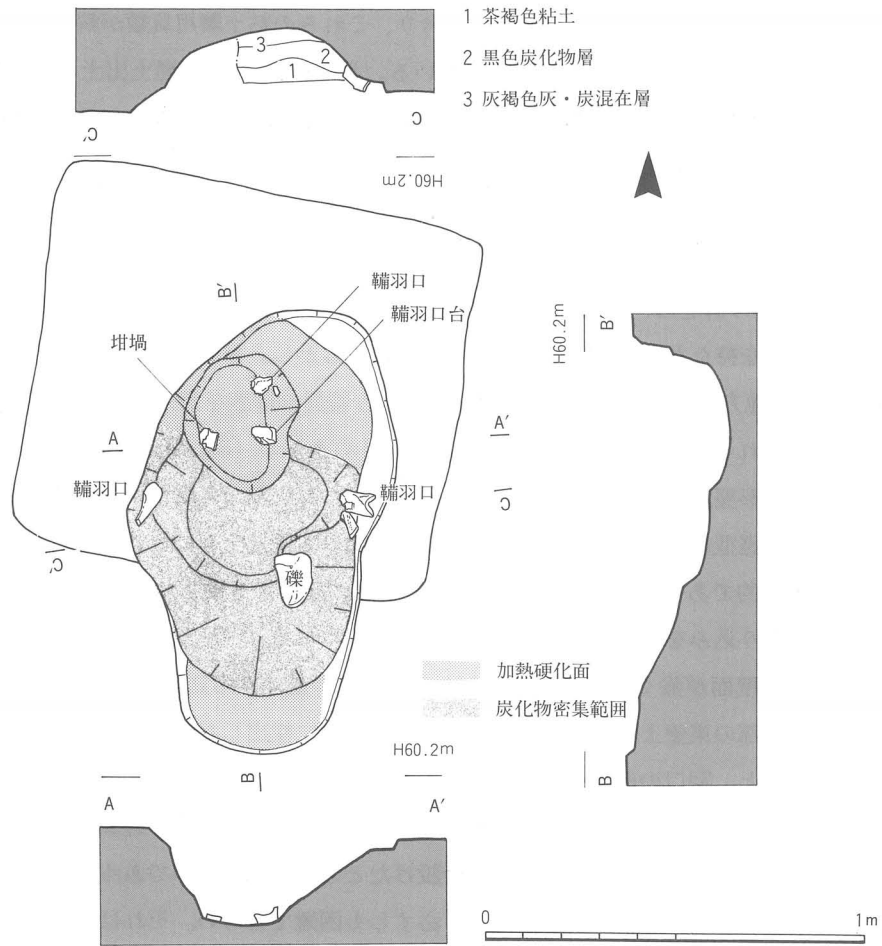


Fig.114 炉SX4495実測図 1 : 20

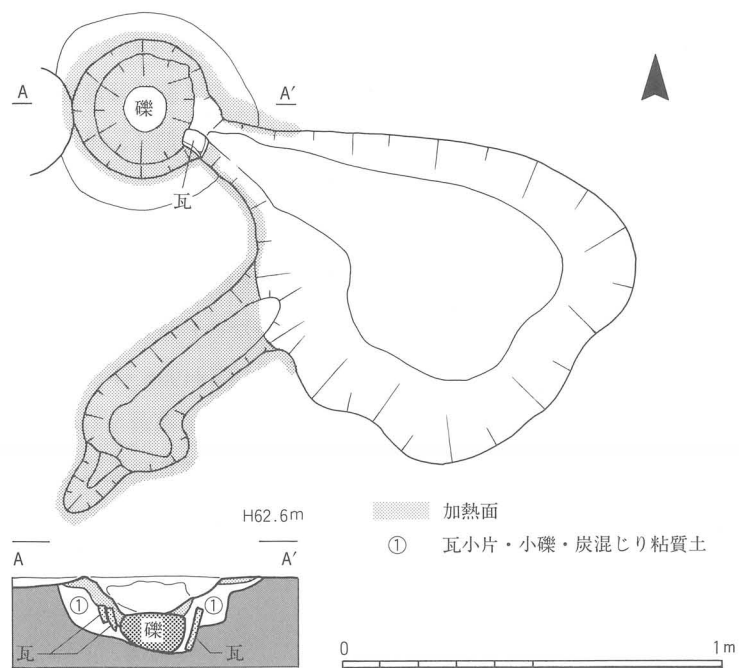


Fig.115 平城宮の炉SX14761実測図 1 : 20

坊十三・十四坪の鑄造工房でも知られており、これらの粘土製用具類が銅または青銅の鑄造に関わるものであることが明らかにされている。また、SX4495内埋土出土の鋳滓および埴内面に付着する鋳滓の成分分析では、銅や錫または鉛などが検出されており、これらの鋳滓は銅ないし青銅製品の鑄造、または銅ないし青銅地金の精製に伴い生じたものであると考えられる。以上の出土遺物の特徴から、炉SX4495が銅ないし青銅製品の鑄造、または銅ないし青銅地金の精製などに使用された可能性の高いことが推定できる。

炉SX4495の構造は、基本的に地面を掘り窪めただけの土坑状の構築物であり、なんら地下の防湿施設を持たない単純な構成となっている。しかし、平面形が長楕円形を呈し、底部の一方が浅く、他方へ向かって徐々に深くなるという特異な形態を備えている。鑄銅関連の炉は「火床」と呼ばれる平面円形の小規模な土坑状を呈するもの（Fig.115）か、「こしき炉」と俗称される円筒形豎型の溶解炉が一般的である。これらは底部が丸底ないし平底であり、円形の土坑内または豎型炉内部で燃焼を行っており、底部から側壁全面にわたり熱のために硬化しているのが一般的である。SX4495では、底面と壁面の熱による硬化状態からみて、実際の燃焼部は円形の掘り込みを中心とした炉の北半部と考えられる。円形掘りこみの南側にあるテラス部分よりも北壁面が強く焼けていることからすれば、南側から送風したとみるのが自然であろう。炉中央部の東壁上縁部で羽口が出土しているが、検出した状態で炉の操作が行われていたと仮定すると、羽口の前面は広く開放しており、この羽口の位置からの送風では著しく効率が損なわれるものと考えられる。したがって、この羽口の位置からの送風を想定する場合には、第3段目のテラス部分に何らかの覆いを設けたとみたほうがよいであろう。他方、この羽口が原位置をとどめていないとする想定も、必ずしも困難ではない。それは第3段目のテラス部分を送風装置（竈と羽口）の設置場所と考えるものである。この場合には、実際の燃焼部である円形の掘り込み部分に直接送風できるため、初めに想定した場合よりも効率的な送風が可能であると言えるであろう。円形の掘り込み部底部で羽口台が検出されているが、そこが羽口台の原位置と考えるより、本来はこのテラス部分に設置されていたとみるべきものではあるまいか。いずれにしても、第2段目と第3段目のテラス部分は燃焼部よりも高所に位置しており、焚口と推定するにはやや無理がある¹⁾と考える。この他に、第1段目のテラス部に認められる硬化面の性格は不明である。あるいは別の炉が重複しているものかもしれない。この点についてはなお検討を要する。

一・二・七・八坪はC期に至って坪内の建物を大きく改変しているが、この改作に伴い必要とされる銅ないし青銅製品の鑄造、または銅ないし青銅地金の精製等を行うために臨時に設けられたのが炉SX4495と、実態は不明であるがSX4495に伴う工房であったと推定できる。ここに覆い屋を伴う工房が設けられたとしても、極めて簡素なものであったに違いなく、また長期間にわたり操業したものでないことは、改作の際の整地や後世の削平を考慮に入れるにしても、炉以外の工房関連施設がほとんど認められないことに表れていると考えられる。臨時のものであるという性格は、炉内壁に粘土を貼っていない点や特異な平面形を呈するという点にも反映しているのかもしれない。

1) 奈文研『昭和62年度平城宮概報』1988, p.52

7 結 語

平城京左京三条二坊一・二・七・八坪および二条二坊五坪の発掘調査成果について、以上の各章で詳細に述べてきた。ここで、その内容を要約し、今後の課題に触れておくことにする。

A 遺 構

i 条坊復原

二条大路、東二坊々間路および三条二坊内の東二坊々間西小路と三条々間北小路を、それぞれ150m以上にわたって検出した。

二条大路 二条大路の北側溝と南側溝は、土層や東二坊々間路西側溝とのつながり具合からみて、大きくは3度改修されている。路面幅は平均36.4m、側溝心々距離は39.8~40.6m、北側溝の幅は3~7m、南側溝の幅は1.3~2.3mであった。二条大路は、平城宮南面では側溝心々距離105大尺(37.17m)であり、条坊計画線から北側溝心と南側溝心までが1:2(35大尺:70大尺)に復原されている。今回の調査地と平城宮南面および左京二条二坊十二坪南面とを比較すると、路面幅や側溝幅に差異があるが、側溝の外肩はほぼ一直線に揃うことが判明した。その結果、条坊は側溝心々で計画し、側溝幅を変える場合は外肩の位置を変えず、内肩の位置を変えたと考察した。方位は東で11'28"北に振れ、これまでの平城京の条坊の平均的振れに近いことがわかった。

二条大路の
計画と施行

東二坊々間路 二条二坊五坪側の西側溝は奈良時代を通じて存在したが、三条二坊七・八坪側の西側溝は奈良時代後半(E期)に埋め戻された。溝幅は2~3m。東側溝は一部を検出したに止まるが、幅は7.5mに復原でき、旧菰川を付け替えたとする推測を裏付ける。東方の第83次調査(東二坊々間東小路)の成果も援用すると、東二坊々間路は側溝心々距離が30大尺(10.6m)、路面幅は16大尺(5.7m)に復原できる。方位の振れは北で西に12'56"であった。

坪境小路 左京三条二坊一・二・七・八坪の坪境小路(三条々間北小路と東二坊々間西小路)は、奈良時代後半のE期をはさんで前後2時期、D期とF期にほぼ同じ位置に設けられたが、一・二坪間の三条々間北小路のみはF期に新設された。東二坊々間西小路の側溝心々距離は7.1m前後、振れは北で西に16'18"、三条々間北小路の側溝心々距離は約6m、振れは東で北に8'15"であった。両小路心はそれぞれ三条二坊の条坊計画線から正しく1/4に位置する。

ii 左京三条二坊一・二・七・八坪の変遷

三条二坊一・二・七・八坪で検出した遺構は、A~G期の、7時期にわたる変遷がある。各時期の年代は、出土遺物から、A期が平城遷都から養老年間(710~720年頃)、B期が天平初年まで(720年頃~729年)、C期は平城遷都まで(729~745年頃)、D期が天平勝宝2年頃まで(745~750年頃)、E期が宝龜元年以前(750~760年代)、F期が奈良時代末頃まで(ほぼ770年代)、G期が奈良時代末~平安時代初め頃までである。

遺構の7時
期 区 分

A・B期は、一・二・七・八坪の4町を占有した時期であり、敷地の東辺にある井戸SE4770

長屋王邸は
4町占地

や溝状土坑SD4750から出土した木簡などによって、居住者が長屋王、吉備内親王とその子供達と確定できた。蛇行溝SD4150が六坪にも連続するとみて6町（一～三・六～八坪）占地とする見方（本文p.13参照）もあったが、六坪の北限区画に伴う雨落溝がほぼ奈良時代を通じて存在した可能性が高いこと、六坪の所用瓦が藤原氏と密接な関係をもつことから、三・六坪を別とし4町とみた。

「西宮」比定

敷地の南辺中央部には掘立柱塀で囲まれた広い区画（内郭）があり、内部は掘立柱塀でさらに東西に3分し、それぞれに大型の建物群を配置する。生活の中心となった区画である（A期では東西135m以上、南北115m）。3区画のうち、中央内郭と西内郭はA・B両期とも一貫して正殿と脇殿を逆L字状に配置するが、東内郭はA期とB期で建物配置が大きく変化するので恒常的な居住の空間とは考え難い。「長屋王家木簡」によって、「西宮」に長屋王の子女やその母たる長屋王の妻妾が居住したと推定できることなどから、西内郭を「西宮」にあてた。中央内郭は東西幅が77mと最も広く、正殿SB4500は面積が約360m²もあり、京内発見の建物では最大規模である。また、SB4500は両面庇付建物だが、母屋の梁間が3間であり、桁行の両端間を広くとる点に特色がある。こうした平面形式の建物は、これまで平城宮内裏の中心的建物SB4700以外に知られておらず、一般の貴族邸宅の建物とは異質といえる。したがって、中央内郭には長屋王が住んだと考えた。東内郭は儀式・接客用の空間と推定した（B期には双堂SB4300・4301が建ち、整備が進む）。この東に蛇行溝SD4150やSD4149を配した園池があり、B期になると東内郭との間の塀が一部なくなって、両者のつながりが一層増すこともこの推定の裏付けの一つになろう。

長屋王居住区と儀式的区画の比定

内郭の北は掘立柱塀で2区あるいは3区（西・北・東外郭）に大きく区分する。西外郭と北外郭の間は通路となり、この北には二条大路に面して棟門が開く。大路に門を開くことができるのは『続日本紀』天平3年9月戊申条に三位以上とあり、これを遺構の上ではじめて確認しえたことになる。

敷地東辺の溝状土坑SD4750やSE4770から出土した「長屋王家木簡」によって、この邸宅内には家政をあずかる「長屋王家令所」（「奈良宮務処」「政所」）があり、この下には「主殿司」「大炊司」「酒司」「縫殿」「染司」など日常生活の様々な局面に対応する部署が設けられ、多種多様の職人や奴婢達が活動していたことが判明している。

「長屋王家令所」の比定

今回調査した三つの外郭のうち、SD4750やSE4770をふくむ東外郭に家令所があったことは想像に難くないが、未調査地が多く、どのような建物の配置がされていたかはよくわからない。北外郭や西外郭の調査も不十分であるが、北外郭のSB4960は多くの甕を据えた建物、西外郭のSB4800は内部を細かく仕切って事務所（宿舎）風にしており、ともに家政に関わった部局区画と推測する。

C期には
皇后宮

C期は、B期の占地、区画施設、建物をほぼ踏襲した時期である。二条大路上に掘られた濠状遺構SD5100やSD5300・5310から出土した「二条大路木簡」の分析によって、一・二・七・八坪の4町には皇后宮が置かれた可能性が高いと考えた。SD5100・5300・5310は溝状だが、水が流入することも流出することもない。防御や防火施設であったことも考えられるが、最終的には木簡や土器などを投棄したようである。この時期、二条大路上には東一坊大路近くと二条二坊五坪南門の前に掘立柱建物が建つ。出土木簡からみて衛府など皇后宮の警護と関わる施

設と理解した。

中央内郭の建物は全面的に建て替える。正殿SB4600の規模は長屋王邸正殿に準じる。北・東外郭の建物もほぼ全面的に建て替える。敷地東面の区画はそれまでの掘立柱塀から築地に改めて、中央に門を開く。

D期は坪境小路を設けて敷地を分割した時期である。一・二坪は一体であり、南寄りに生活の中心となる建物群がある（官衙か邸宅かは不明）。七・八坪は1町を溝や道路でさらに細分する。七坪の北西部の敷地（約70m四方）には、南西隅に二重の溝を巡らせた一辺約18mの区画がある。内に遺構はなく、性格は明らかでない。礎石建ちの建物があつて削平されたのか、単に広場であつたのか、いくつかの可能性が考えられるが、類例の発見をまって再検討したい。

E期は、坪境小路が廃され、再び4町を占有した時期である。A～C期と異なって、3組のL字形の塀で敷地を緩やかに区画し、それぞれにある程度の規格性をもって建物を配置する。このうち、二坪部分は大型の建物を逆L字状に配置しており、生活の中心区画となろう。官衙か邸宅かは確定し難いが、官衙とすればまとまりに欠ける。

F・G期は、再び坪境小路を設け、敷地を細分した時期である。一坪と二坪はともに1町占地であるが、七・八坪は1町をさらに細分している。一坪では敷地の中央に計4棟の建物、東・南辺に狭長な3棟の建物を配置する。井戸SE4885から太政官に関わる「地子米」の木簡、SE5140などから「官厨」「官」の墨書土器が出土しており、長岡京における太政官厨家の位置ともほぼ一致することから、この敷地が太政官厨家であつた可能性は高い。敷地の縁辺にある極めて長い建物は倉であろう。二坪では東南部に比較的大型の建物をL字状に配置し、ここが生活の中心となる。一・二坪の重要な建物はG期には廃されていた可能性がある。

F期の一坪は太政官厨

iii 左京二条二坊五坪の変遷

調査面積が小さく、断片的なことしかわからないが、三条二坊一・二・七・八坪とほぼ併行して、a～g期の、7時期の遺構変遷がある。a期は不明だが、b期以降は1町もしくはそれ以上を占有する。

a～c期の検出建物は少ない。b期とc期には南面中央に二条大路に面して棟門を開く。c期には二条大路上の北に、南の濠状遺構SD5100と対応して濠状遺構SD5300・5310を掘る。ここから出土した木簡や、五坪の南門からSD5100の中央部に棄てられたとみる木簡の分析によって、c期の五坪には長屋王と対立することになった藤原四兄弟の末子、麻呂が居住していたと考えた。桁行7間と推定する北庇付建物SB5390が正殿になる可能性がある。

藤原麻呂邸に比定

d・e期は南門を四脚門の可能性のあるSB5320に改める。敷地内は、d期には東南部を掘立柱塀で区画し、e期には回廊状のSC5290で南北に区画する。敷地内に回廊をもつ遺構は、京内では離宮とも推定する東隣の左京二条二坊十二坪、市原王邸かと推定する左京四条一坊一坪（本文P.13・14参照）にあり、通常の官衙であつた可能性は薄いといえよう。上記の十二坪の遺構は天平勝宝元年（749）に存在した「宮南の梨原宮」に比定する見方もあるが、五坪の南門近くで出土した「阿刀酒主」の木簡から、五坪もしくはこれを含む三・四・六坪の「東院南方遺跡」が梨原宮であつた可能性を示した（本文第V章1B、p.453・454）。e期もしくはd期中に、敷地東辺には東二坊々間路西側溝から水を引いた「樋殿」（水洗便所）SX5034・5035の存

梨原宮か

在したことが、遺構や寄生虫卵の分析でほぼ確められた。平城京では最初の発見である。

f 期には、門を棟門に改める一方、五坪東辺に南北棟SB5250を建て、中軸線上に桁行推定5間の正殿と後殿が並ぶ。SB5250は京内最長の建物であり、官衙あるいは公的施設である可能性が高い。g 期には南門は廃され、敷地内に比較的小規模な建物が建つ。官衙か邸宅かは明らかでない。

iv 建物配置計画

三条二坊一・二・七・八坪 4町を占有するA期の場合、北門（北面築地）や内郭の区画塀などは条坊計画線をもとに大尺で計画されたことが明らかである。一方、敷地内の比較的大きな建物の柱間は小尺で9尺もしくは10尺であり、内郭の区画塀も柱間は小尺で9尺となっている。結果としては、大きな区画割りを行ったのち、内部の建物や塀は小尺の9尺方眼で割付けた可能性が高いと判断した。B・C期は、基本的にはA期を踏襲しているが、増・改築にあたっては既存の塀から小尺（主として9尺）で割付けたようである。

建物配置は
9尺方眼

敷地が分割されるD期では、二坪の建物について10尺（小尺）方眼が用いられた可能性が高い。E～G期の建物や塀については、9尺あるいは10尺方眼にのるものもあるが、数は少なく、全体を通しての計画があったとは考えがたい。

二条二坊五坪 b・c期の南門（SB5135A・B）は条坊計画線から大尺で正しく中央に位置するが、c期の正殿は南門から小尺で160尺になる。一方、d期の南門（SB5320）は心が東に寄り、五坪の実質的な大きさ、すなわち両側溝心々距離の正しく中央に位置する。三条二坊一・二・七・八坪と同様に、造営当初にあつては、条坊計画線から大尺で大きな区画割りを行い、以後は既存の塀・溝から割付けたと考えられる。大宝令に「度地に大尺を用いよ」とする規定の京での運用を示すものといえる。

v 平城京以前の遺構

奈良時代当初の整地土下もしくは地山面上で、方形に濠をめぐらした二つの居館跡を検出した。居館Aは、一辺（内寸法）38～39mであり、内に掘立柱建物を伴う。年代は5世紀後半頃で、6世紀まで存続した可能性がある。方位は東で北に約45度振れ、南を流れる旧菰川のSD1560の方向にほぼ揃う。居館Bは、内寸法が南北約80m、東西50mないし70mである。年代の決め手になる遺物は出土していないが、方位が真南北である点から、7世紀初頭頃とされる真南北の下ッ道設置後である可能性を示した。

5～7世紀
の豪族居館

奈良盆地の北辺では、これまでに5世紀中頃以降の居館跡が2カ所（南紀寺遺跡と菅原東遺跡）発見されており、本調査例を含めて居館跡は計3カ所になった。南紀寺遺跡は5世紀中頃から6世紀前半の和邇氏の拠点とされ、本遺跡の周辺も和邇氏の勢力下にあった可能性がある²⁾。その究明は今後の課題であるが、下ッ道の設置に伴って居館を大きくしているらしいことは、この地が政治的に重要な位置を占めてきたこと、ひいては平城遷都に至る何らかの素地が形成されていたことを暗示する。

1) 森下浩行「奈良県南紀寺遺跡」『考古学ジャーナル』384, 1995, p.22

2) 岸 俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」(大阪歴史学会編『律令国家の基礎構造』) 1960

B 遺 物

i 木 簡

合計11万点が出土し、その内容からも木簡研究史上画期的な発見となった。邸内のSD4750から出土した計35,000点余りの「長屋王家木簡」と、二条大路上のSD5100・5300・5310から出土した計74,000点余りの「二条大路木簡」は、年代がそれぞれ靈龜2年(716)、天平7、8年(735、736)を中心とし、しかも内容が豊富であった。

「長屋王家木簡」 邸内には長屋王と、吉備内親王らの妻妾とその子供達が住んでいたことを明らかにできた。そして、長屋王家の家政運営に関わる政所以下の様々の部署や職名、そして働く人々の動向、領地・封戸の所在地とその経営、それらの地からの物資の搬入状況や屋敷内外への支給などの実態も明らかにできた。

木簡からは二つの家政機関の存在が窺える。一つは長屋王に与えられたものである。他の一つは、吉備内親王や氷高内親王(のちの元正天皇)などにあてる説もあったが、高市皇子の機関をその子の長屋王が継承したと考え、所在地を飛鳥・藤原の地に比定した。すなわち、実際の家政運営は「長屋王家令所」(「奈良宮務所」「政所」)があたり、吉備内親王の生活もこの機関によって支えられていたと推測した。

長屋王の家政機関

「二条大路木簡」 二条二坊五坪の南門の左右にあるSD5300・5310や、南門向かい側のSD5100出土の一部の木簡が藤原麻呂の家政機関(「兵部卿宅政所」)に関わるが、基本的には衛府の木簡を中心とする光明皇后の皇后宮に関わる木簡であることを示した。両木簡群は無関係に廃棄されたのではなく、皇后宮の運営に関わって使用されたものであり、全体として「皇后宮木簡」と呼んでいい内容の木簡であることを明らかにした。そして、東二坊々間路西側溝から衛府に関わる木簡や墨書土器が出土していることなどから、「二条大路木簡」は旧長屋王邸に関わる遺物であると考え、法華寺下層を皇后宮とする従来の説に疑義を呈し、SD5100の南に恭仁遷都以前の皇后宮を比定した。

藤原麻呂の家政機関

皇后宮木簡の提唱

ii 瓦 埴 類

長屋王邸の瓦 軒瓦6272-6644が、奈良時代はじめの長屋王邸所用の軒瓦であることが判明した。ただし、本来は奈良時代以前にさかのぼる寺院所用の軒瓦として生産を開始していた可能性が高く、その寺院としては平城京右京九条一坊に想定される観世音寺が第一の候補となる。

軒瓦6282-6721の年代 二条大路に面するSD5100から、恭仁遷都直前の様相を示す基準資料がえられ、軒瓦6282-6721が平城宮・京軒瓦編年のII-2期にさかのぼることが確定した。

瓦の使用状況 瓦の使用状況として特筆できるのは、まず長屋王邸の軒瓦6272-6644には隅切軒平瓦が含まれ、奈良時代はじめに邸宅内に総瓦葺きの建物が想定できることである。(ただし、今回の調査ではその建物を特定できなかった)。また、奈良時代を通じてもっとも多くの瓦が供給されたのが、長屋王没後のC期の時期で、いずれも平城宮と同範の瓦であることから、公的な性格の施設として利用されたことがうかがえる。なお、二条大路に面する築地塀には、最終段階では軒瓦を葺いていないことが明らかとなった。

長屋王邸に総瓦葺建物

長屋王没後に公的施設

iii 土器

「土師女」の
作った土器

長屋王家の土器 SD4750およびSE4366・4770から出土した土器は、平城宮土器Ⅱの基準資料であり、その分析を通して、長屋王邸で使用された土器の特色を明らかにし、これらの土器は邸内で「土師女」が作った可能性が高いことを示した。

平城宮土器編年の細分 SD5100・5300・5310出土土器は平城宮土器Ⅲの古段階（恭仁遷都前後の天平年間前半代）であり、その分析を通して、中段階（紫香楽宮期から平城遷都直後）、さらに新段階（天平末年頃のSK820）への、技法や器形の変化を明らかにした。

万灯供養の
残滓か

SD5100出土土器の特質 食器が圧倒的多数を占めることを明らかにし、出土量の目立つ土師器杯Cは飲用器、須恵器鉢Aは僧尼用であり、須恵器甕C（「由加」）は水・油用と考定した。さらに、食器の多くは灯火器であったことを示し、仏会における万灯供養などに用いられたものをSD5100に一括投棄したと推定した。

iv その他

木製品は、SD4750・4699・5021・5100・5300・5310などから、棒状品をのぞいて5000点近くが出土した。内容は極めて豊富である。巻物（文書）を納めた割り抜き箱、木製の帯飾り（丸柄や鉾尾）、絵馬、楼閣山水を描いた板、細長い材を巻いて器胎とした巻胎漆器などは貴重な発見であった。

錢貨は200点余り、金属製品は銅製人形3点、瑞雲双鸞八花鏡1点、小形素文鏡4点、荊棘轡1点など計150点程、ガラス製品は小玉1点（小玉鑄型1点）、石製品は旧石器を含め100点近くが出土した。鉾滓、鉾物、羽口、埴塼なども出土しており、この地で金属製品の製作が行われたことを示す。

SD5100・5300やSD4699・5021などからは多量の植物・動物遺存体、花粉、寄生虫卵が出土し、当時の食生活や居住景観の復原に多くの資料を得ることもできた。

C 課題と展望

今回の調査地周辺は、これまでの調査によって、1町以上の宅地の占める割合がとくに高いと判明している（本文第Ⅱ章2A、p.12～14、別図2参照）。だが、発掘調査によって宅地内の様相が明らかになり、しかも居住者が特定できたのは、確実には今回の調査地がはじめてである。その学術的意義は極めて大きい。課題も多く残る。以下ではこの点に触れる。

皇后宮の比定 奈良時代中頃（C期）の左京三条二坊一・二・七・八坪は、二条大路上のSD5100などから出土した木簡によって、恭仁遷都以前の当初の皇后宮に比定した。天平元年の立后当初から旧藤原不比等邸（のち法華寺）に皇后宮を構えたとする旧来の説とは異なるものであり、その与える影響は大きい。これまで部分的に検出している法華寺下層遺構の建築的復原を行うことによって、皇后宮がどこにあったのかより明らかになろう。

藤原麻呂邸と東院南方遺跡 平城宮は他の古代都城とは異なり、宮域が方形にならず東辺（東院）が北東に張出す形になっている。その原因について、平城宮造営に携った藤原不比等が、その娘宮子の生んだ首皇子（のちの聖武天皇）の住む東院を自邸近くに配置したとみる見解も

ある。また、二条二坊五坪には不比等の子、藤原麻呂が居住した可能性が高いことから、東院の南、二条二坊三～六坪のいわゆる東院南方遺跡に、民政を統轄する京職がおかれ、のちには兵部省の現業部門も設けられたという意見もある(『長屋王概報』1990、p.138・139)。東院南方遺跡が藤原氏と関係深い地であった可能性は高いが、これまでに調査した面積は狭く、今後の調査によって、東院南方遺跡の性格が明らかになると期待される。

官衙か邸宅か 平城京の調査によって検出した比較的規模の大きな遺跡が、邸宅なのか官衙なのかは常に判断に苦しむ問題である。中心となる建物の配置について「雁行型」「L字型」「二字型」「コ字型」などのパターンに区分し、「二字型」を邸宅、「コ字型」を官衙に比定する見解もある¹⁾。今回の調査においてもその明確な基準を見出すまでには至らなかった。一つの成果は、大きな宅地にあつて、それぞれには大型建物を配置した居住区画と儀式的な区画とを設けていることがわかった点である。その区画の配置は、儀式・接客用空間を東、主人の居住空間を中央、妻子の居住空間を西にしており、平城宮において大極殿・朝堂院-内裏-後宮とつらなる南北の奥行指向が東西方向に転換(本文p.537)されていると考えた。こうした視点は、平城京における大貴族の住宅を理解する上で一つの指標となろう。

大路に開く門 長屋王邸の北門は二条大路に開き、三位以上の貴族が門を大路に開くことができるという『続日本紀』の天平3年9月戊申条の規定を、発掘によってはじめて擲んだ。だが、北の二条二坊五坪の南の棟門は、藤原麻呂が従三位に昇る天平元年以前になる可能性がある。平城京左京六条一坊十六坪の調査では、宅地は1町程度だが、東一坊大路の西側溝に二つの橋が架かる²⁾。門自体は検出していないが、大路に面して少なくとも開口部があったことになる。棟門程度の小規模な門は規定外であったと理解しているが、今後類例の増加をまって再検討すべき課題といえよう。

3) 奈文研『平城京左京四条二坊一坪』1987、pp.45 4) 奈文研『1995年度平城宮概報』p.30